

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第42卷合併号

令和4年2月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第42巻合併号 令和4年2月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第42巻合併号 令和4年2月

目次

論文

- ソ連解体の衝撃と中国共産党の対応 …………… 石井 明 … 1
- プライム市場適合上場企業と英文情報開示対応に関する研究 …………… 建宮 努 … 11
- 宇宙活動の安全と持続性をめぐるガバナンス
—民間部門の取り組みに着目して— …………… 永井 雄一郎 … 21
- 渡部一郎による「無尽蔵版」刊行物への一考察
—沼津兵学校の語学教本を中心に— …………… 浅川 道夫 … 35
- 科学技術と原子力に関する2つの考察
—ハイデガーとヤスパースを手掛かりにして— …………… 平野 明彦 … 47
- 金子文子のマックス・シュティルナー受容 …………… 安元 隆子 … 61
- 全国レクリエーション大会にみる高度経済成長期のレクリエーション活動の実態とその背景
…………… 加藤 秀治 … 71
- 『1941年。パリの尋ね人』における記憶の再構築 …………… 坂東 真理子 … 81
- 乾岔子島事件の背景と関東軍の初期対応
—ソ連砲艇撃沈までを中心に— …………… 笠原 孝太 … 93

研究ノート

- 日中戦争における外務省の和平条件
—昭和13年の「諸基本協定案」について— …………… 岸田 健司 … 103
- 英語模擬授業における「振り返り」の実証的研究
—内省の深化に焦点を当てて— …………… 生内 裕子 … 115

ソ連解体の衝撃と中国共産党の対応

石 井 明

Akira ISHII. Impact of the dissolution of the Soviet Union and the response of the Chinese Communist Party. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.1-10.

This year 2021 marks the 30th anniversary of the dissolution of the Soviet Union and the 100th anniversary of the founding of the Chinese Communist Party (CCP). CCP now become the world's number one ruling party with 95 million members.

However, CCP has not forgotten the world socialism faced a difficult phase in the late 80's and early 90's of the 20th century.

This paper mainly focuses on how CCP dealt with the dissolution of the Soviet Union. The biggest lesson of CCP has drawn from the dissolution of the Soviet Union was that the Communist Party's leadership should never be abandoned. CCP is still now sticking to holding the leadership of the Communist Party.

はじめに

2021年はソ連解体30年であると同時に、中国共産党創立100年でもある。7月1日、党成立100周年祝賀大会での演説で、習近平総書記は、党成立時は50名余りの党員しかいなかったが、今や9500万余の党員を擁し、14億余の人口の大国を指導し、大きなグローバル影響力を有する世界第一の大執政党になったと胸を張った。

現在、中国では、中国がマルクス主義の発展に如何に貢献したのか、ということが強調されている。2021年、中国共産党は大々的に党史学習運動を繰り広げたが、2月20日、党史学習教育動員大会で、習近平は自ら次のように述べた。「マルクス主義は深く中国を変えたが、中国もマルクス主義を極めて豊かにした。・・・わが党は絶えずマルクス主義の新境地を切り開いてきた」と述べたうえで、その例として、(1) 毛沢東思想、鄧小平理論、“三個代表”、という重要思想、科学的発展観を生み出したこと、(2) 新時代の中国の特色ある社会主義思想を生み出したことを挙げているⁱ。“三個代表”とは、江沢民が打ち出した考えで、ポイントは私営企業家の入党を認めていることだ。科学的発展観とは胡錦濤が打ち出した考えだ。

この習近平発言は、毛沢東、鄧小平、江沢民、胡錦濤の思想をひとまとめにし、それと並立させ、「新時代の中国の特色ある社会主義思想」を持ち上げている。習近平は全党に対し、「新時代の党の創新理論」を深く学び、会得するよう求めているのだ。

「新時代の中国の特色ある社会主義思想」とは何か。現在、中国では「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」という言い方が広がっている。この言葉は、2017年10月、中国共産党の第19回大会で、党規約に入り、2018年3月、第13期全国人民代表大会で憲法に書き込まれたが、要するに習近平思想ということだ。習近平の経済思想については、「当代の中国、21世紀世界におけるマルクス主義政治経済学の最新の理論成果であり、マルクス主義と中国の具体的現実を結び付けた更なる理論的飛躍であり、マルクス主義の経典作者が未だ足を踏み入れず、先輩・先人が予見しえず、西側経済理論が解決できなかった一連の重大理論・実践問題について創造的に解決したものである」とみなされているⁱⁱ。

現在、中国では、科学的社会主義が21世紀中国において、強力に生存する活力を生き生きと表していると主張されているのだが、20世紀80年代末

から90年代初めにかけて、世界社会主義が厳しい曲折に直面したことを忘れてはいるわけではない。「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」の指導的地位を論じた、ある論文は、次のように当時を振り返っている。すなわち、「歴史の終焉」を主張したり、また、社会主義中国も「ドミノカード」のように倒れていくと、ばかげたことを言う者もいたが、我々は腰骨をまっすぐに伸ばし、衝撃を突っぱね、試練に耐え、科学的社会主義は曲折の中で奮起し、新時代に入った、と主張する。さらに、「歴史の終焉論」の終焉、「中国崩壊論」の崩壊、「社会主義失敗論」の失敗が明らかになった、とも主張しているⁱⁱⁱ。1980年代末から1990年代初めの「社会主義の低調」の時期の試練を経て、現在がある、というわけだ。

その試練の一つがソ連解体である。2021年、党史学習運動が繰り広げられる中、ソ連解体もトピックの一つとなっている。4月27日の人民解放軍機関紙『解放軍報』に、自分の頭で、党史上の問題を考えるよう求めている文章が載っていたが、その例の一つとして、次のような問題が挙げられていた。

「あんなに大きなソ連社会主義というビルが一朝にして倒れてしまったのに、中国の特色ある社会主義が『こっちの風景は素晴らしい』というのはなぜか？」

7月28日の『人民日報』には、かつてソ連共産党はかくも強大で、ソ連はかくも強大であったのに、すでに「故国は回首に耐えず、月明の中」となってしまったと記されていた。

「故国・・・」は、南唐の詩人李煜（りいく）の詞（歌謡文芸）「虞美人」の一節だが、滅んでしまった国は振り返るのも耐えられない、といった意味だろう。

こういった問題に対してどう答えるべきか。言うまでもなく、現在の中国は、東欧の激動・ソ連解体により、世界の社会主義が弱体化し、厳しい国際情勢にさらされたことは認めている。そのうえで、中国がつぶれなければ、世界の5分の1の人口が社会主義を堅持していることになるとして、社会主義の道を堅持してきた、と主張する。国際情勢に対しては、「冷静観察、穩住陣脚、沈着応付」

（冷静に観察し、自分の足場を固めて、沈着な対応をする）という方針をとってきたと主張する^{iv}。

本稿は、東欧の激動・ソ連解体に直面した中国の対応は、実際はどうであったのか、社会主義世界の危機にどう対処してきたのか、を中心に検討を加える。

1. 「中国は一党制ではない」と主張

まず、1980年代後半の東欧の激動に対する中国の対応を見てみよう。東欧で、政治改革を、先頭を切って進めたのがハンガリーだ。ハンガリーでは、1988年から一党支配を緩める動きが始まっており、1989年1月11日、ハンガリー国会が、集会・結社の自由化法案（複数政党法案）を可決した。同年2月10－11日、執政党のハンガリー社会主義労働者党は臨時中央委員会総会を開き、政治改革を議論し、11日、複数政党制について、「政治体制の改革は、複数政党制の中で実現が可能である。複数政党制は権力乱用を防ぐためのよりよい保障となることは歴史的経験が示すところだ」（同総会コミュニケ）という理由で、複数政党制の導入に賛成した。ハンガリーではすでに社会民主党など小政党二党が活動を認められていた。

こうした東欧での動きに直面して、中国の指導者はどのような対応をとろうとしたのか。

同年2月26日、鄧小平はジョージ・ブッシュ米大統領と会談した際、中国は現在、力を集中して経済を発展させようとしており、複数政党が選挙を行うというやり方はできない、と次のように述べている。

「もしも形式的な民主を追求すれば、結果は民主を実現できないばかりか、経済も発展できなくなる。国家が混乱し、人心がばらばらになる局面が生じるだけだ。我々は社会主義的民主を発展させなければならないが、あわててやるわけにはいかず、西側のあのやり方は一層だめだ。もしも我々10億人が複数政党（多党）による選挙を行えば、かならずや“文化大革命”時の“全面内戦”のような局面が現れる。民主は我々の目標ではあるが、国家は安定を保たなければならない」^v。

鄧小平・ブッシュ会談から4カ月近くたった6月

4日、天安門事件が起きる。1980年代後半、中国では政治体制改革を求める動きが強まっており、1987年10－11月の中国共産党第13回大会でも、経済体制改革を進め、生産力を高めるためには、政治体制改革が必要である、とされ、政治体制改革の内容としては、中国共産党に権限が集中している現状を改め、「党政分離（党と政府機関の分離）」、「党企分離（党と企業の分離）」を進め、権限を下部へおろすことが決定されていた。

しかし、政治体制改革は進まず、改革急進派は不満を募らせていった。1989年4月、政治体制改革に積極的であった前総書記の胡耀邦が死去すると、北京の民衆は哀悼の意を表すため、天安門広場に集まった。北京の街頭で連日、大規模なデモ行進が行われ、民主化の推進を叫んだ。保守派の圧力により、5月19日、北京市内に戒厳令が布告されたが、戒厳令下でも保守派の李鵬総理の退陣を迫る大デモが続いた。

学生・市民は広場から撤収せず、結局、6日4日未明、戒厳部隊が広場に進駐し、その過程で北京の街頭で、当局側発表で死者200数十名を出すという惨劇が起こった。学生・市民に同情的だった趙紫陽総書記は失脚し、上海市党委員会書記の江沢民が総書記となった。

こうして、中国では政治体制改革は頓挫した。しかし、経済建設は後戻りさせるわけにはいかない。新たな指導部は、経済建設を進めるためには、政治の安定が必要である、という論理で、政治体制改革の先送りを正当化していった。

こうして中国国内の民主化運動を軍力で抑え込んだのち、9月4日、鄧小平は江沢民、李鵬ら中央の指導者との会談で、社会主義諸国の動乱について、自らの見方を示している。東欧・ソ連の動乱は、私のみるところ避けられないが、冷静に観察する必要があるとして、「現在の問題はソ連の旗が倒れるかどうかではない。ソ連では動乱がきつと起きるが、問題は中国の旗が倒れるかどうかだ。だから、まずは中国自身が動乱を起こしてはならず、真剣に正しく改革開放をやらねばならない。中国がこのようにやっていけば、旗は倒れず、きつと大きな影響を持ちうるだろう。我々の基盤はしっかりしており、これは数十年かけて作ってきたも

ので、この威力は後代までずっと伝えて、保持していかなければならず、これが元手だ。他人のことまでは我々がかまいきれない。大事なものは一つの道理だけだ、中国の社会主義は変えるわけにはいかない、ということだ。中国は必ず自らが選択した社会主義の道をあくまで進んでいかなければならないのだ。誰も我々をつぶすことはできない^{vi}。本稿の「はじめに」で引用した「中国がつぶれなければ、世界の5分の1の人口が社会主義を堅持していることになる」という言葉は、この後、述べられている。

9月16日には、鄧小平はアメリカ籍華人の李政道教授を会見した際、同様の趣旨の発言をしている。「西側世界は確かに中国の動乱を望んでいる。中国の動乱を望んでいるだけでなく、ソ連・東欧の動乱も望んでいる。アメリカ、それにその他の一部の西側諸国は社会主義諸国に平和演変（平和的变化）を起こそうとしている。アメリカでは今、こういう言い方がある、すなわち硝煙なき世界大戦を戦うというのだ。我々は警戒しなければならない。資本主義は最終的に社会主義に打ち勝つことを考えており、過去においては武器をとって、原爆、水爆を使ったが、世界人民の反対にあったので、今は平和演変をやっているのだ。他の国のことにかまってはられないが、中国のことは我々がかまわねばならない。中国は社会主義をやらねばならず、社会主義を堅持しなければならない^{vii}。

12月24日にも、鄧小平は江沢民、李鵬らと会っているが、その際、国際情勢及び中国がとるべき対外政策について、次のように述べている。「現在、国際情勢は予測不可能な要素が多く、矛盾がますます突出してきている。過去においては両覇（米ソ覇権国）が世界を争奪していたが、現在は当時に比べれば複雑で、混乱がひどくなっている。第三世界の一部の国々は中国がリーダーとなることを願っている。しかし、我々は絶対にリーダーとなつてはならず、これが基本国策だ。リーダーとなつてはならないのであり、我々は力が足りず、リーダーになって、何もいいことはなく、多くの主導権を失ってしまうことになるのだ。中国は永遠に第三世界の側に立ち、永遠に覇を唱えず、永遠にリーダーにはならない^{viii}。リーダーにならな

い（中国語原語は「不当頭）」とは、国際的に目立った活動をしてはならず、ひたすら中国の現代化に力を注ぎ、国力の増強を図る、ということだ。

この間、中国共産党の内部では、東欧・ソ連の動きにどう対応するか、検討が進められていたが、同年12月30日付けで中国共産党は「中国共産党の指導する多党協力、政治協商制度の堅持と完備に関する中共中央の意見」と題する文書を作成した。この文書は、1990年2月8日、すなわちソ連共産党中央委員会総会が、複数政党制への道を開く党基本大綱（プラットフォーム）を採択した翌日、『人民日報』に公表された。

この時のソ連共産党中央委員会総会の模様については、2月9日、『人民日報』が、新華社モスクワ発2月7日電を載せている。ソ連共産党中央委員会総会が2月5-7日、開かれ、夏に開く第28回党大会に提出するプラットフォームを採択した、と報じたうえで、総会での議論について、次のように伝えている。

まず、ゴルバチョフが、5日、プラットフォームについて報告したが、ゴルバチョフは、ソ連共産党の理想は人道的、民主的社會主義であると述べ、ソ連の今の政治多元化プロセスが進めば、ある段階において若干の政党が結成されることになるだろう、という認識を示し、ソ連共産党は執政党の地位のために闘うつもりだと宣言した、と記している。

新華社電は続けて、今回の会議は、ソ連の国家と党が直面する複雑な情勢下で開かれ、参加者は、ソ連がどこに向かうか、ソ連共産党の性質・地位及び役割などの原則的問題について、激しい議論が交わされた、と指摘し、何人かの発言を紹介している。

モスクワ州委員会第1書記が、モスクワの党組織は、マルクス・レーニン主義の立場を堅持し、社会における党の指導的役割のために闘うと述べたとか、ソ連の駐ポーランド大使が、プラットフォームでは、ペレストロイカを持ち上げたり、歴史を批判することが惜しみなく許されているが、ペレストロイカが犯した誤りについて適切な評価がなされず、受け入れられない、さらに、ソ連は「西側の旦那方」のペレストロイカ評価を重視しすぎ

ており、人民はこのようなペレストロイカに反対している、と述べた、と伝えている。

また、前モスクワ市党委員会第1書記のエリツィンが、1月に成立した「民主綱領派」の10項目の主張を宣布したが、その中には、民主集中制にかわる「大民主」、多党制、党内グループの独立、ソ連共産党の指導的役割を認める憲法第6条の廃棄が含まれている、と指摘している。

「大民主」とは何か。天安門事件の直後、1989年8月22日、『人民日報』は1957年4月8日の中国共産党の幹部会議での鄧小平の報告を転載している。そこで言われている「大民主」とは大規模な暴動を指しており、鄧小平は「ハンガリーは大民主をやったため、元気回復に数年かかろう。わりを食ったのは人民だ」と述べていた。「大民主」とは中国ではマイナス・イメージの言葉だ。

いずれにせよ、中国共産党は、ソ連共産党中央委員会が、プラットフォームを採択したのを確認して、「中国共産党の指導する多党協力、政治協商制度の堅持と完備に関する中共中央の意見」を公表することにした、と考えられる。

中国には、1949年の中華人民共和国の建国に参加した民主諸党派が存在する。すなわち、民主同盟、国民党革命委員会、中国民主促進会、中国民主建国会、農工民主党、九三学社、致公党、台湾民主自治同盟である。建国時、中央人民政府の副主席には、民主同盟主席、国民党革命委員会主席も名を連ねていた（主席は毛沢東）。建国当初の中国政府は共産党の単独政権ではなく、民主諸党派の代表を加えた連合政府の形をとっていた。しかし、彼らは次第に実権を失い、1957年の反右派闘争、その後の文化大革命期に、民主諸党派人士は批判を受け、迫害を受けた。

社会主義社会で一党制への批判が高まるなかで、中国では、これらの党派の存在が思い起こされ、中国の政党制度は一部の社会主義国で実施されている一党制とは違うということを強調するために使われたのである。

ここで、改めて、「中国共産党の指導する多党協力、政治協商制度の堅持と完備に関する中共中央の意見」の内容について、触れておきたい。

まず、この制度は、中国の基本的政治制度であ

るとし、それは西側資本主義国の多党制あるいは二大政党制とは根本的に異なり、一部の社会主義国で行われている一党制とも違う、中国の国情にあった社会主義政党制度である、と指摘している。

次に、中国共産党と民主諸党派の関係について、次のように規定している—我が国は人民民主主義独裁の社会主義国であり、中国共産党は社会主義事業の指導的核心であり、執政党であり、民主諸党派は、中国共産党の指導を受け入れ、中国共産党と力を合わせて協力し、ともに社会主義事業に力を尽くす親密な友党であり、参政党である。

続けて、今後、民主諸党派の果たす役割について、次の5項目を挙げている。

- (1) 中国共産党と民主諸党派の間の協力と協商（協議）を強化する。
- (2) 人民代表大会において、民主諸党派のメンバー、無党派人士が一層、役割を果たすようにさせる。
- (3) 民主諸党派のメンバー、無党派人士を推挙して各級政府及び司法機関の指導的任務を担わせる。
- (4) 人民政治協商会議において、民主諸党派が一層、役割を發揮させるようにする。
- (5) 民主諸党派が、自らの思想・組織建設を強化するのを支持する。

この「意見」が載った『人民日報』には「国家の長治久安（長期安定）擁護は、中国共産党と民主諸党派の神聖な責任」と題する社説がのっており、あくまでも中国共産党の指導が強調されており、次のように、天安門事件を引き起こした者に対する厳しい批判も記されている。すなわち、1989年春から夏にかけ、動乱と反革命暴乱を煽動した「エリートども」は、中国共産党の指導を取り消し、中国共産党と民主諸党派の関係にくさびをうちこもうとした、と指摘し、彼らは、中国で、西側の議会民主主義的な多党制を実行しようと鼓吹したが、実際は、中国にブルジョア共和国を打ち立てようとする幻想を抱いていたのだ、と非難している。

翌日、2月9日、『人民日報』は第1面トップで、中国共産党中央統一戦線工作部の責任者が、この「意見」の起草過程を明らかにしており、1989年

1月、鄧小平の指示により、文書作成に着手し、12月30日、江沢民総書記が、8つの民主諸党派及び中華全国工商業連合会・無党派人士の代表と協議して、彼らから文書公表の賛同を取り付けたことが記されている。さらに、この「意見」の狙いは（1）共産党の指導の強化・改善、（2）民主諸党派の役割を發揮させることにあることが明らかにされている。

9日の第1面には、民主同盟主席で著名な社会学者の費孝通、国民党革命委員会主席、民主建国会主席の「意見」に賛同するコメントが載り、10日の第1面には、中国民主促進会主席、農工民主党主席、九三学社主席、致公党常務副主席のコメント、11日の第1面に、中華全国工商業連合会主席、台湾民主自治同盟主席及び無党派人士で、広西派の政治指導者として活動してきた程思遠のコメントが載っている。

1990年3月12日、中国共産党第13期中央委員会第6回会議（13期6中全会）は、「中共中央の党と人民大衆の関係を強化することについての決定」を採択した。この会議で、正式に党の決定として、共産党の指導する多党協力と政治協商制度が承認されており、共産党の指導する多党協力と政治協商制度の建設を強化し、民主諸党派及び各民族各界人士との関係を密接にし、重大問題は彼らとの協議を堅持し、民主諸党派のメンバーと無党派人士が政治に参加し、民主的監督を行う権利をしっかりと保障する、と規定している。

この「決定」には民主諸党派との協力に加え、人民大衆との関係強化を図ろうとした中国共産党の意図がうかがえる。

社会主義世界の動揺が続くなかで、中国共産党は民主諸党派を含めた非共産党勢力との関係も強化して、危機を突破しようとしたのである。この通り、実行されるのであれば、民主諸党派及び無党派人士は再び、かなりの発言権をもつことができるように見える。しかし、あくまでも中国共産党の指導下で、認められるということは確認しておかねばならない。

2. 保守派クーデターの失敗

1991年5月、江沢民が訪ソし、ゴルバチョフとの間で国家関係と党関係の強化を約束する。当時、ゴルバチョフはソ連邦解体の危機を回避するため、連邦と連邦に加盟する各共和国の関係を新たに定義する新連邦条約の策定に取り組んでいた。その時の両者の会談の様相について、同席した銭其琛（党中央委員、國務委員兼外交部長）は次のように書き記している。

「ゴルバチョフ大統領は会談の際に、ソ連における多くの問題の解決は、連邦の問題をどのような新たなものにしていくかによって決まる、と江総書記に強調した。『現在の主要な任務は、新たな連邦条約を制定することである。新連邦条約は、中央と各加盟共和国の権限と活動範囲を確定するものであり、どの加盟共和国であろうと、調印した国は、ソ連の統一した経済分野で各種の優遇条件を享受できる。調印しなければ外国とみなされ、統一された経済分野で各種の優遇措置を受けることはできない。15の加盟共和国から派遣された代表が、現在、モスクワで会議を開いてこの問題を討議している』などと語った。『バチカンがローマ法王を選出するようなものだ』と大統領は例え話を持ち出し、『結果が出る前に、誰も教会を離れることは許されない。教会の煙突の先から煙が吹き出て、外部に選挙の結果が発表されたら、参加者は会場を離れることができる。われわれはさらに新連邦条約起草委員会の会議も開催しなければならず、煙が出ないうちは、だれもモスクワを離れることはできない』と語った」^{ix}。

この新連邦条約は、ソ連は連邦制を採用し、国名を「主権ソビエト共和国連邦」とし、連邦に加盟する各共和国は、平等な主権国家である、と規定していた。しかし、この条約の調印予定日の前日、8月19日、保守派のクーデターが起きた。

保守派のクーデターを、中国のメディアは、どのように伝えたのだろうか。クーデターの翌日、8月20日付け『人民日報』（海外版）は第1面で、ヤナーエフ副大統領が、ソ連の憲法に基づき、大統領の職務を遂行している旨、大きく報じるとともに、国家非常事態委員会が19日早朝に発表した布

告の内容を詳しく紹介した。そこでは、「ゴルバチョフが唱えた経済改革がすでに『袋小路』に入り込んだ」などの文言が引用されている。

さらに、翌21日付けの『人民日報』（海外版）は第1面で、ヤナーエフの記者会見での写真とともに、手回しよく同氏のプロフィールを載せた。このプロフィールは、ヤナーエフについて「ソ連の経済情勢の安定化に力を集中すべきだ、という考えの持ち主であり、私有制反対論者でもある」と記している。同じ紙面には、非常事態委員会がエリツィンの「違法活動」に警告を発したとか、ソ連の退役軍人委員会などが非常事態委員会の活動を全面的に支持しているといった記事が並んでおり、保守派のクーデターに好意的な紙面構成であった。

しかも、20日午前、中国外交部スポークスマンは「ソ連で起こった変化はソ連内部の事例であり、中国政府の一貫した立場は、他国に対する内政干渉に反対し、各国人民自身の選択を尊重する」と述べ、暗に西側諸国のソ連の政変への介入に反対の意向を表明した。中国指導部がソ連の保守派の権力掌握を認めたと受け取れる反応だった。

当時の中国の指導者の動きをチェックしてみよう。鄧小平は、8月19日、側近に対し、中央の責任者に「ソ連で今、起っていることは緊急のことだから、大変な事件だ。中国がどのような態度を表明するか研究しなければならない」と伝えさせる。翌20日、鄧小平は、江沢民、楊尚昆、李鵬、それにソ連専門家の銭其琛と、19日、ソ連で起きた事件について議論している。但し、その議論の内容については記されていない^x。

この時、合わせて国内情勢についても議論しており、鄧小平は、現在、中国の情勢は安定しているとして、それは一つには、1989年のあの動乱（天安門事件）を処理した際、社会主義を堅持して、いささかも動揺しなかったためであり、もう一つは、改革開放を堅持したからであるとして、改革開放は、中国の命運を決すると強調していた。

しかし、事態は中国指導部の思惑通りには進まなかった。翌22日付け『人民日報』はゴルバチョフの復権を伝える。この間のエリツィンの動きについては、23日付けの紙面で、初めて「22日午前

のロシア共和国最高会議で、前副大統領ヤナーエフが逮捕された旨、発言した」と報じている。

保守派のクーデターの失敗が明らかになった8月22日、銭其琛外相は、ソロビエフ駐中国大使と会見している。その会見の様子は銭其琛によれば次の通りだ。

「ソ連大使は会見で、ゴルバチョフ大統領の健康状態は正常で、ソ連は憲法上の秩序を近く全面的に回復する、との大統領から中国指導者に宛てたメッセージを私に伝えた。民主的改革を実行し、国際条約、公約とその他の義務をきちんと履行していくソ連の姿勢に変化はなく、ソ連政府は全国の法制度と経済を回復するよう努力する、とも大使は語った。私は大使に対し、中国政府は、ソ連内部の出来事はソ連人民が自ら処理するものであり、中国は89年、91年に中ソ間で結ばれた2つの共同コミュニケが規定する各原則の基礎に基づいて、中ソ善隣友好関係を引き続き発展させていくことに変わりはない、と答えた」^{xi}。

2つの共同コミュニケとは、1989年、ゴルバチョフが訪中し、中ソ関係の正常化を実現した際のコミュニケと1991年の江沢民訪ソの際の2つのコミュニケで、共に平和共存5原則が書き込まれている。中国はソ連との間で、これまで通り、通常の状態の維持・発展を図るつもりであることを表明したわけだ。

3. ソ連解体と新たな中ソ関係の構築

その後の事態はゴルバチョフの望む方向には進まず、逆にソ連解体の動きが加速化した。9月6日、ゴルバチョフ・ソ連大統領と各共和国指導者からなるソ連国家評議会がリトアニア、エストニア、ラトビアのバルト3国の独立を承認した。

翌日、9月7日、銭其琛外相は、これら3カ国の外相に公電を打ち、中国政府が3カ国の独立を承認する旨、伝えた。9月中旬、中国はこれら3カ国との外交関係を樹立している。

その後も各共和国のソ連離脱の動きは止まらず、12月25日、ゴルバチョフはソ連大統領としての職務停止を宣言し、翌日、27日、ソ連最高会議は最後の会議を開き、ソ連の消滅を宣言した。

こうしたソ連情勢の激変に中国はどのように対処したのだろうか。中国はエリツィンの率いるロシア連邦と新たな国家関係の構築を迫られる。12月25日、銭其琛外交部長は、国会にあたる第7期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で、国際情勢と外交活動について報告している。銭其琛によれば、報告の内容は次の通りだった。「ソ連解体は第2次世界大戦以降、半世紀近く続いた米ソ対立、東西冷戦と、2極体制の最終的な終焉を示している、と述べた。中国人民と旧ソ連の各共和国人民の間には、悠久の伝統的友誼と友好往来がある。ソ連解体以降、中国政府は他国の内政に干渉しないという原則に則り、各国人民の選択を尊重し、同時にこれら共和国との友好協力関係を引き続き保持、発展させていく」^{xii}。

27日、銭其琛外交部長はロシアのコズレイフ外相に電報を送り、中国がロシア連邦政府を承認し、前駐ソ連大使を駐ロシア大使に任命すること、及び中国政府は平和共存5原則の基礎に基づいてロシア共和国と友好協力関係を保持、発展させる意向であることを伝えた。

同じ27日、銭其琛は、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、トルクメニスタン、グルジア（現、ジョージア）、アルメニア、アゼルバイジャン、モルドバの外相に対しても、中国政府が独立を承認することを決定した、と伝えた。

当時、李嵐清対外経済貿易部長を団長とし、田曾佩外交部副部長を副団長とする中国政府代表団がウクライナ、ロシアなどを訪問中だった。田曾佩外交部副部長はモスクワでロシアのクナーゼ外務次官と中国・ロシア関係について協議し、29日夜、会談メモ（会談紀要）に署名した。この会談メモとその意義について、銭其琛は次のように記している。「会談メモは平和共存5原則を両国関係の基礎とし、89年と91年に調印された中ソ共同コミュニケが規定する各基本原則を、両国関係の主要な原則とすることを確認した。双方は中国とソ連との間で調印された条約、協定が規定する義務を引き続き履行し、各領域、各レベルでの交流を強化することで同意した。・・・この会談メモは、中ソ関係の継続問題を解決し、新たな情勢下で展

開する中ロ関係の最初の指導的文書だった」^{xiii}。

このように、ソ連解体後、中国はエリツィンのロシアと平和共存5原則に基づき、国家関係を発展させる道を選ぶ^{xiv}。その後、中国は旧ソ連加盟のすべての共和国とも外交関係を結んでいった。

4. なぜソ連は解体されたのか

鄧小平は、1992年1月末から珠海など南方を視察した際、一部の国家に重大な曲折が現れ、社会主義が弱体化したように見えると述べたうえで、我々は中国の特色ある社会主義を建設する道を引き続き進まねばならず、建国から100年の時間をかけて、我が国を中等水準の発達国に建設できればたいしたものであり、現在から次の世紀の半ばまでが大事な時期であって、わき目もふらず一生懸命やらねばならない、と訴えた^{xv}。いわゆる南巡講話の一節である。

ソ連解体後、西側では、中国は北朝鮮、ベトナム、キューバなど残った社会主義国を結集して、そのリーダーとなるのではないか、という見方をする者もいたが、中国はそのような選択はしなかった。リーダーとはならず、ひたすら現代化建設の道を歩んでいった（中国が公然と強国への道を進むことを明らかにするのは、胡錦濤時代の末期である。2010年には中国は日本を抜いて世界第2の経済大国になった。胡錦濤は2012年の第18回党大会の報告で、海洋強国を建設すべきだと述べる）。

ところで、ソ連が解体すると、中国では、ソ連解体の要因についての研究が盛んになる。関貴海（北京大学国際関係学院）によれば、1992年から2001年までの10年間で、中国国内の出版物に発表された、ソ連解体の要因を検討した論文が600篇以上、出版された書籍が30冊以上であった、という^{xvi}。

関貴海は、中国の研究者は、ソ連解体の原因は、多くの要素が絡み合っているとみており、主要な原因について、様々な見解が表明されているが、多くの研究者は、ソ連の伝統体制の弊害にその原因を求めているとして、次の4点を指摘している^{xvii}。

(1) 古くさい思想理論

ソ連共産党が思想理論面で、長期にわたって教

条主義的方针をとり、理論的創新と思想解放を行わず、社会と時代の発展の必要に適應できず、広範な党員と人民大衆の理解と信頼を勝ち取れなかった。理論の創新を抑圧し、20世紀後半期、世界の情報産業革命がもたらした技術進歩のチャンスを失った。

(2) 誤った経済体制と経済発展戦略

スターリン・モデルと称されるソ連の経済体制の最も突出した弊害は、戦争に備える体質、粗放性、閉鎖性で、経済効率の低下、資源の甚だしい浪費、科学技術の成果の転換の停滞、世界発展過程とのデカップリングなどの重大な結果をもたらした。当然、民衆の生活は改善されず、人民の党と政府に対する信頼は危機に直面した。

(3) 硬直化した政治体制

これが、ソ連共産党が権力を失った根本的かつ最も深刻な原因だという者もいる。その主要な問題は、党政不分、過度な集中、個人集権制だ。無能な幹部、風見鶏的幹部が、大量の独立創新精神を持つ者を排斥し、大衆から離れ、甚だしきは大衆を恐れ、一旦、政治的危機に直面すると、時流に流されたり、あわてて逃げ去ってしまったりした。

(4) 失敗した民族政策

科学的民族政策が欠如しており、民族問題を単純に階級闘争と同じようにみて、民族の差を無視したり、あるいは抹殺したりしてしまい、宗教組織を粗暴に扱ったりした。

このように、解体要因について様々な見解があるが、ソ連は内部的な要因で崩壊した、という点では一致していたといえるのではないだろうか。この点は、中国の指導者の見方も同じだと言える。

ソ連解体から10年近くたった2000年10月11日、中国共産党第15期中央委員会第5期会議（15期5中全会）の席上、江沢民は「1990年代以来、いくつかの政権を担ってきた党が退場し、あるものはすでに衰亡した」と述べ、旧ソ連・東欧の共産党政権の崩壊に言及したが、その根本的原因については「党の内部から生じたものだった」と指摘しており、中国が旧ソ連・東欧の轍を踏まないよう訴えている^{xviii}。

なお、ソ連解体の要因の検討は、内部的要因だ

けでなく、冷戦の帰趨、米国要因など国際的要因も加えてなされるべきであることは言うまでもない。

5. 結びにかえて

さて、1922年、結成されたソ連は、1991年、解体された。存続期間70年だ。中華人民共和国は、1949年、建国されたが、それ以来70年以上たち、ソ連の存続期間を越えている。

東欧の激動、ソ連解体という試練に直面して、中国共産党は社会主義の道を堅持してきた、と主張しているわけだが、その後の中国共産党の歩みに関し、3点、コメントを加えておく。

(1) 柔軟な社会経済政策

江沢民時代、「三個代表論」によって私営企業家も入党を認められるようになったことはすでに触れた。「三個代表論」は2002年11月、中国共産党第16回大会で、党規約にも新たに書き込まれた考え方で、中国共産党は「先進的生産力の発展方向、先進的文化の発展方向、中国の最も広範な人民の根本的利益」を代表するという主張で、これにより、私営企業家も入党を認められるようになった。

11月8日、第16回大会の初日、『人民日報』は、「時代とともに進み（「与时俱进」）、創新をなしとげよう」と題する社説を掲げた。「時代とともに進む」とは、いかなる政策変更も正当化される実都合のよい言い方だ。

その後、民営経済の発展は目覚ましく、最近は民営経済の貢献度について「56789」という特徴がある、という言い方もされている。5とは50%以上の税収、6とは60%以上の国民総生産、7とは70%以上の技術創新の成果、8とは80%以上の城鎮での勤労者数、9とは90%以上の企業数だ。民営経済は国有企業とともに新型拳国体制を担っている、とみなされている^{xix}。

振り返ってみれば、中国は社会主義社会の初級段階にある、という主張が登場したのは、1987年10月25日、中国共産党第13回大会の際の、趙紫陽総書記の報告においてであった。それから35年、経つ。今でも、この主張は崩していないのだが、いつまで、初級段階が続くのか、どのような条件

が整えば、初級段階は終わるのか、その際、どのような所有制になっているのか（民営経済はどうなっているのか）、明らかにすべき時に来ているのではないか。

(2) 中国共産党の指導的役割

しかし、中国共産党の指導的役割はあくまで放そうとしない。東欧の激動のなかで、中国共産党が、中国は一党制ではなく、中国共産党指導下の多党協力・政治協商制度を採っている、と主張したことはすでに述べた。

今でも、中国は政党制度について、中国共産党指導下の多党協力制をとっている、と主張している。2021年8月27日の『人民日報』に載った中共中央宣伝部「中国共産党の歴史的使命と活動価値」と題する文書も、民主諸党派について、中国の特色ある社会主義の参政党であり、中国共産党の良き参謀、良き助手、良き同僚であり、国家政權建設と国家の大政方針の制定に積極的に参与し、国家の政策・法律・法規の制定・実施を促進する面で、重要な役割を果たしている、と記されている。

しかし、あくまで執政党である中国共産党の指導下で、活動が許されているのであって、野党としての活動ができるわけではない。

(3) 党と国家の「長治久安」

建国から70年以上たち、中国共産党の指導者は、どうすれば、中国共産党が中華人民共和国の執政党としての地位を保ち続けることができると、考えているだろうか。

筆者は、習近平がしばしば「歴史の周期律」という言葉を使っていることに注目している。2017年10月18日、習近平は、第19回大会の報告のなかで、反腐敗闘争に触れた箇所で、わが党が直面している最大の脅威が腐敗である、と指摘したうえで、「清廉公正な幹部、清廉潔白な政府、清廉明朗な政治」を確保してこそ、「歴史の周期律」から抜け出し、党と国家の「長治久安」一長期的に安定した統治を確保できると訴えていた。

2020年1月13日、中国共産党の第19期中央紀律検査委員会第4回全体会議でも、習近平は、第18回党大会（2012年）以来、我々は長期執政という条件下、「歴史の周期律」を抜け出すのに成功する道を探し出し、ひとまとまりの有効な権力監督

制度や法執行体系を構築している、と述べている^{xx}。

2021年10月13－14日に開かれた中央人民代表大会工作会議でも、習近平は、党の指導、人民を主人公とすること、法による治国を有機的に結び付ければ、治乱興亡の「歴史の周期律」から抜け出せると述べている^{xxi}。

「歴史の周期律」とは何か。始皇帝が建国した秦から、辛亥革命で倒れた清に至るまで、中国には幾多の王朝が現れた。しかし、統治が約300年ないしそれ以上の長周期王朝になったのは、漢、唐、宋、明、清の5王朝だけである。中国の人々は、これらの王朝は、社会が極端に不公平な状況になると、立ち上がった中・下層人民によって覆され、相対的に公平な社会が現れた、と考えてきた。「歴史の周期律」とは、こうして繰り返されてきた興亡のサイクルを指す。

中華人民共和国は、建国後、70年たち、指導者が「歴史の周期律」を意識しているのは事実であろう。習近平は、第19回党大会の報告のなかで、「党の長期的執政能力」の建設の必要性を強調しており、中国共産党は、今後も長期間、中国を統治しようとしている。中国共産党の指導する中華人民共和国が「歴史の周期律」を脱することができるかどうかは、中国の人々の選択にかかっている。

註

- i 『人民日報』2021年2月21日
- ii 『人民日報』2020年9月17日
- iii 『人民日報』2021年7月19日
- iv 『人民日報』2021年5月17日
- v 中共中央文献研究室編『鄧小平年譜 1975-1997』下 中央文献出版社 2004年 1267頁
- vi 同上 1287頁
- vii 同上 1289頁
- viii 同上 1323頁
- ix 錢其琛『外交十記』世界知識出版社 2003年 215-6頁 邦訳 濱本良一訳『錢其琛回顧録 中国外交20年の証言』東洋書院 2006年 205頁

- x 中共中央文献研究室編 前掲 1330頁
- xi 錢其琛 前掲 218頁 邦訳 前掲 207-8頁
- xii 錢其琛 前掲 224頁 邦訳 前掲 214頁
- xiii 錢其琛 前掲 226頁 邦訳 前掲 215頁
- xiv 中国とエリツインのロシアの関係発展については石井明「中ロ関係—“同盟”の崩壊から新型国際関係モデルを求めて」『社会システム研究』第33号 立命館大学社会システム研究所 2016年3月参照。
- xv 中共中央文献研究室編 前掲 1345頁
- xvi 閔貴海「蘇聯解体対当代中国政治影響」閔貴海他主編『中俄關係的歷史与現實（第二輯）』社会科学文献出版社 2009年 552頁
- xvii 同上 554頁
- xviii 『人民日報』2000年12月30日
- xix 『人民日報』2021年8月25日
- xx 『人民日報』2020年1月14日
- xxi 『人民日報』2021年10月15日

* 本稿は、2021年10月23日、ロシア史研究会の2021年度研究大会の共通論題「ソ連解体30年」での報告を手直ししたものである。コメンテーターの塩川伸明・東大名誉教授の懇切なコメントに謝意を表す。

プライム市場適合上場企業と英文情報開示対応に関する研究

建 宮 努

Tsutomu TATEMIYA. A Study about disclosure in English on eligible companies to be listed on the coming Prime Market. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.11-20.

The purpose of this study is to examine the difference of disclosure about company performance and future business plans, between Japanese listed company and global investment institutions and to show the way forwards, for future revitalization of Japan's securities market. Now, Tokyo Stock Exchange, Inc. (TSE) is going to change their hierarchical structure for global investment money. Many of listed companies, however, do not many of listed companies do not disclose their performance and future business plans in English and IFRS-basis. The half of staff in global investment institutions can not read Japanese and understand Japanese accounting standards. Their language is English and IFRS. Such situations will decrease expected result of market restructure to the TSE.

1. はじめに

本研究は、2022年4月を開始時期として東京証券取引所（以降東証）が進めている証券市場改革における、被投資企業側の情報開示に関する研究である。具体的には、今回の市場改革のメインターゲットである海外投資家の視点からみた日本企業の英語による情報開示と、実際の海外投資家が評価する英語による情報開示ニーズとのずれを発見し、その解消の方向について提言を行うことを主旨とする。また、会計データの作成についても実質的に国際的な統一基準となったIFRS (International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準) へ準拠する努力がなされているかに着目し提言を行う。そして現在進行している改革が、改革の第一目的である海外投資家からの投資資金獲得につながるのかという点に関して修正が必要な部分と改善提案を行う。

現在進行形で進んでいる東証の市場改革では、海外投資家にとって魅力的な企業のみを選別・再編すると定義されているプライム市場が新たな最上位カテゴリーとして設置される。しかし、東証がこの過程で適合企業と認定した企業の中には、投資判断情報の適時性や、業績判断に影響する会計基準の選択の面も含めて、最も魅力的な企業で

あるとはとても言えない企業も含まれている¹。

海外投資家の視点から考えると、投資に適する魅力的な企業とは、以下の3点を満たすものである。

1. 自分たち（欧米人）の共通言語である英語でタイムリーに業績情報や経営計画情報が手に入る。
2. 自分たち（欧米人）の共通会計基準であるIFRS（国際財務報告基準）で決算されており、その国独自のローカルな会計基準による数字を、IFRSに組み替え（コンバージェンス）する手間が必要ない。
3. 1, 2をクリアしたうえで、現在の投資の中心である欧米のグローバルカンパニーと遜色ない株主へのリターン（株価上昇および配当金の安定多額配当）を出している。

1または2の条件を満たさない企業を投資対象にすると、英語への翻訳作業で新たなコストが発生し、IFRSへの組み替え作業でも新たなコストが発生するため、経済合理性の面で新たな投資対象に加える意味がない。そして、1, 2をクリアしても追加コストがかからないだけでプラス要素ではないので、投資対象としての必要十分条件には不足する。なぜなら、今の投資対象より低いリターン

の投資対象に大事な資金を振り分けるという投資判断はないからである。そこで、3の現在の投資の中心である欧米のグローバルカンパニーと遜色ない株主へのリターンを出すことまでを含むことで、新たな投資対象としての必要十分条件を満たすことになる。

投資判断をする海外投資家の視点からすればまずこの1, 2の条件については、新たな投資対象企業に最低限求める必須の選別条件だと考えられるが、現在までに発表されているプライム適合企業の中には、この2点について満たしていない企業も適合企業として発表されている。

東証の証券市場改革資料²によれば、今回の証券市場改革の目的は、ハイリターンを求める海外投資家の視点からみて新たな投資対象となりうる厳選された良質の企業だけに社数を絞り、海外投資家からの海外マネーを日本に呼び込むことであるとされている。この本来の目的と、実態とのずれを継続的に観察し、適時に論文発表というかたちで世に問う、または実際に東証の改革を行っている部門に提案することによって、本来の目的への調整が行われ、日本の証券市場の活性化につながることを本研究の継続的な目的としたいと考える。筆者は25年以上にわたり会計ビッグバン、金融ビッグバンの影響を継続研究してきたが、こうしたビッグバンや今回の東証市場改革を経ても、日本企業の多くは未だに英語による企業情報開示、国際的な会計基準対応について不完全であり、こうした状況が今後も続く可能性が高いと思われることから本研究の着想に至った。

2. 東証の証券市場改革の内容

現在の東証一部上場企業は2189社あり、その中には、外国人投資家から見た投資対象として魅力あるリターンを出していない企業も多い。そこで東証は、市場区分を全面的に見直し、投資魅力度が最上位のプライム市場を設け、現在の東証一部市場から移行する際に図1で示すような厳しい適合基準を設けた。

そしてプライム市場の下に、図2で示すようなプライム市場に次ぐ投資魅力度のスタンダード市

場、リスクは高いが急成長の可能性もあるグロース市場の合計3つを新たに設定した。

図3で示すように正式なプライム市場適合企業全リストの発表は2022年1月だが、2021年7月に東証が第一段階の選別結果を現在の一部上場企業に通達した結果、664社がプライム市場不適合と判断され大きなニュースとなった。

	項目	上場維持基準
流動性	株主数	800人以上
	流通株式数	2万単位以上
	流通株式時価総額	100億円以上
	売買代金	平均売買代金 0.2億円以上
ガバナンス	流通株式比率	35%以上
財政状態	債務超過でない	

図1 東証一部からプライム市場に移るための条件
(日本経済新聞電子版「プライム市場って何？」2021年9月7日より抜粋)

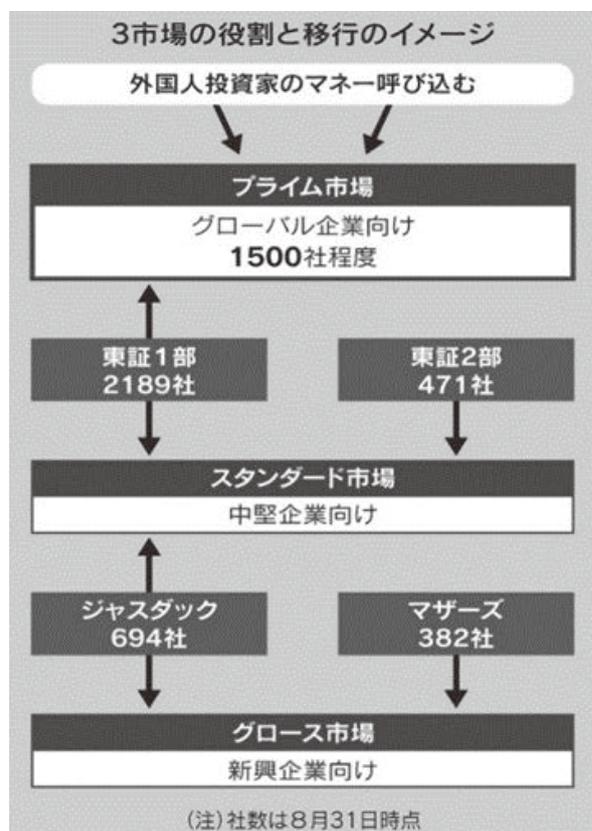


図2 新しい3市場創設の目的イメージ
(日本経済新聞電子版「プライム市場って何？」2021年9月7日より抜粋)

市場再編スケジュール

2021年 9～12月	企業が移行先を選択。基準未達なら改善計画書を提出
22年 1月11日	企業の市場の選択結果を東証が開示
4月4日	新市場区分へ移行。TOPIXの見直し作業開始
25年 1月末	TOPIX改革の完了

図3 市場再編スケジュール

（日本経済新聞電子版「プライム市場って何？」2021年9月7日より抜粋）

3. 証券市場改革に関する先行研究

日本の証券取引所は、1878年の東京証券取引所開設からはじまり、二度の大戦を経て一時閉鎖され、戦後GHQが許可を出した1949年に再開された後は、主に金融機関、国内の富裕層からの投資資金の受け皿として発展した。1972年に外国証券業会社であるメリルリンチ証券東京支店に証券業免許が付与されたのがグローバルマネーを日本の証券市場に呼び込む第一歩で、1996年に日本を国際金融センターにする目的ではじまった「金融ビッグバン構想」により、海外からの投資マネーを呼び込める魅力ある証券市場を目指しはじめた³。

当時の日本企業の主要な資金調達は、銀行を通じた借入であった。貸出を行う銀行が経営にも関与するメインバンクシステムは、間接金融のうち、日本で独自に発達したシステムであるが、製品の品質にこだわり、研究開発から製品の市場化までの時間が長い日本企業にとって、投資が収益化するまでの間のつなぎ資金を得ることができ、経営的な助言も受けられる経営者側にも都合のよいシステムであった。

しかし、国はより広く海外からも資金が集められる直接金融への転換を目指すようになり、金融ビッグバンへと進んだ。岡本（2005）⁴によれば、証券市場改革は、1996年の官僚主導の改革を皮切りに何度も失敗を経て今日まで続いている。宇野・大崎（2012）⁵によれば、2011年の東証と大阪証券取引所（大証）の経営統合の合意は、グローバルな市場間競争と金融システムの高速化に対応して生き残るためであり、川北（2021）⁶が指摘する

ように、プライム市場の創設は、米独の証券市場に比べて魅力に乏しい東証一部市場が、外国人機関投資家からも魅力的な企業だけを選別して投資魅力度を上げようというこれも生き残り対策である。

4. 国際的な会計基準の統一化に関する先行研究

国際的な会計基準統一化に関しては、白鳥（1998）⁷が指摘したように、投資意思決定を目的とした場合の日本の会計基準の情報開示不足の問題、藤井（2002）⁸が指摘した会計ビッグバンの本質と当時はまだ日本に定着していなかったコーポレート・ガバナンスの必要性、磯山（2002）⁹が指摘した統一的国际会計ルールを巡る覇権争いの目的と背景、平松（2005）¹⁰が指摘した国際的な会計基準統一に対する世界各国それぞれの対応の研究などがある。また米国の会計基準であるUSGAAP（United States Generally Accepted Accounting Standards）とイギリスを中心としたEUが提案した会計基準であるIFRSの覇権争いが進み、米国がエンロン、ワールドコム の倒産問題で会計的信用を失ったタイミングでIFRSが主導権を握った後は、平松（2007）¹¹が、IFRSを受け入れる場合の日本企業の課題を整理し、山本（2008）¹²が意思決定の側面からの国際的な会計基準統一とファイナンス的な分析視点を整理し、藤井（2009）¹³がIFRSを適用した場合の具体的な企業への影響について整理提言した研究がある。

特に会計ビッグバンの段階から国際会計研究の第一人者の1人であり、旧長銀の欧州支配人であった藤井元教授からは、欧米の外国人機関投資家が望む快適な投資判断ができる環境とは、「世界中の企業が同じ会計基準で決算を行い、同じ物差しで比較できる数字が、英語で即時的に得られることである」との提言を直接受けた。

そしてこの外国人機関投資家が快適な投資環境を望む圧力は、2000年代中期から世界中の国の会計基準設定団体に対して実際にかけて、当時は国の数だけ存在するような状態であった会計基準は、大きくアメリカ発の米国会計基準（USGAAP）

とイギリス発の国際財務報告基準（IFRS）の二大勢力に分かれ、その覇権争いを続けていた。

上述の通り会計基準の覇権争いが起きる理由は、世界の統一会計基準を決める力を持つことにより、自国の企業のビジネススタイルに対して一番有利な会計基準を世界の企業にも適用することができるからである。結果的に自国の企業の企業価値を増加することができるとともに、今後買収したいと考えるビジネスシステムを持つ企業の企業価値を下げることもできる。つまり会計基準の主導権を握ることは、世界の企業に対して大きな影響力を持つことにもなるのである。

この二大勢力の争いは、結果的にIFRSの勝利に終わり、現在の実質的な世界統一会計基準はIFRSとなっている。

IFRSが勝利した背景には、アメリカの会計不正問題があった。アメリカの巨大なエネルギー企業であったエンロンは2001年に破綻したが、エンロンは複雑なデリバティブや、子会社を利用して会計操作を行い、株価を高めていた。そしてこのエンロンを当時アメリカで最も信頼が高かったアーサーアンダーセン会計事務所が監査担当していたため、アメリカの会計基準および会計監査の信用は地に落ち、エンロンは倒産し、アンダーセンも消滅した。そのタイミングを狙って当時はIAS（International Accounting Standards：国際会計基準）としてイギリスおよびEU主体の会計基準を開発していたIASC（International Accounting

Standards Commission：国際会計基準委員会）は、国際的な証券監督機関であり、各国の証券取引委員会に対して強制力を持つIOSCO（International Organization of Securities Commission：証券監督者国際機構）をIASの制度的な後ろ盾とすることに成功し、IOSCOからの比較可能性をより高めたIFRSの策定と会計基準作成団体をIASB（International Accounting Standards Boards）に改編すべきとの要請を受け入れて世界基準としての地位を得た。

この二大会計基準の争いがほぼ決着した2017年時点では、世界の93%の国がIFRSをそのまま自国基準として受け入れるか、自国基準と並行して使用可能としており、2017年以降の実質的な投資家の投資判断における共通言語は図4が示すようにIFRSである。

USGAAPもアメリカを中心に上場企業で使われているが、アメリカは会計基準戦略を変更し、IASBにアメリカ人メンバーを送り込むとともに、IFRSとUSGAAPとの収斂を進め、自国会計基準の自国に有利な部分をIFRSに組み込む戦略を進行している。

5. 日本のIFRS受け入れ態勢

日本で独自に発達したメインバンクシステムは、モノづくりへのこだわりによる高品質の製品を高いブランド価値で輸出するという日本の製造業を資金面で支えた。しかし、企業業績の重要情報についてはメインバンクが面倒を見るので、なるべく外部に開示せず、投資家に対しても最低限しか公表しないという姿勢が続いており、投資家の目から見ると情報開示不足の状態であった。

これは海外投資家の目から見れば、日本企業は輸出によって海外から多くのキャッシュフローを得ているのに、株主に対しては必要な情報を開示しない不親切かつ信頼がおけない企業ばかりという評価になり、IASBはIOSCOの威信も借りて、日本企業に情報開示を求めて圧力をかけはじめた。具体的には、IFRSを強制的に受け入れるか、日本の会計基準をIFRSに合わせて改変するかという圧力である。この圧力に対して、日本は金融庁を中心として対応を重ね、日本の会計基準をIFRSと収



図4 IFRSの国際的な適用進捗状況

（金融庁ホームページより抜粋

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushou/kaikei/20201106/5.pdf 2021年12月27日アクセス）

斂させていくという東京合意をもってその対応方向とした。

日本の会計基準設置団体である会計基準審議会では、IFRSの強制適用も含めた検討を続け、まずはIFRSによる決算を上場企業に許可するという対応を行った。(USGAAPによる決算での上場は以前から認められていたため、日本では日本の会計基準を含め、3つの会計基準が並行的に使用可能となっている)

IFRS適用企業も段階的に256社(2021年10月29日時点、適用予定会社含む)まで増加し、2020年には日本の代表的な企業であるトヨタが、それまで使用していたUSGAAPからIFRSに会計基準を変更したことにより、日本のグローバルカンパニーの会計基準はIFRSが基本と考えられるようになった。IFRS採用企業¹⁴は、社数では一部上場企業の11%に過ぎないが、上場企業全体(3730社)の時価総額の41.6%、JPX日経インデックス400組込企業の時価総額の50.5%と大きな割合を占めている。つまりは日本の中心的な企業はすでに日本の会計基準からIFRSに移行している。

東証が海外の外国人投資家から投資マネーを呼び込むつもりであるなら、新設されるプライム市場適合となる企業は、彼らがスタンダードとしているIFRS適用を義務化して、より投資家の立場に立ったタイムリーかつ詳細な情報開示を英語ですべきであり、日本の会計基準を採用している企業においては、IFRSへの会計基準変更を促すか、日本基準での決算情報を国際的な会計基準であるIFRSに組み替えて英語で情報発信するべきである。

なぜなら後述するが、海外投資家を対象としたアンケートによれば、海外投資家のスタッフには日本語を理解できる者が半分もおらず、英語で情報を出さない企業は新たな投資対象として検討しないという判断がされているからである。となれば、英語で情報開示をしない上にIFRSではなく自国のローカルルールを採用している企業については、プライム市場に残ったとしても外国人機関投資家の投資検討対象にはならないはずである。日本のローカルルールの会計基準からIFRSへの組み替えを手間とコストをかけて外国人投資家のスタッ

フが行うことを期待するのは現実的ではない。

胡(2003)¹⁵によれば、その国特有の会計基準を使用して情報開示することは、国際金融市場では情報不十分であるとされ、湯原(2017)¹⁶によれば、証券市場における情報の非対称性は市場の失敗につながる可能性が大きい。

例えば日本基準とIFRSの間で最も大きな違いはのれんの会計基準の違いである。買収によって発生したのれんを段階的に費用化しないIFRSと、定期償却によって段階的に費用化する日本基準では、日本基準からIFRSに変更をかけた際に純資産の額が異なるため、他国のIFRS採用企業との比較作業において企業評価における判断の違いが生ずる。このような判断リスクを考えると、最初から投資検討対象からはずされてしまうという可能性が大きいだろう。

6. 東証上場企業の英文情報開示の現状

東証では、上場企業の投資対象の判断基準となる決算書類等(決算短信、決算短信以外の適時開示資料、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、有価証券報告書、IR説明会資料、及びその他の英文開示資料)において、英文開示の度合いを確認する調査を毎年一回行っている。

この調査結果を見ると、市場一部では72.4%の企業がなんらかの決算書類等の英文情報開示を行っており、JPX日経インデックス400銘柄では97.5%もの企業が英文情報開示を行っていると回答しているため、この回答だけを見れば、上場企業の英文情報開示は順調に進んでいるようにも見える¹⁷。

また、適時開示資料の英文開示実施率(全市場)は、時価総額ベースでは前年比13.5%増加し73.6%、社数ベースでは3.5%増加し17.7%。株主総会招集通知の英文開示実施率(全市場)は、時価総額ベースでは前年比16.4%増加し86.7%、社数ベースでは7.0%増加し31.1%となっていて、こちらも順調に改善が進んでいるように見える¹⁸。

最もタイムリーな投資判断情報である決算短信に関しては、投資適性が一番高い市場一部企業において、25.5%が日英同時開示しており、同日・

翌日以降を含めると55.5%が英文資料を開示しており、その他の適時開示資料については、16.3%が日英同時開示。同日・翌日以降を含めると29.1%が英文資料を開示し、株主総会招集通知については29.6%が日英同時開示。同日・翌日以降を含めると50.3%が英文資料を開示していると回答している¹⁹。全市場の時価総額ベースで見ても、決算短信については69.5%が日英同時開示を行っており、同日、翌日以降を含めれば86.9%が英文資料を開示しているという回答になっている²⁰。

7. 海外投資家の日本企業の英文情報開示に対する評価

このような日本の上場企業側の回答に対して、海外投資家は大きく異なる印象を持っている。こうした点は、東証が2021年7月から8月上旬にかけて世界中に行った外国人機関投資家を対象としたアンケート調査にも示されている。同調査の回答を見ると、最大の問題は、調査先スタッフのうち「日本語の開示資料を読むことができるスタッフが48%しかいない」ということがわかる。

つまり日本語でいかに詳細に情報を開示しても相手は読めないのである。

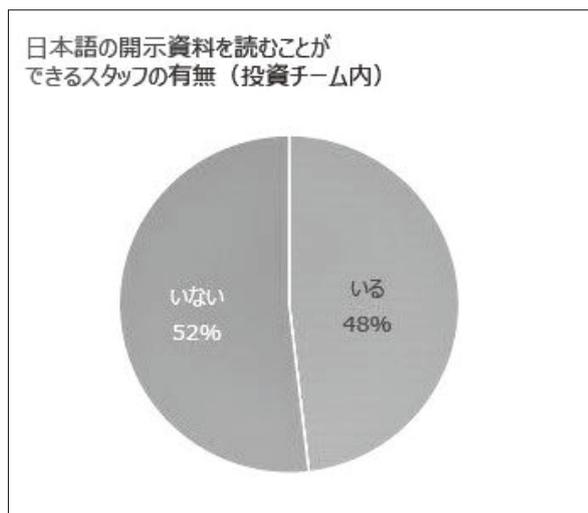


図5 「日本語が読めるスタッフの有無」

(英文開示に対する海外投資家アンケート調査結果東京証券取引所2021年8月より抜粋)

そして海外投資家の日本企業の英文情報開示に対する評価は以下のようなものである。

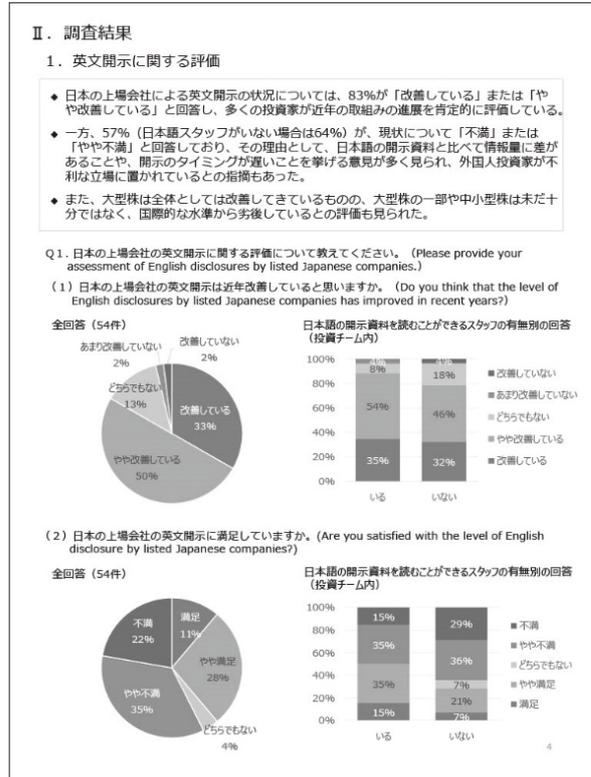


図6 英文開示に関する評価

(英文開示に対する海外投資家アンケート調査結果東京証券取引所2021年8月より抜粋)

やや改善はしているものの、基本的には不満であるという回答になっている。特に日本語が読めるスタッフがいない海外投資家の64%は不満またはやや不満という回答になっている。

この企業側での英文情報開示は十分できているという意識と、投資家側の評価のずれの原因の発見が今後の証券市場改革に役立つと思われる。

そこで、英文情報開示が不満と回答した機関投資家からの意見の詳細を見ると、

- 英語の情報が少ない。(米国拠点・運用会社・調査担当)
- すべての資料を翻訳していないか、同時に入手できるわけではなく、要約情報のみを英語開示していることが多くある。英語での開示が日本語での開示とは異なる印象を与える、意味のある表現の差異があることもある。(英国拠点・運用会社・投資担当)
- 多くの場合、イントロのパラグラフは英語で書かれているものの、詳細なドキュメントはまだ1つの言語(日本語)のみである。(インド拠点・運用会社・投資担当)

- 多くの日本企業は英語で十分な情報を開示していないため、収益動向を分析してトラックすることが非常に難しい。(オーストラリア拠点・ヘッジファンド・調査担当)
- 開示内容は非常に限られている。会社に対する確信を高めるためには、英語での年度中の主な進展に関する経営陣のディスカッション、主要な会計方針及び注記が不可欠である。(インド拠点・運用会社・調査担当)
- 外国人株主が30%以上いる日本企業で、英語によるコーポレート・ガバナンス情報(株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンスに関する報告書など)を公表していない会社がある。(米国拠点・運用会社・調査担当)
- 私は金融機関(銀行、保険会社など)を担当しているが、他の先進国の市場と比較して、情報開示がひどいと感じている。銀行は貸借対照表の良質な平均データを提供しておらず、不良債権のウォーターフォール、さらには、資本情報さえも統一されていない。また、私は四半期データが好きである。保険会社も海外の同業他社と比較して遅れている。最後に、日本企業がマス

コミに事前にリークしているように見えることが私をうんざりさせている。(米国拠点・運用会社・調査担当)²¹

というように、日本企業側が開示した情報に対して、「要約のようなものではなく、日本語で開示しているすべての情報を同じタイミングで全部英語開示すべきである」という大きな意識のずれがあることがわかる。

そして、この大きな意識のずれが結果的に投資対象としてその日本企業を組み込むか組み込まないかの判断で「投資検討対象からはずす」または「その企業の価値をディスカウント(割引減額)して評価する」というマイナスの判断になっていることがこのアンケートの回答からも明らかである。企業が本業でどんなにがんばって結果を出しても、それを投資家に伝える財務部門やIR部門(Investors Relations 投資家向け広報部門)が全文を英語にしない、同じタイミングで日本語と英語の情報開示をしないというだけのことで、すべての努力が報われない状態になっているということである。仮に日本語と同じ品質の情報を英語で同時に出しているとしても、投資を決断する相手がそのように評価しないのであれば、相手から見れば企業側のコミュニケーション努力が不足しているため、投資対象として検討してもらうという結果に結びつかない。当然、投資を求める企業側に状況を改善する努力の必要であろう。

またアンケートの回答を見ると、改善すべき優先順位順に決算短信、IR説明会資料、アニュアルレポート、有価証券報告書の4点を全文英語化、同日開示すれば評価は高まることがわかる。まずはここから着手するのが適当であろう²²。

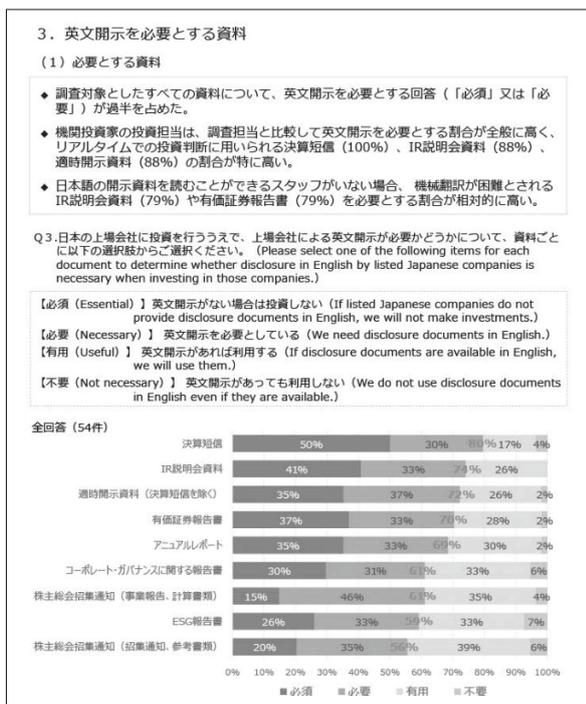


図7 英文開示が不十分なことによる投資活動への影響

(英文開示に対する海外投資家アンケート調査結果東京証券取引所2021年8月より抜粋)

8. 現時点での提言

ここまで見てきた情報をもとにした提言としては、以下の3点が考えられる。

1. プライム市場開設1年目は海外投資家からの日本企業への投資は急増しない可能性が高い。主たる理由は英語によるIFRSベースの情報開示力の不足である。

そこで、開設1年目にすべてのプライム上場企業にIFRSへの移行を義務化し、投資魅力度を示す、統一した決算短信、IR説明会資料、アニュアルレポート、有価証券報告書の4点の全文英語化のための統一フォーマットを準備したうえで、同フォーマットを使用した4点の全文英語化義務付けを提言したい。

- 1を実現するために、東証は外国人機関投資家が英文情報開示で優れていると判断した日本企業²³を手本として、他のプライム市場に参加した企業の財務担当者を再教育し、外国人機関投資家に評価される企業だけのプライム市場を構築する必要がある。これは、プライム市場全体の価値にもかわるため、経団連や商工会議所などと東証が協力し合って、英語による情報開示とIFRSによる決算について共通の教育コンテンツを作成し、継続教育も含めて参加しない企業には退出を促すような仕組みを導入することを提言したい。
- 2を現実的に進める前提としての意識改革として、日本の会計教育やビジネス英語教育を行う大学、専門学校にも、英語でIFRSやファイナンスを本格的に学ぶカリキュラムを組む要請をすることを提言したい。

日本の簿記検定試験を受験する人数は年間20万人近いのに、英語の会計検定を受験する人数は年間でも多くても2,000人前後と極端に少ない。またTOEICなどの英語の試験を目指す人数は非常に多いが、会計やファイナンスの英語はほとんど含まれていない。この状況から変えていかないと、プライム企業が積極的に情報開示を開始しようとしても、肝心の実行担当者候補が見つからないという事態になるだろう。

9. おわりに

東証は2022年1月11日に初年度のプライム市場適合とした1841社を公表したが、投資魅力度の高い企業との集合体とは言い難いスタートとなった。なぜならプライム市場基準を満たせていないのに、

改善計画書を提出して残留した296社を含むスタートだからである。

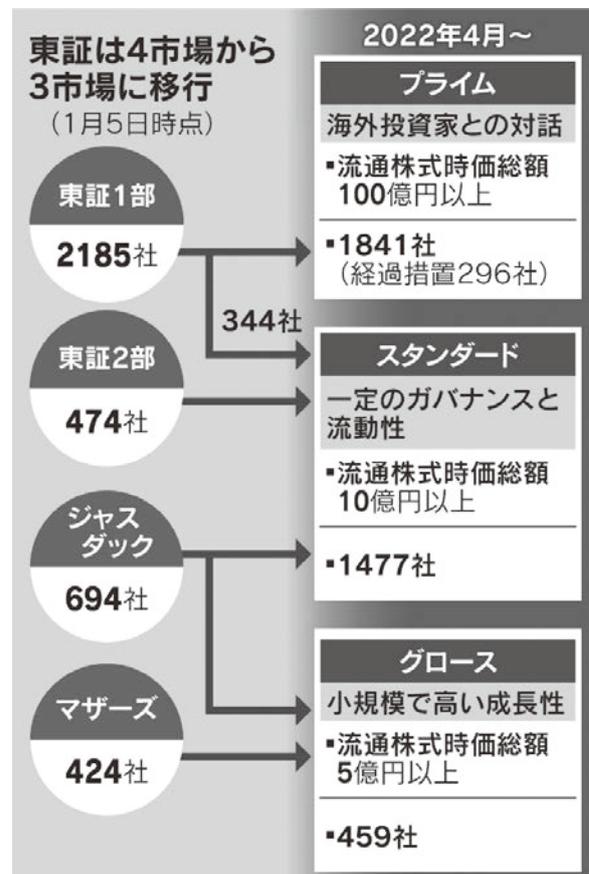


図8 プライム市場1841社でスタート

(日本経済新聞電子版ビジュアル開設「プライム市場1841社でスタート」2022年1月12日より抜粋)

本論では、現在進行形の東証の証券市場改革において、メインターゲットである海外投資家が必要と考える英文情報開示と、日本企業の考える英文情報開示の大きな違いについて明らかにするとともに、東証が2021年7月に行った新たな投資魅力度を増したプライム市場の適合企業選別においても、外国人機関投資家のニーズと選別された企業がずれていること（英文開示情報不足、国際財務報告基準ではなく日本基準での決算企業を多数含む）を指摘し、3つの提言を行った。

この英文情報開示の問題は、それを実行する人材不足という問題もあり、人材育成の面からもさらなる継続研究が必要と考える。

今後も本テーマについては、公表された初年度プライム適合企業の詳細分析と、海外からの投資マネーの変化を継続研究し、このずれの解消を目

指す提言を続けていきたいと考える。

注)

- 1 2021年7月に一部公表された130社のプライム企業適合企業には、決算資料および関連開示資料において英文情報開示が不十分な企業も多数含まれている。
- 2 <https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/market-segments/index.html>
- 3 日本証券経済研究所『図説日本の証券市場2020年版』2020年3月。
- 4 岡本至 (2005)「金融ビッグバンはなぜ失敗したのか—官僚主導改革と政治家の介入—」社会科学研究56巻2号pp.109-110
- 5 宇野・大崎編著 (2012)『証券市場のグランドデザイン』中央経済社、pp82-95。
- 6 川北秀隆 (2021)「なぜ市場区分の見直しが必要か」企業会計2021年73巻8号pp.23-29。
- 7 白鳥栄一『国際会計基準』日経BP社、1998年5月25日。pp12-13。
- 8 藤井保紀『会計ビッグバンとコーポレート・ガバナンス』シグマベイスキャピタル、2002年11月25日。pp360-365。
- 9 磯山友幸『国際会計基準戦争』日経BP社、2002年10月2日。pp199-202。
- 10 平松和夫『会計基準の国際的統一』中央経済社、2005年2月28日。pp220-221。
- 11 平松和夫『国際財務報告論』中央経済社、2007年8月30日。pp232-237。
- 12 山本昌弘『国際会計論』文眞堂、2008年4月1日。pp262-267。
- 13 藤井保紀『IFRSの衝撃』日経BP社、2009年12月4日。pp6-16。
- 14 日本電波工業、HOYA、住友商事、日本板硝子、日本たばこ産業、アンリツ、ディーエヌエー、SBI HD、トーセイ、楽天グループ、中外製薬、ネクソン、マネックグループ、双日、ソフトバンクグループ、丸紅、AGC、アステラス製薬、伊藤忠エネクス、三井物産、第一三共、そーせいグループ、リコー、武田薬品工業、小野薬品工業、伊藤忠商事、三菱商事、日東電工、セイコーエプソン、富士通、エーザイ、伊藤忠テクノソリューションズ、Z HD、エムスリー、すかいらくHD、ファーストリテイリング、テクノプロHD、クックパッド、日本取引所グループ、デンソー、コニカミノルタ、エフシーシー、日立物流、日立金属、日立建機、八千代工業、ユタカ技研、参天製薬、日立製作所、本田技研工業、住友理工、トリドールHD、電通、コナミHD、ノーリツ鋼機、KDDI、ティアック、LIFULL、セプテーニHD、DMG森精機、スカラ、ベルシステム24HD、ツバキナカシマ、LIXIグループ、ジーエヌアイグループ、ホットリンク、花王、アステリア、エイチワン、日本

精、KYB、兼松、テイエステック、アドバンテスト、飯田グループHD、コメHD、コロワイド、三菱ケミカルHD、クレハ、アサヒHD、大陽日酸、光通信、アイティメディア、シスメックス、プラザー工業、日本電産、バイカレントコンサルティング、日本電気、アイシン精機、RIZAPグループ、ゼロ、住友ゴム工業、マクロミル、ソレイジアファーマ、メタップス、アサヒグループHD、アウトソーシング、FOOD&LIFE COMPANIES、ブロードリーフ、大塚HD、山洋電気、スミダコーポレーション、ユニチャーム、リンクアンドモチベーション、ナブテスコ、ニコン、豊田自動織機、味の素、パナソニック、ENEOS HD、J.フロントリテイリング、豊田通商、じげん、MRT メンバーズ、オリンパス、窪田製薬HD、夢展望、リクルートHD、Jトラスト、カカクコム、三浦工業、JSR、NFC HD、GMOペイメントゲートウェイ、日本精機、MS&Consulting、アルヒ、プレミアムグループ、ウルトラファブリティクスHD、信和、キュービーネットHD、協和発酵、キリン、横浜ゴム、ライオン、キリンHD、日機装、サントリー食品インターナショナル、コンヴァノ、住友化学、サッポロHD、クボタ、日医工、大日本住友製薬、サワイグループHD、住友ベークライト、JVCケンウッド、テルモ、CYBERDYNE、三菱電機、エクセディ、ASJ、シェアリングテクノロジー、日本ハム、アマダHD、住友金属鉱山、京セラ、ミネベアミツミ、日清食品HD、豊田合成、三菱重工業、ヒロセ電機、日本電信電話、NTTデータ、ソフトバンク、KeyHolder、マキタ、ワールド、エボラブルアジア、ルネサスエレクトロニクス、日本ペイントHD、アルテリア・ネットワークス、アドベンチャー、クリエイトレストランツHD、トヨタ紡織、GCA、コカコーラボトラーズジャパンHD、デジタルガレージ、JFE HD、クレディセゾン、インターネットイニシアティブ、日本製鉄、ウィルグループ、日本触媒、カゴメ、VTホールディングス、バンドー化学、ツガミ、ヤマハ、SUBARU、エフティグループ、プレミアムウォーターHD、エアウォーター、栗田工業、JMDC、ナレッジスイート、きずなHD、NISSHA、THK、ヘリオス、安川電機、プロネクサス、日新製糖、ジェイテクト、日本特殊陶業、塩野義製薬、日本航空、トヨタ自動車、ブリヂストン、東レ、三井化学、SCSK、雪国まいたけ、ダイレクトマーケティングミックス、パリオセキユア、チェンジ、ウイングアーク、1st Appier Group、荏原製作所、レノバ、デコルテ・HD、ペイロール、キッコーマン、野村総合研究所、IHI、ビジネスブレイン太田昭和、テクマトリックス、アシロ、ソニーグループ、ポート、日本ユニシス、INEST、リロググループ、シンプレクス・HD、日本工営、PHCホールディングス(株)

- 15 胡丹 (2003)「国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性」会計プロGRESS日本会計研究学会、2003巻4号pp.71-84。
- 16 湯原心一 (2017)「証券市場における情報開示制度～投

資家の合理性と非合理性に着目して」私法、2017巻79号pp.186-192。

- 17 「英文開示実施状況調査結果概況」
東証一部上場企業の英文開示実施状況調査 東京証券取引所2021年3月5日より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>
- 18 「英文開示実施率の前年末との比較」
東証一部上場企業の英文開示実施状況調査 東京証券取引所2021年3月5日より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>
- 19 「英文開示実施状況（市場第一部社数ベース）」
東証一部上場企業の英文開示実施状況調査 東京証券取引所2021年3月5日より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>
- 20 「英文開示実施状況（全市場・時価総額ベース）」
東証一部上場企業の英文開示実施状況調査 東京証券取引所2021年3月5日より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>
- 21 「英文開示に対する不満」
英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果 東京証券取引所2021年8月より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>
- 22 「優先的に取り組むべき英文開示資料」
英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果 東京証券取引所2021年8月より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>
- 23 「英文情報開示が優れている会社」
英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果 東京証券取引所2021年8月より。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

参考文献

- ・ 平松和夫・徳永芳弘『会計基準の国際的統一』中央経済社、2005年2月28日。
- ・ 藤井保紀『会計ビッグバンとコーポレート・ガバナンス』シグマベイスキャピタル、2002年11月25日。
- ・ 有沢広巳『証券100年史』1978年9月13日。
- ・ 証券経営研究会編『現代金融資本市場の総括的分析』日本証券経済研究所、2021年2月27日。
- ・ 白鳥栄一『国際会計基準』日経BP社、1998年5月25日。
- ・ 磯山友幸『国際会計基準戦争』日経BP社、2002年10月2日。
- ・ 平松和夫『国際財務報告論』中央経済社、2007年8月30日。

- ・ 山本昌弘『国際会計論』文真堂、2008年4月1日。
- ・ 藤井保紀『IFRSの衝撃』日経BP社、2009年12月4日。

宇宙活動の安全と持続性をめぐるガバナンス

—民間部門の取り組みに着目して—

永井 雄一郎

Yuichiro NAGAI. Global Governance for Safety and Sustainability of Space Activities: Efforts in Private Sector. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.21-33.

This study examines a new aspect of global governance for the safety and sustainability of space activities, with a particular focus on efforts of the private sector. Outer space is increasingly being used by a number of actors with diverse purposes. Private companies have also become major players in the space arena, as many startups are venturing into this business. A rapid increase in the number of satellites causes further congestion in the near-earth environment. At the same time, ever-growing space debris continues to pose serious challenges for space activities. It is necessary for all space actors to strive toward improving global governance to ensure safety and sustainability of space activities. By analyzing several cases regarding efforts in the private sector, this paper argues that industry-led initiatives have emerged to improve space governance, consistent with existing international frameworks, and constitute a significant part of global governance to ensure the safety and sustainability of space activities.

1. はじめに

宇宙空間の利用環境は、近年大きく変容している。宇宙活動は世界的にも発展し、宇宙空間は今や多くの国家が活動を行う場となっている。民間企業による宇宙活動の進展も目覚ましく、地球軌道に打ち上げられる人工衛星の数も急速に増加している。また後述するように、スペースデブリの数も宇宙活動の歴史を通じて増え続けており、宇宙空間の混雑はますます深刻なものとなっている。それに伴い、「宇宙空間における交通事故」の可能性も宇宙活動の安全を脅かす大きなリスクとして認識されるようになってきている。加えて、そうした事故によって新たなスペースデブリが発生し、宇宙空間の混雑をさらに深刻化させていくという負の連鎖も懸念されている。こうした状況のなか、スペースデブリの低減や衝突リスクへの対応を含め、宇宙空間を安全かつ持続的に利用していくための新たなガバナンスのあり方が求められるようになってきている¹。

国家の領有権が及ばない宇宙空間の利用をめぐるガバナンスは、必然的にグローバルな性格を持

ちうる。グローバル・ガバナンスという概念については、国際政治学・国際関係論の分野において様々な定義を用いて論じられてきた²。なかでも、1995年にグローバル・ガバナンス委員会が公表した報告書による次の定義が有名である。

グローバル・ガバナンスは、公私を問わず、個人そして機構が彼らの共通の事項を管理する多くの方法の全体である。それは、対立するあるいは多様な利益を調整し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守を強制することを付与されたフォーマルな機構やレジームを含むとともに、人びとや機構が合意したか、彼らの共通の利益となると考えたインフォーマルな枠組みをも含むものである³。

この定義には、(1) 共通の事項の管理という目的、(2) 公私を問わない多様な主体、(3) フォーマル・インフォーマルな制度や枠組みを通じた多様な方法、(4) 利益の共有や協力に基づく行動規範、というグローバル・ガバナンスの基本的要素

が含まれている。それゆえ、国際関係における特定の問題を国家間で管理・解決していくための枠組みを意味する国際レジームが、問題領域、問題解決の方法、関与主体の点で多様化あるいは拡張したものをグローバル・ガバナンスと捉える考え方もある⁴。

本稿では、こうしたグローバル・ガバナンス論の考え方も援用しつつ、宇宙活動の安全と持続性をめぐるガバナンスの新たな様相について、特に企業などの民間部門における取り組みにも着目しながら検討する。これまで宇宙空間の主たる利用者は国家であった。それゆえ、宇宙空間の利用をめぐるガバナンスについても、従来の研究では国家による宇宙活動のための法規範や秩序の形成に主たる関心が集まってきた⁵。また、宇宙空間の利用者が多様化し、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加がもたらすリスクが懸念されるようになると、多様な主体による活動も視野に入れたガバナンスのあり方も模索されるようになった⁶。しかしながら、産業界など民間部門における主体的なガバナンスへの取り組みについては、まだ緒に就いたばかりということもあり、依然として十分な検討が行われているとは言い難い。

本稿では、こうした研究動向も踏まえながら、近年注目される民間部門の取り組みにも射程を広げ、宇宙活動の安全と持続性をめぐるグローバル・ガバナンスの新たな様相を明らかにする。以下では、まず民間企業による宇宙活動が目覚ましく進展する一方、スペースデブリをめぐる問題の深刻化も相まって宇宙空間の混雑化が進み、安全かつ持続可能な宇宙活動のあり方を模索することが喫緊の課題となっている現状を示す（第2節）。続いて、これまで国家間の枠組みにおいて宇宙空間の利用をめぐるガバナンスが如何に構築されてきたのかを概観・整理する（第3節）。そのうえで、近年注目される宇宙関連企業などの民間部門における取り組みとして四つの事例を分析し（第4節）、それらが既存の国際的枠組みとどのような関係を持ち、宇宙活動の安全と持続性をめぐるグローバル・ガバナンスの中でどのように位置づけられるかという点について考察を試みる（第5節）。

2. 宇宙空間の利用環境の変容

（1）利用主体の多様化

世界初の人工衛星スプートニクの打ち上げから60年以上の歳月が経ち、宇宙活動が世界的にも進展するに伴い、近年では宇宙空間の利用者も多様化している。かつて、宇宙空間は必要な技術と資源を備えた僅かな国家のみが活動できる空間であった。例えば、1957年から1990年までに打ち上げられた人工衛星の90%以上は、米ソによるものであった⁷。しかしながら、1990年代以降、宇宙活動を行う国家の数は著しく増加した。現在では、70カ国以上の国々が人工衛星を運用していると言われている⁸。

加えて、近年では、民間企業による宇宙活動も大きく進展している。欧州宇宙機関（European Space Agency、以下ESA）の報告書によれば、2020年に地球低軌道に打ち上げられた人工衛星約1,200機のうち、1,000機以上は民間企業によるものであったと見られている⁹。特に、米国の企業が打ち上げる人工衛星の数は、ここ数年で急増している。米国の憂慮する科学者同盟（Union of Concerned Scientists）のデータベースによれば、2021年9月時点で米国の企業が運用する人工衛星の数は2,359機にのぼる。これは、現在運用中の全ての人工衛星4,550機の半数以上を占める割合である¹⁰。

特に米国では、“NewSpace”とも呼ばれる民間企業による宇宙ビジネスが大きく進展している。NewSpaceとは、ベンチャー企業など新興企業を中心に民間主導で進められる新たな宇宙活動の潮流を意味する。従来、宇宙活動は政府が主導する国家事業として進められてきた。そうした従来の宇宙活動においては、高い技術力と経営力を有する大企業が政府との契約に基づいてロケットや人工衛星等の技術開発を担ってきた。すなわち、これまでは政府が目標やビジョンを設定し、政府の予算に大きく依存しながら、政府系宇宙機関やその契約企業となる大企業が中心となって宇宙活動が進められてきたのである¹¹。しかしながら、近年では、独自のビジョンと革新的技術をもって自ら宇宙ビジネスを展開するベンチャー企業等の動

きが活発化している¹²。特に米国では、民間企業として初めて国際宇宙ステーションへの有人宇宙輸送に成功したSpace X社や、2021年7月に初めて有人宇宙飛行に成功したBlue Origin社の活動に象徴されるように、NewSpaceの動きが顕著に加速している¹³。

NewSpaceの波に乗る民間宇宙ベンチャーは、人工衛星の開発と運用の分野でも新たな動きを見せている。小型衛星による大規模コンステレーションの構築に向けた動きは、その典型例である。これは、多数の人工衛星を軌道上に配置し、それらを連携させて一体的に運用することにより、新たな利用価値を生み出す運用形態である。例えば、Space X社は、グローバルな衛星通信サービスの提供を目指して、約13,000機の人工衛星から成る「スターリンク（Starlink）」という衛星コンステレーションの構築計画を進めている¹⁴。同様に、Amazon社も3,236機から成る通信衛星コンステレーション計画（Project Kuiper）を進めている。規模の大小に違いはあるものの、こうした民間企業による衛星コンステレーション計画は、他にも多数存在すると言われている。それゆえ、近い将来には地球軌道に打ち上げられる人工衛星の数も急増していくことが予想されている¹⁵。

また近年では、ランデブー・近接オペレーション（Rendezvous and Proximity Operations、以下RPO）による新たな軌道上サービス（On-Orbit Servicing、以下OOS）の提供を目指す企業も現れている。OOSとは、軌道上において他の人工衛星を対象に補給、点検、交換、修理・補修、機能付加などを行うことを意味する。また、運用を終了した人工衛星やスペースデブリを除去する行為も含まれる。そのためには、対象となる物体との相対位置や相対速度などを意図した範囲内に制御しながら接近させ（Rendezvous）、二つの物体が結合あるいは極めて近い範囲内にある状態で行う運用（Proximity Operation）が必要になる¹⁶。こうしたRPO/OOSは、人工衛星の延命措置やスペースデブリの除去などに貢献できる技術であり、将来の市場拡大も期待されている。一方、潜在的には軍事・インテリジェンスの分野でも利用できる技術であるため、透明性を確保しつつ、安全な

RPO/OOSのための行動規範や技術基準を形成していくことが求められるようになっている。

（2）宇宙活動の安全と持続性をめぐる問題

このように宇宙空間の利用主体が多様化するなか、地球周辺の軌道はますます混雑化の一途を辿っている。急増する人工衛星に加え、宇宙活動の歴史を通じて増え続けてきたスペースデブリの問題も深刻化している¹⁷。

スペースデブリとは、「もはや有用な目的を持たない地球軌道のあらゆる人工物体」を意味する¹⁸。ESAによれば、2021年9月時点で地球軌道には大きさが10cm以上のスペースデブリが約36,500個も存在すると見られている。より小さなサイズのものも含めれば、その数は推計100万個以上にも及ぶとされる¹⁹。

スペースデブリは、宇宙空間のあらゆる利用者にとって深刻なリスクをもたらしている。スペースデブリとの衝突は、人工衛星にとって致命的となりうる。特に地球低軌道では秒速約7.8kmという速度で移動しているため、たとえ小さなスペースデブリであっても衝突の際の破壊力は非常に大きい。また、前述の通り、それによって新たなスペースデブリが大量に創出されるリスクも否定できない。

事実、スペースデブリとの衝突により人工衛星に故障等の被害が生じた事案は過去にも複数報告されている²⁰。2009年2月には、米国とロシアの人工衛星が高度約800kmの軌道上で衝突する事故が発生し、これにより追跡可能なサイズのものだけでも約2,000個もの新たなスペースデブリが発生したと言われている²¹。また2021年5月には、国際宇宙ステーションのロボットアームにスペースデブリとの衝突跡が発見されている²²。

また地球軌道に打ち上げられる人工衛星の数も急増するなか、近年では人工衛星同士の衝突リスクも懸念されるようになっている。2019年9月には、Space X社のStarlink衛星とESAが運用する地球観測衛星Aeolusとの衝突リスクが高まり、ESAが衝突回避のための措置をとったことが報じられた²³。また2021年12月には中国政府が国連事務総長に口上書を提出し、Space X社のStarlink衛星の

接近に伴う危険を回避するため中国の宇宙ステーションが同年に二度の衝突回避措置を実施したことを通報した²⁴。

加えて、スペースデブリの数を急激に増加させる深刻な要因の一つとなっているのが、軌道上での衛星破壊実験である。対衛星兵器による衛星破壊実験は冷戦時代から米ソによって実施されており、歴史を通じてスペースデブリの発生源となってきた²⁵。また2007年1月には、中国が初めて衛星破壊実験に成功した。この実験は、これまでで最も多くのスペースデブリを発生させた事案であると言われており、追跡可能なものだけでも約3,400個ものスペースデブリを発生させたと見られている²⁶。また2019年3月には、インドも同様の実験に初めて成功しており、これにより少なくとも100個以上のスペースデブリを発生させた²⁷。さらに、2021年11月には、ロシアが高度約480kmの軌道上で衛星破壊実験を実施し、1,500個以上ものスペースデブリを発生させたと見られている。また、これにより国際宇宙ステーションの搭乗員はスペースデブリとの衝突の危険に備えて係留されている宇宙船への退避を余儀なくされるなど、この実験は宇宙飛行士さえ危険に晒すものであった²⁸。近年では、宇宙空間における主要国間の軍事的緊張も高まるなか、対衛星兵器の開発と実験も活発化しており、宇宙活動の安全と持続性をめぐる問題は安全保障の観点からも懸念が高まっている。

このような状況のなか、宇宙活動の安全と持続性を確保していくための新たなガバナンスのあり方を模索していくことは喫緊の課題となっている。とりわけ、宇宙空間の混雑化が加速するなか、スペースデブリの低減や衝突リスクへの対応に取り組むことは、あらゆる宇宙空間の利用者が利害を共有する最優先の重要課題と言える。近年では、宇宙空間の利用者も多様化していることから、NewSpaceを牽引する民間企業も含めた多様な主体が共通の課題に対処していくための新たなガバナンスのあり方が求められているのである。

3. 宇宙活動の安全と持続性をめぐるガバナンス

これまで宇宙空間の利用をめぐるガバナンスは、その主たる利用者であった国家による法規範の形成というかたちで構築されてきた。その歴史は長く、1958年には国連に宇宙空間の利用のあり方を検討するフォーラムとして宇宙空間平和利用委員会（United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space、以下UNCOPUOS）が設置された²⁹。UNCOPUOSでは、1960年代から70年代にかけて五つの宇宙関連諸条約が作成され、現在の国際宇宙法の基礎が築かれた³⁰。その中核を成すのが、1967年に制定された宇宙条約である。宇宙条約は、国家による宇宙活動の基本原則を定めており、2021年現在111カ国が批准している³¹。

しかし、宇宙空間の利用環境の変化に伴い、こうした既存の国際宇宙法の枠組みだけでは十分対応することが難しい新たな課題も浮き彫りになっている。例えば、宇宙条約は、スペースデブリの発生防止を直接の目的とした規定を持っていない³²。また、条約制定当時、宇宙活動の中心主体は国家であった。少なくとも、今日のように数多くの民間企業が多数の人工衛星を打ち上げるようになっている状況は、当時には想定されていなかったと言える。宇宙条約は、条約当事国の許可と監督のもとで民間企業を含む非政府団体の宇宙活動が行われることを規定しているものの、それはあくまでも国家による国際責任を明確化することに主眼が置かれていた。それゆえ、宇宙空間の利用をめぐる新たな状況や課題への対応も踏まえた新たなガバナンスのあり方を模索していくことが必要になっている³³。

しかしながら、UNCOPUOSでは新たな条約の作成が困難になっているという状況も指摘されてきた。事実、1979年に採択された月協定³⁴を最後に、UNCOPUOSでは新たな条約は作成されていない。コンセンサスによる意思決定を採用しているUNCOPUOSでは、加盟国の増加に伴い、新たな法規範の形成について全会一致の合意に達することが困難になっているのである。2021年現在、95の加盟国を有するUNCOPUOSでは³⁵、新たな

条約の作成が事実上不可能であるとの見方が一般的となりつつある³⁶。

また、スペースデブリの発生要因の一つともなってきた軌道上での衛星破壊実験についても、それを明確に禁止する軍備管理条約は今のところ存在していない。宇宙条約は、第四条において、核兵器及びその他の大量破壊兵器の宇宙空間への配置と、月その他の天体上での軍事活動を禁止しているものの、宇宙空間への通常兵器の配置や使用については自衛権の範囲を超えると解される場合を除いて禁止しておらず、対衛星兵器による衛星破壊実験についても明確な禁止規定を設けていない。宇宙空間の軍備管理については、1980年代以降、ジュネーブ軍縮会議（Conference on Disarmament：CD）を中心に、宇宙空間へのあらゆる兵器の配置や使用を禁止する新たな条約作成の必要性が議論されてきたが、今日に至るまで実質的成果は得られていない³⁷。

こうした状況のなか、国際社会では、いわゆる「ソフトロー」と呼ばれる法的拘束力を持たない原則や勧告文書、あるいは、国際的ガイドラインの形成を通じて、宇宙空間の利用をめぐるガバナンスの向上を目指す努力が続けられてきた³⁸。新たな条約の作成が困難となるなか、急速に変化する宇宙空間の利用環境に対応したガバナンスを構築していくうえで、こうした「ソフトロー」の意義と役割は非常に高まっていると言える。

例えば、スペースデブリ問題への対応については、特に1990年代以降、各国政府の宇宙機関を中心に議論と検討が行われてきた³⁹。1993年には、主要国の宇宙機関で構成される「宇宙機関間スペースデブリ調整委員会（Inter-Agency Space Debris Coordination Committee、以下IADC）」が発足した。それ以来、IADCは参加する宇宙機関の間でスペースデブリに関する情報交換や協力を促進する機能を果たしてきた⁴⁰。

そして2002年には、IADCが初めて「スペースデブリ低減ガイドライン」を公表した。このガイドラインは、(1) 正常な運用で放出されるスペースデブリの制限、(2) 軌道上での破碎の可能性の最小化、(3) ミッション終了後の廃棄、(4) 軌道上での衝突の防止といった観点から、スペースデ

ブリ低減のために必要な技術上・運用上の基本的指針を示している⁴¹。

IADCに参加する各国の宇宙機関は、このガイドラインに従ってスペースデブリの低減に努めていくこととしているが、これは決して条約のような法的拘束力を持つ合意ではない。それにもかかわらず、このIADCのガイドラインは、スペースデブリの低減のための技術・運用基準として国際的にも重要な意味合いを持つようになっている。

2007年には、IADCのガイドラインに基づいて、「UNCOPUOSスペースデブリ低減ガイドライン」が採択された。国連では、1990年代からUNCOPUOSの科学技術小委員会においてスペースデブリの問題に関する調査と検討が行われてきた⁴²。2000年代に入ると、UNCOPUOSは国連加盟国に向けたスペースデブリ低減のためのガイドライン作成をIADCに依頼した。2004年にはIADCによる草案が提出され、その後の修正を経て2007年にUNCOPUOSで採択されるに至ったのである⁴³。

その経緯からも明らかな通り、UNCOPUOSのスペースデブリ低減ガイドラインは、IADCのガイドラインとも親和性が高い。UNCOPUOSのガイドラインは、(1) 正常な運用で放出されるスペースデブリの制限、(2) 運用段階における破碎の可能性の最小化、(3) 軌道上での偶発的な衝突の可能性の制限、(4) 意図的な破壊及び他の有害な活動の回避、(5) 残留エネルギーによるミッション終了後の破碎の可能性の最小化、(6) ミッション終了後に宇宙機や打ち上げ機の軌道投入段が地球低軌道に長期間とどまることの制限、(7) ミッション終了後に宇宙機や打ち上げ機の軌道投入段が静止軌道に長期間干渉することの制限という観点から、スペースデブリの低減に向けた国際的指針を示している。そして、このガイドラインは、その実施にあたってはIADCのガイドラインの最新版を参照するよう勧告しているのである⁴⁴。

また、国際標準化機構（International Organization for Standardization、以下ISO）では、こうしたIADCやUNCOPUOSのガイドラインに基づく国際的な技術標準の作成が行われてきた。ISOでは、2003年に宇宙システムの国際標準を担当する委員会にスペースデブリに関するワーキンググループ

を設置し、2010年には初となる「スペースデブリ低減要求」(ISO 24113)を策定した。2019年には、ISO 24113の第三版が公表されるなど、ISOは技術の進展や状況の変化に合わせて技術要求を更新する取り組みを続けている⁴⁵。

さらに、宇宙活動の安全と持続可能性をめぐる国際的ガイドラインとしては、2019年に採択されたUNCOPUOSの「宇宙活動の長期持続可能性ガイドライン」も注目される。宇宙活動の安全と持続性に対するリスクが高まるなか、UNCOPUOSでは、2010年にワーキンググループを設置して、国連加盟国が自主的に遵守する宇宙活動の長期持続性のためのガイドライン作成に取り組んできた。各国の間でのコンセンサスの形成が難航したものの、2018年には21項目のガイドラインが合意され、2019年にUNCOPUOSで正式に採択されるに至ったのである⁴⁶。

このガイドラインは、宇宙活動の安全と持続性の確保に向けて、各国が自主的に取り組むべき措置の概要を示している。具体的には、(1)宇宙活動に関する政策及び規制枠組み、(2)宇宙運用の安全、(3)国際協力、能力構築、認識、(4)科学的・技術的な研究開発、といった観点から合計21項目のガイドラインが示されている⁴⁷。

このように国際社会では、宇宙空間の利用をめぐる共通の原則やガイドラインを作成する努力が続けられている。それらは、条約のように法的拘束力を持つものではないが、これからの宇宙活動において考慮されるべき望ましい技術や行動のあり方を明確化し、各国に対して自主的に実施を求めていくことを通して、緩やかな国際規範を形成していると言える。新たな条約の作成が困難となるなか、こうした国際的に認められた原則やガイドラインの果たす役割は高まっていると言える。

4. 民間部門における取り組み

また近年では、宇宙関連企業を含む民間部門においても、宇宙活動の安全と持続性に向けた独自の取り組みが見られるようになってきている。これまで宇宙空間の利用に関する国際的ガイドラインは、IADCやUNCOPUOSなど国家間の枠組みにおい

て形成されてきたと言える。しかし、近年では、宇宙ビジネスを展開する企業を中心に民間部門においてもガバナンスの形成に主体的に参画するような動きが見られるのである。以下では、特に注目される四つの事例について取り上げ、その特徴を整理してみたい。

(1) 米衛星産業協会の取り組み

2019年10月、米衛星産業協会(Satellite Industry Association、以下SIA)は、「商業衛星産業のための宇宙安全原則」を公表した。SIAは、米国を拠点とする衛星関連企業を中心に構成される非営利団体である。1995年の発足以来、米国の宇宙産業界を代表する業界団体として、米国の宇宙政策や法制度にも影響を与えてきた⁴⁸。

2019年10月に公表されたSIAの宇宙安全原則は、人工衛星その他の宇宙機の安全運用を確保し、宇宙空間の持続的利用を実現していくために産業界として考慮すべき行動原則を示したものである。強制力を伴うものではないが、SIAの加盟企業は、この原則に自主的に従って責任ある宇宙運用を行っていくことを目指している⁴⁹。

この原則は、UNCOPUOSによる「宇宙活動の長期持続可能性ガイドライン」の採択を受け、これを産業界においても適切に実施していくことの重要性を強調している。また、スペースデブリをめぐる問題についても、既存の国際的ガイドラインを考慮しつつ、産業界においてもその低減に努めていくことが必要であるとの認識を示している。

具体的な技術・運用基準としては、(1)宇宙機及びスペースデブリの国連宇宙部(United Nations Office for Outer Space Affairs: UNOOSA)への迅速な登録、(2)能動的・受動的手段によって軌道上の位置を追跡できるような人工衛星の設計、(3)運用中の人工衛星に関する情報共有と透明性の向上、(4)潜在的な衝突・危険回避のための連絡体制の確立、(5)人工衛星の廃棄や再突入に関する基準の遵守と改善、(6)意図的なスペースデブリ創出の最小化、(7)宇宙活動の持続性に配慮した打ち上げサービスの選定、(8)軌道配置直後の機能喪失(dead-on-arrival deployment)による影響の最小化、(9)適切に無害化(passivation)⁵⁰でき

る宇宙機の設計などが含まれている。既存の国際的ガイドラインとも調和しながら、人工衛星その他の宇宙機の設計、製造、打ち上げ、運用、ミッション終了後の各段階において、宇宙活動の安全と持続性のために考慮されるべき基本的措置が示されている⁵¹。

（2）Space Safety Coalitionの取り組み

また2019年には、宇宙分野の民間企業・関連団体で構成されるSpace Safety Coalition（以下、SSC）が発足した。SSCは、欧米の企業が中心ではあるものの、アジアに拠点を置く企業も参加するなどグローバルな企業連合となっている⁵²。SSCは、既存の国際的ガイドラインの実践を通して、安全な宇宙運用を促進していくことを目的に、2019年9月に「宇宙運用の持続性のためのベストプラクティス」と題する文書を策定した⁵³。

SSCの文書は、IADCやUNCOPUOSのスペースデブリ低減ガイドライン、ISOの「スペースデブリ低減要求」（ISO 24113）といった既存の国際的ガイドライン・技術標準の重要性を踏まえ、それらをSSCの参加企業が支持するとともに、その実施に努めていくことを明記している。またSSCは、そうした取り組みを通じてUNCOPUOSによる「宇宙活動の長期持続可能性ガイドライン」の実践に産業界として貢献していくことを目指している⁵⁴。

具体的には、産業界として考慮すべきベストプラクティスとして、（1）宇宙機の安全運用や衝突回避に関する情報の共有、（2）宇宙活動の持続性に配慮した宇宙輸送サービス事業者の選定、（3）安全を重視した個々の宇宙機やコンステレーションの設計、（4）安全かつ効果的な制御、追跡、衝突回避、無害化、廃棄のための要求基準を満たした宇宙機の設計、（5）宇宙活動の持続性に配慮した宇宙運用コンセプトの採用といった観点から、詳細な基準や考え方を示している⁵⁵。

（3）CONFERSの取り組み

また近年では、RPOやOOSの安全に向けた産業界の取り組みも見られる。ランデブーとサービス・オペレーションの実施のためのコンソーシア

ム（The Consortium for Execution of Rendezvous and Servicing Operations、以下CONFERS）による取り組みは、その代表例と言える。

CONFERSは、RPOやOOSの実施のための技術や運用基準を検討・構築していくためのコンソーシアムとして2018年に結成された。その取り組みを通じて、軌道上での人工衛星等への補給、点検、交換、修理・補修、あるいは、スペースデブリの捕捉や除去など、RPOを伴うOOSをビジネスとして発展させていくことを目指している⁵⁶。

CONFERSは、OOSの提供を目指す各国の民間企業にメンバーシップを開放し、参加を呼びかけている。2021年10月現在、CONFERSには15の企業が維持会員（sustaining members）として参加している。そのなかには、スペースデブリの除去サービスの開発に取り組む日本の企業Astroscale社も名を連ねている。その他、貢献会員（contributing members）・オブザーバー会員（observer members）も含めると、CONFERSの参加企業は50社に及ぶ⁵⁷。

2018年、CONFERSは、「商業RPO及びOOSのための基本原則」と題する文書を発表した。この基本原則は、安全を重視した責任ある方法でRPOやOOSを実施していくための行動規範を確立することを目的に作成された。例えば、RPOやOOSに伴う危険及び悪影響を低減するとともに、スペースデブリの発生や衝突を防止するために適切な措置をとることを基本原則としている。また、第三者へのリスクを担保するために保険に加入することや、安全運用を支える適切なコミュニケーション体制を確立することなどを求めている⁵⁸。

また2019年には、CONFERSによる「推奨設計及び運用慣行」が初めて公表された。この文書には、RPO及びOOSを安全に実施するための宇宙機の推奨設計がハードウェアとソフトウェアの両面から詳細に記されている。その他、必要な安全対策や危険回避のための措置についても具体的な考え方が示されている⁵⁹。

CONFERSは、民間企業を主体としたイニシアティブではあるものの、これまでに国家間で形成されてきた既存のガイドラインや技術標準を重視している。特に、UNCOPUOSによる「宇宙活動

の長期持続可能性ガイドライン」やIADCの「スペースデブリ低減ガイドライン」といった既存の国際的ガイドラインの重要性を認識して、その実施に努めることで宇宙活動の安全と持続可能性の確保に貢献していくことを目指している⁶⁰。

(4) 世界経済フォーラムにおける取り組み

また、世界経済フォーラム（World Economic Forum、以下WEF）では、スペースデブリ問題への対応など、宇宙運用者の持続性確保に向けた取り組みを評価する「宇宙持続性評価（Space Sustainability Rating、以下SSR）」について検討が行われてきた⁶¹。

SSRは、WEFの「宇宙に関するグローバル・フューチャー委員会（Global Future Council on Space）」によって提案され、その後、ESA、マサチューセッツ工科大学、テキサス大学オースティン校、BryceTech社などと共同で具体的な評価制度のあり方が検討されてきた⁶²。2021年6月には、SSRの運用を担う機関としてスイス連邦工科大学ローザンヌ校の宇宙センターが選定され、運用開始に向けた準備が進められている。

SSRは、民間企業も含め、あらゆる宇宙空間の利用者に責任ある行動を促していくことを狙いとして考案された。世界標準の環境評価・認証制度である「リード(Leadership in Energy and Environmental Design: LEED)」を参考に評価枠組みが検討され、宇宙活動の持続性という観点からスペースデブリの低減策や国際的ガイドラインへの対応状況などについてスコアを与え、評価を行うことを想定している。それゆえ、UNCOPUOSやIADCのガイドラインなども念頭に置きながら、その評価制度のあり方が検討されてきた⁶³。具体的な評価については、(1) ミッション終了後の廃棄計画、(2) 軌道の選択、(3) 地上からの追跡・特定のための能力、(4) 衝突回避のための能力、(5) 情報の共有、といった様々な要因に基づいてスコアが付与されることが想定されている⁶⁴。

SSRも強制力を伴う枠組みではないが、こうした評価制度に参加することは、民間企業にとっても大きなインセンティブとなる。SSRは、宇宙活動の安全と持続性への取り組みを証明する共通の

指標となりうる。これに参加することによって、民間企業を含む宇宙空間の利用者は、自らの持続性への取り組みのレベルを外部に証明することができる⁶⁵。また将来的には、例えば、一定以上の評価を得た場合には保険の割引が適用されるといった枠組みの可能性も議論されている⁶⁶。

SSRは、こうした評価制度を通して、宇宙活動の安全や持続性への取り組みを可視化し、それによって責任ある行動へのインセンティブを高めていくことを企図している⁶⁷。こうした取り組みは、既存の国際的ガイドラインの効果的な実施を促していくことにも直接貢献できる仕組みとして期待される⁶⁸。

5. 考察

このように近年では、宇宙関連の企業団体・業界団体など民間部門においても、宇宙活動の安全と持続性を確保していくためのガバナンスの改善に向けた動きが見られる。こうした民間部門における取り組みは、これまで国家間において形成されてきたガバナンスの枠組みとどのような関係を持ち、これからの宇宙空間の利用をめぐるグローバル・ガバナンスの中でどのように位置づけられていくのか。以下に、考察してみたい。

まず、これからの宇宙活動の安全と持続性を確保していくためのガバナンスの当事者として、民間企業の存在感と役割は非常に高まっている。特にNewSpaceを牽引する民間企業にとって、宇宙活動の安全と持続性はビジネスの前提でもある。それゆえ、持続可能なビジネスのためにも宇宙活動の安全と持続性の確保に主体的に取り組んでいくことは、民間企業にとっても大きな利害関心になっていると言える。その結果、近年では、民間企業を中心とする（あるいは、民間企業の活動も対象とした）ガバナンスの枠組みが形成されてきたと捉えることができるだろう。

また、こうした民間部門における取り組みは、これまでに国家間で形成されてきた既存の枠組みとも整合性をとるかたちで進展してきた。前節で取り上げた事例は、いずれもIADCやUNCOPUOSなど国家間で検討されてきた既存の国際的ガイド

ラインの重要性を踏まえ、その実施に産業界として貢献していくための枠組みを形成しているものとも言える。すなわち、これまで国家を中心に形成されてきたガバナンスの枠組みが民間にも伝播し、総体として多様な主体・枠組み・方法によるグローバル・ガバナンスが形成されつつあると捉えることも可能である。

さらに言えば、民間企業を中心に検討されてきた原則やガイドラインの中には、既存の国際的ガイドラインより厳しい基準で指針を示すものもある。例えば、IADCの「スペースデブリ低減ガイドライン」は、地球低軌道において運用を終了した宇宙機を25年以内に軌道から離脱させることを求めている。これに対し、SSCのベストプラクティスは、軌道離脱のための推力を使用できる低軌道の宇宙機については、5年以内に軌道離脱を完了できるよう努めるべきであるとしている⁶⁹。加えて、SSCのベストプラクティスやCONFERSが定める基本原則は、国家間の枠組みにおいては依然として十分な合意が形成されているとは言い難い大規模コンステレーションやOOSといった新たな運用形態の安全基準も考慮した内容となっている点も指摘できるだろう。民間部門における取り組みは、国際的ガイドラインや技術標準に従うだけでなく、それらを補完・改善する役割を果たしていくことも期待できる。

一方、こうした民間企業を中心に広がるガバナンスへの取り組みは、軌道上での衛星破壊行為を含め、宇宙空間における軍事活動の規制に貢献することを直接意図したものではない。しかしながら、少なくともスペースデブリを意図的に発生させるような無責任な行為に対しては、民間企業も宇宙空間の利用者として重大な利害関心を持っているということを対外的に明示していると評価することもできるだろう。対衛星兵器の実験や使用を明確に禁止する新たな条約の制定が難しい状況にあるなか、スペースデブリの発生防止や低減という側面から無責任な行為を防止していくことの重要性は宇宙空間の安全保障環境の改善という観点からも高まっていると言える。事実、2021年11月にロシアが軌道上での衛星破壊実験を行った際、日本はUNCOPUOSのスペースデブリ低減ガイド

ラインが宇宙物体の意図的な破壊を慎むべきとしていることに基づき、こうした無責任な行為に対する「懸念」を表明するとともに、今後このような実験を行わないよう求める外務報道官談話を発表した⁷⁰。本稿で示した事例は、こうした側面においても既存の国際的ガイドラインの重要性が民間部門においても支持され、スペースデブリを意図的に増加させるような無責任な行為は慎むべきであるという原則の正当性が広がりを見せているということを示すものと捉えることもできるだろう。

しかしながら、こうした原則やガイドラインは、それが適切に実施されてこそ初めて効果を発揮するものと言える。IADCやUNCOPUOSが定めるガイドラインは、条約のような法的拘束力こそ持たないものの、それらが各国の国内法や許認可・規制枠組みの中に組み込まれることである程度の実効性を確保しているという側面もある⁷¹。本稿で取り上げた民間部門における取り組みは、まだ緒に就いたばかりということもあり、その効果を現時点で評価することは難しい。それぞれの枠組みにおいて形成された原則やガイドラインの効果的な実施のあり方を検討していくことは今後も課題となるだろう。この点において、WEFによるSSRへの取り組みは、宇宙活動の安全と持続性への取り組みを「見える化」し、効果的な実施を促していくための仕組みとして注目される。

また、こうした民間部門におけるガバナンスへの取り組みは、依然として欧米（特に米国）の企業が中心になっていると言える。また、宇宙ビジネスの著しい発展と比べれば、こうした枠組みに参加する企業の数も依然として限られている。今後の宇宙ビジネスの世界的発展も見据え、各国の主要企業や新興宇宙企業の参加を如何に取り込んでいくかも大きな課題となるであろう。

6. おわりに

宇宙活動の安全と持続性をめぐるグローバル・ガバナンスの根本的な目標は、宇宙空間における「共有地の悲劇」を如何に防ぐかという点に集約できるだろう⁷²。宇宙空間という「共有地」の利用

者が多様化するなか、「悲劇」を防ぐための新たなガバナンスのあり方が問われているのである。

近年では、“NewSpace”という言葉にも象徴されるように、宇宙ビジネスの進展も目覚ましく、宇宙空間における「悲劇」を防止することは、民間企業にとっても大きな利害関心となっている。宇宙ビジネスを展開する企業は、宇宙空間の主要な利用者となるに従い、宇宙活動の安全と持続性のためのガバナンスの担い手にもなりつつあるのである。本稿で取り上げた産業界で広がるイニシアティブは、そうした動きを端的に示す証左でもあると言えるだろう。宇宙空間の安全かつ持続的な利用をめぐるガバナンスは、国家を中心とした構造から、民間部門も含む多中心的な分散型のガバナンスへと移行していると捉えることもできる。

しかしながら、こうした民間部門における枠組みが、これまで国家間で形成されてきたガバナンスの枠組みにとって代わるわけではない。前述の通り、産業界を中心とする民間部門の取り組みは、これまでに国家間で合意・形成されてきた原則やガイドラインとも整合性を確保しながら進展している。既存の国際的枠組みとも目的を共有しつつ、宇宙空間という「共有地」の利用者として責任ある行動を促進するための多様な枠組みが産業界でも形成されてきたのである。その結果、総体として見れば、多様な主体、枠組み、方法による宇宙空間の利用のための新たなグローバル・ガバナンスの様相が形成されつつあるのである。

問題は、それによって実際にどのような効果をもたらされるかという点であろう。まだ現時点では、それを正しく評価することは難しい。こうして新たに形成されるガバナンスの枠組みによって、宇宙活動の安全と持続性に向けた各主体の行動にどのような変化をもたらされていくのか。今後とも検討が必要である。

謝辞

査読者より大変貴重なご指摘・ご示唆をいただいた。心より御礼を申し上げます。

註

- 1 Kaitlyn Johnson, *Key Governance Issues in Space* (Washington, D.C.: Center for Strategic and International Studies, 2020).
- 2 グローバル・ガバナンス論に関する邦語文献は数多あるが、本稿においては、特に以下を参考にした。西谷真規子、山田高敬 編『新時代のグローバル・ガバナンス論－制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房、2021年。大矢根聡、菅英輝、松井康浩 編『グローバル・ガバナンス学I－理論・歴史・規範』法律文化社、2018年。渡邊啓貴、福田耕治、首藤もと子 編『グローバル・ガバナンス学II－主体・地域・新領域』法律文化社、2018年。大芝亮、秋山信将、大林一広、山田敦 編『パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論』有斐閣、2018年。城山英明『国際行政論』有斐閣、2013年。山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、2008年。
- 3 The Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood: The Report of the Commission on Global Governance* (Oxford: Oxford University Press, 1995) pp.2-3. 邦語訳については、以下を参照した。山本『国際レジームとガバナンス』169頁。
- 4 山本『国際レジームとガバナンス』168-184頁。なお、国際レジームについては、以下も参照。スティーヴン・D・クラズナー（河野勝 監訳）『国際レジーム』勁草書房、2020年。
- 5 池田文雄『宇宙法論』成文堂、1971年。青木節子『日本の宇宙戦略』慶應義塾大学出版会、2006年。M. J. Peterson, *International Regimes for the Final Frontier* (New York: State University of New York Press, 2005).
- 6 Kai-Uwe Schrogel, et al., eds., *Space Traffic Management: Towards a Roadmap for Implementation* (Paris: International Academy of Astronautics, 2018). Ram S. Jakhu and Joseph N. Pelton, eds., *Global Space Governance: An International Study* (Cham: Springer: 2017). Ram S. Jakhu, et al., eds., *The Need for an Integrated Regulatory Regime for Aviation and Space: ICAO for Space?* (Vienna: Springer, 2011). また、宇宙空間の利用をめぐるガバナンスについて論じた邦語文献として、以下がある。青木節子「宇宙ガバナンスの現在－課題と可能性」『国際問題』No.684、2019年9月、15-24頁。鈴木一人『宇宙開発と国際政治』岩波書店、2011年（特に第7章及び第8章）。また、宇宙安全保障と軍事利用の観点からガバナンスをめぐる問題について論じたものとして、福島康仁『宇宙と安全保障－軍事利用の潮流とガバナンスの模索』千倉書房、2020年。
- 7 Todd Harrison, et al., *Escalation and Deterrence in the Second Space Age* (Washington, D.C.: Center for Strategic and International Studies, 2017) p.2.
- 8 Jessica West, ed., *Space Security Index 2019* (Ontario: Waterloo Printing, 2019).

- ⁹ ESA, *ESA's Annual Space Environment Report* (Darmstadt: ESA, 2021) p.26.
- ¹⁰ Union of Concerned Scientists, Satellite Database, updated on September 1, 2021, <https://www.ucsusa.org/resources/satellite-database>, accessed on October 23, 2021.
- ¹¹ こうした従来型の政府主導による宇宙活動を“Old Space”、あるいは、“Established Space” などと呼ぶことがある。
- ¹² NewSpaceをめぐる動向については、以下を参照。石田真康『宇宙ビジネス入門－NewSpace革命の全貌』日経BP、2017年。齊田興哉『宇宙ビジネス第三の波－NewSpaceを読み解く』日刊工業新聞社、2018年。なお、こうした動きは決して米国に限られたものではなく、近年では日本を含むアジア地域においてもNewSpaceと呼べるような動きが見られるようになってきている。詳しくは、以下を参照。Marco Aliberti and Quentin Verspieren, eds., *New Space in Asia: Experts Views on Space Policy and Business Trends in Asian Countries* (Vienna: European Space Policy Institute, 2021).
- ¹³ Space X社やBlue Origin社は、米国におけるNewSpaceを牽引する代表的企業である。Space X社は、2020年5月に初めて有人宇宙船Crew Dragonの有人飛行テストに成功した。2020年11月には日本の野口聡一飛行士、2021年4月には星出彰彦飛行士がCrew Dragonで国際宇宙ステーションへ向かった。Blue Origin社は、Amazon社の創設者であるジェフ・ベゾス (Jeff Bezos) が設立した宇宙ベンチャー企業である。同社が開発した有人宇宙船New Shepardは、2021年7月に初の有人飛行に成功した。2021年10月には、二度目の飛行にも成功している。
- ¹⁴ Space X社は、2021年9月までに約1,700機の衛星を打ち上げ、そのうち1,400機程度を運用していると言われている。Amy Thompson, “Space X Launches 51 Starlink Internet Satellites in the Constellation’s 1st West Coast Launch,” Space.com, September 14, 2021, <https://www.space.com/spacex-starlink-satellites-1st-west-coast-launch>, accessed on October 10, 2021.
- ¹⁵ Bhavya Lal, et al., *Global Trends in Space Situational Awareness (SSA) and Space Traffic Management (STM)* (Washington, D.C.: IDA Science & Technology Policy Institute, 2018) pp.14-18.
- ¹⁶ スペースデブリに関する関係府省等タスクフォース「軌道上サービスに関するサブワーキンググループ「軌道上サービスを実施する人工衛星の管理に共通に適用するルール」2021年5月17日、<https://www8.cao.go.jp/space/taskforce/debris/dai5/sankou4.pdf>、2022年1月11日閲覧。
- ¹⁷ NASA Orbital Debris Program Office, *Orbital Debris Quarterly News*, Volume 25, Issue 1, February 2021, p.10.
- ¹⁸ NASA Orbital Debris Program Office, “What is Orbital Debris?” Frequently Asked Questions, <https://orbitaldebris.jsc.nasa.gov/faq/>, accessed on October 24, 2021.
- ¹⁹ ESA, “Space Debris by the Numbers,” updated on September 20, 2021, https://www.esa.int/Safety_Security/Space_Debris/Space_debris_by_the_numbers, accessed on October 24, 2021.
- ²⁰ 事実、スペースデブリが人工衛星やその他の宇宙機と衝突した事例は過去にも多く報告されている。詳しくは、以下を参照。加藤明『スペースデブリ－宇宙活動の持続的発展をめざして』地人書館、2015年、89-100頁。JAXA「スペースデブリに関してよくある質問 (FAQ)」<https://www.kenkai.jaxa.jp/research/debris/deb-faq.html>、2022年1月8日閲覧。
- ²¹ Brian Weeden, “2009 Iridium-Cosmos Collision: Fact Sheet,” Secure World Foundation Fact Sheet, November 2010, https://swfound.org/media/6575/swf_iridium_cosmos_collision_fact_sheet_updated_2012.pdf, accessed on January 8, 2022.
- ²² カナダ宇宙庁 (Canadian Space Agency) によれば、ロボットアームの機能に重大な影響はなかった。Anusuya Datta, “Damage to Canadarm2 on ISS once again highlights space debris problem,” Space News, June 3, 2021, <https://spacenews.com/op-ed-damage-to-canadarm2-on-iss-once-again-highlights-space-debris-problem/>, accessed on January 8, 2022.
- ²³ ESA, “ESA Spacecraft Dodges Large Constellation,” September 3, 2019, https://www.esa.int/Safety_Security/ESA_spacecraft_dodges_large_constellation, accessed on October 25, 2021. Beyza Unal, “Collision Risks in Space Due to Mega-constellations,” Chatham House, October 26, 2021, <https://www.chathamhouse.org/2021/10/collision-risks-space-due-mega-constellations>, accessed on January 8, 2022.
- ²⁴ UNCOPOUS, “Note Verbale Dated 3 December 2021 from the Permanent Mission of China to the United Nations (Vienna) Addressed to the Secretary-General,” A/AC.105/1262, December 10, 2021, https://www.unoosa.org/res/oosadoc/data/documents/2021/aac_105/aac_1051262_0_html/AAC105_1262E.pdf, accessed on January 8, 2022.
- ²⁵ 例えば、米国は1985年に実施した衛星破壊実験において追跡可能なものだけでも285個のスペースデブリを発生させている。また、ソ連は1968年から1982年にかけてスペースデブリの発生を伴う衛星破壊実験を複数回実施しており、追跡可能なものだけでも合計800個以上ものスペースデブリを発生させている。詳しくは、以下を参照。Brian Weeden, *Through a Glass, Darkly: Chinese, American, and Russian Anti-satellite Testing in Space*, Secure World Foundation, March 2014, https://swfound.org/media/167224/through_a_glass_darkly_march2014.pdf, accessed on January 8, 2022.
- ²⁶ NASA Orbital Debris Program Office, *Orbital Debris Quarterly News*, Volume 18, Issue 1, January 2014, p.2-3.
- ²⁷ Marissa Martin, et al., “Indian Direct Ascent Anti-satellite

- Testing,” Secure World Foundation Fact Sheet, April 2021, https://swfound.org/media/207182/swf_indian_da-asat_fact_sheet_apr2021.pdf, accessed on January 8, 2022.
- ²⁸ そこには、ロシア人の宇宙飛行士さえ含まれていた。Nivedita Raju, “Russia’s Anti-satellite Test Should Lead to a Multilateral Ban,” Stockholm International Peace Research Institute, December 7, 2021, <https://www.sipri.org/commentary/essay/2021/russias-anti-satellite-test-should-lead-multilateral-ban>, accessed on January 8, 2022.
- ²⁹ UNCOPUOSの設立過程については、以下を参照。永井雄一郎「国連宇宙空間平和利用委員会の設立と米国の宇宙政策」『国際関係研究』第41巻合併号、2021年、25-39頁。
- ³⁰ 五つの宇宙関連諸条約とは、宇宙条約（1967年）、宇宙救助返還協定（1968年）、宇宙損害責任条約（1972年）、宇宙物体登録条約（1976年）、月協定（1984年）を指す。
- ³¹ 宇宙条約の正式名称は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」である。Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies, 610 UNTS 205, October 10, 1967.
- ³² 宇宙条約第九条は、宇宙環境の保護を規定しており、宇宙空間の有害な汚染の防止に努めるとともに、宇宙空間の探査及び利用は条約の他の当事国の対応する利益に妥当な考慮を払って行われなければならないと定めている。これは、スペースデブリの発生を防止するための事前措置の必要性にも適応できる規定であるという捉え方もある。小塚荘一郎、佐藤雅彦 編『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』有斐閣、2015年、64-65頁。
- ³³ Johnson, *Key Governance Issues in Space*.
- ³⁴ 正式名称は、「月その他の天体における国家活動を律する協定」である。1979年に採択され、1984年に発効した。
- ³⁵ United Nations Office for Outer Space Affairs, “Committee on the Peaceful Uses of Outer Space: Membership Evolution,” <https://www.unoosa.org/oosa/en/ourwork/copuos/members/evolution.html>, accessed on October 22, 2021.
- ³⁶ 小塚、佐藤 編『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』28-31頁。
- ³⁷ 青木「宇宙ガバナンスの現在」15-27頁。青木節子「21世紀の宇宙軍備管理条約案の現状と課題」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』信山社、2019年、421-441頁。
- ³⁸ グローバル・ガバナンスにおける「ソフトロー」については、以下を参照。Kenneth W. Abbott and Duncan Snidal, “Hard and Soft Law in International Governance,” *International Organization*, Volume 54, Issue 3, Summer 2000, pp.421-456.
- ³⁹ 1990年以前にも、米国のNASAと、ソ連（当時）、日本、欧州の宇宙機関との間でスペースデブリの問題に関する協議が行われていた。
- ⁴⁰ 2021年現在、IADCには、米国、日本、欧州、ロシア、イタリア、フランス、中国、カナダ、ドイツ、韓国、インド、ウクライナ、英国の宇宙機関が参加している。
- ⁴¹ IADC, “IADC Space Debris Mitigation Guidelines,” IADC-02-01, Revision 3, June 2021.
- ⁴² United Nations, *Technical Report on Space Debris* (New York: United Nations, 1999).
- ⁴³ UNCOPUOS, “Space Debris Mitigation Guidelines of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space,” in United Nations, *Report of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space*, A/62/20, 2007, pp.47-50.
- ⁴⁴ Ibid.
- ⁴⁵ Hedley Stokes, et al., “Evolution of ISO’s Space Debris Mitigation Standards,” the First International Orbital Debris Conference, 2019, <https://www.hou.usra.edu/meetings/orbitaldebris2019/orbital2019paper/pdf/6053.pdf>, accessed on October 22, 2021.
- ⁴⁶ Peter Martinez, “The UNCOPUOS Guidelines for the Long-term Sustainability of Outer Space Activities,” Secure World Foundation Fact Sheet, November 2019, https://swfound.org/media/206891/swf_un_copuos_its_guidelines_fact_sheet_november-2019-1.pdf, accessed on October 22, 2021.
- ⁴⁷ UNCOPUOS, “Guidelines for the Long-term Sustainability of Outer Space Activities,” A/AC.105/2018/CRP.20, June 2018, https://www.unoosa.org/res/oosadoc/data/documents/2018/aac_1052018crp/aac_1052018crp_20_0.html/AC105_2018_CRP20E.pdf, accessed on December 24, 2021.
- ⁴⁸ SIA, “About SIA,” <https://sia.org/about-sia/>, accessed on October 15, 2021.
- ⁴⁹ SIA, “Principles of Space Safety for the Commercial Satellite Industry,” October 22, 2019, <https://sia.org/space-safety/>, accessed on October 16, 2021.
- ⁵⁰ 「無害化（passivation）」とは、宇宙機の破砕の可能性を低減させるため、余剰推進剤の排出や燃焼、バッテリーの放電、圧力容器の逃気等によって、搭載エネルギーを消滅させることを意味する。IADC, “IADC Space Debris Mitigation Guidelines,” p.8.
- ⁵¹ SIA, “Principles of Space Safety for the Commercial Satellite Industry.”
- ⁵² 2021年10月現在、SSCには49の企業・団体が参加している。そのなかには、日本に拠点を置く企業Astroscale社も含まれている。
- ⁵³ SSC, “Best Practices for the Sustainability of Space Operations,” September 16, 2019, <https://spacesafety.org/best-practices/>, accessed on October 17, 2021.
- ⁵⁴ Ibid.
- ⁵⁵ Ibid.
- ⁵⁶ CONFERS, “CONFERS Overview,” January 2020, <https://>

- www.satelliteconfers.org/wp-content/uploads/2020/01/CONFERS-One-Pager.pdf, accessed on October 20, 2021.
- CONFERS, “Consortium for Execution of Rendezvous and Servicing Operations (CONFERS): Articles of Collaboration,” updated on January 8, 2021, https://www.satelliteconfers.org/wp-content/uploads/2021/01/CONFERS_AOC-01082021-1.pdf, accessed on October 20, 2021.
- ⁵⁷ CONFERS, “Current Members,” <https://www.satelliteconfers.org/members/>, accessed on October 20, 2021.
- ⁵⁸ CONFERS, “Guiding Principles for Commercial Rendezvous and Proximity Operations and On-Orbit Servicing,” revised in October 2021, https://www.satelliteconfers.org/confers-guiding-principles_revised-oct-21/, accessed on October 20, 2021.
- ⁵⁹ CONFERS, “CONFERS Recommended Design and Operational Practices,” revised in October 2021, https://www.satelliteconfers.org/confers_operating_practices_revised-oct-21/, accessed on October 20, 2021.
- ⁶⁰ Ibid.
- ⁶¹ WEF, “New Space Sustainability Rating Addresses Space Debris with Mission Certification System,” Press Release, June 17, 2021, <https://www.weforum.org/press/2021/06/new-space-sustainability-rating-addresses-space-debris-with-mission-certification-system>, accessed on October 19, 2021.
- ⁶² Francesca Letizia, et al., “Framework for the Space Sustainability Rating,” 8th European Conference on Space Debris, April 22, 2021, <https://conference.sdo.esoc.esa.int/proceedings/sdc8/paper/95/SDC8-paper95.pdf>, accessed on October 19, 2021.
- ⁶³ WEF, “Space Sustainability Rating: Virtual Workshop,” April 15, 2021, https://www3.weforum.org/docs/WEF_Space_Sustainability_Rating_2021.pdf, accessed on October 19, 2021.
- ⁶⁴ WEF, “New Space Sustainability Rating Addresses Space Debris with Mission Certification System.”
- ⁶⁵ SSR では、宇宙ミッションの持続性への取り組み状況に応じて、「SSR認証 (Certified)」「SSRシルバー (Silver)」「SSRゴールド (Gold)」「SSRプラチナ (Platinum)」の四つのレベルから認証が与えられることが想定されている。各レベルの基準については、以下を参照。WEF, “Space Sustainability Rating.”
- ⁶⁶ WEF, “New Space Sustainability Rating Addresses Space Debris with Mission Certification System.”
- ⁶⁷ Letizia, et al., “Framework for the Space Sustainability Rating.”
- ⁶⁸ Minoo Rathnasabapathy, et al., “Space Sustainability Rating: Designing a Composite Indicator to Incentivise Satellite Operators to Pursue Long-Term Sustainability of the Space Environment,” IAC-20-E9.1-A6.8.6, October 2020, <https://dam-prod.media.mit.edu/x/2020/10/14/IAC%202020%20Manuscript%20October.pdf>, accessed on October 19, 2021.
- ⁶⁹ IADC, “IADC Space Debris Mitigation Guidelines,” p.10. SSC, “Best Practices for the Sustainability of Space Operations,” p.12.
- ⁷⁰ 外務省「ロシア政府による衛星破壊実験について」外務報道官談話、2021年11月18日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page3_003159.html、2022年1月11日閲覧。
- ⁷¹ 例えば、以下を参照。United Nations Office for Outer Space Affairs, *Compendium of Space Debris Mitigation Standards Adapted by States and International Organizations*, <https://www.unoosa.org/oosa/sk/ourwork/topics/space-debris/compendium.html>, accessed on October 26, 2021.
- ⁷² Garrett Hardin, “The Tragedy of the Commons: The Population Problem Has No Technical Solution; It Requires a Fundamental Extension in Morality,” *Science*, Volume 162, Issue 3859, December 1968, pp1243-1248.

本稿は、2022年3月開催のThe 33rd International Symposium on Space Technology and Science (ISTS) での口頭発表のために用意した以下の講演原稿を日本語にし、加筆・修正を加えたものである。

Yuichiro Nagai, “Efforts of the Private Sector in Space Governance,” paper presented at the 33rd International Symposium on Space Technology and Science, the Japan Society for Aeronautical and Space Sciences, March 1, 2022.

渡部一郎による「無尽蔵版」刊行物への一考察

—沼津兵学校の語学教本を中心に—

浅川 道夫

Michio ASAKAWA. Analyses on the Publication of *Mujinzo-Ban* — Language Textbooks by Ichiro Watanabe for *Numazu Heigakko* —. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition, February 2022. pp.35-46.

Numazu Heigakko was opened by the Tokugawa clan to educate future army officers in the Tokugawa domain after the clan's relocation from Edo to Shizuoka due to the Meiji Restoration. To Educate officer candidates *Numazu Heigakko* published many textbooks whose quality had equaled or surpassed that of textbooks issued by the *Heigakuryo* under the Meiji government. Especially many of *Numazu Heigakko's* Language Textbooks, inheriting the history of the Tokugawa Shogunate's *Kaiseijo*, were of superior quality. Most of those textbooks were written by Ichiro Watanabe, who became a professor at *Numazu Heigakko*, and hence, known as *Mujinzo-Ban* from his nom de plume. This article analyzes some of the *Mujinzo-Ban* textbook in the context of the language teaching curriculum at *Numazu Heigakko*.

はじめに

沼津兵学校とは、明治維新に伴う徳川家の駿府移封により立藩された静岡藩が、陸軍士官養成のために開設した補充学校（将校や下士官を養成する学校）である。同校の歴史に関しては、回想記・人物伝・地方史などの視点から著された文献が多数存在するが⁽¹⁾、主な先行研究としては、米山梅吉『幕末西洋文化と沼津兵学校』（三省堂、1934年）、大野虎雄『沼津兵学校と其人材』（私家版、1939年）、沼津市明治史料館編『沼津兵学校』（沼津市明治史料館、1986年）、樋口雄彦『沼津兵学校の研究』（吉川弘文館、2007年）、沼津市史編さん委員会編『沼津市史 通史編 近代』（沼津市、2007年）などがあげられる。沼津兵学校では、士官教育のための教材として「沼津版」と称する独自の教本を数多く出版しており、これが他藩の開設した補充学校と大きく異なる点であったといえる⁽²⁾。この沼津版教本は、維新政府の陸軍兵学寮刊行物と比較して、同等もしくはそれ以上の質的水準を有していた。

特に語学関係の教本は、旧幕府開成所の流れを引いて優れた内容を持つものが多く、それらの多くは沼津兵学校一等教授並となっていた渡部一郎

（元開成所教授並・明治5年頃に「温」と改名）により出版されたものだった。渡部一郎によって出版された教本は、沼津兵学校刊行物の中で「無尽蔵版」というカテゴリーに位置づけられており、英学史の研究分野で取り上げられることが多かった⁽³⁾。この無尽蔵版は、渡部一郎が開成所在職中に江戸で刊行した教本の再刊と、沼津兵学校の教材として沼津で刊行したものに大別されるが、なかでもスタンホープ印刷機を使用したとされる活版印刷の教本、すなわち『英吉利会話篇』・『経済説略』・『英国史略』・『西洋蒙求』に対する注目度が高い。本稿では、こうした無尽蔵版の諸教本について、沼津兵学校における陸軍士官養成のための教育カリキュラムを踏まえつつ、その中の語学科目との関連に留意しながら考察したい。

1、沼津兵学校における教育科目と教本

駿府に移封された徳川家では、陸軍局に属する30歳未満の陸軍士官から暫定生徒を選抜し⁽⁴⁾、その中から「素読・手跡・算術・地理」の4科目に関する「第一試」に合格した者を「資業生」とする形で、明治2（1869）年1月に沼津兵学校を開校

した。ちなみに同校は、当初「徳川家兵学校」と称したが、明治2年8月の版籍奉還に伴う静岡藩制改革により、「沼津兵学校」とよばれるようになった⁽⁵⁾。なお沼津兵学校の「資業生」は1期～9期までが逐次入校しており、その総数は230名程であったといわれる⁽⁶⁾。

沼津兵学校における修学課程は、資業生（陸軍士官学校予科に相当）→本業生（陸士本科に相当）→得業生（見習士官に相当）とされていたが、同兵学校の存続期間が3年弱だったため、結果的に本業生に進級した生徒はいなかった。資業生の受講すべき学課は、「外国語学 英仏之内巻科」・「究理 天文 地理 歴史 大略」・「数学 書史講論 図画 調馬 試銃砲 操練」とされ、『徳川家兵学校掟書』の中にはその細目が一覧表の形で掲げられている⁽⁷⁾。

このうち「書史講論」についてみると、「博物新編」に相当する教本は、合信（B. Hobson）が漢文で著わした『博物新編』（老泉館、1864年）だったと考えられる。ただし初級の科学教育という点から見ると、漢文からでは読み取れない語彙や知識が多いため、大森秀三が和訳した『博物新編訳解全4巻』（兎翠居蔵、1968-70年）を、補助教材として使用した可能性も考えられる。他方、「地理全誌」は慕維廉輯訳『地理全誌 上・下』（山城屋佐兵衛、1856-57年）、「瀛環志略」は徐繼畬著『瀛環志略全10巻』（対峯閣、1861年）、「綱鑑知易録」は呉乗権撰『綱鑑知易録 全92巻』（出雲寺文次郎、1851年）といった、漢籍の翻刻本を用いた地誌教育である。また、「皇朝史略」は青山延于著『皇朝史略 全12巻』（水戸蔵版、1826年）、「日本外史」は頼山陽著『日本外史 全22巻』（畧氏蔵版、1864年）という、幕末に著わされた国書にもとづく史学教育であった。なお「孫子」については、江戸時代を通じて多種類の解説書が刊行されているため、教本として使用されたものの書名を特定することができなかった。

沼津兵学校の中で最も重要な位置を占める軍事教育については、士官候補生である資業生にとって必要な、基礎的軍事技能（教練・小部隊指揮・体操・馬術など）の修得に重きを置いたものとなっていた。ただし資業生向けの戦術・戦略に関する学

課は設けられておらず、『兵学程式』や『陸軍士官必携』が刊行されているものの、これらに関する講義が実施されていたのかどうかは明らかでない。学課細目の一覧には「銃砲打方」があり、その内容について「銃ノ組立的打等打交⁽⁸⁾」と説明しているが、実際に行われていた訓練に関しては、「蠟燭打と射的」と題する次のような回想がある⁽⁹⁾。

蠟燭打とは蠟燭を燃し其光焰に鉄砲の巢口を向け三四尺離れて鉄砲の引金を引き雷管を発し筒内より発する圧搾瓦斯を以て火焰を吹き消すが主眼にて規ひを定むる稽古にて実弾射撃の準備なり

射的場は城東の湟の内に在り練兵場より壹丈も低し湟と蠟燭打稽古場の間に高く土堤を築き外れ弾丸遠く飛ぶを防ぎ土堤の下に別に塚を設け其前に紙製の五尺計りの的を樹て南方より之に向つて打つなり

角打稽古も毎日誰々と約二十人つつ順番にて出て其内より一人的見番を定め代り合ひて順々に実弾射撃の稽古を為すなり射撃も立射、膝台、伏射等数種に亘り漸次夫々稽古せしなり

ここにいう「蠟燭打」は、火門突に雷帽を被せる外火式の前装銃を用いた照準訓練であり、沼津兵学校では前装施条式のミニエー銃が使われていたことをうかがわせる。さらに「実地に鉛を鎔解して型を持って銘々弾丸を鑄る⁽¹⁰⁾」という鑄丸稽古の回想から、「火工方」柏原淳平の下で弾薬包製造などの実習もおこなわれたことが知られる。

また、「操練」については「生兵小隊并ニ大砲ハセキチー運転位マデ⁽¹¹⁾」とあり、沼津版『歩兵程式』の内容も生兵（未教練兵）と小隊の教練であることから⁽¹²⁾、資業生に対して各個教練から初級の部隊指揮に至る歩兵の訓練が施されていたことがわかる。これについても「士官稽古」として、「始めは兵士となりて小隊運動の稽古をなし次に中隊運動を夫以上は生徒人数不足ゆゑ行ふ能はず次に生徒中の者選ばれて伍長となり或は中隊長となり教官の指揮の下に夫々の稽古をなしたり⁽¹³⁾」との回想が残されている。なお上掲文書にみえる「セキチー（sectie）」とは、6門の砲を以て編制され

る砲兵の「小隊」を指すが、その訓練がどのような内容だったのかを伝える史料は残されていない。

他方、沼津兵学校では「体操方」として羽山蝶（勝四郎）・本多忠直（幸七郎）・山口知直（朴郎）・笠島重助・下逸郎、「体操教師」として佐野運籌を任命し⁽¹⁴⁾、フランス式の体操を教えていた。軍用の体操教本としては、旧幕府陸軍のフランス伝習を踏まえて翻訳・刊行された『新兵体術教練』があり⁽¹⁵⁾、「体制及頭首の運動・臂の運動・脚を曲げる法及歩法・体を傾る法・高飛び・棹飛び・馬上飛び」など、同書の内容に沿った実技演習がおこなわれたものと思われる。教官の人数からみて、積極的に体操を取り入れていた様子がうかがわれ、元資業生の回想によればその実施状況は次のようなものだった⁽¹⁶⁾。

始めは木馬手摺などより竹飛び柵飛など種々あり柵飛びは図中練字の右方線を以て画せる所の滄に設けられたり柵飛芸の内、柵の上に仰向に臥し首を柵の外に出し足より上げて体を柵下に落すは馴るれば容易なるも神経質の人は好まぬ伎なりし此外に首振りを始め手足の運動、駈足等種々あり

そのほか「喇叭方教授」に鈴木高信（与三郎）・佐野照房（左金吾）・梅沢有久（伝吉）、「喇叭方出役」に戸張胤邦（重太郎）が任命され⁽¹⁷⁾、フランス式の軍用喇叭を用いた指揮信号の吹奏法が教授されていた。教本となる喇叭符については、旧幕府のフランス伝習以来用いられてきた『喇叭符号』があり、その内容は「一般ノ号音」21曲・「運動ノ合図」24曲・「三音整備」3曲・「二十六隊各個ノ号音」20曲・「各個小隊ノ号音」10曲からなるものだった⁽¹⁸⁾。

これらの指揮信号は、前装施条銃段階における軽歩兵の教練に対応するものだったが、来たる後装銃段階の散開戦法に接続する役割を併せ持っていた。

明治3（1870）年の兵式統一布告に伴って「砲兵歩兵編制式⁽¹⁹⁾」が通達されると、諸藩常備兵は歩兵一大隊につき「喇叭手三十名（内伍長三名）」を配置するものと定められた。現石高21万2千石

の静岡藩では、1260名余の「修行兵（在地の常備兵）」から成る2大隊余の兵力を有する計算となり、60名程度の喇叭手が必要となる。ここにおいて「喇叭方」の教官達には、資業生に喇叭の吹奏法を教育することにより、彼らを通じて修行兵の喇叭手を育成するという、静岡藩の要請に応ずる任務が課せられることになった。

軍事教育のために刊行された沼津版の教本としては、前出『歩兵程式』のほか『野戦要務』をあげることができる。このうち『歩兵程式』（沼津学校、1870年）は、1863年版フランス軽歩兵教練書 *Reglement du 17 juin 1863 sur lexercice les manoeuvres de L'Infanterie* を大鳥圭介が翻訳したもので、幕府の陸軍所が刊行した『官版 歩兵程式』（陸軍所、1866年）の再刊である。どちらも「操練之部 卷之一・二」しか刊行されていないが、沼津兵学校では資業生の「操練」が生兵～小隊教練までだったことから、特に問題はなかったのであろう。また『野戦要務』（沼津学校、1869年）は、1856年版のオランダ野外要務書 *Handleiding tot de kennis van de velddienst* を大鳥圭介が翻訳し、陸軍所が『官版野戦要務』（陸軍所、1865年）の題名で刊行したものの再刊である⁽²⁰⁾。資業生が野外演習を行う際の教材として、使用されたと思われる。これら2点の教本は現存するものが極めて少なく、資業生が個々に所持して使ったものとは思われない。もともと刊行部数そのものが僅少で、頒布された範囲も沼津兵学校の教官に限定されていたのではなかろうか。

数学については、「点窮（開平開立マデ、二次方程式マデ、連数対数の理）」と「幾何（平面式、八線正斜三角、立体）」のほか「実地測量」など詳しい細目が示されているが⁽²¹⁾、沼津版として刊行された教本は、塚本明毅撰『筆算訓蒙 卷一』（沼津学校、1869年）のみである。同書の編纂にあたっては、アメリカで刊行されたC. Davies, *University Arithmetic* の内容が取り入れられたといわれ⁽²²⁾、「算用数字・西洋式の記号を用い、整数の加減乗除、分数・小数の加減乗除、比例式の諸計算⁽²³⁾」などが収載されている。ちなみに巻二以下の続巻と答式は、廃藩後に東京で刊行され⁽²⁴⁾、明治期における洋算の入門書として好評価を得た。

教育史研究の視点からは、沼津兵学校において高い水準の語学教育がおこなわれていたことが、早くから指摘されている。なかでも英語教育については、一等教授並であった渡部一郎の手になる各種の教本が用いられ、維新当時としては一頭地を抜く存在だったといえる。既出の学課一覧に示された語学の細目と、沼津兵学校や渡部一郎らによって刊行された諸教本との対応関係を考えると、次のようになる。

会話：『英吉利会話篇』、『英蘭会話訳語』、『英
仏単語篇注解』、『英吉利単語篇』、『法朗
西単語篇』

文典：『英吉利小文典』

万国地理概略：『地理初歩』

窮理天文概略：『理学初歩』

万国史概略：『西洋蒙求』、『英国史略』

経済説大略：『経済説略』

このうち沼津において刊行されたのは、『英吉利会話篇』・『法朗西単語篇』・『西洋蒙求』・『英国史略』・『経済説略』の5点で、『法朗西単語篇』以外は渡部一郎が刊行した無尽蔵版である。また『英蘭会話篇』・『英吉利小文典』は明治新刻の無尽蔵版、『英仏単語篇注解』・『地理初歩』は慶応年間の既刊本を明治に再刊した無尽蔵版であるが、何れも沼津で刊行されたものかどうかは確定できない。他方、『英吉利単語篇』には慶応二年刊行の開成所版と、それを蔵田屋清右衛門が明治3年に再刊した静岡藩版があり⁽²⁵⁾、『理学初歩』についても開成所版を明治2年に「津田仙弥」名義で再刊したものがあ⁽²⁶⁾。次章では、上記の諸教本のうち渡部一郎が刊行した無尽蔵版について、詳しく検討していきたい。

2、「無尽蔵版」の諸教本について

渡部一郎は天保8（1837）年の生まれで、安政3（1856）年に下田表御役所書物御用見習となり、蘭学を学んだ。次いで安政6（1858）年、神奈川表御役所書物御用見習となってから英学を学ぶようになり⁽²⁷⁾、文久2（1862）年に蕃書調所英学句

読教授出役を命ぜられ、元治元（1864）年には英学教授手伝出役に進んだ。渡部一郎自身による洋書の翻刻や翻訳は、この蕃書調所時代から開始され、慶応2（1866）年には翻刻『地学初歩』の刊行をみた。さらに慶応3（1867）年には、英学教授職並出役に昇進するとともに開成所調役を兼務し、『英仏単語篇注解』・『陸軍士官必携』といった翻訳本のほか、翻刻『英吉利会話篇』・『西洋蒙求』を刊行した。

明治維新を経て、慶応4（1868）年5月に徳川家の駿河移封が決まると、渡部一郎もこれに随行して駿府に移り、同年8月に明新館付属となった⁽²⁸⁾。このころ徳川家では、士官養成のための兵学校を設立する準備を進めており、渡部一郎は明治元（1868）年11月、一等教授並兼改役に任命された。この時期に渡部一郎が刊行したのものとしては、既刊『英吉利会話篇』を翻訳した『英蘭会話訳語』と、翻刻『英吉利小文典』がある。

徳川家では、明治元年12月に『徳川家兵学校兵学校掟書』を公布し、翌明治2年1月に同兵学校を開校した。一等教授並として資業生の教育にあたった渡部一郎は、「英語を担当し毎日ウエブスターの大辞書を小脇に抱へて登校した⁽²⁹⁾」とのエピソードがある一方、兵学校で使用する英語教材の作成に取り組み、『英吉利会話篇 第二版・第三版』・『経済説略』・『英国史略』・『西洋蒙求 第二版』の翻刻をおこなった。これら鉛製活字で印刷された教本は、「旧幕府にオランダ国王が献上したスタンホープ印刷機が沼津に運ばれ、それで印刷された⁽³⁰⁾」ものといわれる。

ちなみに慶応3年に江戸で刊行された『英吉利会話篇』と『西洋蒙求』も、鉛製活字を用いた活版印刷の翻刻本である。その際使用された印刷機の由来については、「嘉永二年、幕府は和蘭政府よりスタンホープ式手引印刷機一台及び和蘭製活字大小百余種の寄贈を受けたり、是れ西洋活字印刷機械の我国人の手に入り始なりき。幕府は之を蕃書調所（後洋書調所となり、尋で開成所と改称す）に供へ、歐洲諸国語の教科書の翻刻に使用せしめたり⁽³¹⁾」との記事がある。「開成所は幕末の混乱裡に閉鎖され、印刷設備の大部分は徳川家の沼津印刷工場に移された⁽³²⁾」といわれ、沼津での再

刊にあたって、これらの印刷機が使われたものと思われる。

そのほか渡部一郎は、慶応年間に刊行した『地学初歩』・『英仏単語篇注解』などの諸教本を、明治2～3年に再刊している。当初これらの教本について、沼津兵学校では既刊分を江戸から運び込んで使用していたと思われるが、語学用ゆえ手擦れや書き込み等による消耗が早く、次々に入校する資養生への供給という問題も相まって、再刊の必要が生じたのであろう。また慶応2年に江戸で刊行された『陸軍士官必携』について、沼津兵学校での授業には使われなかったにもかかわらず、明治2年に再刊している。同書は戦略理論に関する書籍だったことから、国内的に少なからざる需要があったものと思われる。

そもそも無尽蔵版という称呼は、渡部一郎の書齋名であった「無尽蔵」に由来するもので、渡部自身が「版權を持っていて、出版による利益はその後の活動の資となった⁽³³⁾」とされる。この無尽蔵版は、幕末の慶応2～3年に刊行されたものと、維新後の明治元年～4年に刊行されたものに大別できる。本稿で取り上げるのは後者のカテゴリーに属する下記9種類の教本だが、これには沼津で印刷されたもの〈3～6〉と、江戸ないし東京で印刷されたと思われるもの〈1～2〉・〈7～9〉がある。

〈1〉『英蘭会話訳語』明治元年刊

深緑色の表紙に「JAPANESE CONVERSATION / 英蘭会話訳語」という横書きの題簽を貼った、縦123mm×横178mmの和装本である。見返しには「ガラタマ先生口授/英蘭会話訳語/明治元年初秋 渡部氏蔵梓」との刊記があって「無尽蔵印」が朱印で押されており、序1丁・附言1丁と本文42丁は整版印刷となっている。同書は、慶応3年に江戸で刊行された『英吉利会話篇』を翻訳したものであり、出版に至る経緯が次のように記されている⁽³⁴⁾。

余曾て蘭人フアンデルペールの著せる英吉利会話篇を刷行す、然るに学兄川本内田の二子之を開成学館の教師ガラタマ先生に従て読み直に我邦俗間の通語に訳出し以て之を余に贈

れり、余近日纔に閑あるによりて之を見るに惜哉其稿未た全からず俛錯乱の処あり、然るに二子既に遠く別れて其不足を求る事易からず、因て今之を自から補刻校定して曾て倫頓に留学せし友人外山子に訂し、以て貿易市場彼我日用の便に備ふと云

ここにいう「ガラタマ先生」とは、幕府が理学専門の教師として招聘したオランダ陸軍の軍医ハラタマ（K.W.Gratama）である。「川本内田」とあるのは、開成所の一等教授だった川本清次郎と内田弥太郎であり、慶応三年に江戸の開成所へ赴任して来たハラタマから、翻刻『英吉利会話篇』の読解に関する指導を受けたのであろう。また「余近日纔に閑あるによりて」との記述からみて、『英蘭会話訳語』の原稿は、王政復古から徳川家処分に至る、慶応4年1月～5月頃に作成されたものと考えられる。

刊行された時期については、見返しにある「初秋」が旧暦の7月に相当することから、渡辺一郎が駿河に移った前後ということになる。この頃、沼津にはまだ兵学校が開設されておらず、駿府でも出版がおこなえる体制は整っていなかったと思われるので、同書は江戸において刊行されたものとみるのが自然であろう。

〈2〉『英吉利小文典』刊年不記（明治元年もしくは3～4年刊）

浅葱色の表紙に「モルレイ氏著 英吉利小文典」という題簽を貼った、縦171mm×横124mmの和装本で、上下二冊からなる。見返しには「ABRIDGMENT of MURRAY'S ENGLISH GRAMMER / モルレイ氏著 / 英吉利小文典 / 渡部氏蔵板」との刊記があり、上下巻それぞれの巻末に「無尽蔵之印」が朱印で押されている。本文は、英文法に関する筆記体の英文を整版印刷したもので、上巻は1～30丁・下巻は31丁～49丁という形で分冊されている。

原書はLindley Murray, *Grammar of English Language* (New York : Collins & Co., 1818) と思われるが、同書は1795年に初版が刊行されて以来、米英各地で重版されているため、正確にどの版をテキストにしているのかは特定できなかった。

翻刻されたのは、同書のPart I～IVであり、上巻にはOrthographyとEtymology、下巻にはSyntaxとAppendixの部分が収載されている。

刊記がないので、刊行された時期や場所を直接的に知ることは出来ないが、「渡辺温の翻刻書が明治二年以後は総て沼津にて刊行せられ鉛製の活字を以て印刷されてあるが明治二年以前のものは総て木版刷りになつてゐる⁽³⁵⁾」ということから、同書は明治元年頃の江戸での刊行物と推定されている。ただし、明治4年版の大史局編『新刻書目一覽』に『英吉利小文典』が収載されていることから⁽³⁶⁾、明治3～4年に官許を得て刊行されたものとも考えられる。

〈3〉『英吉利会話篇 第二版・第三版』明治2・4年刊

深緑色の表紙に「英吉利会話篇」という題簽を貼った、縦170mm×横122mmの和装本である。見返しには「ENGLISH CONVERSATION / ガラタマ先生聞/英吉利会話/江戸渡辺氏刷行」との刊記が刷られており、「梧堂」の朱印が押されている。第二版の扉には「SECOND EDITION/NUMADZ/WATANABE & CO./SECOND YEAR OF MEIJI」の刊記があり、全体的な体裁は慶応三年に江戸で刊行された第一版と同様である⁽³⁷⁾。本文は鉛製活字を用いた活版印刷で、袋綴となった各頁の上部中央には、1～50までの頁番号が打たれている。

原書はR.van.der.Pyl, *Gemeenzame Leerwijs* (Dordrecht : Blusse en van Braam, 1822) という蘭書で、その中から英文の会話部分のみを翻刻している⁽³⁸⁾。見返しに「ガラタマ先生聞」とあるところから、渡辺一郎は同書を編集するにあたって、前記したオランダ人ハラタマから、開成所において助言を得たことがうかがわれる。この『英吉利会話篇』は、沼津兵学校の開校にあたり、初級英会話の教本として有用であると判断されたため、いち早く再刊が図られたのであろう。英会話を学ぶ資業生たちは、前記『英蘭会話訳語』と同書をセットにして使用したものと思われる。

さらに『英吉利会話篇』は、明治4(1874)年にも第三版が刊行されている。第三版の体裁は、表紙・法量・見返しについては第二版と同じだが、

扉に英文で記された内題と刊記が枠線で囲まれ、本文の各頁にも新たに枠線が付け加えられている。扉の刊記をみると、「THERD EDITION/NUMADZ/WATANABE & Co./FOURTH YEAR OF MEIJI」となっており、本文の各頁には1～50までの頁数のほかに、1～25丁までの丁数が付記されている。頁ごとの内容は第二版と同じだが、枠線を加えたことも含め、活版を組み替えているようにもみえる。

〈4〉『経済説略』明治2年刊

浅黄色の表紙に「経済説略」という題簽を貼った、縦190mm×横128mmの和装本である。見返しには「明治二巳年刷行/経済説略/駿州 無尽蔵」とあって、「無尽蔵版」の朱印が押されている。扉には「THE COMPENDIUM OF POLITICAL ECONOMY ; FROM THE LESSON BOOK」という内題と、「EDITED BY WATANABE & CO. /AT NUMADS. / MAIGE 2ND.」という刊記が活版印刷されている。本文は鉛製活字による活版印刷で、和本仕立て袋綴となった各頁には、1～67までの頁番号が打たれている。

原書はRichard Whately, *Easy Lessons on Money Matters* (London : John W. Parker and son, 1849) であるが、「第十二課はアダム・スミスの国富論の第一篇第一章の分業論Of the Division of Labourの抜粋⁽³⁹⁾」とされている。沼津兵学校においてこの『経済説略』は、「経済説大略」という学課の教材として用いられたが、当時の時代背景を考えると、陸軍士官を目指す資業生にとって、同書はやや難解な内容だったと思われる。

なお、「駿府無尽蔵書屋蔵版目録⁽⁴⁰⁾」には、『経済説略』の訳本として「富国経済学大成 日本渡部一郎訳 近刻」の書名がみえる。しかし『経済説略』は、慶応義塾の小幡篤四郎が翻訳し、『生産道案内』という題名で明治3年に刊行されたため、渡部の訳本は未刊に終わったと思われる。同書の「凡例」には、「此書は友人渡辺一郎が翻刻せる経済説略といふ美国開版の原書を訳するものにて文意簡短なれと経済の一端を窺ふべきものなり⁽⁴¹⁾」と記されている。

〈5〉『英国史略』明治3年刊

浅黄色の表紙に「英国史略」という題簽を貼っ

た、縦215mm×横132mmの和装本で、乾坤二冊よりなる。見返しには「明治三庚午官許/英国史略/渡部氏蔵版」とあって、「梧堂」の朱印が押されている。扉には「NEW READING SERIES. ENGLISH HISTORY.」の内題と共に、「LONDON: PRINTED BY W. CLOWES AND SONS.」と「NUMADS/REPRINTED BY W. N. & CO. / 1870」という、原書と沼津版の刊記が活版印刷で併記されている。本文は鉛製活字による活版印刷で、和本仕立て袋綴となった各頁には、乾巻には1～172・坤巻には173～344の頁番号が打たれている。原書の編者については「Society for Promoting Christian Knowledge (基督教知識普及会)」とあり、1861年に刊行されたものといわれる⁽⁴²⁾。

同書には、渡部一郎が維新政府に出版許可を申請した際の書類が現存している。それは次のようなものだが⁽⁴³⁾、扉に「明治三庚午官許」と記されているにもかかわらず、出版が許可されたのは明治四年二月であり、このような時間的差異が生じた理由については不明である。

覚

一英国史略 半紙中本乾坤二冊

但辛未三月迄出版

右ハ英吉利国歴代之事ヲ記載仕候書ニテ、一切御条例ニ背キ候箇条更ニ無之候間、私蔵板ニ仕、出板仕度奉願候、若シ発兌之上御尋之儀ハ私引受可申奉存候、依之活字稿本相添、此段奉願候以上

静岡藩

沼津学問所

教授方

辛未二月 出板願人 渡部一郎

開板之儀、聞届候、刻成之上三部上納可致事

〈6〉『西洋蒙求 第二版』明治4年刊

深緑色の表紙に「A BOOK OF LESSONS. / ANECDOTE. / 西洋蒙求」という横書きの題籤が貼られた、縦182mm×横123mmの和装本である。見返しには「明治三庚午改官許/西洋蒙求/無尽蔵々板」とあって、「梧堂」の朱印が押されている。扉には「A BOOK OF LESSONS FOR THE USE OF SCHOOLS.」

という内題があり、「PUBLISHED BY PERMISSION OF THE SCHOOL KAISEIJO.」との開成所による出版許可（初版刊行時のものと思われる）と共に、沼津版の刊記「SECOND EDITION / NUMADZ / ITIRO W. N. & CO. / MEIJI 4TH」が活版印刷されている。本文は鉛製活字による活版印刷で、和本仕立て袋綴となった各頁に、42頁までの頁番号が打たれている。

原書は不明⁽⁴⁴⁾とされるが、西欧の歴史と人物に関する逸話をいくつかの洋書から抜き出し、渡部一郎が英語読本として編集し直したものかもしれない。ともあれ沼津版の『西洋蒙求』は、「改官許」とか「SECOND EDITION」といった記載が認められることから考えて、沼津兵学校の「万国史大略」用テキストとして、江戸版を再刊したものであることに間違いなからう。

〈7〉『地学初歩』刊年不記（明治3～4年に再刊）

浅葱色の表紙に「CORNELL'S PRIMERY GEOGRAPHY. REVISED.」という横書きの題籤が貼られた、縦181mm×横123mmの和装本である。見返しには「CORNELL'S PRIMERY GEOGRAPHY. REVISED. / コル子ル氏著/地学初歩/渡部氏蔵版」とあって、「梧堂」の朱印が押されている。扉には「CORNELL'S PRIMERY GEOGRAPHY, FOR THE USE OF SCHOOLS」の内題と、「FIRST EDITION / YEDO」という刊記が活版印刷されている。ただし、巻末に「無尽蔵々板目録 東京書肆 山城屋佐兵衛/窪田清右衛門」が付されていることから、明治期の刊行物であることがわかる。本文は木活字を用いて印刷されているようであり、35丁からなる。再刊本の各頁には、初版本にはなかった枠線が付加されている。

原書はS. S. Cornell, *Primary Geography* (New York: D. Appleton & Co., 1859)であり、翻刻の初版は慶応2年に江戸で刊行されたものである⁽⁴⁵⁾。再刊された時期は、大史局編『新刻書目一覽』に収載されていることからみて⁽⁴⁶⁾、明治3～4年と考えられる。沼津兵学校では「万国地理概略」のテキストとして用いられた。

〈8〉『英仏単語篇注解』刊年不記（明治3～4年に再刊）

花浅葱色の表紙に「英仏単語篇注解」という題箋を貼った、縦113mm×横158mmの和装本で、見返しには「英仏単語篇注解/慶応三年刻/開物社」、巻末には「慶応三年丁卯五月/開成所校本」とある。同書は、慶応2年に刊行された『英吉利単語篇』（開成所、1866年）掲載の単語1490点を和訳したものであり、整版印刷の凡例1丁と本文36丁からなる。大史局編『新刻書目一覽』に記載されていることから、明治3～4年に再刊されたものと考えられる⁽⁴⁷⁾。再刊本は、開成所版の版木をそのまま使って印刷されているが、表紙の色と地質が明治2年に刊行された前出『筆算訓蒙』と同一であることから、初版と区別できる。

〈9〉『陸軍士官必携』刊年不記（明治2年再刊）

薄柿色の絹張り表紙に「陸軍士官必携」という題箋を貼った、縦183mm×横125mmの和装本である。見返しには「慶応三年丁卯上梓/英国流底南格羅拿覽陡高盧撰/一千八百六十二年倫敦府刊行/陸軍士官必携/渡部一郎訳・柳河春三閱」とあって、「無尽蔵之印」の朱印が押されている。巻末に「慶応三年丁卯十月/江戸書林 日本橋通二丁目山城屋佐兵衛」の刊記があるが、「駿府無尽蔵書屋蔵板目録」が掲載されていることから、明治期の刊行物であることがわかる。もともと『陸軍士官必携』は、慶応3年7月に第一巻の出版届が出されたのち⁽⁴⁸⁾、明治元年7月に第十巻の刊行を以て完結するまで、各巻ごとに逐次刊行され、10巻10冊の構成となっていた。

陸軍奉行並組重三郎倅
開成所教授職並出役

渡部一郎訳
士官必携

右書籍者、書面一郎兼て研窮翻訳仕候、此度初巻一冊出来候に付き、献納仕度御願出候。右は当節御見合にも相成候書ニ付、願之通献納被 仰付候様仕度、尤後巻之儀も上木出来次第追々献納為仕可申と奉存候。依之右初巻壱冊相添此段申上候。

卯七月

海軍奉行並 陸軍奉行並 開成所頭取

明治の再刊本は、慶応版と同じ版木を用いて薄葉紙に整版印刷され、10巻分を1冊に合本した形となっている。原書はP. L. Mac-Dougall, *The Theory of War* (London : Green, & Co., 1858) であり、内容的にはクリミア戦争の戦例を踏まえつつ、フランスの戦略思想家ジョミニ (A. H. Jomini) の理論を解説したものだ。明治3年の大学編『新刻書目一覽』に記載されていることから、『陸軍士官必携』の再刊は明治2年と考えられる⁽⁴⁹⁾。沼津兵学校では、資業生向けに戦術・戦略関係の学課が設置されていなかったため、同書が教材として使われた形跡はない。しかし和歌山藩の兵学寮でテキストに用いられるなど⁽⁵⁰⁾、戦略理論に関する書籍が僅少だった維新当時、相応の需要はあったものと思われる。

おわりに

以上、明治元年～4年にかけて刊行された渡部一郎の無尽蔵版についてみてきたが、そのうち沼津版に含まれるのは『英吉利会話篇』・『経済説略』・『英国史略』・『西洋蒙求』の4種類であり、ほかは江戸もしくは東京で出版されたものとするのが妥当であろう。これら無尽蔵版の著作権は渡部一郎個人のものであり、出版による利益がその教育・研究活動の資金となっていたことは前記の通りである。

そのほか、渡部一郎の蔵版目録に書名が掲載されているものの、現存を確認できないものはいくつかあり、それらは『富国経済学大成』・『英文童蒙訓話』・『英国史略訳本』・『仏文理学初歩』・『英文士官必携原本』といったものである。このうち『富国経済学大成』は、『経済説略』の訳本として出版を予定したものらしいが、小幡篤四郎訳『生産道案内』が刊行されたため未刊に終わったと考えられる。それ以外の教本については、未発見史料の探求を含め、後考を俟ちたい。

註

- (1) 関係する文献については、「沼津兵学校関係文献一覧」（沼津市明治史料館編・刊『沼津兵学校』1986年）56～60頁を参照のこと。
- (2) 明治元年以降、廃藩置県がおこなわれた明治4年までの期間に、士官養成のための補充学校を開設した藩として、松代藩（兵制士官学校）・新発田藩（兵学寮）・和歌山藩（兵学寮）・高知藩（士官学校）などをあげることができるが、松代藩を除き独自の教本を刊行するまでには至らなかった。
- (3) この分野での先行研究としては、以下のようなものあげられる。
 - ・松崎実「通俗伊蘇普物語解題」（明治文化研究会編『明治文化全集 第15巻 翻訳文芸篇』日本評論社、1927年）。
 - ・石上東薫「明治初期の沼津版について」（『本道楽』第8巻第3号、1930年）。
 - ・荒木伊兵衛『日本英語学書志』（創元社、1931年）。
 - ・飯田宏「明治初期の沼津の英学」（『静岡女子短期大学 紀要』第4号、1957年）
 - ・片桐芳雄「幕末明治の洋学者・渡部温（一郎）覚え書（1）」（『愛知教育大学研究報告』32、1983年）。
 - ・戸塚武比古「渡部温略伝一初期一英学者の歩んだ道」（『英学史研究』第16号、1983年）。
 - ・樋口雄彦『沼津兵学校の研究』（吉川弘文館、2007年）。
- (4) 大野虎雄『沼津兵学校と其人材』（私家版、1939年）9頁。
同書によれば、学校方による暫定生徒の選抜は明治元年10月に実施され、その人数は300余名に達したといわれる。
- (5) 同上書、13頁。
- (6) 沼津市明治史料館編『沼津兵学校』（沼津市明治史料館、1986年）9頁。
- (7) 陸軍総括『徳川家兵学校掟書』（刊所不記、1868年）「学課之事」。
- (8) 同上書、「学課之事」。
- (9) 石橋絢彦「沼津兵学校沿革（八）」（『同方会誌』48号、1919年）48頁。
- (10) 同上書、48頁。
- (11) 『徳川家兵学校掟書』、「学課之事」。
- (12) 『仏蘭西歩兵程式 教練之部 卷一・二』（沼津学校、1870年）。沼津市明治史料館蔵。
- (13) 石橋「沼津兵学校沿革（八）」48頁。
- (14) 沼津市明治史料館編『図説 沼津兵学校』（沼津市明治史料館、2009年）88頁。
- (15) 田辺良輔『仏蘭西陸軍伝習 新兵体術』（養素亭蔵版、1868年）。
- (16) 石橋「沼津兵学校沿革（八）」47頁。
- (17) 沼津市明治史料館『図説 沼津兵学校』88頁。
- (18) 田辺良輔『喇叭符号』（田辺氏、刊年不記）。なお同書は、山口常光『日本ラッパ史』（私家版、1972年）において復刻されている。
- (19) 「砲兵歩兵編制式」。茨城県立歴史館所蔵。
- (20) 『官許 野戦要務』（沼津学校、1865年）。沼津市明治史料館蔵。
- (21) 『徳川家兵学校掟書』、「学課之事」。
- (22) 武田楠雄『維新と科学』（岩波書店、1972年）200～201頁。
- (23) 日蘭学会編『洋学史事典』（雄松堂、1984年）598頁。
- (24) 樋口『沼津兵学校の研究』422頁。
- (25) 荒木『日本英語学志』219～220頁および、「沼津版の『徳川氏改印』について」（『沼津市明治史料館通信』第48号、1997年）1～2頁。
- (26) 藤田豊「蘭学・英学物理書接点一理学初歩」（『英学史研究』第17号、1984年）24～25頁。
- (27) 戸塚「渡部温略伝一初期一英学者の歩んだ道」36頁。
- (28) 松崎実「通俗伊蘇普物語解題」8頁。
- (29) 大野『沼津兵学校と其人材』69頁。
- (30) 沼津市明治史料館『沼津兵学校』11頁。
- (31) 中山久四郎『世界印刷通史 日本篇』（三秀舎、1930年）409頁。
- (32) 牧治三郎『京橋の印刷史』（東京都印刷工業組合京橋支部五十周年記念事業委員会、1972

- 年) 9頁。
- (33) 戸塚「渡部温略伝一初期一英学者の歩んだ道」43頁。
- (34) 「英蘭会話篇訳語序」(『英蘭会話訳語』渡部氏蔵梓、1868年) 1丁。
- (35) 荒木『日本英語学書志』245頁。
- (36) 明治文化資料叢書刊行会編『明治文化資料叢書 第7巻 書目篇』(風間書房、1972年) 27頁。
- (37) 第一版の刊記みると、「EDITED BY WATANABE & CO./YED./ON THE THIRD YEAR OF KAI-OU.」となっている。
- (38) 原書では、下記のように蘭語と英語を併記する形で、相互に意味がわかるようにしてある。ここでは冒頭の5点を例示するとともに、参考として『英蘭会話訳語』収載の翻訳を付す。
- | | | |
|---------------|--------------|--------|
| Goeden dag | Good day | コンニチハ |
| Goeden avond | Good evening | コンバンハ |
| Goeden morgen | Good morning | オハヤウ |
| Geef mij | Give me | クダサイ |
| Leen mij | Lend me | オカシナサイ |
- (39) 飯田「明治初期の沼津の英学」98頁。
- (40) 渡辺一郎訳『陸軍士官必携』(山城屋佐兵衛、1869年) 巻末附録。
- (41) 小幡篤四郎訳『生産道案内 上』(尚古堂、1870年) 5丁。
- (42) 石上東薫「明治初期の沼津版について」31頁。
- (43) 『『英国史略』他開板につき願書』(沼津市史編さん委員会編『沼津市史 資料編 近代1』沼津市、1997年) 69～70頁。
- (44) 片桐「幕末明治の洋学者・渡部温(一郎)覚え書(1)」67頁。
- (45) 初版の刊記は「YEDO. THE 2nd YEAR OF KEI-OU」とあり、題箋も縦書きの「コル子ル氏著 地学初歩」となっていて、巻末に「無尽蔵之印」が朱印で押されている。
- (46) 明治文化資料刊行会編『明治文化資料叢書 第7巻 書目篇』19頁。
- (47) 同右、27頁。
- (48) 戸塚「渡辺温略伝一初期一英学者の歩んだ道」40頁。
- (49) 明治文化資料叢書編『明治文化資料叢書 第7巻 書目篇』13頁。
- (50) 「和歌山県史 前記五 和歌山藩史 制度・兵制」。国立公文書館所蔵。



図1 『英蘭會話訳語』(明治元年刊)の見返し

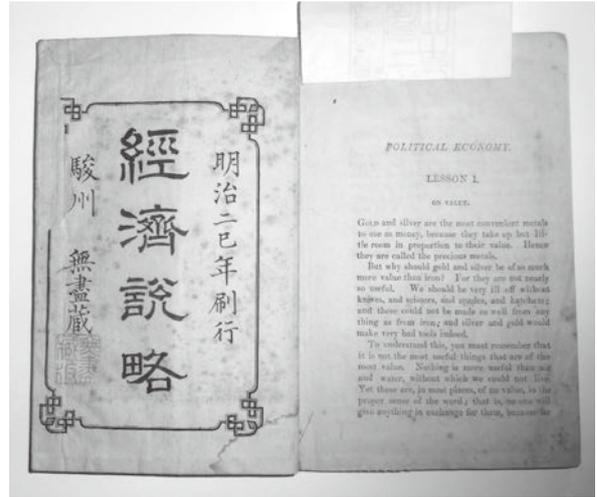


図4 『經濟説略』(明治2年刊)の見返し
(日本大学国際関係学部図書館所蔵)

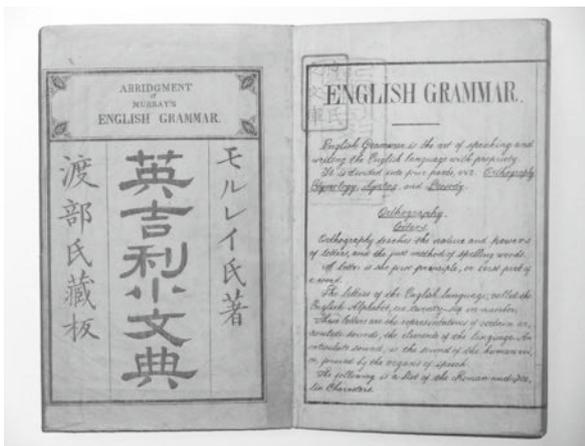


図2 『英吉利小文典』(無刊記)の見返し

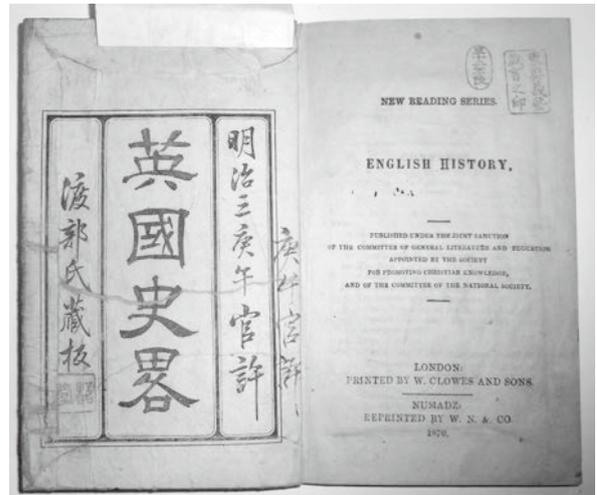


図5 『英国史畧』(明治3年刊)の見返しと扉
(日本大学国際関係学部図書館所蔵)

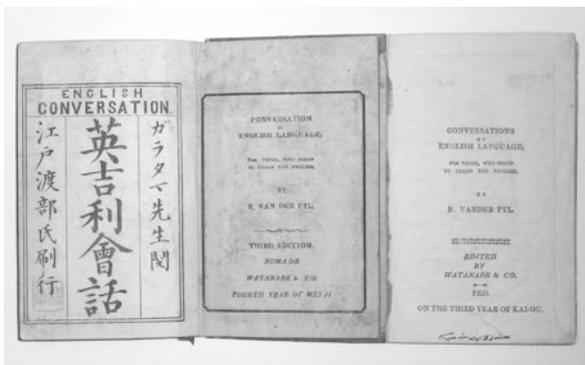


図3 『英吉利會話篇』第三版(明治4年刊)の見返しと扉：左、江戸版(慶応3年刊)の扉：右

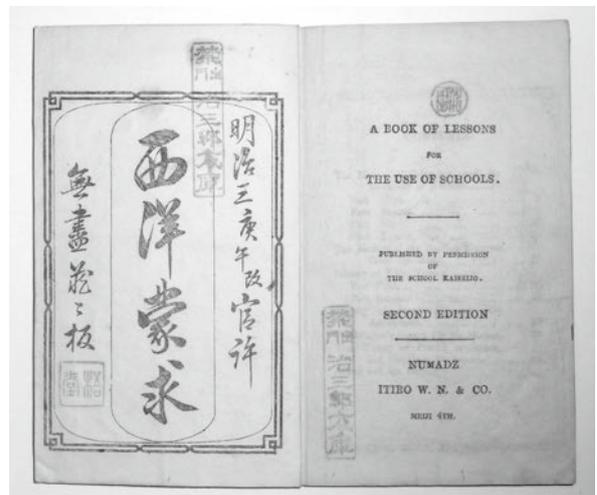


図6 『西洋蒙求』(明治4年刊)の見返しと扉

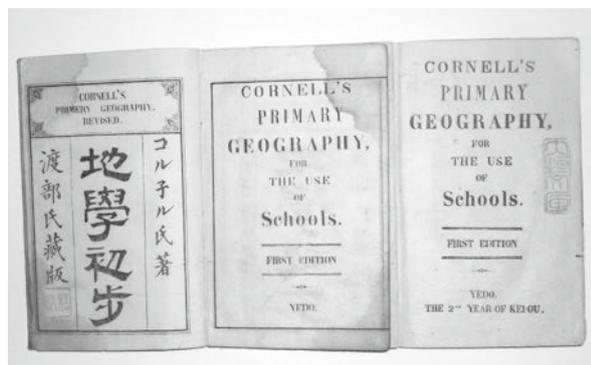


図7 『地学初歩』(明治版)の見返しと扉：左、江戸版(慶応2年刊)の扉：右

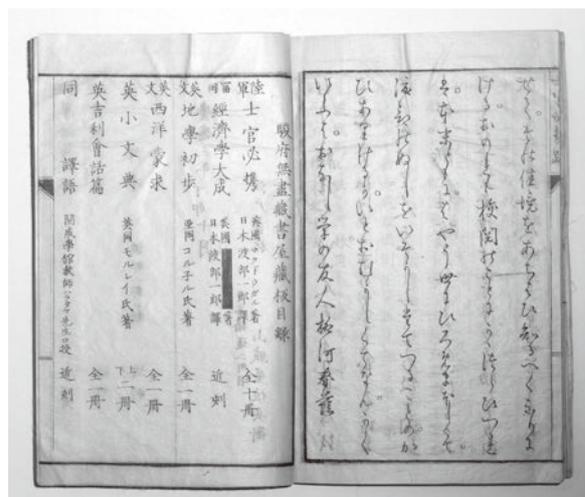


図10 『陸軍士官必携』巻末の「駿府無尽蔵書屋蔵版目録」

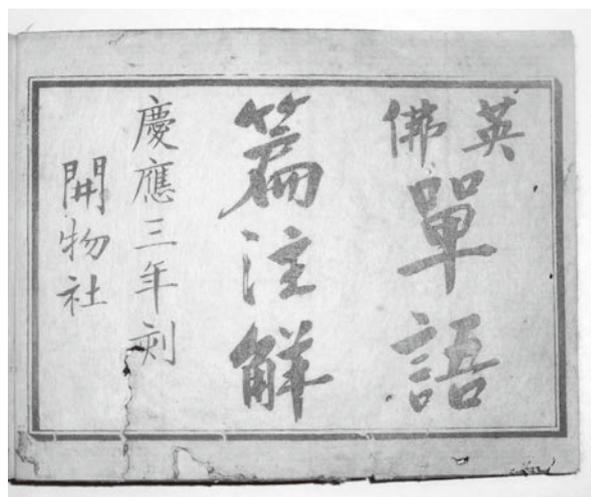


図8 『英仏単語篇注解』(明治版)の見返し



図9 『陸軍士官必携』(明治版)の見返し

科学技術と原子力に関する2つの考察

—ハイデガーとヤスパースを手掛かりにして—

平野明彦

Akihiko HIRANO. Two Considerations of Technology and Atomic Energy — Centering around Heidegger and Jaspers —. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition, February 2022. pp.47-59.

Martin Heidegger and Karl Jaspers were two distinguished contemporary German philosophers of the 20th century. Both of them indeed represent some leading European existential philosophers who commented occasionally upon a modern technology and atomic energy, but Heidegger is considerably different from Jaspers in thought.

In this paper, first, I attempt to show the character of considerations of technology by Heidegger and Jaspers. Secondly, I will clarify some radical problems of atomic energy centering around arguments by them. Finally, comparing and contrasting two arguments about technology, atomic energy and atomic bomb, I will explain the essential similarities and differences between Heidegger's consideration and Jaspers' one.

はじめに

20世紀が世界戦争と科学技術ならびにグローバル化の時代であることを否定する人は、おそらくいないだろう。さらに、21世紀に入った今もなお、私たちの世界がこうした幾つかの主要要因によって特徴づけられていることもまた、周知の事実である。たしかに、再び第1次大戦や第2次大戦のような全面戦争が繰り返されることはないとしても、人類が世界戦争の危機を脱したと断言することなど到底できない。それどころか、今日科学技術は、ますますグローバル化を加速させ、たとえ地球上のどこで生活するにせよ、およそすべての人間にとって、それなしには人間的な生活自体が成立しえないほどに重要性を増している、と言えよう。

また、3.11の東日本大震災とその後福島原発を襲った未曾有の原子力発電の事故以来、日本のみならず世界中で、原子力をめぐる数々の議論が巻き起こったことも、記憶に新しい¹⁾。そうした中であって、3.11以降特にわが国において、20世紀ドイツの代表的な哲学者の一人ハイデガー(Heidegger M.)の技術論と原子力をめぐる論考(洞察)がこれまでしばしば取り上げられている²⁾。

しかも、最近出版された『原子力時代における哲学』(2019)の中で國分功一郎は、次のように述べている。20世紀以降の哲学者たちのなかで、おそらく1950年代においてハイデガーだけが原子爆弾ではなく、原子エネルギー自体の危険性について深い洞察を巡らせていたのだ、と³⁾。他方、もう一人の20世紀ドイツの哲学者ヤスパース(Jaspers K.)に関しては、事情は全く異なる。というのも一部のヤスパース研究者を除いて、科学技術のみならず、原子爆弾や原子エネルギーへの彼の積極的なコメントが、これまでほとんど顧みられることはなかったからである⁴⁾。

そこで本論稿において、科学技術と原子力に対する見解は今日まで枚挙に暇がなく、そのすべてに言及することなどももちろん不可能ではあるものの、少なくとも20世紀のヨーロッパのみならず21世紀の今もなお、いやむしろ今こそ、喫緊の課題の一つと見なしうるこうした問題の本質について、ハイデガーとヤスパースのコメントを対照しつつ、両思想の特徴を比較検討する。そしてそのことを通して、両思想の持つ現代的な意義に、再び新たな光を当てることを目指したい。

1. 二人の〈技術論〉の特徴について

(1) ハイデガーの〈技術の本質〉への問い

まず、ハイデガーの技術論から簡単に見てゆくことにする。

今ではよく知られるようになった『技術への問い』（『技術とは何だろうか？』）という小論の中で、ハイデガーは、現代において日に日に重要性を増している〈技術〉という言葉の意味を、改めて根源から問い直す⁵⁾。通常私たちは、〈技術〉という言葉からテクノロジーや技術革新というような言葉を連想する。ここで問題なのは、こうした日常的なイメージとハイデガーの定義との相違である。

上述の小論の冒頭において、まず、技術について問うことと技術の本質について問うこととの違いを強調し、たとえば技術にどのように取り組もうとも、技術の本質を洞察しない限り、依然として「私たちは至るところで、技術の鎖につながれて不自由なままで」あると指摘する。さらに、「技術を中立的なもの（Neutrales）として考察するとき」に、「私たちが最もみじめに技術に引き渡されている」とまで断定する。少なくとも、科学や技術や道具自体は人間にとって中立的なもので、それを使用する人間次第で毒にも薬にもなりうると考えるのが常識的考えと思われるのであるが、ハイデガーはこうした常識を退ける。むしろ、技術を中立的に眺めるという「この観念は、私たち現代人がとりわけ信奉したがるもの」だが、「技術の本質に対して私たちの目を完全に塞いでしまう」のである⁶⁾。

では、技術の本質とは、どのようなものなのだろうか？ ハイデガーによると、この問いに対して、当然次のような答えが提起される。「1つは、技術とは目的のための手段である。もう一つは、技術とは人間の行ないである、――この2つの技術規定は属し合っている。「というのも、目的を設定して、そのための手段を調達し、利用することは、人間の行ない」にほかならないから。「技術とは何であるか、のその何には、製造すること、および道具、器具、機会を利用することが属しており、そのように製造され、利用されるもの自身が属しており、その道具類が役立てられる必要や

目的が属している」。「このように整えられた設備全体が、技術なので」ある⁷⁾。もちろん、「現代技術も目的のための手段である」限り、決して例外ではない。「それゆえ、道具手段的な技術観は、技術との正当な関係に人間を導くためのいかなる努力をも、規定して」おり、「技術を手段として適正な仕方でも操作すること」、つまり「技術を制御」すること、「ここにすべてが懸かっている」、ということになる⁸⁾。

しかしながら、技術を目的のための手段（道具）と規定し、それを制御する全工程・意志そのものをも技術に含めることで、いまだその本質に到達したわけではない。ハイデガーは、その特性を古代ギリシャにまで遡り、「目的が追求され、手段が使用され、道具手段的なものが支配的になるところでは、原因性、つまり因果性が支配している」と言い、伝統的な4つの原因を列挙する⁹⁾。例えば銀の皿を例に挙げると、1つ目の要因は原料・素材としての銀であり、2つ目はお供え物の用具としての姿かたちであり、さらに3つ目が奉納と供物であり、最後の4つ目がお供え用の皿が供される始めのきっかけを与える銀の鍛冶職人（銀の皿の製作者）、ということになる¹⁰⁾。そしてそこから、通常理解を超える、次のような見解が導かれる。

銀職人に代表されるような手仕事における製作技術の特徴とは、使用目的に合わせた単なる道具の製作ではない。それは、より本質的には「こちらへと前にもたらして産み出すこと〔Her-vor-bringen〕」であり、さらにこのことは「隠されたさまの方から、隠れなき真相〔Unverborgenheit〕へと前にもたらすことを意味する。「こちらへと前にもたらして産み出すことがおのずと本有化されるのは、隠されていたものが、隠れもなく真であるものに至るかぎりにおいてのみで」あり、「この真に至ることは、われわれが顕現させること〔Entbergen〕と名づけるものに拠っており、その中を揺れ動く」¹¹⁾。したがって、ここで技術の本質は、これまで隠されていた何ものかを顕現させること、と定義される。しかもハイデガーによれば、この真理の特徴は職人の製作だけでなく、芸術作品の製作や自然（ピュシス）の現象にも当

てはまる。

それに対して、近・現代の科学技術は、こうしたギリシャ以来の技術の本質（ポイエーシス）と大きく異なっている。「現代技術」もまた、ポイエーシス同様「顕現させることの一種」であるという指摘に続き、ハイデガーは現代技術の特徴について次のように述べる。

現代技術をあまねく支配している顕現させることが、おのずと展開していくと、ポイエーシスという意味でのこちらへと前にもたらし、産み出すことになる、ということはありません。現代技術において支配をふるっている顕現させることは、一種の挑発すること〔Herausfordern〕です。つまり、自然をそそのかして、エネルギーを供給せよという要求を押し立て、そのエネルギーをエネルギーとしてむしり取って、貯蔵できるようにすることです¹²⁾。

さらに土地利用と農業を例に挙げて、「挑発」の意味がより詳細に述べられる。

ある地域が挑発されて、石炭や鉱物が採掘されるようになります。今や、地表が顕現させられて炭鉱地区となり、土地は鉱床地帯となります。畑の様子も一変します。かつて農夫が畑を耕していたときの、その耕すこと〔bestellen〕はまだ、世話をする、面倒をみる、という意味でした。農夫のこの営為は、耕地をべつに挑発しません。―― しかしいつか、土地耕作も、自然をかり立てる別の種類のベシュテレン〔Bestellen〕、つまり徴用して立てることに吸い込まれてしまいました。こちらのベシュテレンは、挑発するという意味で自然をかり立てるのです。農業は今や、機械化された食糧産業なのです¹³⁾。

以上のようにハイデガーによると、伝統的な農業と自然を挑発する近代的な土地利用には、明らかな相違がある。前者と異なり、後者は自然を挑発し、自然をかり立てるのである。しかも、ここ

で言う土地利用や挑発は、一見するとF.ベーコン以来のScientia est potentia（知は力なり）という標語に代表されるような、人間による自然支配を指しているように思われる。ところが、ここでの「挑発」は自然にのみ向けられているわけではない。それは、自然のみならず、われわれ自身にも向けられているのである。

それゆえハイデガーは、さらに次のように言う。「現代技術をあまねく支配している顕現させることは、挑発するという意味でかり立てる性格をもっている。しかも「このことが生じるのは、自然のうちに秘め隠されたエネルギーが開発され、開発されたものが変形させられ、変形させられたものが貯蔵され、貯蔵させられたものがふたたび分配され、分配されたものがあらためて変換させられることによってである¹⁴⁾。ところで、「挑発してかり立てるはたらきを遂行しているのは、「明らかに人間」以外の何ものでもない。とはいっても、ここで技術への関与として人間の主体（主観）が躍り出るわけではない。むしろ、われわれ人間にそのようなことができるのは、「人間自身が、自然エネルギーをむしり取るようにと、とうに挑発されているからこそ」、である。しかも、「人間がそうするようにと挑発され、徴用して立てられているのであれば、人間もまた、徴用して立てられた物資に属しているので」あり、むしろ「自然よりいっそう根源的に属している」ということになる¹⁵⁾。

さらにハイデガーは、現代技術に特有の、「かの挑発する要求のことを」より先鋭化し、「ゲーシュテル〔Ge-stell〕つまり総かり立て体制、と呼ぶ¹⁶⁾。「総かり立て体制とは、人間をかり立てる、すなわち徴用して立てるという仕方現実的なものを徴用物資として顕現させるよう挑発する、かのかり立てるはたらきを取り集めるものこと」であり、「現代技術の本質において支配をふるっていないながら、それ自体は技術的なものではない、顕現させる仕方のこと」なのである。「これに対して、技術的なものには、ピストンの総体、駆動の総体、骨組みの総体として知られているものすべてが属しており、組み立てと呼ばれるものを構成する徴用物資の断片すべてが属している¹⁷⁾。

以上、ハイデガーの技術とその本質に関する洞察を簡単に概観したのであるが、その特徴として、少なくとも次の3点を挙げることができよう。第一は、自然科学のように、技術が人間にとって中立的なものではなく、むしろ人間の特定の行為と意志と不可分の何ものか、と見なされている点である。第二の特徴として、これまで隠されていたものを顕現させるという意味での伝統的なポイエシスとは異なり、現代技術は、特定の目的にしたがって自然を挑発し、かり立てる何ものか、ということが挙げられる。しかしそれだけではない。より重要なのは、自然が人間によって挑発されるだけでなく、むしろ現代技術が人間自身を挑発し、徴用してかり立てるという洞察であり、そのような意味で、技術の本質が「総かり立て体制」と命名されたことである。

(2) ヤスパースの〈科学技術論〉の特徴

次に、ヤスパースの技術論、特に現代の科学技術に関する見解を概観する。

『現代の精神的状況』(1932)の中で、ヤスパースは、「大衆の支配」・「機構の支配」の重要性と共に、現代の科学技術のもつ特別な歴史的意義を次のように強調する。つまり、われわれの「技術的世界の展開」は、「従前のすべての時代に比べてみると、道具使用一般へ踏み出した最初の一步とおなじくらい大きなものである。それというのも、この遊星をその資源とエネルギーを利用しつづための唯一の工場に変えてしまうという展望が、認められるからである」。古代ギリシャやローマの「現実的な自然支配」に比べて、「人間は、2度目の今度は、自然をぶち破り、自然を見棄てて、自然が自然としてはこれまで決して創り出したことがないばかりか、今や自然と効力を競い合うことになるような仕事を、自然のなかで実施しようとする」¹⁸⁾。

このように、すでに1932年にヤスパースは、近現代の科学技術の特徴として、地球という天体自体が、可能なかぎり資源やエネルギーを利用し、これまで自然には存在していなかったような〈新たなもの〉を作り出すための生産工場へと変えられてしまうという点を挙げている。しかしながら、

それにもまして重要なのが、現代の技術のもつ画期的な新しさは、世界から神話や神が排除されたことや新たな技術革新によっては捉えられない、という指摘であろう¹⁹⁾。

さらに、1949年に出版された『歴史の起源と目標』において、まず、近現代の技術が「人間生活の形成を目的としての、科学的人間による自然支配の営み」と定義され、直ちにその功罪が指摘される。すなわち、一方で技術によって「人間は窮乏の重荷から解放され、人間に好ましい環境の形式を獲得するのである」が、他方で「技術によって、自然が様相を変え、人間の技術的行為が人間に逆作用を及ぼす」。したがって重要なのは、「人間の労働方式、労働機構、環境形成が人間自身に変化を与えている事実」にほかならない²⁰⁾。さらにそこから、技術によって引き起こされる不可避的な帰結として、以下の特徴が導かれる。「技術は環境における人間の日常生活を徹底的に変革し、労働方式や社会をして新たな軌道を取らざるをえなくした。すなわち大量生産方式が取られ、社会全体の生活を技術的に完成された機械へと変え、全地球をあげて単一の工場と化した」²¹⁾。

すでに『現代の精神的状況』の中で指摘されていた、〈地球を単一の生産工場へと変える技術の特徴〉が、ここでも繰り返して述べられている。自身科学者でもあったヤスパースが、たしかに科学技術自体は善でも悪でもなく、むしろ中立的な手段に過ぎないという認識をもっていたことは否定できない²²⁾。しかしその反面、やはり科学技術が人間の生活自体をまったく別のものへと変質させてしまう危険を孕んでいる〈パンドラの箱〉である、という洞察を彼が持っていたこともまた事実であり、このことは彼の技術論を語る上で、看過されてはならないだろう。

ここでもう一度、『歴史の起源と目標』から、技術の本質に関する定義を列挙する。第1が「手段としての技術」であり、第2が事実に客観的な認識の主観としての「悟性」(Verstand)である。「技術は悟性の働きに立脚」し、「合理化一般の一部」である。3つ目として「技術は一つの能力」すなわち「力」(Macht)であるが、「自然を支配する力は、ただ人間の目的ゆえにその意義をもつ」こ

とが挙げられる。「しかも技術の意義はこれだけにつきない」。4つ目に、次のような、人間に特有の性質が指摘される。「手段であるということ、道具を作るということは、一つの統一の理念、すなわち閉鎖されておりながらも絶えず拡大されて行く人間の環境形成という統一の理念のもとに立つ」。動物同様「人間も自己に固有な環境に結びつけられていながら、これを乗り越えて自己の環境を無制限に創造する」²³⁾。特に最後の記述は、絶えず新たな力と認識の拡大を求めるニーチェ的な〈力への意志〉を彷彿とさせ、その意味で、技術自体のもつある種〈デモーニッシュな〉特性を連想させる。近代技術的世界に必要な要素として、「合理性」と並んで「自然科学」「発明精神」「労働組織」²⁴⁾の3つを挙げたのち、ヤスパースは、「技術の魔性(Dämonie)」について次のように述べている。やや長文だが、そのまま引用させていただく。

技術はまさに、人間の労働のあり方全体とともに、人間そのものをも変えようとしている、という一事は確実である。人間により産出された技術を、人間はもはや回避することはできない。更にいえば、技術は単に見きわめがたい好機のみならず、見きわめがたい危険をもたらしているのも確実である。技術はいっさいを押し去る独立した暴力となったのである。人間は何はさて置き技術の手におち、この事実気づかず、この事実がどれほどに行われているかを認めない。しかし今日では誰が、自分がこの事実を見抜いていると、あえて言えるであろうか！ そうはいいながら技術の魔性は、それを見抜く道にあつて初めて克服されるのである。禍の原因となるものは、おそらくわれわれ自身の手で制御するであろう²⁵⁾。

以上のように一見するとヤスパースは、一方で技術には、人間が見通すことのできない「好機」だけではなく、同時に「魔性」とも言うべき「危険」が潜んでいるものの、しかし他方でそれが、人間によって制御可能であろうという楽観論に陥っているように思われる。しかしながらヤスパース

が、人間には皆目検討もつかない「技術の魔性」に関して、本当にこのような短絡的な思考を展開していたのだろうか。物事を一面的に捉えることを避け、両極の緊張の間を浮動することを説く彼の基本的立場に鑑みると、このように結論付けることはやはり早計と言わざるを得ない。実際、前述した引用には次のような文章が続いているのである。「しかしいかなる計画にもやはり、かの〈魔性〉、見きわめがたいものの可能性が潜んでいる。技術の禍の技術的制御は、禍を増加するかもしれないのである」。それゆえ「技術そのものによって技術を克服するという課題を、全体として解決可能と考えるのは、禍の新たな道となる。偏狭な見解への熱狂は、実際正しく技術的に可能であるものを、かえって想像上の技術に眩惑されて見落としてしまう。しかしながら、人間を支配している技術を、人間がみずから手で、いかにして再び支配するか、という問題はあくまで残る」²⁶⁾。

以上ヤスパースが、〈技術の魔性〉に対して安易な結論に達することを避け、技術の断絶という現実を見据え、しかも悲観論と楽観論という両極の緊張を保ちつつ、〈技術の制御〉の可能性を模索しようとしていることは疑いない。しかも、こうした〈技術の魔性〉の指摘は、彼の技術論の重要な特徴の一つであり、現代の科学技術を考えるうえでも、けっして看過されえないだろう。

2. 二人の原子力へのアプローチをめぐって

(1) 原子力と原子爆弾に関するハイデガーの見解

前述したように、3.11の原発事故以来特にわが国において、原子力をめぐるハイデガーの言説が衆目の見るところとなっている。

まず、『技術への問い』(『技術とは何だろうか?』)を中心に、原子力に関する見解を一瞥する。前述した農業と土地利用のところで、彼は、原子力について次のように言う。

農業は今や機械化された食糧産業なのです。大気は窒素の放出に向けてかり立てられ、土地は鉞物に向けて、鉞物はたとえばウランに向けて、ウランは原子力に向けてかり立てら

れます。その原子力は、破壊または平和利用のために放出されうのです²⁷⁾。

たしかにここで、原子力が特別なものとして描かれているわけではない。少なくとも平和利用のための原子力発電は、自然を挑発して電力を徴用している点で、ライン川の水力発電所と何ら変わるところはない。このことはまた、原子力のみならず原子爆弾に関する以下のような文章からも、推測されうる。「科学的知識は、その領域つまり対象の領域において強制力をもっていますが、物を物としてはとっくに虚無化してしまっています。これは、原子爆弾が爆発した時点よりもずっと前からそうなのです。原子爆弾の爆発とは、物が虚無化されるという事態がとっくの昔から生起してしまっていることを確証するためのあらゆる粗暴な証拠のうちの、最も粗暴な証拠でしかありません」²⁸⁾。

しかしながら、ハイデガーの原子力に関する主張は、やはりその他の諸々の技術に関するそれとは一線を画するようにも思われる。たとえば森一郎は、『核時代のテクノロジー』（2020）において、技術の本質が両義的でもあるというハイデガーの指摘を紹介し、1953年11月に行なわれた「技術」講演の原子力に対する言説（「原子力は、破壊または平和利用のために放出されうる」）に続いて、次のようなコメントを加えている。少し長いが、引用させていただく。

ハイデガーに言わせれば、破壊にしる平和利用にしる、原子エネルギーをかり立てるシステムの内部で動いている点では、大同小異なのだ。

これを十把ひとからげの暴論と考える向きもあろうが、私はじつに卓見だと思う。少なくとも、「原子力の平和利用」という言葉の魔力にたちまち眩惑されて、そこに救いがあると信じた人びとが多かった中、事態を大局的に見ていたと感心する。1955年の講演「放下した平静さ」での「檻を破って暴走する危険」云々の指摘の先見性も、思い起こされる。ハイデガーは「原子力の平和利用」問題を軽く

見ていたのではない。むしろ、原子力発電の制御可能性への問いを驚くほど敏感に受け止めていたのである²⁹⁾。

3.11以降の世界に生きる人間にとって、とりわけ日本に生きるわたしたちにとって、原子力発電が容易に制御可能であるとか、絶対に事故の発生を防ぐことができる、というような安全神話をもはや信じることなどできないことは、ある意味当然とさえ思われる。しかしながら、森も指摘しているように、多くの科学者のみならず政治家もまた、その平和利用の可能性に浮かれていた1950年代に、ハイデガーが上記のような原子力の本質的危険性への洞察を有していたことは、やはり驚くべきことと言わざるをえないだろう。

さらにもう一つ、忘れてならないことがある。それは、ハイデガーが原子爆弾の破壊力や殺戮の危険性ではなく、むしろ原子エネルギー自体の不気味さのもつ本質的意味に注目していた、という事実である。次に、先の引用の中で森も言及していた『放下』（1959）の講演から引用する。

ひとは更に科学的探究の大胆さに驚きの目を見張りますが、その際なにも考えません。ひとは次のことを僅かも熟慮しないのであります。すなわちそのこととは、ここでは技術を手段として人間の生命と本質とに向かってある攻撃が準備されているのであり、その攻撃に比べれば、水素爆弾の爆発などは殆ど物の数ではない、ということであります。なぜならば、水素爆弾が爆発することなく、人間の生命が地上に維持される時、まさにその時こそ原子時代とともに世界の或る不気味な変動（eine unheimliche Veränderung）が立ち現れてくるからであります³⁰⁾。

ここでまず注意しなければならないのは、次の点であろう。つまりハイデガーが警告しているのは、水素爆弾が爆発することによって引き起こされる惨劇の恐ろしさなどではなく、むしろ原子力と人類との見かけ上の共存によってもたらされるであろう、世界そのものの本質的変化（不気味さ）

なのである。換言すると、原子エネルギーが人類に加える攻撃とは、核戦争による核攻撃ではなく、むしろ、原子エネルギーの平和利用によって必然的に引き起こされる世界と人類そのものの根本的変質への、或る種〈時限爆弾〉のような攻撃、とも言いうるだろう。

ハイデガーは、次の2つの変化（変質）を挙げ、第一は、「省察する追思惟」（das besinnliche Nachdenken）に対する「計算する思惟」（das rechnende Denken）の優位である。私たちが「計量を立てたり、探求を行なったり、企業を設立したり」する場合に、「与えられた周囲の諸事情を絶えず計算する、ということ」であり、「それらの諸事情を、一定の諸目的を目指して算定された企画に基づいて、計算のうちに入れる」。そして「計算する思惟は、次から次へと新しくなってゆく諸々の可能性、益々見込みの多いものになりしかも同時に益々安価に入手されるようになってゆく諸々の可能性、そういう可能性を目指して打算を廻らす」³¹⁾。さらに第2の出来事として指摘されるのが、現代における土着性（Bodenständigkeit）の喪失の危機である。曰く「現代人の土着性が最も内奥において脅かされているのであると」。しかもハイデガーによると、「土着性の喪失は、単に何か外的な周囲の事情とか運命とかによって引き起こされているだけではなく」、「そのうちに私たちすべてが生み入れられた時代、その時代の精神に由来しているのだ」³²⁾。こうした時代こそ、まさしく原子力時代であり、原子エネルギーの人類との平和的共存の時代なのである。

（2）原子エネルギーと原子爆弾に関するヤスパースの見解

ヤスパースといえば、真っ先に〈原子爆弾〉へのコメントが思い浮かぶが、まずは、原子力に関する言説から見ていく。『歴史の起源と目標』の中で、本質的に新しいものとして、原子エネルギーの発見が取り上げられる。「火を燃やし、道具を作ることが起こった最初の発端だけが比較できるとすれば、原子エネルギーの発見こそ、実際に火の発見との類似性をもつと考えられる。すなわち途方もない可能性と、同時に途方もない危険をもた

らしたという点で。しかし火や道具の使用の開始の時代に関して、われわれは何も知るころはない。当時と同じように、人類は新規に何ごとかを開始しているのである、——さもなければ人類は、強力な破壊をすすめながら、意識なき死の墓の中にみずからを葬ろうとしているのであろう」と³³⁾。すでに科学技術とその魔性に関する言説のところで見たように、ここでも、原子エネルギーという全く新しい技術の計り知れない可能性と危機的性格が指摘されている。

さらに『原子爆弾と人類の未来』（1958）においてもヤスパースは、原子力の開発に携わる研究者（科学者）たちの微妙な立場に言及したのち、原子力をも含めた技術の進歩自体について、相反する2つの見解（世界観）を展開する。一方の問いはこうである。「原子エネルギーの解放は、ある包括的な生起の進行のなかでの一つの出来事に過ぎないのではないか？」すなわち「その基本経過のなかで起こるいっさいは人間によって考案され、構成され、実現され、したがってそれは、事の本性からしてその一步一步がことごとく必然的な帰結である以上、人間によって徹底的に、——中略——合理的に見通されるのではないか」と。しかし他方でただちに、「それとも、この基本経過は、見通しのきかない、ただ神話的に呪（まじな）い出されるしかない秘密の全体のうちにあるのであるか」、という問いが生じる³⁴⁾。

後者の問いは、さらに以下のような悲観論へと発展する。「今日、技術的な可能性は、個々別々の破壊から、地上の全生命の全面的破壊へと、飛躍をとげたのである」。したがって「原子エネルギーの解放など決して発見されなかった方がよかったのだ。そうすれば原爆も決して作られなかっただろう。選択ができるものなら、われわれは原子エネルギーを断念したに違いない」。ここでも、ヤスパース哲学に固有の〈両極の緊張関係〉が貫かれているのであるが、しかし、やはりこの文章が以下のように結ばれていることを軽視することはできない。「しかし、そのように考える者は、技術的な発展一般を最初から断念する方がよかったのだ、という帰結に到達せざるをえない。なぜならば、このような発展がひとたび進行しだすと、技術の

担い手とともに技術自体をも終わらせることになるような生の破壊による以外には、その発展は一定の位置で停止させられたり、ましてや後戻りさせられたりされえないからである。技術の最終段階を拒否することは、結果としてすべての技術の始まりを拒否することになる³⁵⁾と。この文脈を、どのように解釈すべきなのだろうか。原子エネルギーにも、たしかに見通すことのできない〈技術の魔性〉というべきものがあるものの、しかしそれ自体は人間にとって中立的な何ものかと思なすべきである、という主張なのだろうか？ あるいは、それが人間によって作られたものである限り、人間自身が制御する可能性を断念すべきではないという、いかにも科学者らしい希望的観測、と解釈すべきなのだろうか？

次に、『原子爆弾と人類の未来』において主題化された〈原子爆弾〉に関するコメントに言及する。

第3次世界大戦の危機が叫ばれつつある東西の冷戦下において書かれたこの大著は、〈原子爆弾〉をめぐる世界情勢に焦点を当てたものである。したがって本書で、科学技術や原子エネルギーではなく、むしろ原子爆弾自体の危険性と脅威が強調されているのは、ある意味当然のことと言えよう。しかしながら、ここでヤスパースは、原子爆弾の危険性を淡々と述べているのでも、その脅威を声高に誇張しているのでもない。すなわちヤスパースによると、「原爆による滅亡は、われわれに襲いかかりひたすら甘受されるしかないような必然的過程なぞではない。むしろ、その歩みのいちいちが、破局へ通ずる道程でその歩みをなす人間にかかっている。決定する位置に立っているのは、いつの場合でも一人ひとりの人たちなのである³⁶⁾。それゆえここで問題となっているのは、「人間の変革か、それとも滅亡か、という二者択一³⁷⁾」である。以上のように、本書において、原爆による人類滅亡の可能性が繰り返し警告されるとともに、それを阻止するわれわれ一人ひとりの決断の重要性もまたその都度示唆されている。というのも、原子爆弾は人間によって製造されたものであり、したがってまさしく人類滅亡の危機もまた、人間によって引き起こされるであろう何ものかにほかならないからである。

しかも、ここでヤスパースは、今日すでに手垢のついた例の究極の二者択一に言及する。それは、「全体主義支配か原爆か」という二者択一である。換言すると「原爆は、今日、人類の将来にとって他のすべてのものよりも脅威的である³⁸⁾。それゆえ「まさに人類の生存の問題そのものであるこの原爆に相当するだけのねうちのある他の問題といえ、それはたった一つしかない——すべての自由と人間の尊厳を抹殺する恐怖政治的構造をもつ全体主義的支配の危険（独裁、マルクス主義、人種論などの問題がそのままこれにあたるのではない）がそれである。前者では生存が、後者では生きるに値する生存が、失われてしまったのだ」。さらにここでもまた、こうした2つの相反する人類の危機を回避するために、人間一人一人の根本的な変革（転回）が要請される。すなわち「一方は他方を解決することなしに解決されえない」のであり、「しかし両者の解決には、全歴史の転回点が生ずるほどに人間自身がみずから人倫的・理性的・政治的現象において変化するという、そういう深いところから出現するものでなければならぬ力であるところの、人間のもろもろの力を必要とする」のである³⁹⁾。

3. 技術と原子エネルギーに関するハイデガーとヤスパースの見解をめぐって

(1) 技術の本質に関する両者の比較

すでに見てきたように、技術とその本質に関する両者の見解には、明らかに類似点も相違点も散見される。

まず、ハイデガーに関して簡単に確認する。ハイデガーにとって重要なのは、技術の全体を捉えることでも、その当面の目的や効果や影響を概観することでもない。その本質を問うことが何よりも優先されなければならない。ギリシャ以来の技術の本質が隠されたものを「開顕させること」と見なされたのに対して、近代以降の技術は、自然のみならず人間をも「挑発」し、「徴用して立てられた物資」として人間を「かり立て」、いわば「総かり立て体制」へと組み入れること、と特徴づけられた。人間自体を部品の一部として総かり立て

体制へと組み入れる〈技術〉の全体が見渡せない以上、向かうべき方向の全く分からない巨大な体制へとわれわれは例外なく引き込まれ、そこから抜け出せないであろうことは、容易に想像される。こうした抵抗不可能な状態の不気味さを、彼はさらに「運命の巧みな遣わし（Geschick）」による「危機（Gefahr）」、「ある一つの危機などではなく、まさしく危機そのもの」と呼んでいる⁴⁰⁾。

他方ヤスパースの技術論に関しては、前述したように、これまで取り上げられる機会はほとんどなかったといっても過言ではない。おそらくその理由の一つとして、彼の技術論が科学的・歴史的・社会的・経済的な観点から総括的に論じられており、幾分表面的な印象を与えることが挙げられるのではないだろうか。実際、ハイデガーとヤスパースの技術論を比較した数少ない論考の一つ、『ヨーロッパ精神の運命』という論文の中で大峰顯は、ヤスパースが近代技術のもつ不可避的な「魔性」を暴露していることをいち早く指摘しているものの、技術自身は中立的な手段にすぎず、そこには「完成の観念も悪魔的な破壊の観念も含まれていない」ことを強調する⁴¹⁾。しかしながら本稿第一節の最後で触れたように、ヤスパースは、技術自身によって技術を克服するという課題を最終的に解決可能と考えることがやはり早計であるという認識をもっていただように思われる。ここで再び、技術や悟性や科学的知に対するある種の裂け目と限界状況のような事態が出現せざるをえない。さらに、まさしくそうした技術自身のもつ限界をどのように捉え克服するのは、いわば悟性的な科学技術を超えた、われわれ自身の内的な〈投企〉にかかっているのである⁴²⁾。

以上、両者の技術（特に科学技術）論の基本的スタンスを比較したが、そこに、明らかな類似点を見出しうるように思われる。

第一に、両者ともに、特に近現代の技術が私たち人間の住まう世界を根底から変質させてしまうという、技術のもつ或る種抗いがたい支配力（強制力）を強調している点であろう。すなわち少なくとも今日の技術は、人間の特殊な目的のための道具として自然を利用し、さらにエネルギーをむしり取って、自然を挑発しかり立てる（ハイデ

ガー）のであり、あるいは、大量生産等の目的のために自然や世界を人間に都合のよい生産工場へと変えてしまい、そこで、これまでの世界には存在しない新しい何ものかを作るために自然が利用され続ける（ヤスパース）のである。第二に、両者に共通する点として挙げられるのが、技術の本質の不可逆的・魔的（デモーニッシュ）な性格に焦点が当てられていることであろう。本稿ですでに述べたように、ハイデガーに比べてヤスパースの方が幾分楽観的な印象を与えるものの、両者ともに技術の制御不可能性を直視しているからである。

次に、両者の相違点について考察する。まず、ハイデガーの技術論の最大の特徴として挙げられるのが、技術に挑発されてかり立てられているのは、自然だけではなくむしろ人間自身にほかならない、という指摘である。もちろんヤスパースの技術論でも、こうした技術の人間自身への強制力（暴力）の可能性は示唆されているのであるが、やはりハイデガーがその危険性を技術の本質と捉えている点で、両者を同一視することはできない。換言すると、たしかに技術が次々に別の目的のための手段として利用されるという点で両者は共通するものの、ハイデガーの技術論では、技術が人間の手を離れて独り歩きを始めるだけでなく、むしろ始めから人間には計り知れない巨大な組織（体制）へと人間を組み入れ、そこで組織の一部として人間自身をもちり立てる運命にあるという洞察が展開されているのである。

（2）原子エネルギーと原爆に関する両者の比較

これまで、近現代の（科学）技術に関するハイデガーとヤスパースの見解について簡単に対比してきたのであるが、最後に、原子エネルギーと原爆に対して二人がどのような態度を表明しているのかを簡単に比較検討する。

先述したように、少なくとも技術論に関しては、両者の相違点よりも類似点の方が散見されたのであるが、原子エネルギーと原爆に関しては、両者の違いは歴然としているように思われる。というのも、特に『原子爆弾と人類の未来』（1958年）の中でヤスパースが原子エネルギーではなく原爆の

脅威を強調していたのに対して、ほぼ同時期の1950年代にハイデガーは、原水爆ではなく、むしろ原子エネルギーの平和利用に警鐘を鳴らしていたからである。ただし、すでに述べたように（軍事利用のみならず平和利用も含めた）原子エネルギー自体に関して、ハイデガーのみならずヤスパースもまた、その制御不可能性と危険性を指摘しており⁴³⁾、両者の間にある程度の類似性があることはやはり否定できないように思われる。とはいうものの、人類と世界に対して加えられる或る根本的な変質（変革）に関して、両者の強調点に少なからぬズレ（乖離）があることも否めない。実際ハイデガーは、原子エネルギーの平和利用が実現し、いわゆる原子力時代が到来した際の不気味さに続いて、さらに次のように述べているのである。

しかしながら、本当に不気味なことは、世界が一つの徹頭徹尾技術的な世界になる、ということではありません。それよりはるかに不気味なことは、人間がこのような世界の変動に対して少しも用意を整えていない、ということであり、私共が、省察し思惟しつつ、この時代において本当に台頭して来ている事態と、その事態に相応しい仕方に対決するに至るということ、未だに能くなし得ていない、ということでもあります。——中略——単に人間的であるにすぎない組織は、如何なる組織でも、時代に対する支配を篡奪することは出来ないのであります⁴⁴⁾。

このように、ハイデガーにとって原子エネルギーのもつ本当の不気味さとは、単にそれが人間と世界とを根本的に変えてしまうという事態にあるでもない。むしろそれは、そうした技術の引き起こす不気味な事態に対して、われわれ人間の側にいかに対峙し思惟すべきかという心構えが全くできていないこと、しかもそのことにすら気付いていないということであり⁴⁵⁾、したがって、そもそもわれわれには、そうした事態への対処の可能性すらあらかじめ奪われている、という洞察なのである。以上のことから、一見するとハイデガーは、

原子エネルギーを他の技術とは根本的に異なる特別なものと想定しその脅威を説くだけでなく、それに対して何らか技術的に対処すること自体の不可能性を、したがってあたかも一つの歴史（来歴）的運命としてそれに耐え忍ぶ以外に術はないという、或る種の〈諦観〉を示唆しているかのようにはさえ思われる。しかし、やはりハイデガーが原子エネルギーにまつわる技術を他の技術から峻別していると考えるのは早計と言わざるをえないだろう。

むしろ原子エネルギーもまた、「総かり立て体制」という近代技術の本質を最もよく特徴づける技術の一つであり、そうした技術の延長線上に位置づけられうる、と解釈すべきであろう。それゆえヴィッサー（Wisser, R.）の次の指摘は、まさしく的を射ているように思われる。すなわち技術をめぐる「ハイデガーの主要関心事は、単に正しい答えにあるのでも、問題形式にさしこまれた答えに対して回答することでもなく責任応答にあるのだ、と。それゆえ、答えを期待する者は幻滅するだろう」というのも、そうした者には「いかにして人間は技術との自由な関係を持つことができるのか？」という「一つの問いが課せられている」のであるが、ひとはこの問いに決して通常の仕方では答えることはできないからである。技術との関係において「人間は、すでに集-立（総かり立て体制）の本質領域に立っているからであり、「人間は、後になって集-立（総かり立て体制）との関係を取るなど、決してできないのである。それゆえ、問いは、人間はどのように技術と関係するようになるのか、という問いではない」。「そうではなく、いかにして人間は、自分がすでにそこにおいて存在しているところの関係を、一つの関係として、すなわち、技術の本質に相応しい一つの関係として経験するか、という問いである」⁴⁶⁾。

ここで再びヤスパースに目を転じたい。これまで繰り返し述べてきたように、ヤスパースにとって重要なのは、原子エネルギーの平和利用（すなわち原子力発電）の危険性ではなく、その軍事利用（原水爆による核戦争）の脅威であった。たしかに3.11から10年余りが過ぎた現在の世界情勢に鑑みると、核戦争による人類滅亡（もしくは住民

の大量虐殺)の危機よりも、原子力発電の予期せぬ事故による環境破壊や生命および健康への脅威の方がより切実な問題であることは、疑いない。しかしながら、そもそもハイデガーが危惧していたのは、原水爆の脅威でもなければ、しかしまた原子力発電所の制御不能性でもない。それは、本来的には、とりわけ原子力の利用を通して世界と人類とが巨大な総かり立て体制へと組み込まれ、しかも表面上はそうした技術と共存しつつ、そのことの本質や是非について自ら考えることがほとんど不可能になるという事態であり、さらにそうした事態の不気味さにさえも気づくことがない、という或る種の根本状況なのである。したがって、ハイデガーとの決定的な違いは、ヤスパースが、原水爆による人類絶滅の可能性という〈限界状況〉を想定し、敢えて原子力にまつわるすべての議論を原爆をめぐる究極の〈二者択一〉へと収斂させている点にある、と言えよう。

一方ですでに東西冷戦が叫ばれ、他方で原子力発電がまだ実験段階にあった1950年代において、ヤスパースが原水爆による全面核戦争こそ解決が急がれる喫緊の問題と見做したことは、21世紀の今日から見ると、さして驚くべきことではないようにも思われる。しかしながら、全面核戦争による人類の現存在的な死滅か、あるいは全体主義支配による自由と実存の事実上の死か、という二者択一を迫ることに、やはりヤスパース哲学に固有の意図が隠されている、と考えざるをえない。おそらくそれは、次のようなものである。

つまり火の発見以来技術は、特に近現代の技術は、われわれ人間に無限の可能性を提供するとともに、人類滅亡の危機すらも突き付けている。したがって、少なくとも原子エネルギー（と、その一つの帰結にほかならない原子爆弾）の発見以降の世界において、われわれは科学技術とその様々な現存在の形態について、これまでのように専門家の立場から、いわば悟性的に具体策を練るだけでなく、全く別の視点から全く新たに考え直さなければならないのである。そしてまさしくそうした新たな視点こそ、「理性」(Vernunft)なのである。ヤスパースの説く「理性」は、「包括者」とともに彼の後期思想を特徴づけるキーワードの一つ

であるが、ここでは紙数の制約上その詳細について述べることは差し控え⁴⁷⁾、原水爆による人類絶滅という限界状況との関連においてのみ言及するにとどめたい。

これまで繰り返し述べてきたように、ヤスパースの技術論には、技術的・政策的な具体策では解決することのできない緊張と限界状況とが横たわっていたのであるが、その最も象徴的な事態が、前述した〈人類絶滅〉という限界状況(理念)だった。したがって、この究極の限界を一つの〈暗号〉として提起することで、ヤスパースがわれわれを「外的な生産における思考から、内的な行動における思考への、悟性から理性へ(vom Verstand zur Vernunft)の転回点(Wendepunkt)」⁴⁸⁾へと導こうとしていたことは疑いない。それは、われわれ一人一人が個人的・集団的な利害関心から離れ、原爆や全体主義支配の問題に真摯に向き合い、その解決策についてゼロから考え直そうという、われわれ自身の内的な「転回」(Umwendung)を促すものであり⁴⁹⁾、いわばそのための暗号と見なされるべきものと思われる。ただし、「際限のない交わりへの意志」⁵⁰⁾とも言われる〈理性の働き〉を、原爆による絶滅と全体主義支配について忌憚なく〈他者と話し合うこと〉と言い換えることはできない。というのも、ここでの理性にとってより重要なのは、諸々の反核運動や平和運動や人権運動へと向かうことでも、それについて様々な人々と議論することでもなく、どこまでもそうした諸々の柵や固定観念からまず自分自身を開放する〈内的思考〉だからである。

最後に、ハイデガーについて簡単に触れ、本稿を終えることにする。『放下』からの最後の引用でも主張されていたように、技術と原子エネルギーをめぐるハイデガーの議論の焦点は、やはり世界と人間とが生命なき生産工場へと変えられ、すでに人間自身がその一契機として巨大な体制へと不可避的に組み入れられていることに当のわれわれ自身が気づいていないこと、さらにそのことへの絶望的なまでの平穩(無関心)にある、と言えよう。しかし、とはいえ、もちろん彼がそれをあたかも運命として受け止め、或る種の諦観を説いているというわけではない。むしろ、〈技術の本質〉

を問い続け、人間（主観）と技術との根源的な繋がりを探ろうと問い続ける姿勢のうちに、われわれ人間の内奥へのハイデガーなりの〈訴え〉を見出すことができるのではないだろうか。そして二人の主張には表面上明らかな相違が散見されるものの、しかし根底において、やはり何らかの親近性があるように思われてならない⁵¹⁾。

注

- 1) 比較的早くから原子力時代の問題点に警鐘を鳴らしていた海外の報告として、次の論集を挙げなければならない。Vgl. Spaemann Robert, *Nach uns Kernschmelze: Hybris im atomaren Zeitalter*, Klett-Cotta, 2011. ローベルト・シュペーマン、山脇直司、辻麻衣子訳、『原子力時代の驕り』、知泉書館、2012年参照。
- 2) ここでは、最近取り上げられた代表的なものと、次の2冊を紹介させていただく。國分功一郎、『原子力時代における哲学』、晶文社、2019年。森一郎、『核時代のテクノロジー論』、現代書館、2020年。また、少し以前のものであるが、今日なお重要なテキストと思われるものとして、次の書を挙げておきたい。加藤尚武編、『ハイデガーの技術論』、理想社、2003年。
- 3) 國分功一郎、前掲書78-84頁参照。
- 4) ヤスパーズの技術論に関する注目すべき論考として、福井一光、『哲学と現代の諸問題』、北樹出版、2014年を挙げなければならない。
- 5) Vgl. Heidegger Martin, *Gesamtausgabe, Bd. 7: Vorträge und Aufsätze*, Klostermann V., 2000. マルティン・ハイデガー、関口浩訳『技術への問い』、平凡社、2013年参照。森一郎編訳『技術とは何だろうか?』、講談社、2019年参照。(本稿は、基本的に森一郎訳から引用させていただいた。)
- 6) *ibid.*, S.7. 前掲書、97頁。
- 7) *ibid.*, S.7f. 前掲書、97頁。
- 8) *ibid.*, S.8. 前掲書、98-99頁。
- 9) *ibid.*, S.9. 前掲書、100頁。
- 10) Vgl. *ibid.*, S.9ff. 前掲書、100-104頁参照。
- 11) *ibid.*, S. 13. 前掲書、107-108頁。
- 12) *ibid.*, S.15. 前掲書、112頁。
- 13) *ibid.*, S.15f. 前掲書、112-113頁。
- 14) *ibid.*, S.17. 前掲書、115頁。
- 15) *ibid.*, S.18. 前掲書、117-118頁。
- 16) *ibid.*, S.20. 前掲書、120-121頁。
- 17) *ibid.*, S.21. 前掲書、122頁。
- 18) Jaspers, Karl, *Die geistige Situation der Zeit*, Gruyter, 1932, 1979, 1995, S22. カール・ヤスパーズ、飯島宗享訳、『現代の精神的状況』、理想社、1971年、1986年、34頁。
- 19) Vgl. *ibid.*, S.22f. 前掲書、35頁参照。
- 20) Jaspers, *Vom Ursprung und Ziel der Geschichte*, Piper, 1949, 1983, S.129. ヤスパーズ、重田英世訳、『歴史の起源と目標』、理想社、1964年、183頁。
- 21) *ibid.*, S.129. 前掲書、184頁。
- 22) Vgl. *ibid.*, S.161. 前掲書、229頁参照。
- 23) *ibid.*, S.131f. 前掲書、186-188頁。
- 24) Vgl. *ibid.*, S.136ff. 前掲書、193-196頁参照。
- 25) *ibid.*, S.159f. 前掲書、227頁。
- 26) *ibid.*, S.160. 前掲書、228頁。
- 27) Heidegger, *ibid.*, S.16. ハイデガー、前掲書、113頁。
- 28) *ibid.*, S.172. 前掲書、26頁。
- 29) 森一郎、『核時代のテクノロジー論』、178頁。
- 30) Heidegger, *Gelassenheit*, Günther Neske Pfullingen, 1959, 1982, S.20. ハイデガー、辻村公一訳、『放下』、理想社、1963年、22頁。(なお、旧仮名遣い・漢字について、現代仮名遣い・常用漢字に改めさせていただいた。)
- 31) *ibid.*, S.12f. 前掲書、10-11頁。
- 32) *ibid.*, S.16. 前掲書、16頁。
- 33) Jaspers, *ibid.*, S.130. ヤスパーズ、前掲書、185頁参照。
- 34) Jaspers, *Die Atombombe und die Zukunft des Menschen.*, Piper, 1958, 1982, S.258. ヤスパーズ、飯島宗享・細尾登訳、『現代の政治意識』(下)、理想社、1966年、1980年、30-31頁。
- 35) *ibid.*, S. 259. 前掲書、33-34頁。
- 36) *ibid.*, S. 318. 前掲書、153頁。
- 37) *ibid.*, S. 463. 前掲書、444頁。

- 38) *ibid.*, S. 1. ヤスパース、『現代の政治意識』(上)、36頁。
- 39) *ibid.*, S. 22. 前掲書、38頁。
- 40) Heidegger, *Vorträge und Aufsätze.*, S.27. ハイデガー、『技術とは何だろうか?』、132-133頁。
- 41) 大峯顯、『永遠なるもの』「ヨーロッパ精神の運命」、法蔵館、2003年、12-15頁参照。
- 42) 福井一光、『哲学と現代の諸問題』、37-38頁参照。さらに福井は、こうした投企がさしあたり技術者や科学者によって繰り返しなされる必要性を説いたのち、次のように述べている。「しかしその投企を促す本当の根源は、ヤスパースがいうように、人間が自己の欲求を明確にし、検討し、もろもろの欲求間の序列を判然とさせることの中にあ」るのだ、と（前掲書、38頁）。
- 43) Vgl. *Die Atombombe und die Zukunft des Menschen.*, S.19f. ヤスパース、『現代の政治意識』(上)、31-34頁参照。たしかにヤスパースが原子力エネルギーに関して、ときにそれが制御可能であるかのような言説を展開していることは否めない。しかしながら、『原子爆弾と人類の未来』の冒頭でヤスパース自身注意を促しているように、部分的な言説を切り離して確定することには危険が伴うのである。（Vgl. *ibid.*, S.5f. 前掲書、3頁参照。）
- 44) Heidegger, *Gelassenheit.*, S.20f. ハイデガー、『放下』、22-23頁。
- 45) 國分功一郎、『原子力時代における哲学』、191-192頁参照。
- 46) Wisser Richard, *Verantwortung im Wandel der Zeit.*, v. Hase & Koehler, 1967, S.281f. リヒャルト・ヴィッサー、平野明彦・中山剛史・町田輝雄・皆見浩史訳、『責任 — 人間存在の証』、理想社、2012年、161-162頁。
- 47) 拙論、「ヤスパースにおける理性の復権」、『理想 特集ヤスパース・今』所収、理想社、No.671., 2003年、82-93頁参照。
- 48) Jaspers, *ibid.*, S.6. ヤスパース、『現代の政治意識』(上)、4頁。
- 49) Jaspers, *ibid.*, S.394. ヤスパース、『現代の政治意識』(下)、305頁。
- 50) Jaspers, *Vom Ursprung und Ziel der Geschichte.*, S.326. ヤスパース、『歴史の起源と目標』、480頁。
- 51) たしかにヤスパースが一人一人の個の自由と実存と理性に訴えかけているのに対して、ハイデガーが誰に何を訴えかけているのか判然としないという中山の指摘にも、一理あるように思われる。中山剛史、『理想 特集ヤスパース・今』所収、No.671., 105-106頁参照。この点について、また稿を改めて論じることにはしたい。さらに、ヤスパースによって提示された例の「二者択一」において、彼が何を訴えたいのか、またその訴えには具体性が欠如しているのではないか、等の疑問が提起されているが、これについても別の機会を待たざるをえない。（Vgl. Anders Günther, *Die atomare Drohung*, C. H. Beck, 1981, 2003, 40ff. ギュンター・アンダース、青木隆嘉訳、『核の脅威』、法政大学出版局、2016年、61-73頁参照。）

付記

本論で引用（参照）されている欧文献は、イタリックで表記し、初版と引用（参照）文献の発行年を併記した。また、翻訳に関しては、ほぼ既刊の翻訳文献からそのまま引用したが、部分的に改めさせていただいた。

なお本稿は、日本ヤスパース協会第37回大会（2021年、オンライン開催）に於いて行われた講演の原稿の一部（ハイデガーとヤスパースに関する箇所）に、加筆修正を施したものである。

金子文子のマックス・シュティルナー受容

安元隆子

Takako YASUMOTO. A study on Fumiko Kaneko — Acceptance of Max Stirner —. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.61-70.

“What made me do this” written by Fumiko Kaneko in prison is an autobiography of Fumiko until she decides to live with her own values, not the values of others. This new attitude of Fumiko’s is thought to be due to her acceptance of Max Stirner’s “The Only One and Its Ownership.” I can recognize her respect for “the one and only self” of Stirner’s insistence. Also, the trial preparation records of November 17th and 21st, 1925, and the documents submitted by Fumiko are very important for understanding her ideas. In the records, we can find similarities to Stirner’s ideas, such as the philosophy of “ownership” at the root of everything, the struggle that arises from it, and the expansion of the ego. After examining them and clarifying Fumiko Kaneko’s acceptance of Stirner, I also considered the differences between these two people.

【はじめに】

金子文子が「大逆」の名を冠せられた己の思想の生成過程を辿り獄中で書いた手記が『何が私をかうさせたか』¹である。手記によれば、金子文子は幼少時、無籍者であったため、教育を受ける機会を与えられないなど差別を受けてきた。だが、親戚の養女となるため朝鮮に渡ることになり、それを機に戸籍を得ることができた。しかし、戸籍を得て日本国民となることは、朝鮮を植民地化し、朝鮮人を支配下に置いて差別する日本人へ同化することを意味する。文子は当時の朝鮮における日本人の所業を目の当たりにし、「日本人」となることへの違和感を消し難く、それを拒む心情は朝鮮人との心情的連帯を生んだ²。日本への帰国後、娘の幸福よりも金銭を優先させ文子と文子の叔父にあたる元栄との結婚を強制した父親のもとを飛び出し、文子は上京する。しかし、そこに待っていたのは苦学生の辛苦であった。そして、キリスト教の信仰や社会主義思想に近付くも満たされず、無政府主義、虚無主義に傾倒していく³。

その契機となったのが、夜学の仲間、新山初代である。文子はこの新山初代から本を借り、アルツィバーセフの「労働者セイリョフ」を感激を持っ

て読んだほか、ベルグソンやスペンサー、ヘーゲルなどの思想一般を知ったと記している。そこには「なかでも一番多く私の思想を導いたものは、初代さんの持つニヒリスティックな思想家の思想であった。スティルネル、アルツィバーセフ、ニイチェ、そうした人々を知ったのもこの時であった。」⁴とあり、スティルネル（本稿ではシュティルナーと表記する）の名が挙がっている。

このシュティルナーについては、文子が獄中で詠んだ短歌集『獄窓に想ふ』⁵の中にも「独り居る春の日永し監獄に繰り返し読むスチルネルかな」の一首があり、金子文子の思想に大きな影響を与えたと考えられる。この点について、すでに山田昭次は『金子文子——自己・天皇制国家・朝鮮人』の中で、金子文子の国家観とシュティルナーの説く国家観の相似を指摘し、「スティルナーは文子が生活体験で掴んだものを意識化させ、理論化させるのに役立ったのであろう。」⁶と述べている。だが、金子文子のシュティルナー受容は国家観だけではない。山田氏の指摘以上に大きな意味を持つものと考えられる。しかし、その本格的な検証は未だなされていないのが現状である。

このような実態に鑑み、本論では、金子文子の「私は私を生きる」という強烈な自己意識とシュ

ティルナー思想の相似を中心に、金子文子のシュティルナー受容について検証する。

【1】シュティルナー『唯一者とその所有』と日本の翻訳状況

ドイツの哲学者、マックス・シュティルナー(1806-1856)⁷は、著書『唯一者とその所有』(1844)の中で、「存在」とは個々だけに認められるとした。シュティルナーは、人間一般や人類などといった全体的な概念を表す語は便宜的な名前に過ぎないとし、個人主義の立場からキリスト教やナショナリズム、伝統的な道徳を批判した。そして、エゴ(Ego)が唯一の現実であると説いた。通常「エゴイズム」というと利己的心情をイメージすることが多く、否定的に捉えられがちである。だが、シュティルナーの説くエゴイズムは善悪を超えた存在としてある⁸。シュティルナーは、自分が自分自身にとっての全てであり、自分がすることはすべて自分の為であると語っている。そして、自分を中心点におき、自分を一番大事なものと考えてことを説く。「私」が「私」自身の主人であるときだけ「私」は「私」のものとなると言うのだ。そのためには自己の解放が重要となる。

また、シュティルナーは「私」の体は他人の体ではないし、「私」の心は他人の心ではないとも指摘し、すべての個人は唯一無比であるとも主張する。この唯一性を絶対なものにするためには、自分自身を犠牲にしてそれに支配されてしまうような観念、例えば、国家、社会、宗教といったものは「亡霊」として排除しなければならないとする。このうち国家は個人にとって最大の脅威なのである。しかし、シュティルナーは、権威や権力というものは支配される者が受容するから存在するのだ、ということも見逃してはいない。初めからそれ自体が神聖なものなど存在しない。人が神聖であると断定することによって神聖になると考えるのである。とすれば、個人が真の自己を見出すためには、このような意識からも自分自身を解放しなければならないと言う。

このように絶対的な自己を据えて、その自己に対峙する国家を否定し、反逆する思想は、無政府

主義、虚無主義にも大きな影響を与えたと考えられる。

こうしたシュティルナーの思想はいかに日本に受容されたのだろうか。佐々木靖章の「マックス・シュティルナー文献目録」⁹によれば、シュティルナーを初めて日本に紹介したのは、明治35年4月の煙山専太郎「マクス、スチルネル」¹⁰である。佐々木はこの後の日本のシュティルナー受容について、日本の社会が変動、混迷を極め、方向を定めえない時にシュティルナーが登場するとの見解を示している。大逆事件(明治42年)後の閉塞状況下に於いても、英訳“Ego and His Own”からの重訳ではあるが、辻潤がいくつかの部分訳として発表した後、大正10年12月に『自我経(唯一者と其所有)』¹¹として刊行している。この辻潤訳は昭和4年に『唯一者とその所有』という題名で改造文庫に収録された。同年には立田長江・高橋清共訳「唯一者と其所有」が平凡社の『社会思想全集』25巻として刊行され、岩波文庫からも草間平作が独文原典からの最初の翻訳『唯一者とその所有』上・下巻を刊行している。

金子文子がシュティルナーを読んだ可能性があるのは、夜学で新山初代と出会った大正10年秋頃から獄中で死を遂げる大正15年夏までの間である。むろん、それ以前にもシュティルナーの評伝や思想の部分的紹介はあった。しかし、全訳はない。このような事実を勘案すると、金子文子は辻潤の翻訳『自我経』を読んだ可能性が高いと言えるだろう。

次に、シュティルナーと金子文子の思想がどのように重なっているのか検証していく。

【2】金子文子の「自己」の発見

金子文子は東京へ出ることを決意した際の心情を『何が私をこうさせたか』の中で次のように書いている。

運命が私に恵んでくれなかったおかげで、私は私自身を見出した。そして私は今やもう十七である¹²。

この「私」が見出した「私自身」に着目したい。「私」は、周囲の環境に埋没せず自らの道を進む意

志を発見したのである。この後、「私」は朝鮮人の鄭との会話の中で「今の社会で偉くなろうとすることに興味を失った」と語り、自分の目標は「苦学をして偉い人間になる」ことではないと気付く。その時の心情は次のように説明される。

私は人のために生きているのではない。私は私自身を真の満足と自由とを得なければならないのではないか。私は私自身でなければならぬ¹³。

このことばの中に、文子の自己を中心に据えた思想が凝縮している。このような文子の「私」＝自己の発見が『何が私をこうさせたか』を貫くテーマでもある。そして、これはシュティルナーの『唯一者とその所有』の説くところでもあった。辻潤の訳を引くと次のようになる¹⁴。

自分は他の人々と同一の自我ではない、だが、唯一の自我である。自分は無二である。故に自分の欲求も亦無二である。そして、自分の行為も、要するに、自分の一切が無二である。そして、この無二な自分としてののみ、自分は一切を自分のものとするのであ^(2字不明)□□又同時に、自分はいかの如き者としてののみ自分を働かせ、自分自身を発展させる。自分は人間を発展させもしなければ、人間として発展もしない、けれど、自分として自分は——自分自身を発展させる。

これが——唯一者の意義である。

このように、他者の基準に合わせるのではなく、「私」は唯一の存在なのだから唯一の存在としての自己の発展を目指すのみであるという金子文子の思想の原点がこのシュティルナーにあったことは明らかだと言えるだろう。とすれば、金子文子の記した『何が私をこうさせたか』は、大逆の思想を持つに至った自己の半生を振り返り、「自己」をすべての中心に据えて生きていく決意に至るまで、つまりシュティルナーの説く絶対的な自己に到達するまでの過程を綴った書とも換言することができる。

金子文子が「自己」を発見した後も、この唯一絶対な自己を生きる姿勢はこの後の文子の実人生を貫くものであった。例えば、文子が大逆の意志を持っていたと見做され、獄中の身となった時に、

改心を勧める人々に対し彼女はそのつもりがないことを強く主張し、死刑も厭わないと伝える。その際、「君らが私をそうすることはあくまでも自分に生きたということを証明してくれるだけです。私はそれで満足します」¹⁵と書き、次のように続ける。

私はね、権力の前に膝折って生きるよりは、むしろ死してあくまで自分の裡に終始します¹⁶。

そして、この「自己」絶対主義が皇太子暗殺計画の根幹にあったことを表明する。

人間は完全に自己のために行動すべきもの、宇宙の創造者はすなわち自己自身であること、したがってすべての「もの」は自分のために存在し、すべてのことは自分のためになされねばならぬこと等を民衆に自覚せしむるために私は坊ちゃんを狙っていたのであります¹⁷。

すべての根幹にあるのは自己であることを表明し、想定した皇太子暗殺というテロ行為さえも、天皇制否定のために天皇も人間であり同じ赤い血が流れていることを民衆に示すためだけでなく、自己を世界の中心に置くべきことを民衆に示すために行うとあるのは、シュティルナーの哲学の影響に相違ない。

本論〔I〕に記した通り、シュティルナーは自我の解放の重要性と自我を圧する権威・権力の存在を認識すると同時に、力や権威は支配される者が受容するから存在するという事も認識していた。シュティルナーは初めからそれ自体が神聖なものなど存在せず、人が神聖だと認識するから神聖になるのだ、と考えている。だから、個人が真のエゴを見出すためには自分自身を解放する必要があるが、この過程で観念や精神を支配するヒラルキーが破壊されることが重要であると説くのである。金子文子の考えはこのようなシュティルナーの論を踏襲している。だから、「一般民衆に対して、神聖不可侵の権威として彼らに印象されているところの天皇、皇太子なる者が、実は空虚なる一塊の肉の塊であり、木偶に過ぎないことを明らかに」すること、そして、「天皇に神格を付与している諸々の因習的な伝統か純然たる架空的な迷信に過ぎないこと」を民衆に示すために皇太子に対する

爆弾投擲を計画したと語る¹⁸。前述したように、人間は完全に自己のために行動すべきもの、宇宙の創造者はすなわち自己自身であること、したがってすべてのものは自分のために存在し、すべてのことは自分のためになされねばならぬこと等を民衆に自覚せしむるために皇太子暗殺を計画したと語るのである。

また、再度改心を迫る裁判官に対しても文子は次のように応えている¹⁹。

なるほど私の思想や行動、計画は他人の迷惑となるから悪だとも言えませんが、しかしこれと同時にそれは私自身を利するものがあります。

自分の利のために計る事は決して悪ではなく、かえってそれは人間の本性であり、生きることの条件であります。もし自分のために計る事が悪であるとするなら、その責任は人間自体にある「生きること」にあります。私にとっては自分を利することはすなわち善であると同時に自分を不利にすることはすなわち悪であります。(中略)

私は今後もしたいことをして行きます。ここにも全ての根幹に「私」が利することを掲げる文子がいる。「私」は生きることの原点であり、「私」を利することは人間の本来の生の姿であることを公言する。こうした金子文子の想いは次に挙げる書簡の言葉にも表れている²⁰。

「自分は今こうやりたいからこうやる」これが私にとって自分の行為を律すべく唯一つの法則であり、命令です。(中略)つまり、自主自治——すべての人が自分の生活の主となって、自分の生活を正しく治めるところに、かすかながら私の好きな社会(不明)を描いてみる気にもなるのです。

私が自分の行為に要求するすべては、自分から出で、自分に帰る。つまりピンからキリまで自分のため、自分を標準とする。

これらの言葉も自己を中心に据えたシュティルナーの考えを踏襲している。このシュティルナー受容こそが大正11年以降の金子文子を支えていたのである。

【3】1925年11月の公判準備調書と提出書面

金子文子に於けるシュティルナーの影響の大きさを最も示しているのは、公判準備調書に記された別紙、つまり、1925年11月の金子文子提出の書面であろう。これは同じく公判準備調書(1925年11月17日と21日)に記された文子の考えを詳細にしたものとしてある。そこで、まず11月17日の公判準備調書の内容を確認する²¹。

初めに判事が公判開始決定を読み聞かせた後、現在の文子の思想について「お前は今、どういう思想を抱いているか。」とその内実について問う。これに対し文子は「私の考えが思想といえるかどうかわかりませぬ」「最初は私の境遇からその考えが間違っている、どうかしなければならぬと思っておりました。」と述べ、「その考え」は「大概体験から考え」たものだと語る。しかし、自らの「間違い」の詳細については答えていない。更に判事の「虚無主義」すなわち「世の中のすべてのものを破壊して自分も死ぬという考え」を抱いていたか、という問いに対し、文子は「あるものは反逆の熱情のみ」と答えている。しかし、「今は自分が今まで考えていたことに少しく疑いを抱くに至りました。」と続ける。これまで主張してきた「万類の絶滅」は少しいい過ぎ、「誇大妄想的の言葉であった」と自己の考えを修正しているのである。そして、権力、道徳、法律などすべての「永遠の破壊」の実現を目指すとして述べている。これが11月17日の公判準備調書の概要である。

次に、11月21日の公判準備調書の概要を述べる²²。判事の「肯定する理想」とはどういうものかという問いに対し、「強い力に反逆せんとする理想」であると答えた。そして、「人生の目的」は「幸福の追求」であるが、「追求する幸福は得られないもの」であり、これを裏面から見れば「人は不幸を追求するもの」とあるという。

また、11月21日、「共存共栄」と「権力に反逆する」ことの間を問われた文子は次のように「万類の絶滅」認識の誤りを認めている。

「共存共栄は目的にして権力に反逆する理想は目的を達する手段なり。」

「万類を絶滅するという考えは今日では間違っ
て居りたり。」

そして、「生を強く肯定」している。ここには万類の絶滅を是とする極端な虚無主義からの脱却がある。これは文子の思想の大きな転換点を示している。その契機となったものは何だったのか——。実はここにもシュティルナーの哲学が大きく関与していたと考えられるのである。

この公判準備調書作成の際に、文子は自らの思想について書いた書面（18枚）を提出し、それと同一に陳述した。文子はこの書面に於いて、自己の内面と至り着いた思想について詳しく説明している。そこで、この提出された書面の内容について検討する²³。

実はここで文子は自身の考えがシュティルナーの所有欲満足と同じ考えであると表明している。

私はいう。第三にスチルネルの所有欲満足…。

私は、この最後のと同じ考え方をしている。そして、次のように続ける。

シュティルナーの説く「所有欲」とは「生命欲の域を超えて、人間生活の上に溢れ出でたものの別称である」。それは「人間にあって自愛、すなわち己を利するという形を持って現われる」。そして、「個人」「国家」や「人類」という段階があるように「自我は伸縮する」。ゆえに、人間界の「社会的結合は、ただこの自我の伸縮性の上のみ保たれている」。この自我の伸縮性から「愛他的道德の彼方にユートピアの実現を予想しようとするキリスト教その他多くの人の考え方」と「徹底的利己主義の彼岸にそれを探ろうとする人たちが」生まれる。だが、前者は基本的に誤っている。何故なら、人は他者を愛することはないからで、愛しているのは実は「他人の中に見出し得た自分」であるからだ。即ちこれは「自我の拡大に他ならない」と指摘する。また、「人は自分を侵さぬことを条件としてばかり、他人を抱き得るものである」とも言う。このような文子は「すべての人はエゴイストである。」と断言する。そして、誰でもが「よりよい物」を求めているが、それは「現実の生活」「地上の生活」であり、「人間の所有欲には限りがなく」「私有財産制度は維持される」と考えている。しかし、そこに「争闘」が生まれ、その「争闘」

に解決を与えるものは「力」、つまり「いわゆる暴力」だとする。つまり、この世は「弱肉強食」の法則に則った世界なのだと認識するに至るのである。しかし、この法則は「人類社会における善」すなわち「各人が共存共栄の状態」を蹂躪する。ゆえに文子は「反逆せよ！」と叫ぶのである。圧制者に反逆することは「全人類の善」であり、「それのみがただ人間がすることのうちにただ一つの善であり、美である」と主張している。そして、「人生の目的は幸福の追及にある」と宣言し、充実した「今」を生きることを次のように強調する。

私は生を肯定する。より強く肯定する。そして私は生を肯定するがゆえに、生を脅かそうとするいっさいの力に対して奮然と反逆する²⁴。

反逆の対象として、また自己を抑圧するものとしてある国家についてのシュティルナーと文子の言葉を次に引く。まず、シュティルナーの言葉²⁵。

国家はいつでも個人を制限し、馴致し、従属させる——即ち彼をある一般性その他に服従させる——唯一の目的を持っている。国家は個人がすべてのすべて（Alles in Allem）でない間のみ継続する。そしてそれは極めて明らかに自己の抑制、（Beschränkung Meiner）、自己の制限、自己の奴隷である。

次に金子文子の言葉²⁶。

私は多分個人主義的無政府主義者と呼んで差し支えなからうと思います。何となれば、説明するまでもなく、国家と個人とは相容れない存在です。国家の繁栄のためには個人は自分の意志をもってはならない。個人が自我に目覚めるとき国家は倒れる。むろん私は内から燃え上る秩序ならざる秩序、いな真の秩序以外に国家だの政府だのの干渉をお断りしたいのです。

このように比較すれば、両者の近似は誰もが認めるところであろう。

以上、11月21日の公判準備調書及びそれと共に提出された書面から読み取れる文子の考えを辿ってみたが、まさにここに表明された文子の考え方全体がシュティルナーの思想をほぼ踏襲しており、

受容の大きさを語っていると言えるだろう。

ただ、シュティルナーと文子の認識との間には若干、齟齬がある。それは「私有財産」と「国家」の概念である。シュティルナーの「所有」とはあらゆる内在、外在の制約に縛られない自己所有の形態である。「他の何物にも支配されず私が私の主人であったときのみ私は私を所有する」というのがシュティルナーの根本的な主張である。しかし、シュティルナーは「私有財産」に関しては、純粹に国家の保護を通して、つまり国家の恩恵によってのみ存在できると考えている。換言すれば、「私有財産」とは法律の恩恵のもとで生きるもの、法律の効果によってのみ自分のものになるとしている。つまり、「私有財産」には国家の保護が必要であると認識しているのである。そして、シュティルナーは「私有財産」さえ保持されれば、良き市民は絶対君主制であろうと立憲君主制であろうと共和制であろうと区別する必要なく、それとその原理を守ると考えた。このような国家の持つ「私有財産」保全の機能についての認識や、「私有財産」が契機となり露呈する市民たちの無知、無関心について金子文子は全く触れていない。

しかし、この部分に続けてシュティルナーは、「私有財産」は国家の保護を必要とするだけでなく搾取と抑圧を導き、資本の労働と従属労働者を分けるに止まらず、労働者のエゴと個人性を衰退させ、こうした労働の搾取が国家の基盤となると言う。つまり、国家は労働の奴隷化の上に成立しているとするのである。ゆえにシュティルナーにとって国家は個人にとって最大の脅威であった。そして、シュティルナーはエゴだけが主権を主張できるものと考えており、このエゴを糧にあらゆる形態の権力に対して反乱することと、財産の不尊重を説いた。主人を主人として尊重しなくなれば直ちにすべての奴隷が自由になると同じように人が財産への尊重をなくせば誰もが財産を持つことになる、と説くのである。

このようにシュティルナーの「私有財産」は国家や財産の不尊重の意識と密接に結びついたものとしてある。しかし、金子文子の場合、「所有欲」が「私有財産」をうみ、それが個人や国家との「争闘」を生み、個人は国家から搾取されるという事

態から逃れるために圧制者に反逆すべきだとやや短絡的に結びつけており、文子のシュティルナー理解の限界を感じさせる箇所となっている。

同様に、文子とシュティルナーの相違を挙げるとすれば次の箇所がある。シュティルナーは、エゴイストにより個人の唯一性と自由を犠牲にしない社会を築こうとする。誰かを支配すれば次は自分が支配される可能性があるからだ。つまり、シュティルナーは他者の唯一性を認める「エゴイストの連合」を提唱しているのである²⁷。この「連合」とは、自由な合意に基づく自発的な組織で、他者と連合することで自己の幸福を最もよく追求できるものである。シュティルナーは国家に代わるこの組織について、友人、恋人、そして遊ぶ時の子どもたちを例に挙げている。個人の欲望の充足と喜び、自由、個性を最大に生かし、そして、各人のなにもものをも犠牲にしない関係は、平等な人々の相互関係と、自由で任意な協力に基づいている。ヒエラルキーから個人を守り、唯一的な個人間の協力関係を実現するためには、相互扶助と平等が不可欠であるが、それは抽象概念や固定観念ではなく、全員の利益に基づくもの、すなわち、自己実現、個人の解放、個人の楽しみに基づかなければならないとする。そこではグループはメンバーに所有されるべきであり、グループがメンバーを所有するのではない。

しかし、金子文子の供述には、そのような「エゴイストの連合」についての言及は見当たらない。文子が読んだと思われる辻潤のシュティルナー翻訳『自我経』では、「結合」(ユニオン)という語、または「同盟」という語を用いてシュティルナーの「連合」の考えを表している。文子はその理想を訊問調書の中で用いている「共存共栄」の語によって表現したのだと考えられる。ただ、「共存共栄」の世界の存在をシュティルナーから感じつつも、文子にとってはエゴに基くその新しい社会は遠いものを感じられたのかもしれない。その内実についての言及は見られないのである。

このように金子文子のシュティルナー理解には限界があったものの、シュティルナーの存在は文子に明らかな大きな意識の転換を与えた。それは次の点である。

1925年11月17日の段階で最も注目されるのは、文子の「いっさいの力に対して反逆する」姿勢は変わらないものの、本論(p.64)で前述した通り、私は今まであまり元気をいい過ぎ、万類の絶滅ということをいっておりますが、それは少ししい過ぎ、誇大妄想的の言葉であったことを気が付きました。

と語っている点である²⁸。また、11月の提出書面の一節に注目したい。

私たちがやろうとしたことはテロであった。しかし、それはいわゆるテロリズム運動ではない。ニヒリズムに根をおいた運動である。そしていわゆるテロリズム運動は一つの政治運動であるが、ニヒリズム運動は哲学運動である——と私は思う²⁹。

「万類の絶滅」を撤回しこうした破壊活動を否定するところも、個人主義的無政府主義という立場に修正したのも、これまでのように政治的関心からの行動論ではなく、「哲学」の問題として捉えたからに他ならない。ここにもシュティルナーの存在が透かし見える。

文子は11月提出の書面に於いて、「善とは何」かという問いに対し「人類社会における善とは、各人が共存共栄の状態である。」とし、「人生の目的は幸福の追求にある」とも書く。では「幸福」とは何かというと、「不幸のないという状態こそ真の幸福である」が、我々の人生は悲しみや闇や不幸に満ちている。そして「幸福とは、獲ようとして獲られぬもの」である。この幸福を巡る二つの志向を文子は「理想主義」と「現実主義」という言葉に置き換え「今の自分、自分の今を充実に生きたい。今を充実に生きることはばかりが、すべてのときを充実に生きるゆえんである」とする。つまり、「アイデアリストは、将来に理想を掲げることによって現在を行為し、リアリストは現在のために行為する」。文子はリアリストであり、現在に固執した。つまり、破壊のための行動を起こすことは現在の為だという認識に基づいている。しかし、この書面が書かれた段階では、政治を問題としてテロという暴力に依ろうとしたことは否定され、それは哲学としての運動であると主張しているのである。文子は獄中に於いて我が来し方を顧み、

シュティルナーの思想に再度触れた時、これまでの直接行動、つまり、現実の人間や事物の破壊ではなく、己の生き方の問題として考え、また人々の意識の変革を第一の問題とする方向に変化したのである。

【4】自己犠牲

このような金子文子にとって「連合」(「同盟」または「結合」)よりもシュティルナーから強い影響を受けたと思われるのは「自己犠牲」という言葉である。元来、シュティルナーはこの言葉を「気高い存在」「亡霊」といった言葉と重ねて使用している。「気高い存在」とはそのために個人が自分自身を犠牲にし、それに支配されてしまうような観念を指している。それを具体的な言葉で説明すると、「国家」や「宗教」などになる。シュティルナーはある部分だけを追求し人生を費やしてしまうことは、他の部分をすべて否定することにつながると考え、そのような状態を否定する。このような状態を「自己犠牲」、或いは偏った狭いエゴイズムと見做して否定しているのである。こうした一つのもの、一つの目的、一つの意志、一つの情熱のために他のすべてを危険にさらす様な人間は、まさに「犠牲」になっていると見做すのだ。

このような「自己犠牲」を金子文子も演じることになる。それは1926年2月26日の公判調書に添付された金子文子の書簡に記されている。そこには次のようにある。

「自分は今こうやりたいからこうやる」これが私にとって自分の行為を律すべく唯一つの法則であり、命令です。もっとわかりやすくいうと、私の行為すべては、「私自身そうしたいからそうする」というだけのことであって、他人に対しては「そうせねばならん」とも「そうあるべきだ」ともいいません。私は思うんです。私が私自身のことを考え、わたし自身の道を歩むために、私自身の頭と足を持っているように、他人もまた自分の頭と足とをもっているはずだ。——つまり、自主自治——すべての人が自分の生活の主となって、自分の生活を正しく治めるところに、かすかながら私

の好きな社会^(不明)□を描いてみる気にもなるのです³⁰。

そして、この部分に続く「私が自分の行為に要求するすべては、自分から出で、自分に帰る。つまりピンからキリまで自分のため、自分を標準とする。」という言葉が端的に示すように、自己を中心に据えて生きていこうとする姿勢が表されている。と同時に、文子はこの書簡に於いて、自己が「犠牲」になることを恥じる心情を綿々と綴っている。これは大逆の罪に問われる契機となった、金重漢に朴烈が爆弾のことを話したことを指す。朴は文子に相談することなく、一人でこれを行った。しかし、それは人選の誤りであった。その結果、このような朴と文子が投獄される結果となった。「私にして外の事情より見れば、全く他人の過失の犠牲になる話だ。」。この「犠牲」になることは金子文子に重くのしかかっていることが次の文章からもわかる。

私は自分がかく失敗したことについてかれこれ悔ゆるものではありません。ただ、その失敗が自分の意志にもとづく失敗でなかったことを、自分の前に限りなく恥じるものです。いわゆる『犠牲』を蔑みつつ、しかも、私自身『犠牲になるのだ』というほどの自覚さえなしに犠牲になることがたまらなく恥ずかしいのです³¹。

文子はこの自分が「犠牲」となることに戸惑い、押さえられない羞恥心を繰り返し露わにしている。

「私の身内には過去の苦しい境遇に鍛え上げられた力強い生命が高鳴っている。私は自分の意志なき失敗の犠牲などにはなりたくない」と。換言すれば「自己」を中心とした生き方ができなかったことに対する自己嫌悪の表明である。なぜなら、文子が陥った状況は、まさにシュティルナーが否定した、ある部分だけを追求し人生を費やしてしまい、他の部分をすべて否定することにつながる状態と同じだったからである。同志として、恋人として朴烈に寄せる想いに流され、疑念を感じた時にそれを正さなかったことが原因となり、結局このように文子と朴烈は大逆のかどで獄中に拘束され、死刑宣告を待つ身となった。まさにこの状態はシュティルナーの説く「犠牲」の状態なので

はなかったか。こうした状況に陥ったこと、つまり、囚われの身になることや死刑宣告を待つ身となったことを文子は悔やんでいるのではない。その根本にあるのは、自己の意識が主体的に選択した事態ではなかった、ということなのである。文子は書いている。「自分に疑いをもつそのとき、どこまでも自分を追求すべきであった」と。この1926年11月26日の夜半、書簡を書いた段階では、文子は十分に自己の過失の根本を理解している。それゆえに次のように書いているのだ。

朴と私とは一緒にいた。だが、それは二人の生活ではない。一人と一人との生活である。どんな個性にも他の個性を吸収してしまう権利はない。朴が朴の道を歩むように、私は私の道を歩む。自分の世界にあっては自分が絶対だ。私が自分の道を、誰にも邪魔されず、まっすぐに歩みつづけるためには、私はひとりになるべきだったのだ³²、

文子は直接的な自分の過失ではなく、犠牲になることを大きな恥としていることはここからも明らかであろう。自分の意志ではないことに巻き込まれることへの嫌悪感である。これも「一つのもの、一つの目的、一つの意志、一つの情熱のために他のすべてを危険にさらすような人」から生まれたものであったのである。この時の文子の状態はシュティルナーの言う「無自覚なエゴイスト」であり、朴烈は文子にとって、「気高い存在」、換言すれば「亡霊」であり、文子を支配してしまうような「観念」であったのである。

とすれば、この書簡は最終的に朴を超え、自己を自己として確立させた金子文子が至り着いた境地を表しているとも言える。このような地点に至り着いたその背景には、シュティルナーの哲学が大きな影を落としていたことを改めて確認したい。

末期の金子文子にシュティルナーの及ぼした影響は計り知れないものがあったと言えるだろう。

【終わりに】

上京後の金子文子にマックス・シュティルナーの与えた影響は思いのほか、大きい。文子が夜学に通っていた頃、友人の新山初代からの勧めもあ

りシュティルナーの思想に触れたと推測されるが、特に獄中の身となってから、再びシュティルナーの持つ力に引かれたことが明らかになった。それはこれまでの彼女の価値観や考え方、生き方そのものを理論づけ、また新たな方向性を示すものとなった。シュティルナーの説く個人と国家の関係に関しては文子の皮相的な理解も垣間見えるが、自己の発見、そして、自己を中心に据えて生きることなど、シュティルナーは文子の思想の骨格をなしていると言って過言ではない。特に、「万類の絶滅」を目指した政治テロリズムから、生を肯定し、その生を守るための哲学運動への意識の転換の意味は大きい。そして、獄中に於ける文子の重大逆罪に対する考えや朴烈に対する意識自体も、自らの意志によらない状態を「犠牲」と称するシュティルナーの思想から照射したものだと考えられることが明らかになった。これらを踏まえ、今後は文子の最期の自死という選択の意味についても再度シュティルナーを軸に考察し直す必要があると考えている。

付記

本論は科学研究費補助金、基盤研究（C）、2019～2021年度 研究課題／領域番号19K00533、研究テーマ『『人間の絶対平等』を目指した金子文子の思想と文学の総合的研究』の成果の一部である。

【注】

- 1 1931年、春秋社刊。本論での引用は、『増補新版 金子文子 わたしはわたし自身を生きる』2013年、梨の木舎、所収「何が私をこうさせたか」に依る。
- 2 安元隆子「金子文子の朝鮮時代：戸籍を得たことで知った日本と朝鮮」『国際関係学部研究年報』41、2021年、pp.1-12、参照
- 3 安元隆子「金子文子の東京生活」『国際関係学部研究年報』39、2018年、pp.15-25、参照
- 4 『増補新版 金子文子 わたしはわたし自身を生きる』2013年、梨の木舎、所収「何が私をこうさせたか」p.271
- 5 1927年、自我人社刊
- 6 『金子文子——自己・天皇制国家・朝鮮人』2004年、影書房、pp.197-198
- 7 マックス・シュティルナーの思想については、スティルネル、辻潤訳『自我経』（大正11年、冬夏社）、シュティルナー、片岡啓治訳『唯一者とその所有』上・下、

（2013年、現代思潮社）、大沢正道『個人主義 シュティルナーの思想と生涯』（1988年、青土社）、滝口清栄『マックス・シュティルナーとヘーゲル左派』（2009年、理想社）、石塚正英『ヘーゲル左派という時代思潮』（2019年、社会評論社）等を参考にした。

- 8 滝口清栄は「唯一者、エゴイストは『利己心（Selbstsucht）』の立場とは端的に異なる。（中略）シュティルナーの『エゴイスト』はもっぱら意志決定の自己性、自己意志を貫く形式である。」（滝口清栄『マックス・シュティルナーとヘーゲル左派』2009年、理想社、p.115）とする。また、尾崎恭二は「彼の言うエゴイスムスは、その原理に関していえば我欲〈利己主義〉などではないのである。そのことは、記述のように、彼が我欲（Selbstsucht）や我欲に捉われたエゴイスムス（利己主義）に対して一貫して最も低い位置を与えていたことから容易に推察できよう。」（尾崎恭二「シュティルナー哲学のプロブレマティク」、石塚正英編『ヘーゲル左派—思想・運動・歴史』1992年、法政大学出版局、所収）としている。
- 9 「マックス・シュティルナー文献目録（資料）」『比較文学』（通号17）1974年、pp.48-53
- 10 煙山専太郎『近世無政府主義』（1902年、東京専門学校出版部）所収
- 11 辻潤訳『自我経』、大正11年5月、冬夏社
- 12 注4と同じ。p.198
- 13 注4と同じ。p.274
- 14 『自我経』辻潤訳、大正11年5月、冬夏社p.651
- 15 第3回被告人訊問調書（1924年1月22日 東京地方裁判所）、注4所収、p.304
- 16 注15と同じ
- 17 第12回訊問調書（1924年5月14日 市谷刑務所）、注4所収、p.323
- 18 注17と同じ
- 19 第12回訊問調書（1924年5月14日 市谷刑務所）、注4所収、p.324
- 20 1926年2月26日、公判調書に添付された金子文子の書簡、注4所収、p.351
- 21 公判準備調書（1925年11月17日）、注4所収、pp.340-342
- 22 公判準備調書（1925年11月21日）、注4所収、pp.342-344
- 23 金子文子提出の書面（1925年11月）、注4所収、pp.344-350
- 24 注23と同じ。注4所収、p.349
- 25 『辻潤全集 第6巻 唯一者とその所有（自我経）』1982年、五月書房、pp.346-347
- 26 注20と同じ
- 27 シュティルナー、片岡啓治訳『唯一者とその所有』下、2013年、現代思潮社、p.41
- 28 公判準備調書（1925年11月17日）、注4所収、p.341
- 29 金子文子提出の書面（1925年11月）、注4所収、p.349
- 30 注20と同じ

³¹ 注20と同じ。注4所収、p.353

³² 注31と同じ

【主要参考文献】

- 『増補新版 金子文子 わたしはわたし自身を生きる』2013年、梨の木舎
- スティルネル、辻潤訳『自我経』、大正11年、冬夏社
- シュティルナー、片岡啓治訳『唯一者とその所有』上・下、2013年、現代思潮社
- 住吉雅美『哄笑するエゴイスト—マックス・シュティルナーの近代合理主義批判』、1997年、風行社
- 大沢正道『個人主義 シュティルナーの思想と生涯』、1988年、青土社
- 滝口清栄『マックス・シュティルナーとヘーゲル左派』、2009年、理想社
- 石塚正英『ヘーゲル左派という時代思潮』2019年、社会評論社
- 佐々木靖章「マックス・シュティルナー文献目録(資料)」、『比較文学』(17)、1974年、pp.48-53
- 煙山専太郎『近世無政府主義』、1902年、東京専門学校出版部)
- 星野智「シュティルナーのヘーゲル左派批判」、『理想』(540)、1978年、pp.203-214
- 森政総「アナーキズムの自由と自由主義の自由」、『現代思想』22(5)、1994年、pp.232-250
- 林淑美「シュティルナーの末裔と「批評の人間性」」、『季報唯物論研究』、79、2002年、pp.87-104
- 稲垣正巳「唯一者について」、『愛知学院大学教養部紀要』、40(2)、1992年pp.31-52
- 鈴木一男「“哲学者”としてのシュティルナー」『哲学年誌』(8)、2002年、pp.140-152
- 住吉雅美「エゴイストは「他者」の夢を見るか?」、『思想』(965)、2004年、pp.123-139
- 中村誠「金子光晴の「連合」への夢」、『国語と国文学』81(6)、2004年、pp.39-53
- 鈴木一男「シュティルナーの「所有」の概念」、『比較思想研究』(31)、2004年、pp.41-49
- 鈴木一男「「所有」と「享受」」、『比較思想研究』(33)、2006年、pp.14-17
- 谷口力「シュティルナーの自我論における認識論的無矛盾性について」、『哲学年誌』(38)、2006年、pp.45-71
- 石塚正英「相馬御風とシュティルナー自我論」、『理想』、2008年、pp.100-104
- 千坂恭二「シュティルナーとマルクス」、『情況』、10(5)、2009年、pp.85-96
- 滝口清栄「アナーキーあるいは無双の革命」、『理想』(682)、2009年、pp.60-70
- 松尾隆佑「エゴイズムの思想的定位—シュティルナー像の再検討」、『情況』11(2)、2010、pp.196-210
- 松尾隆佑「シュティルナーの誤解者たち：日本語圏における研究史の類型論的整理」、「ワーキング・ペーパー」、2010年、pp.1-49
- 生田智子「大正期に於けるシュティルナー受容と「個人」の位置」、『立正大学人文科学研究年報』(51)、2013年、pp.35-45
- 成田龍一朗「シュティルナーにおける唯一者の概念」、『教育思想』45、2018年、pp.135-157
- 成田龍一朗「シュティルナーの「学則について」の一考察」、『教育思想』46、2019年、pp.35-57
- 服部健二「私は私の事柄を無の上にした(シュティルナー)」、『季報唯物論研究』(150)、2020年pp.146-157
- 松村寛之「辻潤：ニヒリズムと日本主義」、『人文学論集』(37)、2019年、pp.201-220
- 山田昭次「金子文子—自己・天皇制国家・朝鮮人」2004年、影書房
- 後藤守彦『只、意志あらば 植民地朝鮮と連帯した日本人』、2010年、日本経済評論社
- 安元隆子「石川啄木受容の系譜：金子文子の『獄窓に想ふ』と『啄木選集』」、『国際啄木学会研究年報』16、2013年、pp.10-20
- 安元隆子「金子文子『何が私をこうさせたか』に描かれた「山村」』『東アジア日本語教育・日本文化研究』19、2016年、pp.71-89
- 安元隆子「金子文子の東京生活」『国際関係学部研究年報』39、2018年、pp.15-25
- 安元隆子「金子文子の形象化をめぐる：瀬戸内晴美『余白の春』論」『国際関係学部研究年報』40、2019年、pp.11-21
- 安元隆子「金子文子『何が私をかうさせたか』のルソー受容の可能性」『国際関係研究』40(2)、2020年、pp.15-24
- 安元隆子「金子文子の朝鮮時代：戸籍を得たことで知った日本と朝鮮」『国際関係学部研究年報』41、2021年、pp.1-12
- 安元隆子「金子文子：「運命」からの脱却」『国際関係研究』41(合併)、2021年、pp.51-60

全国レクリエーション大会にみる高度経済成長期の レクリエーション活動の実態とその背景

加 藤 秀 治

Shuji KARO. The Actual Conditions and Background of Recreational Activities during the Period of Rapid Economic Growth as Seen in the National Recreation Conferences. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.71-80.

The purpose of this study is to clarify the changes in recreational activities during the period of high economic growth by analyzing the content of activities of the National Recreation Conferences, including laws related to recreation, focusing on changes in recreation before and after the Tokyo Olympics in 1964.

Characteristics of the early period conferences included the introduction of local performing arts and successive folk dance performances with themes such as labor issues.

Characteristics of the latter period conferences included an increased number of outdoor activities such as cycling and sports events compared to the previous year, based on the theme of the application of recreation in various fields.

This was due to the influence of the Sports Promotion Law enacted in 1961 and the growing public interest in sports due to the Tokyo Olympics.

Recreational activities in the early period were organized in preparation for the introduction of sports, in response to government promotion and popularization over the period from the Social Education Act to the Sports Promotion Law. In the latter period, this changed to recreational activities with sports as the focus due to the Olympics movement.

1. はじめに

レクリエーションとは、余暇時間に娯楽として行われる自発的な活動のことであり、保育、教育、介護など様々な場面で取り入れられている。レクリエーションの中で行われる活動はレクリエーション活動として扱われ、その内容は缶蹴り、鬼ごっこなどの遊びからバレーボール、サッカーなどのスポーツに至るように多岐にわたっている。

レクリエーションを国家が推進し、国民に広く普及するきっかけとなった出来事は、1929年のニューヨークのウォール街に端を発した世界恐慌である。この大恐慌による不況と不安に対抗する対策として、余暇を管理する国民運動としての「レクリエーション運動」が実施された¹⁾。

日本におけるレクリエーションは、1938年の日本厚生協会の結成を始まりとし²⁾、第二次世界大

戦時には国民の体位向上を目的として「厚生運動」という名称で、厚生体操等が行われた³⁾。その後、連合国軍総司令部（GHQ）の占領政策の一環として、疲弊した日本人の活力を蘇らせるために、フォークダンス等を中心とした「レクリエーション運動」が行われた⁴⁾。「レクリエーション運動」がアメリカで誕生した時から今日に至るまで、レクリエーションは各時代の政策や社会情勢に影響を受けながら、活動内容や趣旨を変化させてきた。

第二次世界大戦後の日本におけるレクリエーションの普及を担ってきた団体は、日本レクリエーション協会である。そして日本レクリエーション協会の中心的な活動として全国レクリエーション大会の開催が挙げられる。その理由は、2つある。1つ目は、日本レクリエーション協会の前身である日本レクリエーション協議会の設立が1947年に開催された第1回全国レクリエーション大会にて決定

されたことである⁵⁾。そして、2つ目は協会創設期から2019年の第73回大会に至るまで継続的に開催されていることである⁶⁾。

また、全国レクリエーション大会では、各種レク関連団体および関係者らが参加し、当時行われていたレクリエーション活動を大会の実施種目として発表・紹介していた。また、労働問題や女性のレクリエーション活動への参加など当時のレクリエーション活動が抱えていた問題を大会テーマや分科会の議題として取り上げて討議し、大会以降のレクリエーション活動の方向性を大会決議として定め、政府と地方公共団体に要請していた。

これらのことからその当時に全国レクリエーション大会において設定されていたテーマや紹介された実施種目は、その時代のレクリエーション活動の内容を表すものといえる。

この全国レクリエーション大会に関する資料として、全国レクリエーション大会報告書がある。この報告書は、各大会終了後に開催地の行政機関やレクリエーション協会の関係者によって組織された大会実行委員会より発行される。この資料には各分科会における議事録や実施種目の紹介の写真などが詳細に記されており、当時の大会の様子を明らかにする上で貴重な資料である。ただし、各大会報告書は開催地側の視点によりまとめられた資料であるため、全国レクリエーション大会に関する協会側の視点をまとめた資料を同時に分析する必要がある。この資料が日本レクリエーション協会発行の記念誌である日本レクリエーション協会五十年史である。この資料は日本レクリエーション協会創設以前の日本厚生協会の活動から1997年までの日本レクリエーション協会の活動の歴史をまとめた資料である。この資料からも全国レクリエーション大会を見ていくことで全国レクリエーション大会に対する協会側の視点が補完できるといえる。

また、前述のようにレクリエーションはその時代の政策や社会情勢に影響を受けながら活動内容や趣旨を変化させてきたため、対象時期やその前段階におけるレクリエーションに関する法律や社会情勢もみていくことでレクリエーション活動の変化の要因となる社会的な背景が明らかになると

考える。

次に本研究の対象時期となる高度経済成長期は、一般的に神武景気が始まったとされる1955年から1973年までとされており⁷⁾、日本の経済が大きく発展した時期である。この時期の日本のスポーツ環境を大きく変えるきっかけとなったのが1964年に開催された東京オリンピックである。日本オリンピック委員会は、日本のスポーツはそれまで学校の部活や体育会を中心に進んできたが、東京オリンピックが転機となって社会体育が発展したことを挙げている⁸⁾。このように高度経済成長期は、日本がオリンピックという世界的規模のイベントを開催したことに加えて、経済の面で大きな変化を遂げた時期であったといえる。そのため、社会情勢の影響を受けて変化してきたレクリエーション活動の内容は現在と異なることが推察される。

これまでのレクリエーション活動に関する歴史研究は、第二次世界大戦時に開催された日本厚生大会の活動内容に着目した都築ら(2011)の研究や⁹⁾、占領下のレクリエーション活動と教育改革の関係に着目した加藤ら(2012)の研究などが挙げられる¹⁰⁾。しかし、その後の日本社会が経済面で大きく変化した時期の一つとして高度経済成長期があるにも関わらず、その時期のレクリエーション活動を対象とした研究は少ない。

そこで本研究は、1964年の東京オリンピック開催前後におけるレクリエーション活動の変化に着目し、全国レクリエーション大会及びレクリエーションに関する法律などを分析することにより、高度経済成長期のレクリエーション活動の変容を明らかにすることを目的とした。

2. 高度経済成長前期の全国レクリエーション大会

本研究では1964年東京オリンピックまでの10年間(1955年～1964年)を高度経済成長前期(以下、前期とする)、東京オリンピック翌年から高度経済成長の終了までの9年間(1965年～1973年)を高度経済成長後期(以下、後期とする)と定めた。

表1 前期の大会概要

	メインテーマ	開催県	実施種目
第9回 (1955年)	農漁村におけるレクリエーション問題について	宮崎	郷土芸能大会、フォークダンス、民謡の夕、音楽の夕、展覧会
第10回 (1956年)	職場レクリエーションの諸問題について	大阪	軽スポーツ大会（レク・ソフト、リングテニス、ゲートボール、コードボール、テニザボール、ラウンドテニス、エスキーテニス、ショートコート・ハンドボール、シャワボール、スティックボーリング、ロケットボール、ボックスホッケー、ホースシューズ、ゴールハイ）、日本民謡とフォークダンスを楽しむ夕、全国郷土芸能大会
第11回 (1957年)	市町村体育指導委員とレクリエーションの関係 社会的緊張とレクリエーション	広島	日本民謡とフォークダンスを楽しむ会、レクリエーションの夕（ブラスバンド、合唱、お国自慢紹介、オーケストラ）、 全国郷土芸能の発表と紹介
第12回 (1958年)	レクリエーションが人間形成に如何に貢献するか	愛知	フォークダンスの夕、日本民謡の夕、展示会（写真、手芸品、工芸品）
第13回 (1959年)	レクリエーション振興のための組織の強化	神奈川	軽スポーツ（バスボールリレー、ボールボンリレー、ヒットエンドラン、ホットボール、人柱バスケットボール、水まき競走、水汲み、大島あんこ、デコボールリレー、馬とびリレー、手のひら叩き、ハドル・レディー・ゴー、もの貰い競走、たいかたこか、シャワーボール、ピン倒しドッチボール、上と下）、体操（美容体操、パートナー体操）、フォークダンス、日本民謡（磯節浜おどり、大漁節、秩父音頭、草津節、東京音頭、粘土節、宇都宮音頭、野毛の山、ダンチヨネ節、箱根の山、鎌倉）、歌唱（静けき森、草原に、楽しい歌声）、パンブーダンス、イスラエル民謡
第14回 (1960年)	生産活動とレクリエーション	北海道	実技指導会（簡易バレーボール、フォークソング、洋弓、ウォールテニス、ボーリング）、郷土民芸（手踊り）、民謡、民謡、 フォークダンス交歓会
第15回 (1961年)	勤労とレクリエーション 観光とレクリエーション 郷土文化とレクリエーション	新潟	歓迎の夕（越後獅子、新発田甚句、新津松坂、砂山、お六甚句、新潟おけさ）、交歓の夕（お江戸二本松、東京音頭、秩父音頭、 大宮おどり、十日町小唄、新潟甚句、コロブチカ、オクラホマミキサー、砂山）、レクリエーション（器楽合唱、コーラス、 民謡）、実技指導（うたとゲーム、テント張競走、湯わかし競走、三俣競走、救急ゲーム、）、全国ゲートボール 大会、クラブ活動見学及び参加（卓球、排球、軟式野球、庭球、野球、蹴球、ゴルフ、茶道、音楽、写真）、 郷土芸能披露（鬼太鼓、相川甚句、相川音頭、佐渡おけさ、獅子舞、棒踊、四ツ新の舞、豊榮小唄）、キャンプファイヤー
第16回 (1962年)	現代における余暇の分析と利用について	鳥取	フォークダンス、サイクリング、キャンプファイヤー
第17回 (1963年)	現代社会における自由時間とその利用 (特に青少年に重点を置いて)	福井	郷土芸能紹介（あゝ北の庄、三国節、馬鹿ばやし、九頭太鼓）、県外芸能（ジョンガラ節、あずみおどり）、レクリエーション教室 (フォークダンス、民謡、軽スポーツ・室内ゲーム、頭の体操、水泳、美容職場体操、長生・厚生体操、奇術、創造劇、 カメラ)、協賛団体行事(サイクリング、福井祭、フォークダンス)
第18回 (1964年)	明日の生活とレクリエーション	兵庫	フォークダンス、神戸市民毎日登山見学、宝塚歌劇観劇、歓迎の夕（コーラス、鼓笛演奏、奇術、郷土芸能）

(出所) 日本レクリエーション協会「レクリエーション運動の五十年-日本レクリエーション協会五十年史」及び第9回から第18回大会報告書より著作作成

2.1 各大会の特徴

前期の各大会メインテーマを見ていくと、「職場レクリエーションの諸問題」(第10回)、「生産活動とレクリエーション」(第14回)、「勤労とレクリエーション」(第15回)のように労働問題に関するメインテーマを設定した大会は10大会中4大会であった。そのため、この時期の中心的な課題は労働問題であったことが示唆される。また、第16回大会、第17回大会では、労働時間の対概念である余暇時間を取り上げ、その余暇時間を有効に使うための方策を考えるという、より具体的なテーマとなっている。

特に第17回大会では、青少年を対象として商業娯楽施設でのレクリエーション活動と、当時では健全な娯楽とされていた野外活動などの消費を伴わないレクリエーション活動のバランスを協議した¹¹⁾。

これらのことから、前期では労働問題や余暇時間に対してのレクリエーションの在り方を問うテーマが設定されていたといえる(表1)。

前期の各大会における分科会で議論されていた内容は多岐にわたるが、この時期の特徴として女性に焦点を当てた議題は10大会中5大会で設定されていた。内容は以下の通りである。

- 「農村婦人のレクリエーション活動について」¹²⁾ (第9回)
- 「婦人とRについて」¹³⁾ (第11回)
- 「婦人とレクリエーション」¹⁴⁾ (第12回)
- 「婦人のレクリエーション」¹⁵⁾ (第15回)
- 「婦人のレクリエーション活動を生活化するためにはどのようにすればよいか」¹⁶⁾ (第17回)

このように前期では、上記の分科会で討議されているように、女性の余暇時間の活用、とりわけレクリエーション活動への参加が社会課題となっていたことが分かる。

これらの分科会内の発言から当時の状況を見ていくと、1955年に開催された第9回大会報告書において、婦人の自由時間については「自由時間は普通2時間であり、その利用は決まっていない者が多い。」¹⁷⁾という発言や、「特に休みが男子の半分

であり、家事労働に多くの時間を要することから、男性の理解、一家の話し合いが重要な問題である。」¹⁸⁾という発言が記されている。また、同じ報告書の中で記されている1955年当時の1日のスケジュールは表2の通りである。

表2 1955年の1日のスケジュール

対象	項目	起床時刻	就寝	作業時間		計	自由時間
				室内	室外		
	主人	5時45分	10時10分	1時間50分	7時間30分	9時間20分	3時間20分
	主婦	5時10分	10時15分	4時間20分	4時間55分	9時間15分	2時間50分

(出所) 野村憲一郎編「第9回全国レクリエーション大会報告書」22頁より引用

また、1958年に開催された第12回大会報告書では「婦人が月に3回お出かけになるのは、どうも家庭の方で何か不満がおできになりはしないか」¹⁹⁾という発言の記述があることから、この頃には女性が外出をするだけで家庭内不満が起こるという考えが根強く残っていたことが示唆される。

次に1961年に開催された第15回大会報告書においては「家庭の主婦の余暇は漸次増しつつありますが、その使い途をみると①テレビ②稽古事③宗教となり、体育は5%しかなくて、余暇のほとんどはごろ寝となっている」²⁰⁾との記述がある。

これらのことから、当時の女性は家事の負担や当時の求められる女性像などから、男性と比較し余暇時間が少なく、外出しづらい状況にあったことがわかる。また、前期後半には家電製品の発展や普及に伴い、それまでの時期に比べて家事の負担が軽減したが、それで得られた余暇時間の活用はテレビや睡眠に当てており、気分転換のための遊びやスポーツ等のレクリエーション活動が実施できていないことがわかる。

2.2 各大会の実施種目

前期における各大会の実施種目は、フォークダンスが全大会で実施されたことが特徴的であった。フォークダンスは、全国レクリエーション大会第1回大会から毎回実施され、日本レクリエーション協会が中心種目として扱っていることが分かる。

なお、戦後占領下で実施されていたドッグレースのような日本ではなじみのない種目は実施されなくなっていることから、前期の実施種目にはアメリカの影響が薄れていると言える(表3)。

前期では、舞踊や鬼太鼓、獅子舞などの郷土芸能の紹介が多く実施されている。郷土芸能の紹介は前期の大会においてフォークダンスに次ぐ実施回数があることと(表3)、第10回大会における郷土芸能の発表紹介の責任者である栗本義彦氏が「明るく壮重なふん囲気(原文ママ)の内に終わった開会式に引き続いて、大会恒例の全国郷土芸能の発表紹介が6時30分かきりに開幕された」²¹⁾と記していることから前期の中心種目の1つとして取り扱われていたことが推察される。

3. 高度経済成長前期の社会情勢がレクリエーション活動に与えた影響

「レクリエーション」が法律の中で最初に言及されたのは1949年の社会教育法である。

この法律においてレクリエーション活動に関連する条文は表4の通りである²²⁾。

表3 前期の大会における実施種目の実施回数

実施回数	実施種目
10	フォークダンス
8	郷土芸能・郷土民芸
7	民謡
4	合唱・歌唱・コーラス
3	オーケストラ・器楽合唱・鼓笛演奏
2	展覧会・展示会、ゲートボール、シャワーボール、美容体操・美容職場体操、民踊、キャンプファイヤー、サイクリング、奇術 (8種目)
1	スティックボーリング、ロケットボール、ボックスホッケー、ホースシューズ、ゴールハイ、プラスバンド、お国自慢紹介、バスボールリレー、ボールボンリレー、ヒットエンドラン、ホットボール、人柱バスケットボール、水まき競争、水汲み、大島あんこ、デコボールリレー、馬とびリレー、手のひら叩き、ハドル・レディーゴー、もの貰い競争、たいかたこか、ビン倒しドッチボール、上と下、パートナー体操、パンブーダンス、イスラエル民謡、簡易バレーボール、フォークソング、洋弓、ウォールテニス、ボーリング、うたとゲーム、テント張り競争、湯沸かし競争、三俵競争、救急ゲーム、卓球、排球、軟式野球、庭球、野球、蹴球、ゴルフ、茶道、音楽、写真、軽スポーツ・室内ゲーム、頭の体操、水泳、長生・厚生体操、創造劇、カメラ、神戸市民毎日登山見学、宝塚歌劇演劇、音楽、レク・ソフト、リングテニス、コードボール、ティザーボール、ラウンドテニス、エスキーテニス、ショートコート・ハンドボール (62種目)

(出所) 第9回から第18回大会報告書より著者作成

表4 社会教育法におけるレクリエーション活動に関する記述

(社会教育の定義) 第二条	この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。
(市町村の教育委員会の事務) 第五条	市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

(出所)衆議院「社会教育法」より著者作成

これらの記述が基となり、日本レクリエーション協会は、社会教育法によってレクリエーション活動が法律の拠り所をえたこと、法律上で国や地方公共団体の責任事務としてのレクリエーション活動が規定されたことを変化として挙げている²³⁾。

次に1950年に制定された国家公務員法においてレクリエーション活動に関する記述として第73条の中にレクリエーションが含まれている²⁴⁾(表5)。

表5 国家公務員法におけるレクリエーション活動に関する記述

(能率増進計画) 第七十三条	内閣総理大臣及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次に掲げる事項について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。 二 職員のレクリエーションに関する事項
-------------------	---

(出所)人事院「国家公務員法」より著者作成

この法律については、「わが国において職場の体育・スポーツ活動が、法的根拠をもって最初に具体的に奨励され位置づけられた²⁵⁾とされており、この法律の影響についても「一つのモデルとして民間企業産業の労務管理政策にも大きな影響を与えてきた²⁵⁾」ことが報告されている。

このように高度経済成長を迎える以前から、政府はレクリエーションの社会的価値を認め、法的根拠に基づいて労働環境の整備に取り組んでいたことがわかる。しかしながら、前期においても労働時間に比べ余暇時間は充実したとは言えず、多くの課題を内包していた。特に、社会において労働問題への関心が高まり、この対策として国や地方公共団体でレクリエーションを普及することが政府から望まれた。こういった社会的な要請があったことから、2章に記載した通り、前期の全国レクリエーション大会において労働問題を取り扱うテーマが多かったことに繋がったと考えられる。

また、前期後半に制定された「スポーツ振興法」による職場スポーツや野外活動の普及が、結果と

してレクリエーションの普及にもつながったと考えられる。「スポーツ振興法」は1961年に制定された、日本のスポーツ振興の基本となる法律である。この法律においてレクリエーション活動の普及につながる内容が書かれた条文は以下の通りである²⁶⁾(表6)。

表6 スポーツ振興法におけるスポーツや野外活動の普及に関する記述

(職場スポーツの奨励) 第九条	国及び地方公共団体は、勤労者が勤務の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(野外活動の普及奨励) 第十条	国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(出所)衆議院「スポーツ振興法」より著者作成

スポーツ振興法制定の目的としては、スポーツを用いて国威発揚を図ろうとしていたこと、国民の生活を仕事中心の生活から、余暇時間等にスポーツなどをするような豊かな生活へ変化させようとしたことが報告されている²⁷⁾。これらのスポーツ振興法の目的と内容に合致した活動が、まさにスポーツを含めたレクリエーション活動であった。そのため、スポーツ振興法はスポーツを中心としたレクリエーション活動を普及する上での強力な法的根拠となった。日本レクリエーション協会五十年史に「協会が推進するレクリエーション運動に最も影響力があった法律は1961(昭和36)年に公布された『スポーツ振興法』であった。」²⁸⁾と記されていることから、その影響の大きさがうかがえる。

また、1959年に東京オリンピックの開催が決定しており、開催に際して日本全体でスポーツを普及させる気運となったこともスポーツ振興法制定の要因として挙げられ、東京オリンピックを軸にスポーツが文化として人々に広められたことが推察できる。

このように、社会教育法から始まり、スポーツ振興法へと続く関連法の制定によるレクリエーションへの関心の高まりが、前期のレクリエーション活動の背景にあったと言える。

4. 高度経済成長後期の全国レクリエーション大会

4.1 各大会の特徴

後期の各大会のメインテーマを見ていくと、「自然とレクリエーション」(第21回)、「レクリエーションと体力づくり」(第22回)、「生活環境とレクリエーション」(第25回)に表されるように様々な分野へのレクリエーションの活用を考えるテーマを設定した大会が多く見られた(表7)。労働問題を主に取り上げていた前期の大会と比較し、より大局的な視点でレクリエーションを考察するように変化したといえる。

なお、この時期は、1964年にスタートした「レクリエーション研究懇談会」を基に1965年に「日本レクリエーション研究会」が組織され、1971年に「日本レクリエーション学会」が設立されるなど、レクリエーションに関係する学術団体が発展した時期でもある。

次に後期の各大会における分科会で議論されていた討議内容を見ていくと、前期で多く議論された女性のレクリエーション活動への参加を促す方策についての議題は、第19回大会の「婦人のレ

ジャー」²⁹⁾と第26回大会の「効果的なレク指導の諸問題—婦人の指導」³⁰⁾の2回と減少している。

この背景には、1964年東京オリンピックで女子バレーボール代表チームが金メダルを獲得したことを契機に、小・中学校等のPTAや地域の婦人などをベースとして、主婦によるバレーボール活動が盛んに行われるようになり³¹⁾、女性のレクリエーション活動への参加が促進されたことから、女性のレクリエーション活動への参加を促す必要性が薄れてきたことがあると推察される。

4.2 実施種目

後期の大会における実施種目においても、フォークダンスを実施した記録が報告書に無い第24回大会を除いてフォークダンスが継続的に実施されていることがわかる(表7)。

前期に開催された第18回大会までは郷土芸能を積極的に紹介していたが、後期では郷土芸能を紹介する大会は減少し、代わりにサイクリングとホステリングが9大会中8大会で実施されていることから、これらの種目がそれまでのフォークダンスと同様に中心種目として扱われていたことがわかる。

表7 後期の大会概要

	メインテーマ	開催県	実施種目
第19回 (1965年)	現代社会におけるレジャー対策と科学的研究	山形	レクリエーション教室(サイクリング、フォークダンス、ホステリング、民謡、奇術、人形劇、手工芸、健康体操、歌、スタンプ、腹話術、カメラ、ゲーム[軽体操と歌、サッカー、バスケットボール、バレーボール、シンキングゲーム、指遊び、当てもの、足相撲、腰相撲、投げ縄、輪投げ、瓶回し、ボーリング])
第20回 (1966年)	次の20年の躍進をめざすレクリエーション活動推進のための組織づくり	長崎	スポーツ活動(簡易バレーボール、バンボン、クローケー、バスケットボール、ピンボン)、九州民謡、フォークダンス、サイクリングラリー、ユースラリー、歌唱指導
第21回 (1967年)	自然とレクリエーション	滋賀	水上スキー大会、花火・盆踊り大会、郷土資料展、ハイキング、ハンドクラフト、水中ゲームと楽しい歌、フォークダンス、ピクニック、ユースホステルラリー、サイクリングラリー
第22回 (1968年)	レクリエーションと体力づくり	千葉	フォークダンス、婦人バレーボール、簡易バレーボール、バスケットピンボン、クローケー、ホステリング、バンボン、サイクリング、シャッフルボード、ファンボール
第23回 (1969年)	変貌する社会とレクリエーション	岡山	フォークダンス、ハンドクラフト、簡易スポーツ(クローケー、ピンボン、バスケットピンボン、バドミントン、バレーボール)、婦人バレーボール大会、ホステリング、ハイキング大会、サイクリング
第24回 (1970年)	人間にとってレジャーとは何か	山梨	大キャンブファイヤー、歌と踊りの夕、お中道めぐり
第25回 (1971年)	生活環境とレクリエーション	北九州市	ゴルフ、オリエンテーリング、フォークダンスと民謡の集い、陶芸、アマチュア無線、華道、ボウリング、サイクリング
第26回 (1972年)	レクリエーションで結ぶ国民の広場—より高い福祉団体社会の建設をめざして—	東京都	フォークダンス、簡易スポーツ大会(バスケットピンボン、ファミリーテニス、リングテニス)、オリエンテーリング大会、サイクリング大会、皇居周辺の史跡めぐりホステリング、水上スケートフォークダンスカーニバル
第27回 (1973年)	豊かな生活をつくるコミュニティ・レクリエーション—なかまど健康といきがいと—	茨城	ホステリング、フォークダンスと民謡のつどい、簡易スポーツ大会(バンボン、バスケットピンボン、リングテニス、インディアカ)、吟行、野だて、オリエンテーリング、サイクリング、陶芸、詩吟

(出所) 第19回から第27回大会報告書より著者作成

表8 後期の大会における実施種目の実施回数

実施回数	実施種目
8	サイクリング・サイクリングラリー、フォークダンス、ホステリング(ユースラリー・ユースホステルラリー)
4	バスケットピンポン、バレーボール・婦人バレーボール・簡易バレーボール
3	オリエンテーリング、民踊、パンボン、クローケー
2	手工芸・ハンドクラフト、バスケットボール、ボーリング、歌・歌唱指導、ピンボン、ハイキング、陶芸、リングテニス(8種目)
1	奇術、人形劇、健康体操、スタンプ、腹話術、カメラ、軽体操と歌、サッカー、シンキングゲーム、指遊び、足相撲、腰相撲、投げ縄、輪投げ、瓶回し、シャッフルボード、水上スキー大会、花火、盆踊り大会、郷土資料展、ハンドクラフト、水中ゲームと楽しい歌、ピクニック、ファンボール、バドミントン、大キャンプファイヤー、歌と踊りの夕、お中道めぐり、ゴルフ、民謡、アマチュア無線、華道、ファミリーテニス、水上スケートフォークダンスカーニバル、インディアカ、吟行、野だて、鮮吟(38種目)

(出所) 第19回から第27回大会報告書より著者作成

この要因としては、スポーツ振興法の中で自転車旅行や野外体験が普及奨励されていることから、行政としてこれらの活動を奨励していたことが挙げられる。

また、前期の大会では、軽スポーツとしてショートコート・ハンドボールや人柱バスケットボールのように既存のルールを変更した形のスポーツ種目が実施されていたが、後期ではバレーボールやサッカー、ボウリング、ゴルフなどのスポーツ種目を全国レクリエーション大会の中で実施している回数が多くなっていることが特徴である。

この変化には1964年に開催された東京オリンピックや当時沸き起こったゴルフブーム³²⁾、ボウリングブームが契機となり³³⁾、中心的な実施種目がスポーツ・レクリエーションへ変化したと考えられる。さらに、前期では実施されていなかったバレーボールの試合が9大会中4大会で行われたことから、当時のバレーボール人気がレクリエーション活動に影響をもたらしたと示唆される。そして後期の大会では、実施回数が1回の種目が前期に比べて62種目から38種目とほぼ半減していることから、各大会の種目数を減らし、1種目あたりの普及や紹介に力を入れた運営がなされるようになってきたことが分かる(表8)。

5. 高度経済成長後期の社会情勢がレクリエーション活動に与えた影響

後期のレクリエーション活動に与えた社会情勢の変化として東京オリンピック開催後に起こったスポーツブームが挙げられる。特にオリンピックの影響が大きかったのはバレーボールである。女

子バレーボール代表チームが金メダルを獲得したことがきっかけとなり、バレーボールブームが起きた⁸⁾。このバレーボールブームの中心は女性たちによるママさんバレーボールで、1970年には第1回全国ママさんバレーボール大会が開催されるほど普及した³⁴⁾。バレーボールが普及した理由として、身体的接触がなく安全であることや、運動量や体格を考慮して自分にあったポジションが選択できるなどの競技特性と、日本では、学校教育でバレーボールが行われていたため、用具やコートが各地に整備されていたという環境要因があったことが考察されている³⁵⁾。

また、バレーボール以外でこの時期にブームとなった種目にはゴルフとボウリングがある。ゴルフブームが起きた要因としては、高度経済成長期にゴルフ場が多く建設され、ゴルフ場へのアクセシビリティが向上したことと、青木功、尾崎将司、中嶋常幸に代表されるプロ選手の活躍が挙げられる³⁶⁾。一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会による調査では、調査が開始された1957年から1973年にかけて、ゴルフ場の数が全国116ヶ所から773ヶ所へと約7倍に増えている。また、延利用者数も182万人から3,365万人と約18倍に増えていることから³⁷⁾、この時期にゴルフ人口が急増したと言える。

ボウリングにおいても、ゴルフと同様に全国各地でボウリング場が多く建設されたことと、当時活躍した中山律子の人気合わさり、ブームが起きた³⁸⁾。公益社団法人日本ボウリング場協会の調査によると、1969年からピークに達する1972年の4年間で970ヶ所から3,697ヶ所と短期間で大幅な増加を示している³⁹⁾。

この時期のスポーツブームの中心となったバレーボール、ゴルフ、ボウリングには、1.東京オリンピックでの日本チームの活躍や各大会でのプロ選手の活躍、2.体格や体力による優位性が発揮されない競技特性、3.施設増加による実施環境の整備が進んだことといった共通点がある。特に体力による優位性が伴わない競技特性と環境整備はレクリエーションを楽しむために重要な要素である。これらのスポーツの特徴が、気晴らしや疲労を癒して元気をとりもどすというレクリエーションの性質と合わさり、さまざまな現場で多く取り扱われていたといえる。

6. まとめ

本研究の目的は、1964年の東京オリンピック開催前後におけるレクリエーション活動の変化に着目し、全国レクリエーション大会及びレクリエーションに関する法律などを分析することにより、高度経済成長期のレクリエーション活動の変容を明らかにすることであった。

まず、前期の全国レクリエーション大会では、労働問題に関連する内容をメインテーマとして掲げた大会が多く見られた。実施種目では、フォークダンスが継続的に実施されていたこと、郷土芸能の紹介を多く実施していたことが特徴であった。分科会で議論されていた内容では、女性の余暇時間の活用、とりわけレクリエーション活動への参加の少なさに関する議題が多く見られた。さらに前期には社会教育法をはじめとした各種法律に労働問題解決のためにレクリエーションの活用が推進され、地方公共団体へ勤労者の余暇活動としてレクリエーションを導入することが要請された。これらのことから、前期のレクリエーション活動は労働問題解決のための方法として積極的に推進されていたことがわかる。

次に、後期の大会では、様々な分野へのレクリエーションの活用を考える内容をメインテーマとして掲げた大会が多く見られた。実施種目では、サイクリングなどの野外活動やスポーツ種目の実施回数が前期に比べて増加したことなどが特徴と言える。それぞれの実施回数の増加について、野

外活動では、1961年制定のスポーツ振興法における普及奨励の影響があるだろう。スポーツ種目では、1964年東京オリンピック開催によるスポーツへの関心の高まりが契機となった「スポーツブーム」が背景にあったと考えられる。また、各大会の種目数を減らし、1種目あたりの普及や紹介に力を入れた運営に変化した。分科会で議論されていた内容では、前期で多く議論された女性のレクリエーション活動への参加を促す方策についての議題が減少していた。これらのことから、後期のレクリエーション活動は東京オリンピックに向けた政策や法律の制定によってスポーツ施設が充実したことや、国民のスポーツへの関心の高まりによるスポーツ参加機会の向上を受け、レクリエーション活動としてスポーツが多く用いられていたことがわかる。

前期と後期のレクリエーション活動を比較すると、前期のレクリエーション活動は、前期以前の社会教育法等からスポーツ振興法にかけての、国からの普及推進を後ろ盾に後期への拡大基盤を整えたといえる。そして、後期ではオリンピックムーブメントをきっかけとした国民のスポーツへの関心の高まりによって、スポーツを中心としたレクリエーション活動へと変容したといえる。

注

- 1) 財団法人日本レクリエーション協会「レクリエーション運動の五十年—日本レクリエーション協会五十年史—」日本レクリエーション協会、14頁、1998.
- 2) 財団法人日本レクリエーション協会・前掲書「五十年史」16頁.
- 3) 加藤秀治、澤村博「日本厚生大会にみる厚生運動の実態」『レジャー・レクリエーション研究』(71), 33頁, 2013.
- 4) 財団法人日本レクリエーション協会・前掲書「五十年史」22頁.
- 5) 財団法人日本レクリエーション協会・前掲書「五十年史」24頁.
- 6) 公益財団法人日本レクリエーション協会「全国レクリエーション大会」(<https://recreation>).

- or.jp/activities/event/) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 7) 平田純一「日本における戦後の経済発展とマクロ経済政策」『立命館経済学』43巻(3), 165頁, 1994.
 - 8) 公益財団法人日本オリンピック委員会「東京オリンピックが残したもの 日本リーグの誕生」(https://www.joc.or.jp/past_games/tokyo1964/story02/index3.html) 最終アクセス日2021年12月22日.
 - 9) 都筑真, 浅野哲也, 村井友樹, 佐藤亮, 大熊廣明「戦時下における日本の厚生運動—厚生大会(1938-1940)を中心として—」『筑波大学体育科学系紀要』34巻, 27-43頁, 2011.
 - 10) 加藤幸真, 澤村博「占領下における教育改革とレクリエーションの関係」『レジャー・レクリエーション研究』(69), 45-55頁, 2012.
 - 11) 金井幸一編「第17回全国レクリエーション大会報告書」第17回全国レクリエーション大会実行委員会, 39-42頁, 1963.
 - 12) 野村憲一郎編「第9回全国レクリエーション大会報告書」第9回全国レクリエーション大会宮崎県事務局, 22頁, 1956.
 - 13) 岡田俊彦編「第11回全国レクリエーション大会報告書」第11回全国レクリエーション大会事務局, 43頁, 1957.
 - 14) 藤野源次編「第12回全国レクリエーション大会報告書」第12回全国レクリエーション事務局, 48頁, 1959.
 - 15) 第15回全国レクリエーション大会新潟市実行委員会編「第15回全国レクリエーション大会報告書」第15回全国レクリエーション大会新潟市実行委員会, 17頁, 1962.
 - 16) 金井幸一編・前掲書, 42頁.
 - 17) 野村憲一郎編・前掲書, 22頁.
 - 18) 野村憲一郎編・前掲書, 23頁.
 - 19) 藤野源次編・前掲書, 50頁.
 - 20) 第15回全国レクリエーション大会新潟市実行委員会編・前掲書, 32頁.
 - 21) 岩野次郎編「第10回全国レクリエーション大会報告書」第10回全国レクリエーション大会事務局, 21頁, 1957.
 - 22) 衆議院「法律第二百七号(昭二四・六・一〇)社会教育法」(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00519490610207.htm) 最終アクセス日2021年12月22日.
 - 23) 財団法人日本レクリエーション協会・前掲書「五十年史」, 30頁.
 - 24) 人事院「昭和二十二年法律第二百十号 国家公務員法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000120>) 最終アクセス日2021年12月22日.
 - 25) 池田勝「IV 職場のスポーツ」浅見俊雄, 宮下充正, 渡辺融編著『現代体育・スポーツ体系第3巻 現代社会とスポーツ』講談社, 111頁, 1984.
 - 26) 衆議院「法律第四百一十一号(昭三六・六・一六)スポーツ振興法」(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/03819610616141.htm) 最終アクセス日2021年12月22日.
 - 27) 木下茂昭「健康・体力づくりとニュースポーツに関する一考察」『駒沢女子短期大学研究紀要』(26), 10頁, 1993.
 - 28) 財団法人日本レクリエーション協会・前掲書「五十年史」31頁.
 - 29) 米田満編「第19回全国レクリエーション大会報告書」山形県教育庁体育課内第19回全国レクリエーション大会実行委員会, 47頁, 1966.
 - 30) 第26回全国レクリエーション大会実行委員会編「第26回全国レクリエーション大会報告書」第26回全国レクリエーション大会実行委員会, 26頁, 1973.
 - 31) 高岡治子「家庭婦人スポーツ活動における「主婦性」の再生産: ママさんバレーボールの発展過程と制度特性を中心に」『体育学研究』53巻(2), 391-392頁, 2008.
 - 32) みんなのゴルフダイジェスト「日本のゴルフ史「113年」をタイムトラベル③/第一次ゴルフブーム到来!「輪厚」「龍ヶ崎」「武蔵」「狭山」名コースが続々誕生」(https://www.golfdigest-minna.jp/_ct/16970231) 最終アクセス日2021年12月22日.
 - 33) 公益社団法人日本プロボウリング協会「プロ

- ボウリング殿堂 中山律子」(<https://www.jpba.or.jp/information/tournament/HallofFame/NakayamaRitsuko.html>) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 34) 一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟「全国ママさんバレーボール大会」(<https://www.mamasan-volley.jp/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%83%9E%E3%83%9E%E3%81%95%E3%82%93%E3%83%90%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%9C%E3%83%BC%E3%83%AB%E5%A4%A7%E4%BC%9A>) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 35) 村松茂「スポーツ考—日本とバレーボール—」『横浜市立大学論叢人文科学系列』65巻(1), 159頁, 2013.
- 36) Golf Hack「日本におけるゴルフの歴史100年以上愛されるスポーツになるまで」(<https://golf-hack.com/2702/>) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 37) 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会「利用税の課税状況からみたゴルフ場数, 延利用者数, 利用税額等の推移」(<https://www.golf-ngk.or.jp/news/2018/riyouzei/30.10riyouzei.pdf>) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 38) 公益財団法人笹川スポーツ財団「プロスポーツの力スマたち第26回ボウリングブームの立役者中山 律子」(https://www.ssf.or.jp/ssf_eyes/history/interview/026.html) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 39) 公益社団法人日本ボウリング場協会「広報資料令和3年度全国長寿ボウラー番付」5頁(https://bowling.or.jp/pdf/senior-ranking/2021_kouhou.pdf) 最終アクセス日2021年12月22日.
- 備委員会事務局, 1961.
- 木代彰編「第16回全国レクリエーション大会報告書」第16回全国レクリエーション大会事務局, 1963.
 - 第18回全国レクリエーション大会兵庫県実行委員会編「第18回全国レクリエーション大会報告書」第18回全国レクリエーション大会兵庫県実行委員会, 1964.
 - 千田巖編「第20回全国レクリエーション大会報告書」第20回全国レクリエーション大会長崎県実行委員会, 1967.
 - 山本義男編「第21回全国レクリエーション大会報告書」第21回全国レクリエーション大会滋賀県実行委員会, 1968.
 - 羽山孝二編「第22回全国レクリエーション大会報告書」第22回全国レクリエーション大会千葉県実行委員会, 1969.
 - 第23回全国レクリエーション大会岡山県実行委員会編「第23回全国レクリエーション大会報告書」第23回全国レクリエーション大会岡山県実行委員会, 1970.
 - 第24回全国レクリエーション大会山梨県実行委員会編「第24回全国レクリエーション大会報告書」第24回全国レクリエーション大会山梨県実行委員会, 1971.
 - 北九州市レクリエーション協会編「第25回全国レクリエーション大会報告書」, 北九州市レクリエーション協会, 1971.
 - 第27回全国レクリエーション大会茨城県実行委員会編「第27回全国レクリエーション大会報告書」第27回全国レクリエーション大会茨城県実行委員会, 1974.

参考文献

- 保坂周助編「第13回全国レクリエーション大会報告書」第13回全国レクリエーション大会神奈川県委員会事務局, 1960.
- 尾見鎌次郎編「第14回全国レクリエーション大会報告書」第14回全国レクリエーション大会準

『1941年。パリの尋ね人』における記憶の再構築

坂 東 真理子

Mariko BANDO. Reconstruction of memory in Dora Bruder of Patrick Modiano. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.81-92.

In World War II in France, around eighty thousands of Jewish persons were deported to concentration camp and became the victims of the Shoah. The French novelist Patrick Modiano, born in 1945 in Paris, describes a Jewish girl, Dora, who was arrested by French police, then deported at Auschwitz, in *Dora Bruder*. This paper treats the descriptive style of Modiano, who reconstitutes the figure of Dora with an assistance of his memory and his imagination.

第2次世界大戦中、占領時代のフランスでは、フランス・ヴィシー政権の対独協力体制のため、ショアー¹で8万人あまりのユダヤ人²が検挙され犠牲となった。約7万6千人のフランス国内のユダヤ人が強制収容所へ送られ、うち約1万1千人の18歳未満の子供たちも犠牲になった。戦後から現在まで、当時の出来事を記憶にとどめ同じ歴史を繰り返さないため、多くの作家が占領時代のショアーを主題にした作品を様々な手法で発表している。パトリック・モディアノもまた、本論で論じる『1941年。パリの尋ね人』³において占領時代の1941年のパリで、家出を繰り返し、検挙されアウシュビッツ強制収容所へと送られた実在のユダヤ人少女ドラ・ブリュデールの短い生涯を、占領時代を主題にした作品や当時の歴史的資料から着想を得て描いている。

占領時代のパリで、ユダヤ人には様々な社会的差別⁴が課され、ユダヤ人資料番号が与えられ、検挙された多くのユダヤ人は強制収容所へと送られた。当時の資料の多くは破棄され、戦後のパリで犠牲者たちの痕跡の多くは壊され、忘却の彼方へ押しやられてきた。そのような中、1945年のパリに生まれ、戦争で姿を消した人々の存在の痕跡を感じながら成長したモディアノは、『1941年。パリの尋ね人』で、ショアーの体験者による記録文学とは異なる手法でユダヤ人犠牲者の姿を描いている。ドラに関する限られた資料に自らの青年期

の記憶とイマジネーションを加え、モディアノが投影された語り手である「私」による「現在」—1996年と、占領時代の描写の往来という形式によりドラ・ブリュデールの軌跡を描いている。

モディアノにとって、記憶は全作品を通して主要なテーマの一つであり、フィクションの注入された忘却から甦る断片的な記憶という特殊なコンセプトは、大部分の作品で用いられ、作品の詩的表現と深く結びついている。本作品において、モディアノはユダヤ人犠牲者たちの存在の消滅を、残された人々の意識の中の不在と捉えている。自身の出生前に命を落としたドラの姿を再構築し、「忘却の層」から助け出すため、歴史的資料に記憶とフィクションを融合しドラの生前の姿を描くのである。本論では、モディアノが現実の手掛かりにどのように記憶と想像を交錯させ、証言することなく虚無へと追いやられたドラの姿を再構築し、存在を共通の歴史的記憶へと昇華させるのか、作品の詩的表現との関連とその手法を論じる。

第1章 忘却の中の手掛かり

『1941年。パリの尋ね人』の主人公であるドラ・ブリュデールは、父である1899年生まれのオーストリアのウィーンに生まれ、フランス外国人部隊の傷痍軍人となった後パリに労働者として戻り⁵、その後職を失った⁶父エルネスト・ブリュデール

と、1907年にハンガリー・ブダペストに生まれた母セシールとの間に1926年2月25日、パリに生まれた。ドラは、占領時代のパリで家出を繰り返し検挙され、1942年9月にアウシュビッツへと送られ16歳で命を落としている。一方モディアノは、1945年パリに生まれた。モディアノの父は、占領時代は検挙を逃れるため複数の身分証明書を使い分け、闇市でのドイツとの取引で生き伸びた「非合法の」「裏切り」ユダヤ人だった⁷父アルベール・モディアノである。モディアノの母ルイズ・コルパンは、戦時中の混乱でベルギーからパリへとたどり着き、フランス映画のオランダ語の字幕作成⁸、戦後は女優として活動した。終戦後のパリで育ち、記憶と忘却の主題への関心を強めていったモディアノは、自身の両親に出会いをもたらした占領時代を「私にとっての原始の夜」⁹と捉え、自身の父も受けたユダヤ人差別の問題に関心をもち続け、作品の主要なテーマの一つとしている。

占領時代のユダヤ人犠牲者たちは、ドイツにより存在を消滅させられ、ドイツによる関連する資料や遺品の意図的な破棄により、多くの存在の証が失われた。そのような中、終戦の年に生まれたモディアノが自身の生前の1942年に検挙されたドラの存在を知り、本作品を執筆するきっかけとしたものがある。1988年にモディアノが目にした1941年12月31日付の新聞『パリ・ソワール』に掲載された「尋ね人広告」¹⁰である。パリ、オルナノ通り41番地のホテルの部屋に暮らしていた両親から離れ、パリ12区ピクピュ通りにあるカトリック修道院の寄宿学校の生徒だったドラの1941年12月14日の1度目の脱走から2週間後、ユダヤ人検挙を実行する役割を果たしていたフランス警察に捜索を願い出た両親が出した尋ね人広告である。モディアノは、一家が住んでいたオルナノ通り界限をよく知っていたこと¹¹、思春期を寄宿舎で生活した自身の記憶から、ドラが脱走したことをすぐに理解する。その際、危険を冒しドラを探す両親の姿に感銘を受けたモディアノ¹²は、第2次大戦中にフランスから強制収容所に送られた犠牲者たちの名前を輸送列車ごとにリストにしたクラルスフェルトの『強制収容所移送者記録名簿—フランスから消えたユダヤ人』¹³を調査している。1942

年9月18日のリストにドラと父を、1943年2月11日のリストに母セシールの名を見つけ、一家の連続した消失を知り衝撃を受け、忘却へと飲み込まれていく「ドラを虚無から助け出す」¹⁴ためドラを主人公とした作品を書くことを決意する。

『レルヌ モディアノ』¹⁵にも公開されているように、モディアノは『強制収容所移送者記録名簿—フランスから消えたユダヤ人』の刊行時の1978年にクラルスフェルトに書簡を送っている。また1994年に続編である11400人近くの18歳未満の子供たちの犠牲者のリストとそのうちの1500名近くの写真を加えた『強制収容所移送者記録名簿—フランスから消えたユダヤ人児童』¹⁶が出版された際、1994年11月2日付の新聞『リベラシオン』に書評を載せている¹⁷。このような経緯でモディアノはクラルスフェルトによる調査で得られた情報、ドラの出生届の写真、親戚に関する情報、ドラと家族の写真、警視庁とドランシー収容所の資料、ニューヨークにあるイーヴォユダヤ調査研究所の「在仏ユダヤ教徒総連合」の資料など、アウシュビッツまでのドラの軌跡に関する重要な資料や書簡を、1994年から1997年まで受け取っている。さらに、モディアノはクラルスフェルトの提供した情報と手掛かりを元に、自身の綿密な資料の調査と取材¹⁸を行い、ドラのアウシュビッツまでの軌跡を再構築している。

ミレイユ・イルスュムが「セルジュ・クラルスフェルト／パトリック・モディアノ 隠蔽にかけられているもの」¹⁹において指摘するように、本作品においてクラルスフェルトの存在は意図的に隠され、彼の調査はモディアノが投影された語り手の「私」の調査として語られている。本作品の出版後にはクラルスフェルトがモディアノに抗議の書簡を送ってさえいる。しかし、マリリヌ・エックが「彼らがそれぞれ個別に行った二重の調査のおかげでドラ・ブリュデーの跡が時と共に姿を現すことができた」²⁰と述べるように、モディアノとクラルスフェルト双方の調査が、数少ない手掛かりからドラの軌跡を明らかにしたのである。次章では、ドラの軌跡からモディアノが自身の記憶を投影しどのようにドラの姿を再構築するのかを論じる。

第2章 記憶の投影

モディアノにおいて記憶は文学作品の「主要な原動力」²¹であり、作品の叙述の主要なモチーフの一つである。モディアノは、本作品において資料には描かれないドラの人生の「空白」²²を、自身の記憶²³で補い、当時の姿を描く手法をとっている。

『1941年。パリの尋ね人』において、ドラの資料はモディアノが投影された本作品を執筆している1人称の語り手の「私」の調査として語られている。クラルスフェルトの存在を覆い隠す一方で、作者モディアノを投影する、フィクションと現実が交錯する特殊な「1人称への統一」は、本作品の主題であるドラの存在を蘇らせるための記憶の叙述と関連がある。作品全体を記憶の主体である語り手の「私」の意識の内面の叙述に統一することで、記憶の想起と想像、現在の思考を往来し、占領時代に関する自身の考察を語り、当時のパリとドラの軌跡を描いている。それにより3人称の特性を時折併せ持つ、特殊な1人称の語り手が現れるのである。

モディアノ作品における記憶の想起には、記憶が意志とは関わらず記憶の主体の意識に戻る場合と、記憶の主体が意志的に忘却から回顧を試みる場合があり、記憶の両義的な性質が再現されている。記憶の主体が回顧を試みる際、回顧を助ける様々な「現実の細部」が存在し、これらの助けにより過去の断片を想起する。本作品において語り手の記憶の想起の手掛かりとなるものの一つが、住所などの地理的情報である。土地の記憶から関連する他の記憶の断片へと移り変わり、連想が広がるのである。

この地理的情報と記憶の関連については、モディアノ自身がノーベル賞受賞の際のディスクールにおいても、住所目録などの地理的情報—記憶術を助ける現実の細部—が自身の土地の記憶を喚起し、想像力を跳躍させ、見知らぬ人々の人生までも読み解くことを可能にすると言及している²⁴。またシリル・グランジュとエリザベス・モルクも「ドラ・ブリュデールの跡に」²⁵で、ドラとは異なる年代のパリに存在した語り手が場所を手掛かりにドラの軌跡を描く点を指摘しているように、本作品

にもパリの地理的要素が深くかかわっている。

本作品において、モディアノの記憶が投影された語り手の「私」は、提供された資料に記された、占領時代に姿を消した人々の存在の痕跡を感じさせる関連する住所へ実際に足を運んだり、パリに生まれた自身が幼少期から青年期に訪れた場所の記憶を意識に想起する。語り手の「私」がその中で当時のドラの姿を想起するにつれて、次第に地理的記憶から呼び起こされた自身の青年期の記憶が断片的に、クロノロジーを伴わずに意識に甦る。この、クロノロジーを欠いた断片的な記憶から無秩序に展開する連想と現在の意識との往来はモディアノ作品の特徴の一つである。本作品においても、語り手の「私」は地理的記憶とそこから甦る断片的な記憶の助けによりドラの当時の状況を理解し、現在の意識との不規則な往来により解釈を加えている。そしてこの記憶の想起は次章で論じるイメージネーションの跳躍を可能にする源となる。モディアノ自身の青年期までの記憶—複数の知人の家を転々とした幼少期、パリ、アヌシーなどの寄宿舎に育ち、戦後も怪しげな商売で生きた父との不仲に苦しみ、パリをさまよった思春期から青年期—が占領時代のパリに生きたドラの状況を理解する助けになるのである。

現実の投影と記憶との融合

ドラは、旧オーストリア人と在外ドイツ帝国民の女性46名あまりがヴェルドロームイヴェールからギユールの強制収容所へ送られた1940年5月に両親と共に住んでいたパリ、オルナノ通り41番地のホテルから、パリ12区ピクピュ通り60、62、64番地にあるカトリック修道院のサン・クール・ドゥ・マリー寄宿学校に入れられている。語り手の「私」が「すでに、14歳の時に、彼女は自立したところを示し、ドラの従姉妹が私に話した反抗的な性格が現れていたと推測する。」²⁶と述べるように、ドラは思春期に差し掛かったこともあり、反抗的な性格だった。このサン・クール・ドゥ・マリー寄宿学校の建物は、語り手の「私」が存在し、本作品を執筆する1996年にはなくなっているうえ、「私」には写真も残されていない。語り手の「私」は古いパリの地図と、自身のパリの記憶—

18歳の時に治療を受けた、ドラの住んだ寄宿舎近くのダム・ディアコネス病院の記憶、そしてパリに住みドラの生まれたロスチルド病院と寄宿舎があるこの地区を歩いた青年期の記憶²⁷からドラの生きた占領時代の寄宿舎の情景を描いている。

次に引用する箇所では、ドラの過ごした場所の住所が、モディアノの土地の記憶を想起し、そこから甦る寄宿舎で過ごした作家の青年期の記憶が「私」に投影され、ドラの寄宿舎での厳しい生活を描いている。

1940年6月、ドイツのフランス侵入を許したデバークル（崩壊）の時はシスターと生徒は […] パリを離れメヌエロワールに避難していた。ドラも彼女たちとオステルリッツかオルセー駅でまだ乗ることができていた、人でいっぱいの最終列車で出発したはずだ。 […] 7月の、パリへの帰還。寄宿舎の生活。 […] 私には1日の大体の時間割がわかる。6時頃起床。チャペル。教室。食堂。教室。校庭。食堂。教室。夜の勉強。チャペル。共同寝室。毎週日曜の外出。私にはこれらの壁の間の暮らしはキリストが特惠を示していたこれらの女の子たちにとっては辛かったのではないかと推測する²⁸。

モディアノは、ドラの複数回の家出の背景となる要因の一つであった、当時の厳しい規則の寄宿舎の暮らしを自身の記憶と共に描いている。

また、週に1度だけの毎週日曜日の外出が許されていた当時の状況について、語り手の「私」は地図でドラの軌跡をたどりながら自身の記憶を想起し、ドラの当時の足取りを再構築している。次の引用文の最初の1人称は「現在」からドラの当時の足取りと自身の記憶を語る「語る私」、ふたつ目の1人称は記憶の中の「語られる私」である。

彼女がオルナノ通り41番地のホテルの部屋にまだ住んでいた両親に会いに行っていたのは確かだ。私はメトロの地図を眺め、彼女のたどった道のりを想像しようと試みる。 […] 彼女は映画館とホテルの向かいのサンプロン

駅で降りていた。それから20年後、私もよくサンプロンでメトロに乗っていた。 […] 日曜の午後の終わり、彼女は同じ帰り道を通っていたはずだった。両親は彼女を送っていたのだろうか？ […] それはまるで刑務所に戻るようだった。 […] ²⁹

語り手は自身の地理的情報から想起される記憶の情景を元に、陰鬱で孤独な寮生活へと戻るドラの当時の暮らしを再構築している。危険なパリの街中と不自由で厳しい寮生活により脱走へと向かう、追い詰められたドラの姿を描いているのである。

占領時代と記憶

ドラが脱走した1941年12月はレジスタンス活動による襲撃への報復として、ドイツによるユダヤ人への取り締まりが強化され、1941年12月12日には743人のフランス国籍のユダヤ人の一斉検挙が行われた³⁰。1941年12月8日から14日は、18時以降の夜間外出禁止令が出される危険な状況だったにもかかわらず、1941年12月14日の日曜日に両親の元を訪れた後、ドラは寮に戻らなかった。

ドラの父が住まっていたオルナノ通りのホテル近く、18区のクリニャンクール地区警察にドラの失踪を届け出たのは、ドラの家出から2週間後の1941年12月27日である。語り手の「私」は、その際の警察の記録と警察署の所在地の地理的記憶を出発点に、父が尋ね人広告を出した経緯を想起する。1940年秋のオルドナンスでは、ユダヤ人調査のためユダヤ人家庭の世帯主が警察署に出頭し家族も含め申告するよう命じられ、彼らには登録番号が割り当てられた。しかし、その際父はドラを申告しなかった。「私」は、ドラの家出の後、父が警察に失踪を届け出たことが、隠していたドラの存在を警察に明かし、一家が危険にさらされたことを想起し、新聞『パリ・ソワール』に尋ね人広告を掲載するまでの経緯を明らかにしている。

クリニャンクール地区警察署はモンマルトルの丘の後ろ、ランベール通り12番地にあり、署長はシリという名だった。しかしエルネス

ト・ブリュデールは、区役所内の左側にある、モンヌ通り74番地、クリニャンクール地区警察の分署としての役割を果たしていた区の警察署に行っただろう。そこは彼の住まいからより近かった。[...] 私たちはこの長い13日間の彼の恐怖とためらいを想像する。1940年10月の調査で、この同じ警察署に、彼はドラを申告していなかった、警察官たちがそのことに気が付く恐れがあった。娘を見つけようとしたことで、父は彼女への注意を喚起していた [...] おそらく彼は、戦前のようなルーティーンの仕事でしかない、単なるフランス人とエルネスト・ブリュデール、彼の娘を区別しない警察官に出くわしたのだろう。[...] 彼女はフランス国籍だった。思春期の脱走。この混乱した時代にはますます頻繁に起きていた。[...] ドラが失踪してから2週間が経過していたので、その警察官がエルネスト・ブルリュデールにパリ・ソワール紙に告知を載せるよう勧めたのか [...] ?あるいは新聞社の社員 [...] ?³¹

語り手の「私」は地理的記憶を出発点に当時の状況を想起し、モディアノが「死の世界にユリウスを探しに行くオルフェウス」³²と形容する、危険なパリで家出したドラを探しに行く父の姿を描いている。ドラの父は、警察にドラの失踪を届け出るのを2週間待ったが、ドラへの思いと心配にかられ、ユダヤ人検挙を行っていた警察にドラの失踪を届け出てしまう。モディアノは、ドラの状況を理解しない警察官の影響で、ドラを探しだす一方でパリ中の標的としてしまう、両義的で危険な尋ね人広告の掲載へと踏み切る父の盲目的な愛情を描いている。そしてこの届出の数か月後、父自身が検挙されてしまう。

この文に続く次の引用文では、地理的記憶と当時の状況への考察が、モディアノ自身の思春期の家出の断片的な記憶を、語り手の「私」の意識に甦らせる。「私」は自らの過去を回顧的に語り、思春期のモディアノ自身と重なる「語られる私」と、ドラの存在を背後に隠す特殊な2人称を用い、自らの思春期の経験とドラの脱走を重ね合わせ、当

時のドラの心境を描いている。

私は1960年1月の自分の脱走の際に感じた強い印象を覚えている。あまりにも強く、同じような印象を持つことはめったにない。それは一度に、すべての関係を断ち切る断絶の陶醉だった：人々があなたに押し付ける規律、寄宿学校、先生たち、同級生たちとの突然の意志的な断絶。[...] あなたを愛することのできなかった、彼らから願うべきいかなる助けなどないとあなたが思う両親との断絶 [...]。息も止まるほどあなたを驚かせ、あなたを無重力状態にする、激しい熱狂に至る反抗と孤独の感情。[...] 1941年12月のこの街は、[...] すべてが彼女に敵対し彼女の喪失を望んでいた³³。

モディアノは、パリの地形的記憶を出発点に、自伝的小説『血統』にも描かれる、自らの孤独な思春期と当時の家出の断片的な記憶とを重ね合わせ、敵対するドイツが監視するパリをさまよったドラの危険な脱走の背景と脱走がもたらした高揚感、自身を取り巻く状況への反抗、そして孤独を描いている。

ドラが逃亡していた42年2月、冬のパリは、モディアノの父がシャンゼリゼの向かいのレストランで検挙された後、囚人護送車で若いユダヤ人女性達とパリ8区のグレッフリユ通りのユダヤ人問題担当警察へと連行されたが、脱走して一命をとりとめた場所である³⁴。本作品において、パリでのドラの逃亡がモディアノの父の検挙の記憶を喚起し、さらに囚人護送車というモチーフが、モディアノ自身が18歳だった時、不仲の父との口論の際義母に警察を呼ばれ、父と囚人護送車でサンジェルマンデプレの警察署まで運ばれた記憶を「私」の意識に喚起する。パリは青年期のモディアノが彷徨った街であり、土地の記憶、ユダヤ人を父に持つ自身が抱いた反ユダヤ主義への怒り、父の記憶、護送車で運ばれた自身の経験をもとに、家出しパリをさまようドラ、留置場から強制収容所へと送られたユダヤ人犠牲者が検挙され囚人護送車で運ばれた当時の状況を理解する助けになってい

る。本作品の背後には、モディアノ自身の記憶—地理的記憶と想起された情景から喚起される自身の記憶—が常に存在するのである。

第3章 情報の細部からの想像の跳躍

前章では、忘却の層の下に隠されたドラの存在を助け出すため、モディアノが現実の細部である、土地が記憶を喚起する力により生前のドラの姿を描いていることを論じた。本章では、モディアノが証言することのできないドラを空虚から助け出し、姿を描くために重要視するもう一つの要素であるフィクションの要素—想像力について論じる。『1941年。パリの尋ね人』において、モディアノは作家の想像力について、「透視力」という言葉を用いて次のように説明している。「この仕事に必要な想像への努力、思考を詳細な細部に注ぐ必要性、それらの脅迫的なやり方で—道筋を見失わないために、そして安逸に身を任せないために—すべてのこの緊張、この頭脳の訓練は間違いなくそのうち「過去や未来の出来事に関する」短い直感を引き起こす」³⁵と述べている。本作品におけるモディアノにとってのイマジネーションと細部に喚起される、洞察力とも理解できる「直観」は、歴史的資料とそこから喚起されるモディアノ自身の記憶を出発点に、現実の細部からの想像の跳躍³⁶をもたらす。それにより詳細にドラの生前の軌跡を描くことを可能にする。

ヴァンサン・ジューブが『小説の詩学』³⁷で登場人物の構成要素を明らかにしたように、モディアノはドラの人格、時代背景と状況からのドラの行動の想像と理解、敵対するドイツとの関係とアウシュビッツに送られた経緯、写真の詳細な描写による肖像の再構築を試みている。残された資料の情報から喚起される、記憶と想像力で描かれる本作品におけるドラは、語り手の「私」の意識の内部での姿のため、「実際の」行動の描写ではなく、「声」も持たない。しかし、ドラを忘却へと追いやり、犠牲者のリスト中の一人にしてしまう資料には描かれない空白をわずかな痕跡、記憶と情報の細部をもたらす想像力の跳躍により補うことで、ドラの姿を再構築し虚無から救いだしている。

この想像力を用いた手法について、モディアノ自身がノーベル賞のディスクリールで次のように述べている。「作家の想像は、現実を歪曲するどころか、現実を深く見抜き、外見の背後の本質を見破るために、赤外線と紫外線の力でもってその現実自体を明らかにしなければなりません。」³⁸モディアノにとって想像力は外見の下に隠れた「真実の姿」を明らかにするものと捉えられている。本作品においてモディアノの記憶と詳細な史実を源にした想像力の跳躍で描かれたドラの姿は、小説の登場人物として捏造されたものではない。ドイツによりすべての尊厳を奪われたドラが占領時代のパリで懸命に生きた事実を描き、尊厳を取り戻させるものである。

記憶からのイマジネーションの跳躍

本作品において、作者は実際に起きたショアーという出来事に自身の記憶と想像を注入することで、占領時代のユダヤ人検挙の実態と共に、占領時代を生きたドラと家族、そして多くの犠牲者の姿を作品に描いている。

モディアノが投影された語り手の「私」はドラの脱走の経緯を探った後、複数の資料から1941年12月の脱走以降、尋ね人広告によりパリ中で追われる身となったドラの軌跡を探っている。クリンヤンクール警察の記録³⁹は、警察によりドラが1942年4月17日オルナノ通り41番地の母のもとへと戻されたことを記している。クラルスフェルトがイーヴォユダヤ人研究所で見つけ、モディアノに情報を提供した1942年6月17日付の「マドモワゼル・サロモン宛の通知書」は、4月17日以降再び脱走したドラが1942年6月15日に警察にとらえられ、再び母へ引き渡されたことを次のように告げている。「ドラ・ブリュデールは当月15日、クリンヤンクール地区警察署のはずにより母親のもとへ戻された。連続した逃亡のため、ドラを子供のための感化院へ入れるよう告げられるのだろうか。父親の収容と母の貧困により、警察の女性民生委員達（ジューヴル河岸）が必要な手続きを取るだろうに、もし我々がそのことを彼女たちに頼むなら。」⁴⁰

この通知書は、「在仏ユダヤ教徒総連合」⁴¹の職

員により作成されたものである。ドイツとヴィシー政権によって作られ、「フランス人のユダヤ教徒の有力者たちにより指導された組織で、占領時代、ユダヤ教共同体のための慈善団体を一つにまとめ」⁴²すべてのフランスに滞在するユダヤ人は加入が義務付けられた。ユダヤ教徒の救済を大義にした一方で、実際は検挙にも利用された。ドラの母親の身分規定と財産の没収による経済的困窮、父の収容所への送還のため、語り手の「私」は、ドラの母が「在仏ユダヤ教徒総連合」にドラと父親の居場所を尋ねるため助けを求め、既にこの組織に存在を把握されていたことを示唆している。

この在仏ユダヤ教徒総連合の職員が、同じ職場で働いていた可能性のある「マドモワゼル・サロモン」へあてた通達は、調書を作成した職員が1942年6月15日に再び捕らえられたドラが強制収容所ではなく、「子供のための感化院」へと送られる事を望んでいたことを示している⁴³。当時、検挙される可能性が少ないと考えられていた子供のための感化院⁴⁴へドラを送るには、民生委員（刑事補佐）の証言に基づく判事の許可が必要だった。そのためこの職員はパリ、ジューヴル河岸にあり、刑事警察の「未成年者保護組織」に属し未成年の保護と援助にあたっていた女性民生委員（刑事補佐）達に自分たちが連絡を取ればドラを感化院に送る手はずを取ってくれるはずだが、ドイツや警察の指示がなく、不可能である旨を告げている。この文面からこの職員は、ユダヤ人が強制収容所に送られることをすでに把握し、ドラを守るため子供の感化院にドラが送られ助けられることを望んだが、在仏ユダヤ教徒総連合の職員には決定する権限がなかったことを示している。同時に、組織はユダヤ人救済の大義の一方、実際のユダヤ人検挙に対して必要な措置を取らずにいたこと—自らもその後検挙の対象となることを知らずに⁴⁵—と同時に、組織の両義性と個人の人道的意図が反映されることのないドイツへの従属、ショアーへの組織的加担⁴⁶を示している。

この通達の後、同年6月19日にドラは、パリ20区のモルティエ通りにあるトゥーレル中間収容所⁴⁷に到着している。モディアノが投影された語り手の「私」は、ドラが警察から母に引き渡されたこ

と、通知書の「度重なる逃亡のため」という文から、ドラの検挙は「ユダヤの星」の違反⁴⁸ではなく家出によるものだったことを示唆している。次に引用する文では、「私」はドラが連行されたクリニャンクール地区警察の地理的記憶と想像力の跳躍から、子供のための感化院に送られる可能性もあったドラが警察へ激しく抵抗したため収容所へ送られたことを見抜き、明らかにしている。

私はよくエルメル通りをビュットモンマルトルかオルナノ通り、両方向へ向けて歩いた、そして私はいくら目を閉じても無駄である。私は晴れた6月の午後に、まるで普通の1日のように、この通りに沿って彼女たちの部屋まで歩くドラとドラの母を想像することが難しい。私は6月15日、このクリニャンクール地区の警察署で、ドラも母ももう何もできない紛糾が起きたと思う。子供たちが両親のものより激しい欲求を抱く事があり、逆境に対して両親より乱暴な態度をとることがある。彼らは遠く、とても遠く、彼らの後ろに両親を残す。そして両親はその後、子供たちを守ることができない。警察官たち、マドモワゼル・サロモン、民生委員たち、ドイツのオールドナンス、フランスの法を前に、彼女の身につけた黄色い星、ドランシーに収容された夫、彼女の「貧しさ」と共にセシル・ブリュデルはとてももろく感じただろう⁴⁹。

語り手の「私」は、地理的記憶と想像力を跳躍させ、警察署を出るドラと母の姿を想像し難いことから、ドラが激しく抵抗したという直感を得ている。その際、「在仏ユダヤ教徒総連合」、当時のフランス警察がユダヤ人検挙に果たした主要な役割とそれらの矛盾したアイデンティティー、これまでの行動と証言が示すドラの反抗的な性格を考慮に入れている。自身を他者と異なる人物として拘束し、不当な法的手続きを行う警察に対し、ドラが取った感情の爆発ともとれる反抗的な態度により、ドイツに従属するヴィシー政権の反ユダヤ人主義体制に抵抗したとみなされたことを表している。こうしてフランス国籍のドラ⁵⁰がトゥーレ

ルへと送られた⁵¹経緯、そして目前で娘が留置場へと送られた母の絶望を描いている。このドラの反抗が実際に行われたという歴史的資料は存在しないが、モディアノは、わずかな痕跡からドラの置かれた状況を正確に読み取り、自らの記憶と想像によりユダヤ人に対する不条理な措置に対し、真向から反抗したドラの真摯な姿を表現するのである。

ドラはトゥール中間収容所に到着した2か月後、8月13日に、他の中間収容所からも多数の女性や子供たちを収容していたドランシーの収容所へと送られ、群衆の中で3月の検挙から収容されていた父と再会している。自身が検挙される危険を冒し、占領時代のパリで家出をしたドラを探していた父と娘は収容所で再会するのである。その後、9月18日に、ドラと父は同じ列車でアウシュビッツへ出発している。語り手の「私」は父娘が同日に出発した経緯を、次のように結論付けている。

当局は収容人数超過と自由地帯からの輸送に備えてフランス国籍のユダヤ人をドランシーからピティヴィエ収容所に9月2日と5日、移送することを決めた。[...] おそらく彼らは国籍によって守られるという幻想を持っていただろう。フランス人だったドラもまた、彼らと一緒にドランシーを離れることができたはずだ。彼女はそれをしなかった、見抜くのが簡単な理由で：彼女は父親と残ることを好んだ。二人とも、父と娘は9月18日にほかの多数の男女と共に、アウシュビッツ行の列車でドランシーを離れた⁵²

語り手の「私」の想像は、多くのユダヤ人たちが恐怖におびえる収容所の中で父娘の再会が実現した非情な運命と、厳しい状況の中、父と共に残ったドラの不安と父への愛情を描いている。ドラの家出によりパリ中の反ユダヤ主義の標的となってしまったドラと父の軌跡と、背後で交錯する2人の思いが作者の記憶と想像の跳躍で明らかになる。その後のアウシュビッツの記録は明らかにされていないが、クラルスフェルトの所有する、1963年

にパリで登録されたドラの死亡通知の写真⁵³には、ドラの没年日はこの1942年9月18日と記されている。白井成雄は同じ日にドランシーを出発しアウシュビッツに向かった大部分のユダヤ人が同日ガス室へと送られたと記している⁵⁴。ドラの母は、1943年2月11日にアウシュビッツへと送られた⁵⁵。オットウ・ドゥ・セヌのバニユー墓地にはドラ一家の写真がはめ込まれた墓石⁵⁶が存在している。

ドラと秘密

本作品の最後で、モディアノが記憶や想像力で明らかにしない、ドラに残された秘密が描かれる点を指摘したい。ドラがアウシュビッツへと向かうまでを想起した語り手の「私」は、ドラの存在の痕跡を感じるパリで、ドラの複数の脱走の際に過ごした隠れ家の謎を想起し、自己の内面に存在するドラに2人称で呼びかけ次のように述べている。「私は彼女が何をして一日を過ごし、どこに隠れ、[...] 彼女が誰と一緒にいたのかずっとわからないだろう。それこそが彼女の秘密だ。あなたを汚し、あなたの命を奪うすべて一死刑執行人たち、オールドナンス、占領と呼ばれたドイツ当局 [...]、収容場、歴史、時間は、可哀そうな、そして大切な秘密をドラから奪うことはできないだろう」⁵⁷と述べている⁵⁸。

このドラの「秘密」の意味を理解するため、モディアノがノーベル賞の授賞式のスピーチで文学作品の「秘密」についてmystère「謎、秘密」という語を用い説明した文を引用したい。「私はつねに詩人と作家は日常生活にのみ込まれた人々と平凡な見かけの出来事に秘密を与えていると考えました [...] 彼らのまなざしの中では、ありふれた人生がついには謎に包まれ、深くに隠された、一見したところ持っていなかった一種の燐光を得るのです。ひとりひとりの奥底に存在するこの燐光と秘密を明らかにすることが詩人、作家と画家の役割です」⁵⁹。モディアノにとっては、登場人物を「秘密」と共に描くことが、存在にリアリティーと特異性をあたえ、その人物の燐光と気高さを表現する。本作品においても、ドイツによる占領時代の犠牲者のリストの一人として忘却の層の下に追いやられたドラの姿を、モディアノは不断の注意

力で見つめて記憶と想像力の跳躍で描き、秘密を与えることでドラの存在に真実味を与えている。同時に、ドラの人生を再構築し、作品の中で再び命を与え忘却の覆いを取ることで、占領時代のパリで懸命に生きたドラと両親、そして多くの犠牲者達の奥底の気品から放たれる光を表現している。本作品で述べられるドラの行動は、資料とモディアノの記憶を元にした想像の範囲を超えることはない。しかし、「事実」に忠実であることだけが人物の真の姿を表現するとは限らない。本作品において作家によるフィクションと記憶の融合、そしてドラに与えられた秘密が、占領時代のパリで家出をし、尋ね人広告により反ユダヤ主義の標的となりながらも懸命に生きたドラ、そして両親との深い愛情と気高い姿を描いている。フィクションと記憶の融合がショアの犠牲者たちの、リストからは計り知れない「真実の姿」を明らかにするのである。

結論

モディアノは、本作品において自らの記憶、想像力の跳躍によりドラの行動を読み解き再構築することで生前の姿を蘇らせている。史実にモディアノ自身の記憶と細部から喚起される自身の想像力を巧みに融合し、当時の状況を直感で見抜き、当時の反ユダヤ主義の実態と共にドラと犠牲者達が占領時代を懸命に生きた姿を描いている。忘却に飲み込まれていた彼らの存在を、本作品で描く事で、共通の記憶へと昇華させた。様々な「記憶」とフィクションが融合する手法は、2014年のノーベル文学賞の授賞式でも「最も捕らえがたい人間の運命を描きだす記憶の芸術」と称されている。本作品の出版後、ドラが両親と住んだパリ18区にドラの名を冠した公道「ドラ・ブリュデール遊歩道」が2015年6月1日新しく開通したことも、犠牲者たちの痕跡を残し、記憶に残そうとするモディアノの試みが成功した証と言えるだろう。その後のインタビュー⁶⁰では、モディアノ自身がドラを忘却の層—死の世界から助け出すオルフェウスとしての役割を果たしたことを認めている。

また、本作品において、モディアノはドラと両親

親にとどまらず、多くの占領時代の犠牲者たちの名前、生年月日、住所を印したリスト、家族から警視庁官へとあてられた助けを求める手紙、警察の調書などを多数引用し、多くの犠牲者の詳細な情報を各個人の性格を物語るエピソードと共に載せている。この手法は、犠牲者たちの存在を尊び、イルスムが本作品を「亡き人々の本」⁶¹と呼ぶように、ドラと同様に多くの証言できない犠牲者を人格と共に描き忘却から助け出すものである。彼らの存在を共通の記憶へと昇華させることで、彼らに光を与えている。モディアノは多くの犠牲者を虚無へと追いやった占領時代のドイツ、ドイツの要求に降伏しユダヤ人検挙に全面協力したヴィシー政権への批判、当時のフランス警察の矛盾するアイデンティティーを本作品において指摘している。作家の記憶と想像力は等しく大きな重要性を持ち、記憶とフィクションの史実との融合により、戦後のエピュラシオンへと続くフランスが抱える歴史—作家が犠牲者を前に感じる虚無感と共に「無実の人を殺した世界」⁶²を訴えている。同時に、存在の証を残さず、証言することなく姿を消した犠牲者たちの存在を、「読む」行為を通し私たちの意識の内部に描くことで、彼らの生きた姿を証明するのである。

¹ 安原伸一郎「ヴェルディヴ事件の子供たちとパリの文壇」、『総合文化研究 第21巻第1号』、日本大学商学部、2015年、など、近年の研究ではホロコーストという語は使われず、フランス語で第2次世界大戦中のナチによるユダヤ人殺戮を表すla Shoah「ショア」が使われている。そのため本論でも「ショア」を用いた。

² 1940年10月4日のフランスの官報「Journal officiel」によると、1940年10月3日の法律では、ヴィシー政権はフランスにおけるユダヤ人を「人種」「民族」を表す語raceを用い「3人のユダヤ民族の祖父母からの生まれか、もしその人物の配偶者自身がユダヤ人なら、ユダヤ民族の2人の祖父母を持つもの」と定義した。また、1940年10月4日の法律では、居住地の知事の決定により外国籍のユダヤ人を強制収容所へ送ることに言及している。これらの法律については以下を参照した。Légifrance, « Loi du 4 octobre 1940 RESSORTISSANTS ETRANGERS DE RACE JUIVE (INTERNEMENT DANS DES CAMPS SPECIAUX, INSTITUTION D'UNE COMMISSION CHARGEE DE L'ORGANISATION ET DE L'ADMINISTRATION DE CES CAMPS, RESIDENCE

FORCEE) », <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000571814> (2021年7月28日)

さらに1941年6月2日の法律による第2回ユダヤ人身分規定では、ヴィシー政府はユダヤ人を次のように定義している。「一次のものをユダヤ人と見なす：1. 何等かの宗教に属すかに関わらず、少なくとも3人のユダヤ民族の祖父母からの生まれか、配偶者自身が2人のユダヤ民族の祖父母からの生まれである場合は、2人のユダヤ民族の祖父母から生まれたものをユダヤ人と見なす。祖父がユダヤ教に属したものをユダヤ民族と見なす；2. ユダヤ教に属するもの、または1940年6月25日にユダヤ教に属していたもの、そして2人のユダヤ民族の祖父母から生まれたものをユダヤ人と見なす。ユダヤ教への無所属は、1905年12月9日の法律（※フランスはこの法律で信仰の自由を保障し、1801年から続いていたコンコルダートは終わりを告げた）以前に国家により認められた他の宗教への加入の証拠により証明される。ユダヤ人と見なされた子供の認知の否認、取り消しは先行する規定の見地からすれば効果はない。」ドイツの要望を受け入れたヴィシー政権は、出生のユダヤ性に着目し、両義的な基準を定めた。これらの基準は民族的であると同時に宗教的であり、多くの人々がこの基準によりユダヤ人と見なされた：人々はユダヤ教に所属しなくとも、ユダヤ教徒の祖先から生まれることもあるし、同様にユダヤ教徒の祖先から生まれなくてもユダヤ教徒であることもある。1941年6月2日の法律の祖父母の基準においては、ユダヤ教への所属がユダヤ民族へ属していることを表すとみなされた。Légifrance, « Loi du 2 juin 1941 PRESCRIT LE RECENSEMENT DES JUIFS », <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000512617?isSuggest=true> (2021年7月27日)

- ³ Patrick Modiano, *Dora Bruder*, Paris, Gallimard, 1997. (パトリック・モディアノ著、白井成雄訳『1941年。パリの尋ね人』、作品社、1998 (2014) 年)
- ⁴ 当時のフランスは反ユダヤ人主義の多くの法令を定めた。渡辺和行によると、「一九四〇年十月三日から翌年の九月十六日にかけて、ユダヤ人に関する二十六の法律、二十四の法令、六の省令が出された。」渡辺和行、『ナチ占領下のフランス 沈黙、抵抗、協力』、講談社、1994年 (1996年)、137頁
- ⁵ ドラの父エルネストは、傷痍軍人として25歳でパリにもどったが、フランス国籍を得ることができなかった。(Voir Patrick Modiano, *Dora Bruder*, Paris, Gallimard, coll. « Folio », 1997 (2010), p.25.)
- ⁶ ヴィシー政権が定めたユダヤ人身分規定により、ユダヤ人が多くの職業から排除され、職を失った。1940年10月から、ヴィシー政権はユダヤ人の身分規定を行い、ユダヤ人に公選の職業、公務員に就くことをほぼ全面的に禁じ、自由業に就業できるユダヤ人に人数制限を加えた。さらに、ユダヤ人に映画、劇場、報道や出版などの分野で就業することを禁じた。(渡辺・前掲書136頁参照) 第2回身分規定については、次の通り。「1941

年6月の第2回のユダヤ人身分規定を定めた法律では、[...] さらに自由業、商業、高等教育の職からほぼ全体的にユダヤ人を除外した。同年7月からは、新しい法によりユダヤ人が所有する企業、動産、不動産が没収された[...]。さらに、ユダヤ人には旅行、20時以降の外出、公園、劇場、映画、プール[...] への入場、居住地の変更、電話やラジオ、自転車の所有が禁止され、「ユダヤ人」と判を押された身分証明書を常に携帯するよう義務付けられた。1942年5月29日にはドイツにより占領地域の6歳以上のユダヤ人に「ユダヤ人」と書かれた黄色いユダヤの星（注・六角形の星を縫い付けた衣服の着用）を身に着けることが義務付けられた。」Cairn.info, « L'état se met en place (1940-1941) », *Le Monde Juif*, 1992/1 (N° 144), pp.43-67, <https://www.cairn.info/revue-le-monde-juif-1992-1-page-43.htm> (2021年7月30日)

- ⁷ ギリシャのテッサロニキ出身で、イタリア・トスカナ人のユダヤ人家庭に属する父（モディアノの祖父）を持つモディアノの父もユダヤ人と見なされた。(Voir Patrick Modiano, *Un pedigree*, Paris, Gallimard, « coll. Folio », 2006 (2010), pp.11-12.)
- ⁸ *Ibid.*, p.10.
- ⁹ Le Monde, « Verbatim : le discours de réception du prix Nobel de Patrick Modiano », https://www.lemonde.fr/prix-nobel/article/2014/12/07/verbatim-le-discours-de-reception-du-prix-nobel-de-patrick-modiano_4536162_1772031.html le 7 décembre 2014 (2021年7月30日)
- ¹⁰ 実際に新聞に掲載された文章は、以下の通り。「私たちは若い娘、ドラ・ブリュデル、15歳、1m55cm、卵型の顔、茶色がかかったグレーの瞳、グレーのスポーツコート、赤紫のセーター、マリンブルーのスカートと帽子を身に着けた若い娘を探しています。すべての情報をパリ、オルナノ通り41番地のブリュデル夫妻に送って下さい。」Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), p.7.
- ¹¹ 「そして私には彼ら（＝ドラ一家）が住んでいた場所が良くわかりました、私はその地区をよく知っていました：オルナノ通り41番地の横のオルナノ43映画館」Gallimard, *Rencontre avec Patrick Modiano*, à l'occasion de la parution de *Dora Bruder* (1995), <http://www.gallimard.fr/catalog/entretiens/01034347.htm> (2021年8月1日)
- ¹² France 5, « Rencontre avec Patrick Modiano (2 octobre 2019) », *La grande librairie*
- ¹³ Serge Klarsfeld, *Le Mémorial de la déportation des Juifs de France*, Paris, B. et S. Klarsfeld, 1978
- ¹⁴ Gallimard, *op. cit.* (n.11)
- ¹⁵ « Correspondance Modiano/ Klarsfeld » dans Maryline Heck et Raphaëlle Guidée, *L'Herne Modiano*, Paris, Éditions de L'Herne, 2012, p.178. 以後同書は「Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012」と記す。
- ¹⁶ Serge Klarsfeld, *Le mémorial des enfants juifs déportés de France*, Paris, FFDJF, 1994. その後、1995年と2001年には多数の犠牲者の写真を加えた同作品の加筆修正版が

- 出版されている。
- ¹⁷ Patrick Modiano « Avec Klarsfeld, contre l'oubli », Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012, pp.176-177.
- ¹⁸ Voir Gallimard, *op. cit.* (n.11)
- ¹⁹ Mireille Hilsun « Serge Klarsfeld/ Patrick Modiano : enjeux d'une occultation », Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012, p.188.
- ²⁰ Maryline Heck « Avant-propos », Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012, p.175.
- ²¹ Patrick Modiano, *op. cit.* (n.17), p.176.
- ²² 「私たちがこれらの人々（＝ドラ一家）について知っていることは度々単なる住所に要約される。そしてこの地理的正確さは私たちが彼らの人生について常に知らないであろうことと対比される—この空白、この世に知られていない人々と沈黙の塊」 Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), p.28.
- ²³ モディアノは、ノーベル賞受賞時のディスクリールで自らの記憶を次のように表現している。「いくつかの過去の断片、名の知れぬ人々と世に知られていない人々がこの世に残したわずかな跡を集めようと試みるこの特殊な記憶は、私の出生の年、1945年に結びついています。」 *Le Monde*, *op. cit.* (n.9)
- ²⁴ 作品における記憶の想起と土地の関連について、モディアノは以下のように語っている。「ある場所で生まれ、生きて人々にとって、年月が経つにつれて、それぞれの地区、街のそれぞれの通りは思い出、出会い、悲しみ、幸福な時を思い起こさせます。そして多くの場合、同じ通りはあなたにとって次々と思い起こされる記憶につながり、その結果、街の地形のおかげで、あなたの人生のすべてが次々と起こる層によってあなたの記憶に甦ります、まるであなたが二重写本の重なり合った筆跡を読み解くことができるように。そしてまた、通りやラッシュアワーの地下鉄の廊下ですれ違ったほかの人々の、これらの大勢の見知らぬ人々の人生も。それで私の若いころ、書くことに役立てるために古い電話帳、とりわけ建物の番地のついた通りによって名前が目録にされたものを見つけ出そうとしました。[...] 見知らぬ人の名前、住所、電話番号に鉛筆で下線を引き、どのような人生だったのか、無数の名前の中で、想像するだけで十分でした。」 *Ibid.*
- ²⁵ Cyril Grange et Elizabeth Molkou, « Sur les traces de Dora Bruder » dans Claude Gauvard et Jean-Louis Robert (dir.), *Être Parisien*, Paris, Éditions de la Sorbonne, 2016 (2004), <https://books.openedition.org/psorbonne/1474?lang=fr> (2021年7月30日)
- ²⁶ Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), p.38.
- ²⁷ 「ロスチルド病院の産科。サンテルヌ通りはガールドルイリー通りと寄宿舎の壁の延長上にあった。静かな木陰の地区。25年前、1971年6月に私がこの地区を一日中散歩した時は、何も変わっていないかった。[...] この午後、私は誰かの跡の上を歩いている気がした。」 *Ibid.*, pp.48-49.
- ²⁸ *Ibid.*, pp.39-40.
- ²⁹ *Ibid.*, pp.45-46.
- ³⁰ パリの古文書保管所である Archives de Paris の電子アーカイブでは、この一斉検挙に関する10区区長と16区区長のセーヌ県（当時）知事にあてた手紙が閲覧できる。ここでは区役所が一斉検挙に利用されたことが記されている。Voir Archives de Paris, « Lettres des maires des 10e et 16e arrondissements au préfet de la Seine concernant une rafle effectuée par les autorités allemandes. », <http://archives.paris.fr/a/697/lettres-des-maires-des-10-sup-e-sup-et-16-sup-e-sup-arrondissements-au-prefet-de-la-seine-concernant-une-rafle-effectuee-par-les-autorites-allemandes/> (2021年7月31日)
- ³¹ Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), pp.75-77.
- ³² France 5, *op. cit.* (n.12)
- ³³ Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), pp.77-78.
- ³⁴ Voir *Ibid.*, p.62.
- ³⁵ *Ibid.*, pp.52-53.
- ³⁶ France 5, *op. cit.* (n.12) において、モディアノは自らの著書 *Encre sympathique* でも、現実の細部が小説のための想像力をもたらすことに言及している。
- ³⁷ Vincent Jouve, *La poétique du roman*, Malakoff, Armand Colin, 2001, pp.56-66.
- ³⁸ *Le Monde*, *op. cit.* (n.9)
- ³⁹ Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), p.87.
- ⁴⁰ *Ibid.*, p.101.
- ⁴¹ UGIF と表記される、L'Union générale des israélites de France のこと。安原・前掲書、では「在仏ユダヤ教徒総連合」という訳が用いられているため、本論でもこの名称を用いた。マルティネスとスコット・ディ・コヴェラによると、「在仏ユダヤ教徒総連合」はドイツの要望を受け、ヴィシー政権により1941年11月29日の法によりに設立された。（Voir Gilles Martinez et Thierry Scotto di Covella, *La France de 1939 à 1945 Le régime de Vichy, l'Occupation, la Libération*, coll. « MÉMO SEUIL », Éditions de Seuil, Paris, 1997, pp.35-36）渡辺和行は、「在仏ユダヤ教徒総連合」はヴィシー政権が設置した「ユダヤ人問題総合委員会」（Commissariat général aux questions juives, CGQJ）に支配された組織で、大ブルジョワのユダヤ人指導者たちが、貧しい東欧や外国籍のユダヤ人を優先的にドイツに引き渡したことを指摘している。（渡辺・前掲書140-141頁参照）
- ⁴² Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), p.106.
- ⁴³ 本作品にも、この職員の意図を示す一文がある。「メットレーの刑務所—彼らがドラを送りたかった子供の感化院の一つ」 *Ibid.*, p.138.
- ⁴⁴ しかしながら、モディアノが本作品において、パリ12区にあったロスチャイルド孤児院において両親が既に検挙されていたユダヤ人の子供たちが検挙された（1943年）ことに触れているように、孤児院の中にも一斉検挙の標的となるものがあつた。（Voir *Ibid.*, p.49.）
- ⁴⁵ 本作品には、ユダヤ人で構成される職員と幹部は当初

- は検挙を免れたが、1943年からは「在仏ユダヤ教徒総連合」の職員や幹部あわせて数百名が検挙され収容所へと送られたとの記載がある。(Voir *Ibid.*, p.107.)
- ⁴⁶ 渡辺も「在仏ユダヤ教徒総連合」が移民のユダヤ人が検挙され、子供が逮捕されても何も救援しなかったことを指摘している。(渡辺・前掲書141頁参照)
- ⁴⁷ 「それ(＝トゥーレルの収容所)は1940年10月に、法律に「違反した」外国人ユダヤ人を収容するために設置された。しかし1941年から男性達が直接ドランシーやロワレの収容所へ送られる時、ドイツのオールドナンスに違反するユダヤ人女性達だけが共産主義者や普通犯と同様にトゥーレルへ送られる。」Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), pp.60-61.
- ⁴⁸ 第8回オールドナンスでは、1942年6月7日からユダヤ人に「ユダヤの星」の着用を義務付けた。違反した場合、16歳以上のユダヤ人は検挙された。(Voir *Ibid.*, pp.102-104.)
- ⁴⁹ *Ibid.*, pp.109-110.
- ⁵⁰ ドイツの要求に反し、当初ヴィシー政権はフランス国籍のユダヤ人を強制収容所へ送ることに反対し、外国籍のユダヤ人を強制収容所に送るよう定めていた。しかし法律違反、一斉検挙での摘発、ドイツのオールドナンスへの違反、レジスタンス活動などに関わった場合はフランス国籍のユダヤ人であっても検挙された。次第に検挙の対象はフランス国籍のユダヤ人や子供たちへと広げられた。マルティネスとスコット・ディ・コヴェラは、占領時代に犠牲になったフランス在住のユダヤ人の内、「外国籍のユダヤ人は犠牲者の多くを占めている：彼らのうちの30%が亡くなった。フランス国籍のユダヤ人の割合は16%である」と記している。Gilles Martinez et Thierry Scotto di Covella, *op. cit.*, pp.36-37.
- ⁵¹ 当時、警察はユダヤ人などのトゥーレルへの収容を判事の介入なく決定することができた。「1940年10月末、警視庁によりトゥーレルの兵舎に収容所が設置され、物資の供給はセーヌ県庁、武装警護はもっぱらフランス憲兵により行われた。行政上の強制収容は判事の介入なく、違反に関わることもなく、一般には時間の制限なく、警察により決定された監禁である。」Musée de l'Histoire vivante, « LE CAMP D'INTERNEMENT DES TOURELLES 1940-1944 », <http://www.museehistoirevivante.fr/expositions/anciennes-expositions/le-camp-d-internement-des-tourelles-1940-1944> (2021年8月5日)
- ⁵² Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), p.143,
- ⁵³ « Documents et photographies », Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012.
- ⁵⁴ 「この列車で輸送されたユダヤ人は一千人、うち到着後ただちにガス室送りとなったものは八百五十九人、強制労働に従事させられた者は男性三十一人、女性百十人、そして一九四五年時点での生存者は男性二十一人」とある。パトリック・モディアノ著、白井成雄訳、前掲書180頁
- ⁵⁵ ドラの母は、1942年7月16日にデル・ヴィヴの一斉検挙で一度検挙されドランシーに収容されたが、ブタペスト生まれで当時はハンガリー出身のユダヤ人には収容所へ送られる命令が出ていなかったため、1週間後に釈放されている。その後、再び検挙され1943年1月9日に再びドランシーに送られ、同年2月11日にアウシュビッツへと送られている。(Voir Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), pp.143-144.)
- ⁵⁶ « Documents et photographies », Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012.
- ⁵⁷ Patrick Modiano, *op. cit.* (n.5), pp.144-145.
- ⁵⁸ クラルスフェルトはモディアノに、最初の脱走後1942年6月までにドラが一度検挙されトゥーレルの収容所に収容された後、両親または母のもとに返された可能性を伝えている。(Voir « Correspondance Modiano/ Klarsfeld » Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012, p.186.) しかし、本作品ではドラが2月に検挙された可能性が考慮されるにとどまり、確証となる手掛かりは示されていない。
- ⁵⁹ Le Monde, *op. cit.* (n.9)
- ⁶⁰ France 5, *op. cit.* (n.12)
- ⁶¹ Mireille Hilsum « Serge Klarsfeld/ Patrick Modiano : enjeux d'une occultation », Heck et Guidée, *L'Herne Modiano*, 2012, p.190.
- ⁶² Patrick Modiano, *op. cit.* (n.17), p.176.

乾岔子島事件の背景と関東軍の初期対応

—ソ連砲艇撃沈までを中心に—

笠原 孝太

Kota KASAHARA. A Study of the Background of the Kanchazu Island Incident and the Initial Action of the Kwantung Army —Focusing on Issues up to the Sinking of a Soviet Gunboat. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.93-102.

This study clarifies the background of the Kanchazu Island incident, which is a border dispute between Manchuria and the Soviet Union that broke out in 1937, and the initial response of the Kwantung Army. The strategic value of Kanchazu Island and the diplomatic negotiations between the Soviet Union and Manchuria before the incident will be clarified using Japanese historical materials. In addition, Soviet newspaper reports at the time prove that the incident was not a Soviet use of force policy. Finally, we will clarify the state of confusion within the Kwantung Army Command during the initial response stage.

はじめに

1937年に勃発した乾岔子島事件は、満洲国とソ連の国境だったアムール川（黒龍江）の中州を巡る紛争であり、実態は日ソ国境紛争であった。

事件の概要は次のとおりである。1937年6月19日、乾岔子島に約20名のソ連国境警備兵が上陸して、所在の満人点灯夫、採金夫に退去を命じ、その後上流の金阿穆河島チンアムホウにも約40名のソ連国境警備兵が上陸して満人に立ち退きを要求した。

この出来事を知った日本の参謀本部は、6月24日に次長（今井清中将）電により、関東軍に強い態度を求めた。関東軍は直ちに第一師団に出動を準備させたが、その後参謀本部第一部長だった石原莞爾少将が本格的な対ソ戦への発展を危惧し、今井次長を説得した結果、関東軍に対して武力行使中止を伝達した。

武力行使の準備と並行して行われていた外交交渉の成果により、事態収束の目途も立っていたが、6月30日にソ連の砲艇3隻が乾岔子島及び金阿穆河島の南側水道に侵入し、満洲国側に展開していた第一師団隷下部隊に射撃を加えた。これに対して同部隊は反撃を加えソ連砲艇一隻を撃沈し、一隻に損傷を与えた。

事態は著しく緊迫化したが、日ソ双方が自制したためにそれ以上悪化することはなく、7月2日にモスクワでの外交交渉が成立し、ソ連が国境警備兵を引き上げることを約束し乾岔子島事件は落ち着いた⁽¹⁾。

ソ連砲艇撃沈という重大な結果にはなったものの、本格的な武力紛争には発展しなかったため、乾岔子島事件は他の大規模国境紛争である張鼓峰事件（1938年）やノモンハン事件（1939年）と比較するとその規模は小さい。

こうした理由もあり乾岔子島事件の先行研究は少ないが、この事件はアムール川という国境河川上の紛争だったという点において、他の大規模国境紛争とは異なる特徴がある。したがってその実態を解明することは、当時の日ソ関係の一面を理解する上で欠かすことが出来ない作業である。その作業の第一歩として、本論文では乾岔子島事件で日本軍がソ連砲艇を撃沈するまでの期間に焦点を当てて検討する。

まず、当時乾岔子島が有していた戦略上の価値や事件前に行われた領有権をめぐるソ連側の外交上の抗議から事件の背景を明らかにする。

次にソ連国境警備兵が乾岔子島に上陸した理由として、日本の先行研究で指摘されている「対内

政策説」(後述)について検討する。当時ソ連国内で乾岔子島事件がどのように報じられたのかを調査することで、「対内政策説」の矛盾を明らかにする。

最後に日本側の一次史料と先行研究から、事件勃発当初の関東軍司令部内の対応を明らかにして日本側の事件史研究を進展させる。

本論文は、上記課題の検討により日ソ関係史を構成する乾岔子島事件の部分的解明を試みるものである。

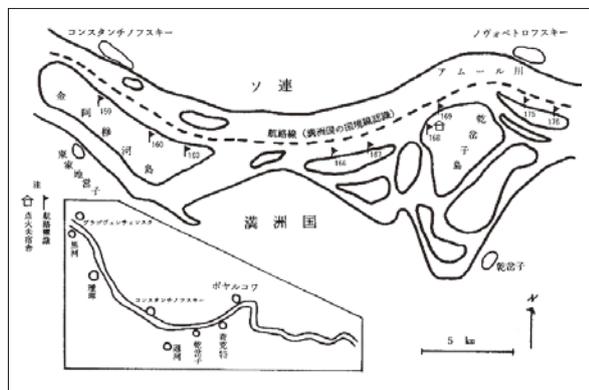


図1 乾岔子島・金阿穆河島周辺及び満洲国の国境認識要図

出典：外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇国境問題」『週報』(第39号, 1937年) 19頁を基に筆者作成。

1. 乾岔子島の価値と事件前の抗議

(1) 戦略上の価値

乾岔子島事件は、ソ連が占領に打って出た理由については諸説あるものの、満洲国とソ連が互いに帰属を主張していた中州を巡る国境紛争であったことに違いはない。

同様の国境紛争として、乾岔子島事件の翌年(1938年)に勃発した張鼓峰事件が挙げられる。張鼓峰事件は、満洲国とソ連が互いに帰属を主張していた峰(張鼓峰)を巡って勃発した、事実上の日ソ紛争であった。張鼓峰事件では、満洲国及び日本とソ連の双方が張鼓峰に戦略的価値を見出していたことが明らかになっており、峰の帰属や国境線問題だけでなく、戦略上の要衝を巡る武力紛争でもあった⁽²⁾。

張鼓峰事件の研究成果を参考にすると、乾岔子島事件でも乾岔子島と金阿穆河島には帰属問題だ

けではなく戦略上の価値があったと考えられる。そこで満洲国の防衛を担っていた日本と相手であるソ連の立場から両島の戦略上の価値を検討する。

日本は、ソ連が乾岔子島及び金阿穆河島を占領した場合、有事の際にそこから労農赤軍(以下、赤軍と表記)が満洲国に侵入して、霍爾莫津と奇克特の間を遮断し、孫呉方面へ侵攻することを懸念していた(図2参照)。満洲国の防衛を担う日本にとって、赤軍のアムール川渡河作戦の足場になる得る両島が、満洲国に帰属していることは戦略上重要であった⁽³⁾。

また日本は、当時ソ連が沿海州に強大な航空基地群を保有していたことから、万が一ソ連開戦となった場合、赤色空軍が直ちに日本内地への爆撃を敢行することを予想していた。当然、日本としてはこの企図を阻止しなければならず、そのためには関東軍の主力を逸早く沿海州方面に進出させる必要があった。したがって、満洲国の北部国境方面では、残された最小限の兵力で赤軍の侵入を阻止しなければならなかった。

北部方面で赤軍が侵攻するのであれば、目標は黒河と瑯環の二都市であるが、国境要塞だけでは赤軍の侵攻を阻止できないため、関東軍としては奇克特方面からアムール川を渡河して侵攻してくるソ連軍の左側背に迫る必要があった⁽⁴⁾。つまり、関東軍も日ソ開戦時の満洲国防衛のために北部国境でのアムール川渡河作戦を想定しており、乾岔子島はその枢軸として戦略上極めて重要だった。

日本側が渡河作戦における戦略的価値を見出していたのと同様に、ソ連側も乾岔子島に対して戦略上の価値を見出していた。ソ連の懸念は日本軍の渡河によるブラゴヴェシチェンスク占領とシベリア鉄道の中断であった。

当時のブラゴヴェシチェンスクは、人口約6万人の都市であり、北部国境地帯における赤軍の根拠地にもなっていた⁽⁵⁾。同市の防衛のため、ソ連は満洲事変後の1932年春からブラゴヴェシチェンスク周辺のトーチカ工事に着手し、翌33年9月には主要トーチカ陣地帯を完成させていた。さらに後方陣地を設けるとともに、既設の拠点に対しても鋭意補強策を講じていた⁽⁶⁾。

ソ連がブラゴヴェシチェンスクの防御を固めていた理由は、そこが大きな都市だったからだけでなく、シベリア鉄道のアキレス腱になっていたからである。

当時のソ連の用兵の根幹は鉄道だったため、鉄道と国境線が接近する箇所は、おのずと要衝になっていた。ソ連ではシベリア鉄道が東西を横一線に走っていた一方で、満洲国の鉄道は南北を縦に走る線が多かった⁽⁷⁾。このためソ連は、鉄道による日本軍の国境地帯への兵力集中と、アムール川渡河によるシベリア鉄道中断の可能性に大きな懸念を抱いていた。中でも満洲国の北黒線は黒河まで伸びており、黒河はアムール川の川幅わずか500mを隔ててブラゴヴェシチェンスクと相對していた⁽⁸⁾。

ブラゴヴェシチェンスクにはウスリー鉄道の支線が伸びていることから、同市が日本軍に制圧されれば、ウスリー鉄道を經由して一気にシベリア鉄道が中断されることが予想された（図2参照）。乾岔子島がアムール川の渡河に重要な役割を果たす以上、ソ連としてはその帰属に注意を払わざるを得なかったのである。

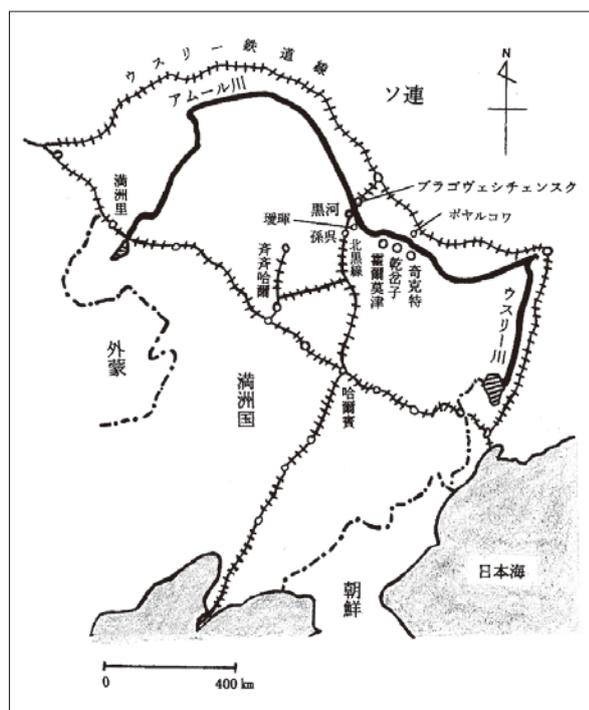


図2 満ソ国境河川及び鉄道要図

出典：防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉対ソ戦備ノモンハン事件』（朝雲新聞社、1969年）挿図第七（67頁）及び挿図第四十二（330頁）を基に筆者作成。

このように乾岔子島はただの中州ではなく、日ソ両軍が戦略上の価値を見出していた要衝だったと評価できる。

（2）事件前の出来事

事件直後、日本の外務省情報部は『週報』（第39号）で、乾岔子島と金阿穆河島には、満洲国の採金夫や漁業従事者が居住しており、そこに生活実態があったことや、1934年9月に満洲国哈爾濱航政局とソヴィエト連邦アムール国立船舶局との間で締結された水路協定第5条に則って、満洲国側が乾岔子島及び金阿穆河島に航路標識を設置したことを説明している⁽⁹⁾。

そして乾岔子島には航路標識の管理のために満洲国航政局員が常在していたが、ソ連側もこれらの事実を承認しており、乾岔子島事件が勃発するまで、「嘗て何等の問題も起こったことはなかった⁽¹⁰⁾」と主張している。

こうしたことから、乾岔子島事件は1937年6月19日に、かつて一度も問題になったことがない満洲国帰属の中州にソ連国境警備兵が突然上陸してきた事件として理解されている。しかしながら、実際は当該両島については、事件以前にソ連から満洲国に対して帰属を主張する外交上の抗議が行われており、ソ連は両島について明確に問題意識を持っていた。

管見の限り最も古い記録は、水路協定締結直後の1934年10月1日に駐哈爾濱ソ連総領事代理ニコライ・ライヴィド⁽¹¹⁾が満洲国外交部特派員施廉本宛に提出した抗議文である。

抗議文では、下記の五つの事例を取り上げて、それらが満洲国中央部の命令に依る地方官憲の計画的かつ組織的傾向を持つ、ソ連領土の不法占領であると注意喚起を行った。

- （一）1934年6月16日7名（白衛兵4名、満洲国人3名）からなる一団がソ連領センヌハ島（乾岔子島）に現れて、同島において採金工作を開始した。
- （二）同年7月20日センヌハ島の東北に当たる一島上に、12名（白衛兵8名、日本人3名、満洲人1名）の武装した一団が上陸した。
- （三）同年9月14日汽船「安寧号」がコンスタン

チノフスコエ村対岸のソ連領ポリショイ島（金阿穆河島）に近付き同島所在のソ連漁夫4名を逮捕し、汽船に連行した上訊問を行った。満洲国官憲は暫時彼らを抑留し、あたかも国境侵犯行為を行ったかの如き調書に署名を強要した。

(四) 同年9月15日午前11時30分、汽船「安寧号」がソ連領マールイ島（乾岔子島東北）に停泊し白系露人6名、日満人各1名を上陸させた。

上陸者は測量工事の執行に着手した。そして同島にいたソ連人民に対して、アムール川の島はあたかも全て満洲国に移譲され、かつ上陸一団は彼等全員を逮捕すべき指令を有する旨声明した。

9月14日のポリショイ島に於けるソ連人の抑留の時も、同一団は上記諸島の占有を決定する満洲国官憲の当該指令を有する旨声明した。

(五) 同年9月18日センヌハ島に約100名から成る満洲国人の大集団が上陸し、島内において大規模な金の洗鉢に着手した⁽¹²⁾。

ライヴィドは、満洲国側の国境侵犯の例はこれだけではないが、上記案件は「極めて重大なる意義を有する」事例だとして、施履本に対して「深甚なる注意」の喚起を促した⁽¹³⁾。

そして、満洲国官憲による公然たる占領は「極めて深大な不安を醸成する」ことから、原状回復のために満洲国側が「緊急なる手段を採用」するべきだと要請した⁽¹⁴⁾。

この時ライヴィドが当該諸島をソ連領と認識している根拠としたのが、1860年の北京条約の付属地図である。

北京条約では、第一条で清と帝政ロシアの国境をアムール川とすることを確認し、条文内容を地図上に示すことにした。この時ロシア側はアムール川に赤線を引いた地図を用意し、露清両代表がこれに署名調印した。条文では「両国の東部国境は什勒喀、額爾古訥兩河の会流する処より即ち黒龍江に順いて下行し該江の烏蘇里河と会する処に至る其の北辺の地は露国に属し其の南辺の地の烏蘇里河口に至る迄の有らゆる地方は中国に属し⁽¹⁵⁾」とだけ定めており、川のどの部分を国境線が通るかは明示されていなかった。しかし地図上に書き込まれた赤線がアムール川の主要な中州の大部分

をロシア側に取り込むように引かれていたため、同条約を引き継いだソ連は乾岔子島をはじめアムール川の主要な中州の領有を主張した⁽¹⁶⁾。

満洲国は1932年3月1日の『建国宣言』の中で、「中華民國以前各国ト定ムル所ノ条約、債務ノ滿蒙新国領土以内ニ属スルモノハ、皆国際慣例ニ照シ継続承認⁽¹⁷⁾」することを宣布しており北京条約も引き継いでいた。

また日本も1932年3月12日に閣議決定した『滿蒙新国家成立ニ伴フ対外関係処理要綱』の中で、「新国家ト帝国及第三国トノ関係ニ関シテハ新国家ヲシテ既存条約尊重ノ建前ヲ執ラシムル⁽¹⁸⁾」として、満洲国が関係する既存条約を引き継ぐことを認めていた。

ライヴィドは、北京条約を満洲国が引き継いでいることは満洲国自らが建国時に宣言していることだとして、乾岔子島、金阿穆河島、マールイ島がソ連に帰属することは明白であり、国境の不法侵犯は疑いの余地がないと声明した。

また国境における治安保障のために、満洲国政府が当該諸官憲に対して将来において同様の行動を許さないことと、国境侵犯ないし国境における事態を紛糾させる事件を惹起しようとする者を処罰するべきだと主張した。そして、それらの手段を講じなかった場合、この種の国境侵犯によって起こり得るあらゆる結果に対する全責任は満洲国政府が負うべきであると警告した⁽¹⁹⁾。

この時のライヴィドの抗議は、過去の同様の抗議や交渉を振り返ることなく、北京条約の地図の存在を明らかにし当該諸島の領有を主張しているため、おそらく乾岔子島をめぐるソ連が満洲国に外交的抗議を行った最初の出来事だったと考えられる。

次に確認できる記録は、1935年4月1日にソ連総領事館から北滿特派員公署に提出された覚書である。この時もソ連側は、満洲国住民によるソ連領ポリショイ島への数回にわたる不法侵入について抗議した。ソ連側が指摘した具体的な内容は次の通りである。

(一) 1935年2月25日、6名が同島に上陸し柳枝の伐採を行った。

(二) 同年2月27日、同一団は荷馬車4輛を擁して該島に現れ、土房を築造し柳枝の伐採を続行した。
 (三) 同年3月1日も同島に数名の満人を確認した。
 (四) 同年3月3日、19名が荷馬車3輛を伴って現れた。
 (五) 同年3月15日、7名が同島河岸において金の洗鉱を行った⁽²⁰⁾。

また、この時ソ連側は満洲国住民の該島に対する不法侵入に関しては、前述のとおり1934年10月1日にライヴィドが抗議を行ったが、遺憾ながら満洲国側からの不法侵犯は続いていると声明した⁽²¹⁾。

こうした記録から、乾岔子島及び金阿穆河島は乾岔子島事件まで何らの問題もなかった島ではなく、満ソ間の外交問題として取り上げられていた懸案の島だったといえる。

2. 「対内政策説」の検討

(1) 先行研究の二つの説

事件前からソ連が領有を主張していたことが明らかになったとはいえ、ソ連国境警備兵が乾岔子島に上陸した正確な意図は、ソ連側の史料が不足していることもあり未だに不明である。しかしながら、日本の先行研究では二つの説が有力視されている。

一つは主に茂森唯士が主張した「地方的原因説」である。茂森は事件発生直後に二つの論考を発表しており、いずれも事件当時の分析として貴重である⁽²²⁾。

茂森は、乾岔子島事件はソ連中央の深い意図や計画的なものではなく、全く「地方的原因」に起因した紛争だったと論じている⁽²³⁾。茂森の指摘する地方的な原因とは、ソ連側によるポヤルコワ水道の封鎖と満洲国砲艦の強行突破である。

1934年9月4日に満ソ対等の立場で、国境河川に於ける船舶航行の安全を図るために水路協定が締結されたが⁽²⁴⁾、1937年4月30日付でソ連が一方的に同協定の破棄を通告し、5月13日満洲国が接受した⁽²⁵⁾。直後からソ連は乾岔子島の下流に位置する都市ポヤルコワの前に浮かぶ三角州の南

側（満洲国側）を通る水路が主水路、すなわち国境であると主張し、三角州と本来の主水路である北側水路（ソ連側、ポヤルコワ水道）を自国の管轄として一方的に封鎖した⁽²⁶⁾。しかし、この主張および行為は国境河川の自由航行を認めた1858年の璦琿条約に違反するものであり満洲国としては受け入れられなかった。そこで満洲国は5月31日砲艦2隻をもって、ソ連側の航路変更の警告を無視してポヤルコワ水道を突破した⁽²⁷⁾。

ソ連国境警備隊は結果的に黙許的態度で満洲国の“国境侵犯”を許すことになり、その任務を果たすことができなかった。彼らはその責任を追及されることを恐れ、ポヤルコワ水道の不名誉を挽回するために、乾岔子島と金阿穆河島の不法占領に打って出たという説である⁽²⁸⁾。

もう一つは、ミハイル・トゥハチェフスキー粛清に関連した「対内政策説」である。乾岔子島にソ連国境警備兵が上陸する直前の1937年6月11日に、ソ連国内ではトゥハチェフスキー元帥以下8名の軍人に対して死刑判決が下され、直後に銃殺された。この粛清は、ソ連内外に大きな衝撃をもって報じられ、世界の注目を集めた。こうしたことから粛清に対するソ連国内の不安や関心を外に逸らすために、乾岔子島の占領が行われたという説である。

この説は、諸論考において様々な考察が加えられているため、主要なものを整理しておく。

平竹傳三は、乾岔子島事件をソ連の「対内政策」と「対外政策」の両面によるものであると論じている。粛清へのソ連人民の注目を外に逸らすための「対内政策」だけでなく、粛清による赤軍の弱体化を疑う国外の声に対して、依然として強力な統制とそれによる積極的行動能力を有していることを宣伝するための「対外政策」の一面もあったと指摘している⁽²⁹⁾。

稲原勝治は、国内の注意が当局にとって厄介な性質を帯びている時に、それを国外に向ける「対内政策」を政治の常套手段として理解した上で、粛清を行っていたヨシフ・スターリンは内政に問題を抱えていたとみるべきで、乾岔子島のような中州を巡り日本と本格的な大規模紛争になれば、スターリン自身の立場を危うくする可能性があっ

たと指摘している。このことから、リスクを顧みず乾岔子島を占領したことは、当時スターリンが日本に対し戦意なしと見極めていたからだと論じている⁽³⁰⁾。

一方で嘉治隆一は、アムール川の両岸は満洲国とソ連の領土として確定されており、そこに疑いや問題が生じる余地はないため、ソ連としては軍事衝突の限度を見極めていたと指摘している⁽³¹⁾。確かに係争地が中州だけであれば、相当限定された局地戦が想定される。つまり嘉治の主張をそのまま理解すれば、日本に対し戦意がなかったのではなく、むしろソ連に対し戦意がなかったと解釈できる。

「地方的原因説」と「対内政策説」のいずれも説得力を持つが、日本の公刊戦史『戦史叢書 関東軍〈1〉』では、ソ連の乾岔子島占領の動機について、ソ連が瑯珞条約と北京条約によって両島がソ連領であるという自らの主張に対して既成事実を作ろうとしたとみる向きが多いと記述しており、どちらかの説を有力視する態度はとっていない⁽³²⁾。

(2) 報道からみる「対内政策説」の検証

本稿では二つの説の内、現時点の資料状況から「対内政策説」を検証する。「対内政策説」の検証に有効な手段は、当時のソ連国内の宣伝を考察することである。ソ連が粛清の混乱から人民の注意を逸らしたかったのであれば、僻地の中州を占領するだけでなくその事実を広く人民に報じ、大々的な対日非難キャンペーンを打つはずである。

しかしながら当時のソヴィエト連邦共産党の機関紙『プラウダ』では、乾岔子島事件については、2回しか記事に出ておらずその扱いも小さい。第一報こそ一面に掲載されているが簡潔な紹介のみである。以下記事の全文である。

「いつもの日満の挑発」

ブラゴヴェシチェンスク。6月29日アムール川のシチェフスキー（センヌハ）島地域で日満側の汽艇がソ連国境警備所を射撃した。ソ連国境警備所側の応射後、日満人はアムール川の満洲国側の岸から、ソ連側江岸付近を往復していた我々の国境警備艇に砲撃を開始

し、この船は沈んだ。国境警備艇に乗船していた2名が死亡し、3名が負傷した。日満側の汽艇は我々のいくつかの国境警備艇を曳船し、ソ連側の岸まで届けた。（タス）⁽³³⁾

記事は日満側が先に射撃したようになっていたり、最後は日満側がソ連の汽艇を曳船してソ連側に届けたことになっていたりと事実関係に誤認もあるが、第一報としてそこは大きな問題ではない。

重要なのは『プラウダ』の一面に掲載されながら、タス通信の報道を転載しているだけで、そこに何の論評も加えられていないことである。もし乾岔子島事件が人民の扇動目的で準備された作戦だったのであれば、ソ連砲艇の撃沈など格好のプロパガンダ材料になり、ソ連の正当性と日満側の行動を痛烈に非難する一大キャンペーンが行われたはずである。しかしながら『プラウダ』ではそういった様子は全くみられず、いわば地方のニュースとして報じられただけであった。

いくら衝突が小規模だったとはいえ、乾岔子島の占領が「対内政策」であれば、タス通信を転載して概要の報道で終わることはあり得ない。こうした点からみて「対内政策説」の根拠は薄弱といえる。

3. 関東軍司令部内の動き

次にソ連国境警備兵が両島に上陸した後の関東軍司令部の対応を考察する。1937年6月19日のソ連国境警備兵の上陸を確認した満洲国軍の江防艦隊は、直ちに関東軍司令部に「ソ連軍の一部が乾岔子島を占領して、当方既設の航路標識を撤去したため、我船舶の通航に支障を生ずるに至った」旨報告した⁽³⁴⁾。

当時、満洲国の北部国境の防衛を担当していたのは、第一師団（河村恭輔中将）であり、第一師団からも時をほぼ同じくして、関東軍司令部に「更に詳細偵察中」との報告が寄せられた⁽³⁵⁾。

第一師団は、前年の5月に渡満したばかりで、二・二六事件で負った不名誉を広漠不毛の転地で癒しつつ、日夜訓練に励み、士気を一新して真面目に北方最前線の防衛任務に当たっていた⁽³⁶⁾。

6月22日、関東軍は参謀長（東條英機中将）電を以て次の通り東京に報告した。

十九日「ボルショイ」島ニ「ソ」兵上陸シ採金作業中ノ満人苦力四十名ニ退去ヲ要求シ其ノ一部ハ拉致セラレ同日「センマハ」島ニ於テ「ソ」兵約二十名進入シ並ニ二十日朝満軍ノ一部（兵力十七名）「カンチャズ」北方ニ於テ「ソ」軍砲艦ト交戦ス⁽³⁷⁾（引用者注－島名表記は原文ママ）

同時に関東軍が本来負っている国境防衛の任務上の当然の措置として、上陸ソ連国境警備兵への反撃と国境線回復のための諸準備を開始した⁽³⁸⁾。

第一課の作戦参謀らは、たとえ軍司令部内であってもその反撃企図が漏洩しないよう一度定刻で退庁して日没後に密かに再当庁し、三階の作戦室のブラインドを締め切って、汗を拭きながら事態の研究を重ねた⁽³⁹⁾。

6月24日、参謀本部は次長電をもって、関東軍参謀長に次のような要求を行った。

満洲国領タル事明確ナル領土ガ「ソ」兵ニ依ツテ不法占有セラル、時ハ我が将来作戦ニ及ス影響重大ナル考ヘニ付今後共機宜ノ処置ニ依リ旧態保持ニ努メラレム事ヲ要望ス⁽⁴⁰⁾

この要望に応えるため、関東軍は直ちに第一師団に対して、出動の準備をさせるとともに、一部の航空部隊を極秘裏に北安飛行場に展開させて事態の急転に備えた⁽⁴¹⁾。

そして既に第一師団の実力で失地回復を図る決意を固めていた関東軍は、「武力奪回」の意見具申のため、今村均参謀副長を中央に派遣した⁽⁴²⁾。

この関東軍の意見具申は、参謀本部作戦部を中心とした中央部に、重大な選択を迫ることになった。すなわち乾岔子島の作戦を、対ソ全面戦争を覚悟して行うか、それとも戦局を制限して行うかである。

参謀本部作戦課では、全員が対ソ戦争は避けるべきという不拡大主義を主張し、作戦課に同意した石原莞爾第一部長が、今井参謀次長に「つとめ

て戦局を拡大せしめない方法に出なければならない」と意見具申した。

6月28日、今井参謀次長は海軍の意見を求めるため、軍令部第一部長近藤信竹少将および第一課長福留繁大佐に来訪を求めた。今井参謀次長に関東軍の武力奪回の希望について意見を求められた近藤少将は、「事件拡大の意思がないならば、これを行うのは不可である」と回答した。

不拡大主義の参謀本部と意見が一致したこともあり、事態収拾に向けたその後の対処は、外交交渉を優先することで陸海軍の意見が一致した。

これを受けて同日夜、今村参謀副長から関東軍に対して、中央の方針として武力行使を中止するよう打電させた⁽⁴³⁾。この時の電報は確認できないが、『中山少将随想日誌』によれば、次のような臨令の形だったようである。

臨令（引用者注－番号不明）

乾岔子島に対する6月28日以後の攻撃は中止すべし⁽⁴⁴⁾

「機宜ノ処置ニ依リ旧態保持」の当初の要望から、急転直下の作戦中止命令を受け取った関東軍司令部内は大揉めとなった。

臨令に目を通した東條参謀長は、臨令は天皇の勅令であるという認識に基づいて、「あっさり中止したらどうか」と臨令に従う様子のみせたが、臨令は勅令ではなく参謀総長の命令であるとの周囲の反論もあり、関係書類の調査などで時間を潰していた。

また、第一師団と関係部課に対して、臨令に従って単に中止というだけでは関東軍命令にはならないという特異な理屈も存在し、今後の対応について作戦室で検討が行われた。

その結果、「軍の企図した6月28日以後の乾岔子島に対する奪還攻撃の実施は、一時これを中止し、各兵団部隊は概ね現在の態勢にあって今後の作戦を準備しつつ状況の推移を暫く見守る」とし、第一師団および隷下諸部隊に対しては「ソ軍がもし満洲国内に更に侵入する等のことある場合には、直ちにこれに対し反撃に転じ得る態勢も在らしめることを適当とする」との結論に達した⁽⁴⁵⁾。

この結論は、臨令による作戦「中止」を「一時的な中止」に変換し、作戦の準備を継続するなど疑問が残る部分はあるが、自制的な態度に転換した内容にみえる。しかし、その真意は別のところにあったようである。

同日午後9時頃、綾部橘樹作戦主任と中山貞武作戦課参謀は作戦課の出した案に決裁を貰うため東條参謀長のもとを訪ねた。そして、相手を弱いと認めれば付け上がるソ連に対して、このまま泣き寝入りすることは危険だと強調しつつ、関東軍として和戦両様で事態の推移を見守り、好機を捉えて島を奪還することが、関東軍の任務遂行上必要であり、この方策が臨令と軍の実情を調整する「最後の一线」であると説明した⁽⁴⁶⁾。

つまり作戦課の出した、ソ連軍がさらなる侵攻に出た場合に反撃に転じるという案は、結局のところ好機を捉えて実行する「乾岔子島奪還作戦」の継続に他ならなかったのである。

作戦課の説明を受けた東條参謀長は、特に反駁を加えることは無かったが、同意することもなく、ただ「あまり拘ってむきにならずに、あっさり中止したらどうか」と繰り返すだけであった。

東條参謀長が明言しなかったのは、作戦課が折れて自発的に案を撤回することを期待していたからであったが、両者譲らずにひたすら時間だけが経過していった。作戦課としては、軍組織の建前上、東條参謀長が「中止」を裁断するのであればそれに従うつもりであったが、懸命な研究の末に出した案を自発的に撤回するつもりはなかった⁽⁴⁷⁾。

紫煙とコーヒーで強烈な香が漂う室内での東條参謀長との我慢比べは、夜明けまで続いた。ついに翌6月29日午前4時⁽⁴⁸⁾になり、外が薄明るくなってきたころ東條参謀長は「では作戦課の案を採用しよう」と決定意思を表明した⁽⁴⁹⁾。

東條英機は、不本意な時は斜めにサインしたり、印鑑を左手で逆に押したりする癖があったが、この時も作戦課案に斜めにサインした。その後すぐに植田謙吉軍司令官の決裁を受け、謄写印刷したものを早暁、飛行機で関係方面に伝達した⁽⁵⁰⁾。

その一方で、同29日にアムール州一帯を担当していたとみられる赤軍3個狙撃師団の内1個師団が夏季野営を中止して、両島対岸地区に移動を開

始したという情報を得た石原部長は、改めて武力行使中止の意を固め、自ら関東軍司令官に対してその意を示達した⁽⁵¹⁾。

おわりに

関東軍内で一応の方針が決まった翌日の6月30日、乾岔子島周辺でソ連砲艇3隻が明らかに満洲国の領域に侵入した上、川岸に展開していた日本軍を射撃したため日本軍が応射しソ連砲艇一隻を撃沈した。結果的に作戦を「一時中止」としていた関東軍は、好機を得て反撃することに成功した。

一方で日本政府は事態の紛糾を危惧し、直ちにモスクワの重光葵大使を通じて嚴重な抗議を申し入れた。意外にもマクシム・リトヴィノフ外務人民委員が日本の抗議を受け入れて、乾岔子島、金阿穆河島及びその周辺に集中していた兵力、艦艇等の撤収を約束しこれを実行したため乾岔子島事件は終結した⁽⁵²⁾。

乾岔子島事件は、従来の評価では満ソ国境河川に浮かぶ中州の帰属をめぐる紛争に過ぎなかった。しかしながら、本研究においてその中州である乾岔子・金阿穆河の両島が日本・満洲国・ソ連のいずれにとっても戦略上重要な価値を有していたことが明らかになった。すなわち、いずれも将来的な日ソ開戦時のアムール川渡河作戦の要として具体的な利用価値を見出しており、特にソ連にとっては乾岔子島周辺地帯が鉄道と国境が接近する要衝となっていた。こうしたことから乾岔子島事件の評価は、戦略的要衝をめぐる満ソ国境紛争と改めるべきであろう。

「対内政策説」については、当時のソ連の報道からこれを否定したが、こうした戦略上の要衝で冒険することは、ソ連にとってあまりにもリスクが大きかったともいえ、やはり現実的な説ではないと判断できる。

関東軍については、乾岔子島事件の初期対応で中央に対して強い不満を抱きつつも、最終的にソ連砲艇を撃沈したことで溜飲を下げた。しかしながら、この出来事こそが武力行使で強気に出れば、最後はソ連が譲歩するという誤った対ソ認識の醸成につながった原因ではないだろうか。

そうであれば、乾岔子島事件は関東軍と中央との関係や、その後の対ソ国境紛争処理の態度に大きな影響を与えた極めて重要な国境紛争だったと評価できる。

-
- (1) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉対ソ戦備ノモンハン事件』(朝雲新聞社、1969年)(以下、『戦史叢書』と略す) 332-335頁。
- (2) 笠原孝太『日ソ張鼓峯事件史』(錦正社、2015年) 58-59頁。
- (3) 『戦史叢書』332頁。
- (4) 『中山少将随想日誌 乾岔子から蒙疆まで』(以下、『中山少将随想日誌』と略す)。(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵。中央・戦争指導重要国策文書・827。本史料は防研のカタログでは『中山貞武少将随想日誌 乾岔子から蒙疆まで』となっている。)
- (5) 茂森唯士『日支戦争より日ソ戦争へ』(高山書院、1937年) 205頁。
- (6) 『戦史叢書』222頁。
- (7) 武藤貞一『日支事變と次にくるもの』(新潮社、1937年) 213頁。
- (8) 同上、212頁。
- (9) 外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」『週報』(第39号) 22頁。
- (10) 同上。
- (11) ニコライ・ヤコヴレヴィチ・ライヴィド(Николай Яковлевич Райвид)(1897-1937)。1919年ロシア共産党(ボリシェヴィキ)入党、1934-1935年駐哈爾濱ソ連総領事代理。乾岔子島にソ連国境警備兵が上陸する前日の1937年6月18日に逮捕され10月28日に銃殺。
- (12) 『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号145-147(東京大学社会科学研究所所蔵)。
- (13) 同上、通し番号148。
- (14) 同上。
- (15) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C13010034800(第2画像目)、満ソ国境関係条約集 1689年~1924年(防衛省防衛研究所)。

- (16) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C13010033100(第5画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調(防衛省防衛研究所)。
- (17) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B02030709100(第4-5画像目)、帝国ノ対滿蒙政策関係一件(満洲事変後ニ関スルモノヲ収ム)(A-1-2-0-2)(外務省外交史料館)。
- (18) 稲葉正夫、小林龍夫、島田俊彦、角田順編『太平洋戦争への道 別巻 資料編』(朝日新聞社、1963) 179頁。
- (19) 『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号150。
- (20) 同上、通し番号144-145。
- (21) 同上、通し番号145。
- (22) 茂森の論考については、茂森唯士「乾岔子島事件とその背景」『糧友』(1937年9月号) 56-61頁と茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』がある。
- (23) 茂森「乾岔子島事件とその背景」『糧友』(1937年9月号) 56頁。茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』207頁。
- (24) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C01003024900(第5画像目)、昭和9年「陸満密綴 第17号」自昭和9年9月13日至昭和9年10月11日(防衛省防衛研究所)。外務省欧亜局第一課『日「ソ」交渉史』(巖南堂書店、1942年) 385頁。
- (25) ソ連側が水路協定の破棄を通告した日付について、拙稿「乾岔子島事件に関わる条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討」『日本法学』(第87巻第2号) 77頁では、当時の新聞報道を引用して1937年5月14日としたが、『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号104及び169によれば、ソ連側が同協定の破棄を満洲国側に通告したのは1937年4月30日付で、満洲国がソ連による同協定の破棄を接受したのは5月13日であった。
- (26) 嘉治隆一『東方問題論』(東宛書房、1939年) 220頁。茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』207頁。
- (27) 満洲国の砲艦2隻がポヤルコワ水道を突破した日付について、拙稿「乾岔子島事件に関わ

る条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討』『日本法学』(第87巻第2号) 78-79頁では、嘉治『東方問題』220頁を引用して5月19日としたが、『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号163によれば、ポヤルコワ水道の突破は5月31日であった。

- (28) 茂森「乾岔子島事件とその背景」『糧友』(9月号) 56-57頁。茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』207-208頁。
- (29) 平竹傳三『実地踏査 ソ連極東国境線』(櫻木書房、1941年) 115-116頁。
- (30) 稻原勝治「乾岔子島事件」『国際知識及評論』(第17巻第8号) 36-37頁。
- (31) 嘉治『東方問題論』219頁。
- (32) 『戦史叢書』335頁。
- (33) *Pravda* No. 179, July 1 1937.
- (34) 『中山少将随想日誌』。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 小林龍夫、稲葉正夫、島田俊彦、白井勝美解説『現代史資料(12) 日中戦争4』(1965年、みすず書房)(以下、『現代史資料(12) 日中戦争4』と略す) 499頁。
- (38) 『中山少将随想日誌』。
- (39) 同上。
- (40) 『現代史資料(12) 日中戦争4』499頁。
- (41) 『戦史叢書』333頁。
- (42) 今岡豊『石原莞爾の悲劇』(芙蓉書房、1981年) 200頁。
- (43) 同上、200-201頁。
- (44) 『中山少将随想日誌』。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 『中山少将随想日誌』では「28日の午前4時になってしまい」と記述されているが、この翌日にソ連砲艇撃沈(6月30日の出来事)の緊急電報が入ったと記しているため、「29日の午前4時」に修正の上引用。他にも中山は同史料では、6月29日の出来事としてソ連砲艇撃沈の様子を記述しており、6月28日以降の日付が1日ずれていると思われる。

(49) 『中山少将随想日誌』。

(50) 同上。

(51) 今岡『石原莞爾の悲劇』201頁。

(52) 『戦史叢書』335頁。

【謝辞】 本研究はJSPS科研費JP21K01376の助成を受けたものです。

日中戦争における外務省の和平条件

—昭和13年の「諸基本協定案」について—

岸 田 健 司

Kenji KISHIDA. Peace conditions of Ministry of Foreign Affairs of Japan in the Sino – Japanese War —About “Draft Agreements” of 1938—. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition, February 2022. pp.103-114.

In February 1938, the “China Incident Planning Committee” was established Within the Ministry of Foreign Affairs of Japan to formulate important policies re-garding the Sino—Japanese War. The Planning Committee decided on “Draft Agree-ments” on September 21, the same year. The “Draft Agreements” were the basic policy of the Ministry of Foreign Affairs of Japan for peace conditions with China. However, despite important decisions, previous studies have not studied

this “Draft Agreements”. In addition, as a policy toward China by the Ministry of Foreign Affairs of Japan during this period, the “statement of opinion” by Itaro Ishii, the director of the East Asian Bureau, is drawing attention. The relationship be-tween this “Ishii’s Opinion” and the “Draft Agreements” has not been studied either.

We have considered these two issues. As a result, it became clear that, first of all, the “Draft Agreements” corresponded to the nation policy at that time and was based on the “Thorough Solution Theory” aimed at the fundamental solution of the cause of the conflict. Second, the “Ishii’s Opinion” was based on a “Compromise Solution Theory” aimed at resolving the causes of conflict by first ending the war with “generous peace” and then gradually deepening friendly relations.

はじめに

昭和13（1938）年2月13日、外務省において「支那事変企画委員会」（以後「企画委員会」）設置が省議決定された¹。その「規定」は、「支那事変ニ関連シ外務省ノ機能ヲ最モ総合的且企画的ニ活動セシムルト共ニ各部局間ノ連絡ノ緊密化図ル」²ことを目的としており、以下の事項を職掌とした。

- (イ) 支那事変ニ関スル重要政策ノ調査及立案
- (ロ) 支那事変ニ関シ各課ヨリ提案セラルコトアルヘキ意見ノ審議
- (ハ) 支那事変ニ関シ重要宣伝方策ノ立案
- (ニ) 支那事変ニ関シ省内ノ各部間ノ常時連絡

「企画委員会」の委員長は次官で、委員は各部局長、その下に幹事会と書記局が置かれ、調査部長

が幹事長と書記局長を兼任した。書記局は、書記局長の下に、政策班、経済班、啓発班が置かれ、委員会に附すべき重要政策の調査・立案を担当した。

すなわち、この「企画委員会」は、日中戦争長期化の諸課題に対応するために設置された、省内部局横断の外務省内タスクフォースであった。

この「企画委員会」が昭和13年9月21日「諸基本協定案」³を策定した。内容は「日支国交調整ノ根本方針」であった。

満洲事変以来、日本の対中外交では陸軍の影響力が強かったことは周知の事実である。日中戦争においても、重要な決定＝国策の起案は陸軍が担っていた。外務省は、多くの場合、それに「修正」を加える形であった。

そのため、外務省自体の和平条件を考察した研究は少ない⁴。同時に、管見の限り、この「諸基

本協定案」を分析した研究は存在しない。

この昭和13年は、1月11日に御前会議で「支那事変処理根本方針」（以後「根本方針」）が決定され、6月から7月に五省会議諸決定がされた。そして、それらの諸決定の多くは、11月30日御前会議決定の「日支新関係調整方針」（以後「調整方針」）に収斂されていった。

これらの対中国条件は、中国の主権の侵害や権益要求の強さが批判されている。特に「調整方針」は、日本による中国管理方針と権益思想を反映したものであるとして強く批判されている⁵。

当然の批判であるが、しかし、これらの和平条件は、単に権益思想の羅列であったのだろうか。そこには日本の戦後構想が反映されているはずである。先行研究では、和平条件と戦後構想との関係の明示的分析は必ずしも十分ではない⁶。

また、戦争原因の除去をどの様に構想していたのかについても注目すべきである。前述各国策文書や各アクターの意見書等には、「渾然融和ノ実ヲ挙クルヲ以テ究極ノ目途トシ」⁷とか「後ニハ日支融和ノ境地ニ達スルノ途ナリ」⁸といった、戦争原因の除去による日中の融和（日本が主導するものではあるが）を目指すべき目標に掲げている。

このような問題意識から、本稿においては戦後構想、中でも戦争原因の除去という視角を用いて、「諸基本協定案」を分析する。

具体的には、「諸基本協定案」の内容を分析し、他の国策文書と比較しながら、「事変処理構想」の中に位置づける。

また、「諸基本協定案」が作成された時期の外務大臣は宇垣一成で、「宇垣工作」が進められていた時期でもあった。そして、それを補佐した石射猪太郎東亜局長の同年7月の意見書⁹は有名である。先行研究においては、当該期における外務省内の対中姿勢としてこの「石射意見書」と宇垣工作が専ら取り上げられている。しかし、次官を委員長とする「企画委員会」が作成した「諸基本協定案」の分析こそ、外務省内の対中姿勢、そして戦後構想を明らかにする上で重要であろう。本稿では、「石射意見書」と「諸基本協定案」の関係も検討する。

なお、千々和泰明が戦争の終結形態の考察につ

いて、「紛争原因の根本的解決」と「妥協的和平」のジレンマの中で決まるという視角を提唱している¹⁰。一方の極に、紛争原因を根本的に除去する「カルタゴ的平和」や「無条件降伏」「体制転換」（レジームチェンジ）を意味する「紛争原因の根本的解決」が存在し、もう一方の極に、交戦相手国の要求を丸呑みする「妥協的和平」が存在する。前者を追求すると現在の犠牲が多くなり、後者と妥協すると、現在の犠牲は止められるが、「将来の危険」を残すことになるというジレンマを指摘している。

この視角は大変示唆に富み、戦争の終結形態のみならず、本稿で重視している戦後構想や戦争原因の除去を考察するにあたっても有用である。

しかし、当該期の「事変処理構想」や「処理方針」を考察するにあたっては一考を要する部分が存在する。というのは、日中戦争において「寛大な和平」論者も、前述のように「渾然融和ノ実ヲ挙クルヲ以テ究極ノ目途トシ」とか「後ニハ日支融和ノ境地ニ達スルノ途ナリ」といった主張をしているからである。詳しくは後述するが、「寛大な和平」論者は、まず「寛大な和平」で戦争を終結させ、同時に日中関係の基礎を構築し、段階的に日中の「渾然融和」に進むという構想を抱いていた。千々和の定義とは同じではないが「紛争原因の根本的解決」を目指しているのである。

そのため本稿では、日中戦争の「徹底的解決論」と「妥協的解決論」の2つの概念を導入する。「徹底的解決論」とは、千々和の「紛争原因の根本的解決」と同じ概念であるが、中国の体制転換とその新中央政府を管理するという構想である。「妥協的解決論」とは、中国の体制転換を求めず、「徹底的解決論」より「寛大な和平」条件を提唱する。その点では千々和の「妥協的和平」のベクトルにある。しかし、従来日本の対中姿勢の反省を含意しつつ、中国の対日政策の転換を求める。そして和平を契機として戦争原因を除去していこうという構想である。

1、「諸基本協定案 前文」

「諸基本協定案」は「日支国交調整ノ為防共親日

政権トノ間ニ締結セラルベキ」協定案であり、その「国交調整ノ根本方針トシテ」決定されたものであった。

また、この諸案には「要綱説明書」が付されていて、各々の要旨が説明されている。まず、その前文には、「事変処理」の基本方針は「根本方針」で「其ノ大綱」が決定されていて、その大綱に基づき「起草セラレタルモノ」としている。

そして、戦後の「究極ノ目途」として、「日支両国間過去一切ノ相克ヲ一掃シ両国国交ヲ大乘的基礎ノ上ニ再建シ互ニ主権及領土ヲ尊重シツツ渾然宥和ノ実ヲ挙グル」と、「根本方針」と同じ文が掲げられている。

続けて、その「究極ノ目途」達成のためには、まず、「抗日蔣政権」の打倒と、「完全ナル防共親日政権ノ樹立ヲ援助」しなければならないと強調している。そして、新たに樹立する「完全ナル防共親日政権」との間に政治的・経済的・文化的提携を行なうとしている。

さらに、この「諸基本協定案」は新しい日中両国間の基本的関係を規律すべきものであると定義し、続けて、「新政権ノ政治形態トシテハ分治合作ヲ実態トスル中華民國ノ再建ノ方向ニ進ム様之ヲ指導スベキモノト思考ス」。すなわち、日本が新中央政府を育成、「指導」、「援助」すると同時に、強力な中央政権ではなく、地方政権に強力な自治権を持たせる分治合作を実体とする政権作りを目指して行くことを強調している。もっとも、この分治合作という条件は、「根本方針」の講和条件には記載されておらず、その後の五省会議で決定した方針であった。

以上のように、「諸基本協定案」は「根本方針」と五省会議決定を前提に作成されたものであった。よって、「諸基本協定案」の分析の前に、その理解のために、「根本方針」と五省会議諸決定との関連を検討する。

2、「根本方針」

昭和13年1月11日「根本方針」が御前会議で決定された。この「根本方針」は参謀本部側の「媾和条件ハ甚タシク侵略的ニシテ日支国交ノ将来ヲ

誤ラシムヘキモノナルニ付此ノ際御前会議ヲ開キ日支国交再建ノ根本方針ヲ確立シ置キ動モスレハ侵略的ニ傾カントスル国内趨勢ニ対シ予防方策ヲ講シ置ク必要アリ」との主張を受け、外務・陸軍・海軍の三省事務当局によって審議されたものであった¹¹。

講和条件や対中国姿勢が「侵略的」になったのは、国民政府否認論の台頭や戦果獲得要求の高揚がその背景であった。

一例として陸軍省の田中新一軍事課長の主張を挙げる。前年9月4日の時点では「聖戦の目的は中華民國政府の反省を促すにある」とし、「平和攪乱の元凶である支那政府を翻意せしむる」¹²と国民政府の屈服を望んでいた。

しかし、上海における中国の抗戦意志の強さを認識すると、「支那側の長期抵抗を予期し、われもまた長期戦指導に移る」と「一撃」論を転換させた¹³。

また、10月18日、華北占領地で親日傀儡政権の工作に当たっていた北支那方面軍喜多誠一特務部長から、第1弾：河北防共自治政府樹立→察哈爾・山西・山東連省自治政府組織→現国民政府に代わる中華民國連省自治政府実現というプランを聞かされた田中課長は、その機構と適任者選定に不満はあったが、そのプランそのものには賛成した¹⁴。10月20日には「支那事変を契機として大和民族は事実上漢民族の征服、統治の第一歩を踏み出したるものにして、元、清のそれとも比較し未曾有の難事業に取り組みつつあるという現実を深く認識する必要がある」として、地方自治政府の樹立から中華民國連省政府へ発展させるという「構想は確かに大局的考慮の具現であるといえる。その推進に万全の措置を講ずる必要がある」¹⁵と認識するようになった。事変処理のためには中国の体制転換を実行し、その新しい親日政権を指導・管理、すなわち「漢民族の征服、統治によって達成される」¹⁶という発想にいたったのである。国民政府あるいは蒋介石否認論とは体制転換による「徹底的解決論」であった。

その後、11月に入ると上海の中国軍が総崩れとなり、同月20日には重慶遷都、12月13日南京陥落と事態が進展すると、否認論の勢いが強くなっ

ていった。和平条件は、少なくとも国民政府の「反省」を証明するもの、あるいは「反省」を担保するものでなければならなくなった。

この「根本方針」は、「本文」、「別紙 甲」、「別紙 乙」から構成されている。

「本文」は「究極ノ目途」として既述のように日中間の「渾然宥和ノ実ヲ挙グル」としている。そして、「先ス事変ノ再起防圧ニ必要ナル保障ヲ確立スル」と同時に「日満支三国間」の好誼破壊の禁止、文化の提携と防共政策の実現、「共同互惠」の経済提携の確約を挙げている。

さらに、今後の方針を次の通り掲げている。

- (一) 支那現中央政府ニシテ此際反省翻意シ誠意ヲ以テ和ヲ求ムルニ於テハ別紙(甲)日支媾和交渉条件ニ準拠シテ交渉ス帝国ハ将来支那側ノ媾和条件実行実現ヲ確認スルニ至ラハ右条件中ノ保障条項別紙(乙)ヲ解除スルノミナラス更ニ進ンテ支那ノ復興発展ニ衷心協力スルモノトス
- (二) 支那現中央政府カ和ヲ求メ来ラサル場合ニ於テハ帝国ハ爾後之ヲ相手トスル事変解決ニ期待ヲ掛ケス新興支那政權ノ成立ヲ助長シコレト両国々交ノ調整ヲ協定シ更生新支那ノ建設ニ協カス支那現中央政府ニ対シテハ帝国ハ之カ壊滅ヲ図リ又ハ新興支那中央政權ノ傘下ニ収容セララル如ク施設ス

すなわち、前者(一)は国民政府との和平を、後者(二)では新中央政府の樹立つまり体制転換による事変処理を定めたのであった。

中国との和平条件である「別紙 甲」は、前年12月21日に大本営政府連絡会議で決定された「日支媾和条件細目」¹⁷がそのまま記載されていて、その内容は軽減されていない。

一方「別紙 乙」は、将来解除される保障条項と廃止される既成事実、保障条項解除と同時に考慮される特殊権益が記されている。しかし、「甚タシク侵略的」な講和条件の緩和を意図したものであったが、「寛大な和平」条件としては不十分であった。

そして、1月15日大本営政府連絡会議で、トラウトマン工作打ち切りが決定され、翌16日「帝国政府ハ爾後国民政府ヲ相手トセス、帝国ト真ニ提携スルニ足ル新興支那政權ノ成立発展ヲ期待シ、是ト両国国交ヲ調整シテ更生新支那ノ建設ニ協カス」¹⁸と声明した。前述「根本方針」の(二)が今後の日本の方針となった。また、「戦局ノ拡大ニツレ、国民ノ戦果獲得ニ対スル期待モ増大シ」¹⁹たため、前年12月16日内閣第三委員会で占領地の華北と上海における広範な経済権益設定と新設する国策会社による統制が決定され、同月24日閣議決定された「事変対処要綱(甲)」に取り入れられた²⁰。すなわち、体制転換による「徹底的解決論」に立脚した方針と戦果の獲得が、以降の公式方針となったのである。

3、五省会議諸決定

「新興支那政權」を成立発展させるとともに、国民政府は壊滅させるか、あるいは「新興支那政權」の傘下に吸収するという事変処理方針が決定したのだが、実行は容易では無かった。前年12月14日に華北で樹立された中華民国臨時政府も、その後の3月28日に華中で樹立された中華民国維新政府も弱体であったからである²¹。

新規まき直しのために、近衛文磨首相は5月に内閣改造を行った。近衛改造内閣は6月10日に五省会議設置を決定した。五省会議は統帥事項を除く一切の最高国策決定機関であった²²。この五省会議では「蔣政權の始末」と「中央政府の設立要領」²³等を議することとなり、「概ネ本年中ニ戦争目的ヲ達成スルコトヲ前提トシ」²⁴事変処理方針を決定していった。

7月8日決定の「支那現中央政府屈服ノ場合ノ対策」²⁵では、「帝国ハ事変解決ニ関スル既定方針ヲ堅持シ支那現中央政府ヲ相手トシテ日支全面的関係ノ調整ヲ行フコトナシ」としたが、「合流若シクハ新中央政權樹立ニ参加スルコト」「旧国民政府ノ改称及改組」「抗日容共政策ノ放棄及親日満防共政策ノ採用」「蒋介石ノ下野」の4条件を受諾した場合は「友好一政權トシテ認メ既成新興支那中央政權ノ傘下ニ合流セシムルカ又ハ既存ノ親日諸政權

ト協力シテ新タニ中央政權ヲ樹立セシム」と規定した。この決定は、「屈服」すれば国民政府も「相手とする」意味では「対手トセス」の修正²⁶ではあったが、依然として「徹底的解決論」に立脚した決定であった。

7月15日には「支那新中央政府樹立方策」²⁷が決定された。内容は、新中央政府の政治形態は「分治合作主義ヲ採用ス」とした。この分治合作とは、既述の通り各地方政權に大幅な自治権を与えて、中央政府には強力な権限を持たせないという意味であり、「諸基本協定案」はこの方針を踏まえたものであった。

そして、この新中央政府との国交調整の基礎事項を次のように定めた。

- (イ) 北支資源ノ利用開発
- (ロ) 北支及揚子江下流域ニ於ケル日支強度結合地帯ノ設定
蒙疆地方ノ「対ソ」特殊地位ノ設定
南支沿岸諸島ニ於ケル特殊地位ノ設定
- (ハ) 互恵ヲ基調トスル日滿支一般提携就中善隣友好、防共共同防衛、経済提携原則ノ設定

華北と内蒙、華南沿岸諸島において、日本が特別な地位につくという内容であった。

さらに、「以上ノ目的ヲ達成スル為所要ノ期間帝国ノ内面指導ヲ行フ」とした。

その内面指導の基準として、7月19日に「支那政權内面指導大綱」²⁸が決定された。同「大綱」は「方針」と「要領」で構成されている。

「方針」には日本の「内面指導ノ目標ハ」、中国を「我国国防策ニ投合スルニアリ」とし、「恩威併ニ用ヒテ一般漢民族ノ自発的協力ヲ促スモノトス」明記している。

「要領」の要点は次の通りである。

軍事

- 占領地の交通の要衝と主要資源の所在地等「必要ノ地点ニ所要ノ日本軍ヲ駐屯」させる
- 「防共軍事同盟ヲ締結シテ日本軍ノ指導」の下で中国軍を漸次改編し、状況が許せば国防

上必要な限度に「裁兵」する

政治・外交

- 連合委員会もしくは新中央政府の下に「北支、中支、蒙疆等各地域毎ニ其特殊性ニ即応スル地方政權ヲ組織シ広汎ナル自治権ヲ与ヘテ分治合作ヲ行ハシム」
- 「諸政權ノ首脳以下官吏ハ」中国人とするが、「枢要ノ位置ニハ所要ニ応シ少数ノ日本人顧問ヲ配置シ或ハ日本人官吏ヲ招聘セシメ」内面指導を容易にする
- 外交は、日本の外交方針に「追随」させ防共協定を締結させる

経済・交通・救済

- 経済は「三国経済圏ノ完成ニ邁進ス」
- 「鉄道、水運、航空、通信ハ実質的ニ帝国ノ勢力下ニ把握」する
- 特に必要な交通に関しては「北支ニ於テハ国防上ノ要求ヲ第一義トシ中、南支ニ於テハ一般民衆ノ利害ヲ特ニ考慮スルモノトス」

文化・宗教・教育

- 「日支共通ノ文化ヲ尊重シテ東洋精神文明ヲ復活シ抗日的言論ヲ徹底禁圧シ日支提携ヲ促進ス」
- 「共産党ハ絶対之ヲ排撃シ国民党ハ三民主義ヲ修正シテ漸次新政權ノ政策ニ順応スルモノタラシム」

これらの諸条件は日本が樹立する新中央政府に対する国交調整の条件であった。顧問による内面指導と分治合作に加えて、中国軍の「裁兵」、必要な地点への日本軍の駐兵、三国経済圏の確立、交通「把握」、国民党の三民主義修正等、中国に対してかなり過酷な要求が決定されたといえる²⁹。一方で、「徹底的解決論」の視点に立てば、これらの条件が紛争原因の根本的解決に必要であると判断されたと考えられよう。ともあれ、新中央政府を徹底的に管理する方針が国策として決定されたのであった。

4、「諸基本協定案」

これら「根本方針」と五省会議諸決定との関係に留意しつつ「諸基本協定案」を分析していく。「諸基本協定案」は以下の諸案である。

- 「日本国中華民国間協定案」
- 「同付属議定書（甲）」
- 「同付属議定書（乙）」
- 「日本人顧問僱用ニ関スル（日本国中華民国間）協定案」
- 「日本国中華民国間経済協定案」
- 「同付属書案」
- 「日華経済協議会設置ニ関スル了解事項案」
- 「日本国、満洲国及中華民国間議定書案及日満華経済連絡会議案」

以下、各案を「要綱説明書」を用いながら、その要旨を説明していく。

「日本国中華民国間協定案」（以下「両国協定案」）の要点は次の通り。

[前文]

日中両国間の基本的関係を平和協力と善隣融和の基礎の上に規律すること

[第1条]

前文の精神をここで「明瞭ニ規定」

[第2条]

「共同ノ脅威又ハ共産『インターナショナル』ノ一切ノ破壊的活動ニ対シ終始共同シテ防衛スベキコトヲ約ス」

[第3条]

両国の共通利益の擁護措置に関して「隔意ナク協議ヲ」行う

[第4条]

本協定は署名の日より効力を生じる

前文と第1条で、両国の善隣友好関係を重ねて強調している。第2条は「共同ノ脅威」と共産主義「インターナショナル」に対する共同防衛を規定したものである。「要綱説明書」では、共同防衛の対象の筆頭はソ連の脅威であるとしながらも、

本項の「共同ノ脅威」とはソ連を含む一切の脅威で、「日支両国ノ安全及存立ヲ危殆ナラシムルモノ」を指すとしている。そして、第2条は、そのような脅威に対する日本の中国援助義務を意味していた。

もっとも、この脅威の認定は、「日本ガ之を為スベキ立場ニ在ル」とし、単に中国のみに対する脅威が存在する場合は、「日本国ハ必ズシモ支那国ノ受クル脅威ヲ排除スルノ義務ヲ負フモノニアラズ」であった。

第3条は共通利益擁護措置に関して、協議を行うことを義務づけたものであった。

「同付属議定書（甲）」（以後「付属議定書甲」）と「同付属議定書（乙）」（以後「付属議定書乙」）は、「両国協定案」の「目的達成ノ具体的方法ニ付協定シタルモノニシテ我国ノ新政権ニ対スル要求ノ内容トモ称スベキモノ」であった。

「付属議定書甲」の要点は次の通り。

[1]

「日本国政府ハ中華民国ニ於ケル施政ノ改革及経済ノ発展ヲ援助スベク中華民国ハ日本国政府ノ推薦スル日本国臣民ヲ軍事、外交、財政、司法等重要ナル国務ニ付顧問トシテ僱用スベシ」

[2]

「日本国軍ハ協定第二条ニ規定スル共同防衛ノ為中華民国領域内ニ駐屯スルコトヲ得日本国軍ノ駐屯ハ毫モ占領ヲ構成スルコトナカルベク且中華民国ノ主権ヲ害スルコトナカルベシ」

[3]

昭和12年7月7日以降本協定実施の日までの、中国領内における日中戦争を原因とする「日本国権利益ノ侵害ニ対スル補正ヲ為シ日本国臣民ノ蒙リタル損害ニ対スル」補償をすること

[1] では、中国政府の各重要部門に日本人顧問を配置し、顧問を通じて中国を「指導」「援助」するための条項である。また後述のように、顧問制度の詳細は別に「協定案」が存在している。

[2] は、日中共同防衛のための日本軍の駐兵が定められている。「要綱説明書」では、日本軍は「外敵及国内ノ反動勢力ノ策動」に対する「威力的

監視」と治安維持の協力を行うとしている。そして、駐屯地域、兵力、駐屯費の分担等に関しては、別に軍事協定を締結すべきとしている

[3] では、戦費の賠償は求めないが、損害賠償は求めるというものである。

「付属議定書乙」の要点は次の通り。

[1]

中華民國政府ハ日本国及日本国臣民ヲシテ中華民國ノ天然資源ノ開発ニ協力セシムル為充分ナル機会ヲ提供スベキコトヲ約ス

[2]

速ニ自ラ進ミテ中華民國領域ヲ開放スベキコトヲ約ス

「要綱説明書」では、[1] は中国政府が「支那ノ経済開発権ヲ日本国及日本国臣民（日本国法人ヲ含む）ニ付与ス」る規定である。さらに、「北支那開発、中支那振興、両株式会社ハ本項ノ規定ニ基キ支那ノ経済開発権ヲ認メラルモノナリ」としている。この両株式会社は国策会社で北支那開発株式会社は「北支那経済開発ヲ促進シ以テ北支那ノ繁栄ヲ図リ併テ我国防経済ノ強化ヲ期スル」ことを目的に掲げ、中支那振興株式会社は「主トシテ公共的性質ヲ有スル諸事業ノ実権ヲ我方ニ把握スルト共ニ日支共栄ノ精神ニ基キ該区域ニ於ケル経済ノ復興及建設ヲ助成シ且統一ニ指導スル」³⁰ ことを目的としていた。両株式会社が設立されたのは昭和13年11月7日だが、この「諸基本協定案」の策定中に設立準備が進められていたものであった³¹。

[2] は、できるだけ速やかに中国の内地を日本人に開放することを約束させる内容である。ただし、「要綱説明書」によると、論理的には、中国側に内地開放を求めるのなら、中国国内の日本人にも「支那国警察法令及課税ノ規定」を設けるべきということになる。「趣旨トシテハ適当ナルモ未ダ其ノ時期ニアラズト認め」たため、「本項ノ如キ規定」になったとしている。

また、「要綱説明書」では、[1] [2] とともに、「治外法権ヲ享有スル第三国及第三人ノ均霑ノ問題」が存在するので、「我国トシテハ将来新政権ノ基礎

確立シ」かつ「我国ノ指導的地歩強固トナリタル曉ニハ」、適切な時期に「我国ノ治外法権及租界行政権ヲ」放棄し、同時に第三国側にも「同様ノ措置ヲ執ラシムル様仕向ケ」るよう新政権を指導するとしている。

もっとも、上記のような措置の実行は「至難ノ業」と認識はしている。しかし、「事変終了後ニ於ケル我国ノ大陸経営ノ一大根本方針ヲ成スベキ」と位置づけて、「之ガ貫徹セラルルニ於テ今次事変ノ意義ハ全カルベシ」と主張している。すなわち、日本の中国における指導的地位確立と第三国の影響力排除こそが、企画委員会の戦後構想の「一大根本方針」なのであった。

「日本人顧問備聘ニ関スル（日本国中華民國間）協定案」（以後「顧問協定案」）の要点は次の通り。

[第1条]

中国政府は「軍事、外交、財政、司法、交通、警察、及教育ノ各顧問トシテ日本国臣民ヲ備聘スベシ」

[第2条]

中国政府は「前条ノ事項ニ関スル要務ハ全テ顧問ノ意見ヲ詢ヒ之ヲ執行スベシ」

[第3条]

「顧問ハ各担任事務ニ関シ中華民國政府ニ其ノ意見ヲ具申スルコトヲ得」

[第4条]

顧問は中国駐箚日本国大使を通じて、中国政府外交総長に対してこれを推薦し、その待遇等は、中国駐箚日本国大使と中国政府外交総長との協議によって決定する

[第5条]

中国政府は、中国駐箚日本国大使と中国政府外交総長との協議決定により、「各地方自治政府、省政府及特別市ガ顧問トシテ日本国臣民ヲ備聘スルコトヲ承認ス」

前項顧問の任免、権限、待遇等は中国駐箚日本国大使と中国政府外交総長との協議決定により決定される

「要綱説明書」は、第1条から第3条について、日本人顧問各1名を、軍事、外交、財政、司法、交

通、警察、教育の各部に傭聘させて、「重要政策ノ諮問機関タラシムルコト及顧問ノ意見具申権ニ付規定」としている。また、顧問の補佐官や技術官等についてはこの協定に規定されていないが、必要に応じて「適宜之ヲ採用スル様顧問ヲ通ジテ指導シ得ベシ」と考えていた。

第4条は顧問の推薦及び待遇等に関する規定で、第5条は地方顧問に関する規定である。

「要綱説明書」には、「顧問ハ政務ノ大綱ニ付支那国政府指導ノ任ニ当タルベク枝葉ノ政策ニ干渉スルコトハ之ヲ避クルコトヲ以テ本旨トスル」と過剰な干渉は避けるべきとしている。ただ、顧問を通じた内面指導を行う方針であった。

「日本国中華民国間経済協定案」（以後「経済協定案」）と「同付属書案」「日華経済協議会設置ニ関スル了解事項案」（以後「経済協議会了解事項」）の要点は次の通り。

「経済協定案」

[第1条]

中国政府は重要な経済事項に関して日本政府と最も緊密な連携を保持し、両国間の経済上の利益増進に努力する。日本政府は「経済上必要ナル協力ヲ与へ」る

[第2条]

日華経済協議会を設置する

「中華民国政府ハ前項ニ付テハ予メ之ヲ協議会ニ諮問シ其ノ意見ヲ俟テ之ヲ処理スベキモノトス」

「同付属書案」

[1]

協議会ノ委員ハ八名トシ日華両国政府ハ各四名ヲ任命シ相互ニ之ヲ通報スベシ

[2]

協議会ニ議長ヲ置キ中華民国政府首席委員ヲ以テ之ニ充ツ

[3]

協議会ニ幹事会ヲ置ク日華両国政府ハ同数ノ幹事ヲ任命スベシ幹事会ハ協議会議長ノ命ヲ承ケ諮問事項及建議事項ニ関スル企画立案及其ノ他一切ノ事務ヲ処理スルモノトス

[4]

協議会ノ議事ハ全会一致トス

「経済協議会了解事項」

[1]

経済協議会に諮問すべき事項は、中国の経済問題で次のいずれかに該当するもの

○関税及貨物ノ輸出入ニ関スル事項

○重要産業ノ開発及統制ニ関スル事項

○通貨及金融制度ニ関スル事項

○北支那開発株式会社及中支那振興株式会社ノ子会社タル日華合弁特殊会社ノ業務ノ監督ニ関スル重要事項

○其ノ他日華両国経済ノ連携ニ関スル重要事項

[2]

協議会の委員

○日本国

在中国日本国大使

北支那開発株式会社副総裁

中支那振興株式会社総裁

政府が任命する者

○中国

外交総長

実業総長

財政総長

交通総長

○幹事会に幹事長を置き、日本大使館参事官を以てこれに充てる

以上の3案を見れば、企画委員会が経済提携に重点を置いていることが明瞭である。「要綱説明書」には、「経済協議会」について「経済提携緊密化ヲ図ル為日華経済協議会ヲ設置シ両国経済ノ連携ニ関スル重要事項ニ関スル諮問機関（意見具申ヲ含む）タラシムルコトヲ主要ナル目的トスルモノ」としている。

中国政府はその経済政策のかなりの部分について「予メ之ヲ協議会ニ諮問」しなければならない。協議会の委員の人数は同数だが、「議事ハ全会一致」であり、日本に事実上拒否権が存在する上、「諮問事項及建議事項ニ関スル企画立案及其ノ他一切ノ

事務ヲ処理スル」幹事会の幹事長は日本大使館の参事官である。

「日本国、満洲国及中華民国間議定書案及日滿華經濟連絡會議案」の要点は次の通り。

「日本国、満洲国及中華民国間議定書案」

[1]

三国は共産「インターナショナル」の活動に対して「共同シテ防衛ノ措置ヲ執ルベキヲ約ス」

[2]

三国はその「經濟關係ノ合理的融合ヲ實現センガ為提携スベキコトヲ約ス」

[3]

三国政府は「文化ノ融合、創造及發展ヲ促進センガ為協カスベキコトヲ約ス」

「日滿華經濟連絡會議案」

日滿華經濟重要事項ニ関スル連絡ヲ密ニスル為必要ニ応ジ日滿華經濟連絡會議ヲ東京ニ開催ス

「要綱説明書」では「日滿支三国ノ提携具現ハ支那事変ノ一大目的」と位置づけ、「本件議定書ハ日滿支三国ノ緊密ナル協力關係ヲ規律スル原則」として「防共政策」「經濟提携政策」「文化的協力政策」を規定している。

「文化的協力政策」に関しては、「恒久的ナル東洋平和ヲ確立セントセバ日滿支三国ガ文化的ニ緊密ナル協力ヲ行ヒ東洋文化ノ飛揚ニ努力スルコトガ不可欠ノ要件」と位置づけ、「日滿支三国ノ真ノ融合ノ目的ハ斯クシテ達成セラルベシ」と重要視している。

以上、「諸基本協定案」を分析して解ることは、顧問・駐兵・經濟提携等多岐に渡る協定であり、日本の新中央政府に対する多くの分野にわたる指導権の確立と第三国の影響力排除をその目的としていることである。すなわち、これは「徹底的解決論」に立脚した五省會議諸決定に対応した、その具体的な協定案であったと言えよう。

5、「石射意見書」と外務省

一方で、この「諸基本協定案」が審議・提出さ

れた時期の外相は宇垣一成であった。その宇垣外相の事変処理構想は「東亜局を中心とする外務省の見解と一致」³²していたと評価されている。宇垣外相自身は詳細な和平案を残していない。そこで、石射猪太郎東亜局局長の意見書を分析していく。

石射局長は上海の東亜同文書院出身の中国通外交官であり、「中日両国が心から溶け合い、各自の利害をプールして中日兄弟ブロックを形成し得るならば、この東亜はいかに住みよい天地となるであろうか、また、かくする事によってのみ、中日両国は共存共栄し得るのだ」という「ユートピア的理想」³³を持っていた。そして「日本はまず悔い改めねばならぬ。然らば支那も悔い改めるにきまって居る」³⁴という考えの持ち主であった。

石射局長は近衛内閣の中国政策、特に「徹底的解決論」に批判的であり、「根本方針」検討時に「実を云うと最早熱がない。どんな立派な案を立てても陸軍の不統制でダメになる」³⁵と徒労感を抱いていた。しかし、近衛内閣の改造で、宇垣一成が外相に就任後心境に変化が起こった。新大臣への所管事務説明の際、宇垣が国民政府との和平を考えていることを知り「一陽来復の思い」³⁶となったのである。宇垣大臣は石射局長の意見書「今後ノ事変対策ニ付テノ考察」を「此ノ一文ハ省内ノ一吏員ヨリ本大臣ニ提出セルモノナリ内容行文共ニ整理ヲ要スト認ムルモ其所説概ネ本大臣ノ所見ニ合致ス」³⁷と記し、五省會議に提出した。

この意見書は「事変対策ノ回顧」、「今後ノ見通シト対策」、「国民政府相手論」、「和平基礎条件」、「結言」で構成されている。

「今後ノ見通シト対策」においては、「最短期間内ニ今次事変ヲ終局セシムル方策」として「消極論」（戦線を縮小し華北・華中の要地の防御に専念する）、「新中央政權樹立承認論」（既成の臨時・維新両政府と今後漢口に樹立される可能性がある政權とが合流して新中央政府を樹立、その首班として唐紹儀・呉佩孚等の有力者を置く）、「三政權大合流論」（臨時・維新両政府と屈服した国民政府を合流させる）、「国民政府相手論」の4つの方策が存在するとしている。そして、「消極論」と「新中央政權樹立承認論」は事変処理に結びつかない「下策」とし、「三政權大合流論」は現実性がないと退

けている。

「国民政府対手論」では、「国民政府ヲ対手トセス」声明を乗り越えて、「従来ノ行掛リニ捉ハレス国内統制力ヲ尚保持スル国民政府ヲ利用シテ共ニ大事ヲ談スル外打ツヘキ妙手ナシ」と訴えた。

そして、「和平基礎条件」では、和平条件を決定する上で心得ておくべき数か条として、次の6条件を挙げている。

- (一) 寛厚ノ度量ヲ持シ成ルヘク支那側ノ面目ヲ立テヤルコト
- (二) 支那主権ニ制限ヲ加ヘサルコト
- (三) 蒋介石ノ下野ヲ絶対ノ要求トセサルコト
- (四) 支那ノ内政ニ干与セサルコト
- (五) 国民党ノ解消ヲ要求セサルコト
- (六) 経済提携ニ重点ヲ置クコト

そして、以上の心得の下に「和平基礎条件ノ大綱」として以下の条件を挙げている。

- (一) 政治方面
 - (イ) 満洲国ノ正式承認
 - (ロ) 防共政策ノ確立及遂行
 - (ハ) 支那ハ全国ニ亘リ反満抗日ヲ厳ニ取締リ日本トノ国交敦睦ヲ徹底セシムルコト
 - (ニ) 臨時及維新両政府ハ合体ノ上中央政府ノ下ニ地方特殊政權トシテ之ヲ存続セシム但若干年後ニハ之カ改組ヲ中央政府ノ任意トスルコト
 - (ホ) 内蒙ハ支那主権ノ下ニ自治的現状ヲ維持セシムルコト
- (二) 軍事方面
 - (イ) 長城南方一帯ノ地、上海周辺ノ一定ノ地域ヲ非武装地帯トスルコト（ただし期限付き）
 - (ロ) 北支内蒙及中支ノ一定地域ニ日本ノ駐兵ヲ認ムルコト（保障駐兵かつ一年以内）
- (三) 経済方面
 - (イ) 北中支ニ於ケル資源開発ニ日支経済協力
 - (ロ) 日満支三国間ニ交通、航空、交易ニ関シ

テ適當ナル協定ヲナスコト

(四) 賠償（戦費賠償は要求しない）

続けて「結言」には、日本は重大な岐路に立っているとし、「右スルハ飽迄強圧ヲ以テ支那ニ踏込ミ之ヲ植民地的ニ料理」する道であり、「左スルハ歩ヲ起スニ当リ荊荆アルモ後ニハ日支融和ノ境地ニ達スル」道であると指摘している。そして、「日支融和ノ境地」に向かって進路を取るべきであると切言している。さらに、「単ニ此事変ノ大乘的結末ヲ以テ足レリトセス更ニ進テ日支国交調整何年計画ト云フカ如キ建設的国交調整目標ヲ協定シ日支共同シテ之カ実現ニ努ムヘキコトヲ唱導スルモノナリ」とし、持論である大乘的和平の後に紛争原因の根本的解決を目指す「妥協的解決論」を引き続き主張したのである。

一方、この意見書は既述の「徹底的解決論」に立脚した五省会議諸決定とは対立する事変処理構想であった。

宇垣外相もこの石射意見書に概ね同意し、「妥協的解決論」に立脚した事変処理を模索した。一方で、前述の五省会議諸決定には同意していった。それは和平問題に関しては「早きに及び議論しては面倒なり、其時期に至りびしやりとやるべきなり」³⁸と時期を見て果敢に行動する考えであったとされている。しかし、過大な和平条件の拘束や閣内での孤立もあり、昭和13年9月29日辞表を提出した³⁹。宇垣外相を通じて自身の「妥協的解決論」の推進に尽力していた石射局長も同日辞表を提出し、自身はオランダ公使に転出した⁴⁰。

おわりに

宇垣外相期（昭和13年5月26日から9月30日）、五省会議において、対中国政策が決定された。いずれも日本が中国を管理する「徹底的解決論」に立脚した諸決定であった。外務省の「諸基本協定案」は、これらの国策に順応した外務省案であった。

また、当該期は、「調整方針」の審議も行われていた⁴¹。この「調整方針」もまた、「徹底的解決論」

に立脚した内容であった。

宇垣外相辞職後の10月14日、この「調整方針」を審議した外務省課長クラスの会議⁴²では、この「調整方針」案は「外務省案タル日支諸基本協定案ヲ基調トセルモノ」と指摘し、「諸基本協定案」が外務省案と位置づけられている。

では、この「諸基本協定案」と「石射意見書」との関係はどのように考えられるのであろうか。

石射局長と同様に事変収拾の希望を失い、同時に辞表を提出した上村伸一東亜局長第1課長は「外務省主流派は、事変の解決は、蒋介石相手の和平以外にはなく、しかもヨーロッパの情勢と睨み合わせて、できるだけ早く解決を図る必要がある。中国を満州国化しようとしても、それは不可能で、そんな不可能を追ってでは、事変の解決は期し得ない⁴³」と考えていたとしている。この「外務省主流派」とは、宇垣外相—石井東亜局長—上村東亜一課長のラインを指している。「石射意見書」はその「外務省主流派」の考えを代表するものであったと言えよう。

一方で、「企画委員会」は既述の通り次官を委員長とする省内タスクフォースであり、省内の幅広い意見を取り入れるとができたと考えられる。そう考えると、「外務省主流派」は必ずしも「多数派」ではなかったと指摘できよう。

「外務省主流派」が外務本省を去った後には、前記のように「諸基本協定案」が外務省案と位置づけられたのである。

註

- 1 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下巻（原書房、1969年）288～292頁。
- 2 同書、289頁。
- 3 『支那事変関係一件』第三十巻（外務省外交史料館蔵）。
- 4 戸部良一『ピース・フィーラー』（論創社、1991年）。劉傑『日中戦争下の外交』（吉川弘文館、1995年）。松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』（東京大学出版会、1995年）。同『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』（名古屋大学出版会、2010年）。白井勝美『日中外交史研究』（吉川弘文館、1998年）。高杉洋平『宇垣一成と戦間期の日本政治』（吉田書店、2015年）。
- 5 白井、前掲書、311頁。
- 6 劉は前掲書において戦後構想を含んだ広い角の必要性を唱えているが、「諸協定案」への言及はない。
- 7 御前会議決定「支那事変処理根本方針」（1938年1月11日）、外務省編『日本外交文書日中戦争 第一冊』（六一書房、2011年）228頁。
- 8 石射外務省東亜局長の意見書「今後ノ事変対策ニ付テノ考案」（1938年7月）、前掲『日本外交文書 日中戦争 第一冊』325頁。
- 9 同上、304頁～326頁。
- 10 千々と泰明『戦争はいかに終結したか』（中央公論新社、2021年）3頁～24頁。
- 11 「支那事変処理根本方針（御前会議議題）ニ関スル件」（昭和一三・一・一〇、東亜一）、外務省編『日本外交文書 日中戦争第一冊』230頁。
- 12 「田中新一支那事変記録 其の二」（防衛研究所戦史研究センター蔵 文庫／委託／四〇二）、1937年9月4日。
- 13 同上、1937年10月2日。
- 14 同上、1937年10月18日。
- 15 同上、1937年10月20日。
- 16 同上、1937年10月21日。松浦、前掲『「大東亜戦争」』594頁～596頁。
- 17 前掲『日本外交文書 日中戦争 第一冊』219頁。
- 18 前掲『日本外交文書 日中戦争 第一冊』244頁。
- 19 「国交調整ト同時ニ交渉スヘキ諸事項」（昭和12年10月1日 総理・外務・陸軍・海軍四大臣決定）外務省編『日本外交文書 日中戦争第一冊』186頁。
- 20 前掲『日本外交文書 日中戦争 第一冊』223頁～227頁。
- 21 戸部、前掲書、168頁～178頁。
- 22 戸部、前掲書、174頁～175頁。
- 23 白井勝美・稲葉正夫編『現代史資料9 日中戦争2』（みすず書房、1964年）261頁。

- 24 稲葉正夫他編『太平洋戦争への道 開戦外交 新装版』別巻・資料編（朝日新聞社、1988年）263頁。
- 25 同書、263頁～264頁。
- 26 戸部、前掲書、176頁。
- 27 前掲『太平洋戦争への道 開戦外交 新装版』別巻・資料編、265頁。
- 28 前掲『日本外交文書 日中戦争 第一冊』339頁～341頁。
- 29 戸部、前掲書、183頁。
- 30 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』（山川出版社、1983年）162頁～163頁。
- 31 臼井、前掲書、312頁～313頁。
- 32 前掲『外務省の百年』下巻、293頁。
- 33 石射猪太郎『外交官の一生』（中央公論社、1986年）210頁。
- 34 伊藤隆・劉傑編『石射猪太郎日記』（中央公論社、1993年）180頁。
- 35 同書、236頁。
- 36 石射、前掲書、307頁。
- 37 前掲『日本外交文書 日中戦争 第一冊』304頁。
- 38 小川平吉関係文書研究会編『小川平吉関係文書』第一巻（みすず書房、1973年）406頁。高杉、前掲書、245頁。
- 39 高杉、前掲書、275頁～291頁。
- 40 石射、前掲書、315頁。
- 41 「調整方針」の策定過程については、戸部、前掲書、第6章を参照。
- 42 「日支新関係調整要綱審議ニ関スル小幹事会議事経過要領」（外務省外交史料館所蔵、『支那事変関係一件』第三十巻）
- 43 上村伸一『日本外交史（20） 日華事変（下）』（鹿島研究所出版会、1971年）264頁。

英語模擬授業における「振り返り」の実証的研究

—内省の深化に焦点を当てて—

生 内 裕 子

Hiroko HAENOUCHE. Practical Research on 'Reflection' for Fostering Metacognition in Pre-service English Teacher Education. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.115-123.

Reflection has consistently attracted attention in teaching and teacher education. By introducing the ideas of framing and reframing, Schön (1983) made the point that reflection is so much more than merely looking back on an experience or seeking a solution. In particular, reflection is recognized as a key to promoting metacognition because both the learner and the teacher can understand the learner's perception and transformation from the description of reflection in the learning process.

The purpose of this study is to examine students' retrospective descriptions on their trial teaching classes by both quantitative and qualitative analysis. Through the analysis, this research attempts to investigate the differences between the two groups: higher-performing and lower-performing in their trial teaching, comparing their retrospective descriptions. First, attempts have been made to visualize students' descriptions by text mining. Results indicate that there is little difference between the two groups in the frequency of word use and the co-occurrence network. The results of qualitative content analysis, however, reveal that there is a clear difference between the two. More students in higher-performing group tend to follow certain metacognitive development patterns than those in lower-performing group.

1. はじめに

近年の大学教育では、「教員が何を教えたか」という知識の伝達から「学生が何を学んだか」という学習への転換が叫ばれ、主体的学びの実践やアクティブラーニングなどの普及と併せて、学習者自身の振り返り活動の重要性が高まっている。とりわけ、将来教師になることを目指す教職課程履修中の学生にとっては、教師として成長を続ける上で、授業内での自分の模擬授業に対して振り返り活動を継続的に行うことは不可欠である。

振り返りは、「省察(せいさつ・しょうさつ)や「内省」とも呼ばれており、英語を用いてリフレクション(reflection)と表記される場合もある。振り返りの定義として、三宅(1997)は、「自分のやり方を自分であれこれ検討してみること、もっと良いやり方はないか工夫してみること、自分に対

して批判的になること」と述べている。さらに「学習者が自らの学習について意図的に吟味するプロセス、獲得した認知的技能や知識をデータとして新たな技能・知識を作り出す批判的思考力(三宅・白水, 2002)」と定義することもできる。教職課程履修中の学生においては、自らの英語の模擬授業体験を客観的に見つめ直し、傾向や問題点を検討し、改善策を考え、その改善策を次回の模擬授業で実行に移すという一連のサイクル(PDCA)において、上記の振り返り活動の果たす役割は大きい。

本研究では、「英語科教育法」の授業において学生が自らの模擬授業を振り返ってまとめた期末レポートの内容を、2つの異なる方法で分析して考察した後、模擬授業評価^{註1}の上位グループと下位グループの違いを見ていく。最初に「計量テキスト分析(テキストマイニング)」を用いた量的分析

を実施し、両者の大まかな傾向を比較する。続いて「テーマ分析」を用いて記述内容の質的分析を行うことで、2つのグループ間の共通点や相違点を明らかにし、振り返り活動の有効性を高める指導方法を考えていく。

2. 振り返り活動とメタ認知

2.1 アクティブラーニング型授業と振り返り

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」という答申(文部科学省, 2012)以降、大学では教育の成果を可視化することが求められ、アクティブラーニング型授業も導入されている。アクティブラーニング型授業においては、学生が学習活動に積極的に参加することが求められる。しかしながら、積極的に参加するだけで、スキルや能力が自然に身につくということではなく、常に自らの学習を振り返り、自己評価することが必要である。授業において何を学び、学んだ内容がどのような形で自分の今後の学習に応用できるのかという視点での振り返りの反復は重要であると言える。

Fink (2013) は、アクティブラーニングの構成要素として、2つの要素—経験 (Experiencing) と振り返り (Reflection) —を挙げている。大学教育において、学習内容の振り返りは重要な概念であると言えるが、アクティブラーニングなどの教授法の導入が先行する一方、振り返りにはあまり重点が置かれておらず、その効果の検証が不十分であるという指摘もある(和栗, 2010)。

図1 アクティブラーニングを促進する活動例

<p>経験 (Experiencing)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動：学習者が実際に参加する学習活動 実験、調査、ディベート、プレゼンテーション、ロールプレイなど 観察：学習する内容を「見たり」「聴いたり」すること 専門家や教師のデモンストレーションを見ること、ビデオの視聴など
<p>振り返り (Reflection)</p> <p>「何を」「どのように」学習したのかを意識する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の経験と学びをまとめたレポート (一人で振り返り)

・クラスでのディスカッション
(他者と一緒に行う振り返り)
他者との協働によって振り返りが促進される

(Fink (2013) p.120, Exhibit 4.1 に基づく)

教員養成課程における経験には、「英語科教育法」の授業中に自身が実施する模擬授業や教育実習校での授業体験が含まれ、加えて、他の学生の模擬授業や現場の教員の授業を観察することが含まれる。学生は、その都度、自身の教育活動を記録し、振り返りや改善を行うことになる。

Moon (2004) は、さらに学びを促進するための継続的振り返りの効果として、以下を挙げている。

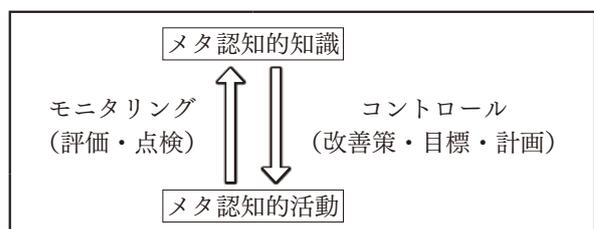
- ・知的な余地を拡大させ、学習ペースに余裕を持たせる。
- ・学びの当事者であるという意識を高めさせる。
- ・メタ認知 (metacognition) を促す。

3番目のメタ認知とは、自らの学びのプロセスや克服すべき課題を認識し、それらの知見を次回以降の経験(ここでは模擬授業や教育実習での授業)に活かすことができる能力である。常に授業の改善が求められる教員養成課程の学生にとって、振り返り活動の最も重要な目的は、このメタ認知の向上にあるとも言える。

2.2 メタ認知

「メタ認知」とは認知に対する認知、すなわち見る、聞く、話す、書く、理解する、考えるといった通常の認知活動をもう一段高いレベルからとらえた認知をさす。メタ認知は、知識(メタ認知的知識)と活動(メタ認知的活動)の二つに分けられ、メタ認知的活動は、モニタリングとコントロールの二つの働きを持っている(図2)。

図2 メタ認知モデルと振り返り



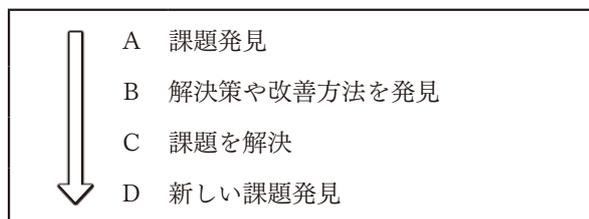
(Nelson, 1996 に基づく)

自分の活動を振り返って記録する行為は、学びの状況を客観視（メタ認知）し、その意味を考え、今後に活かす方法の見通しを持つことに直結する。例えば、学習者が自らモニタリングすることにより、「これまではテストで問題に急いで答えていたので読み間違いが多かった。」と気づいた場合、自らコントロールして「今回は焦らず冷静に取り組み、問題文をよく読もう。」などの具体的対策を考え実行するなど、モニタリングとコントロールは密接に関連して機能する。モニタリングした結果に基づいてコントロールを行い、コントロールの結果をモニタリングし、さらにコントロールを行うというように、両者は循環的に働き、メタ認知のレベルを上げていくと考えられる。

特に教職課程の学生の場合は、自ら実践した授業の記録の蓄積と、それをを用いた自己評価との親和性が高い。振り返りレポートの作成は、学生が自分の指導技術演習（＝活動）の内容を細かい部分（＝行為）に分割し、具体的に振り返り、次回の授業に向けた改善課題の発見へと導く効果を持つ。さらに、大学卒業までを通して振り返り活動を継続し、その記録を蓄積することにより、メタ認知の向上につながる効果的な指導も可能になると考えられる。

山本・白倉(2018)によると、メタ認知は次のように深化していく。

図3 メタ認知の深さ



Bの段階では、「自らの経験から意味を取り出せているか」どうか、そしてCの段階では、「達成理由を自己分析できているか」どうか重要な点となる。言うまでもなく、メタ認知育成のためには教員の適切な支援が必要である。単に振り返りレポートを評価するだけではなく、深化のモデルに基づいて各学生の振り返りレポートを分析し、それぞれの記述がより上位の段階に移行するように指導し、

指導の効果を検証していくことが求められている。

3. 英語科教育法の授業

英語教員養成課程における履修科目のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目」には英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解、各教科の指導法の5種類がある。そのうち最後の指導法には「英語科教育法I～IV」の4つの授業が属しており、すべての科目が必修となっている。つまり、学生は基本的に2年生と3年生で2科目ずつを履修し、それぞれの授業で模擬授業を実施する機会が与えられるということになる。今回の調査対象大学における履修内容と概要は以下の通りである。

英語科教育法I—英語教育の背景知識と教育方法を学び、指導案の基本的書き方を身につけ実践する。

英語科教育法II—中学校の英語教科書を使用し、指導案を作成して模擬授業を実施する。

英語科教育法III—高等学校の英語教科書を使用し、指導案を作成して模擬授業を実施する。

英語科教育法IV—ティーム・ティーチングの基本概念を学び、英語ネイティブ教員とともにティーム・ティーチングによる模擬授業を実施する。

上記英語科教育法の授業内で実施する模擬授業の長さや回数は、受講者数によって異なっている。

4. 調査1（量的分析）の概要と結果

4.1 調査対象と方法

2018年度から2019年度に、筆者の担当した「英語科教育法I～III」を履修した日本の私立大学の学生19名が「英語科教育法」授業の終了時に提出した振り返りレポートを分析対象とした。続いて、19名を模擬授業の成績で3つのグループに分け、そのうち上位グループ6名（＝以下Aグループ）と下位6名（＝以下Cグループ）を比較した。比較に際しては、多量なデータから有益な情報を引き

出すテキストマイニングという方法を用いた。データに統計処理を行いそれを可視化することにより、総単語数、単語出現頻度と共起表現を比較した。共起表現（共起ネットワーク）とは、文章中に出現する単語の出現パターンが似たものを線で結んだ図である。出現数が多い語ほど円が大きく、また、共起の程度が強いほど太い線で結ばれる。

4.2 結果と考察

まず、総単語数や文の数などの基本データを比較した（図4）。Aグループの方が単語数や文の数が多いことが分かるが、一文における平均単語数に大きな差は見られなかった。

図4 振り返りレポートの概要

グループ	総単語数 (語)	文章数 (文)	単語/文 (単語)
A	9168	254	36.1
C	7312	205	35.7

単語の出現頻度は、図5のようにワードクラウド^{注2}として描かれる。実際は名詞、動詞、形容詞について分析したが、動詞は「できる」「思う」「感じる」など、また形容詞は「多い」「難しい」「良い」などのように、特徴的な単語が見られなかったため、図6では名詞のみの比較を示す。

図5 ワードクラウド (Aグループの例)

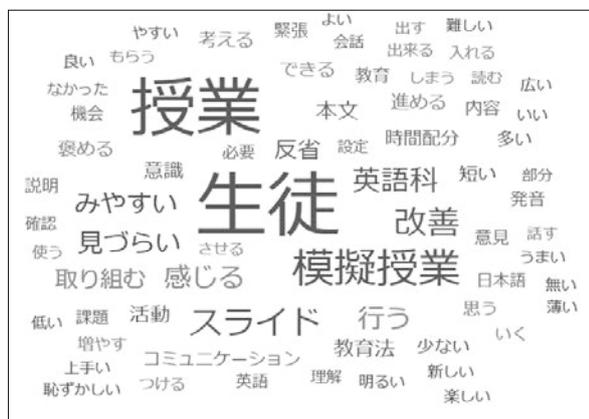


図6 名詞の出現頻度比較 (上位6位)

	Aグループ		Cグループ	
	単語	出現頻度	単語	出現頻度
1	授業	87	授業	67

2	生徒	72	生徒	43
3	改善	39	模擬授業	34
4	模擬授業	36	改善	24
5	活動	21	必要	18
6	説明	18	英語科	17

図6から分かるように、2つのグループ間で使用単語やその頻度に大きな差はなく、上位4位までの単語は全く同じであった。実際に図5を見た学生からは、「要素は伝わってくるが、単語が独立している印象」「単語同士の関係性がわからない」といった意見があった。単純な頻度比較では、記述内容の正確な分析や比較は難しいことが分かった。

しかしながら、両グループの学生が授業を振り返り、「生徒」や「活動」について、あるいは自分の「説明」について内省し、次の授業に向けての「改善」策を考えてレポートを作成したことは、単語の出現頻度から容易に推察できる。

最後に共起表現を比較した。図7と図8は、抽出語の共起ネットワークを示している。

図7 Aグループの共起ネットワーク

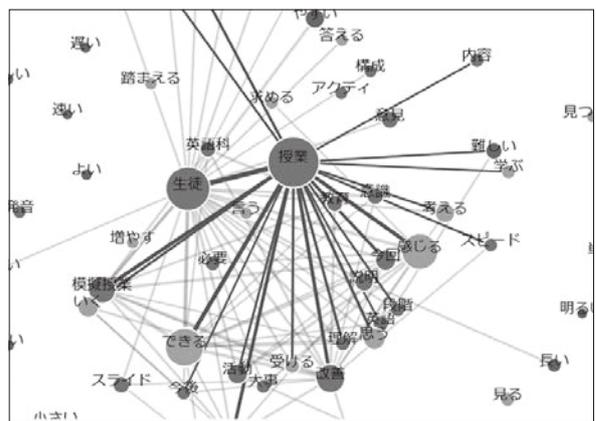
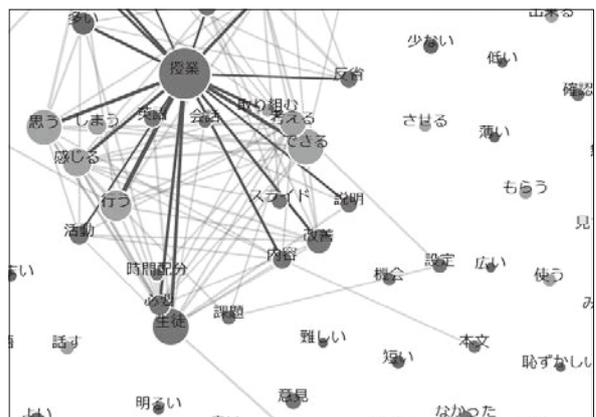


図8 Cグループの共起ネットワーク



このうち特に結びつきが強かった語を抽出しグループごとに示した（図9）。

図9 共起表現比較（上位5位）

	Aグループ		Cグループ	
	共起表現	回	共起表現	回
1	授業－生徒	42	授業－行う	30
2	できる－生徒	28	できる－授業	26
3	できる－授業	28	授業－生徒	25
4	授業－改善	21	できる－模擬授業	16
5	できる－模擬授業	20	授業－模擬授業	16

分析対象が英語模擬授業の振り返りレポートであるため、当然ながら、「授業」「生徒」という単語が中心となり、さまざまな語との共起関係を示している。実際の共起ネットワークでは、各品詞が異なる色で表示されるため、品詞間の共起関係も把握しやすい。学生からは、「単語のつながりやその頻度が一目でわかって理解しやすい」という意見がある一方、「つながりを示す線が多くて複雑すぎる」とのコメントもあった。

テキストマイニングを用いた量的調査では、両グループ間で顕著な違いは見られなかったが、学生の振り返りの文章の傾向を客観的に示すことができたことには意味があると思われる。では、2つのグループにおける振り返り記述には全く違いがないのだろうか。この点を確認するため、次章では質的分析を行い、メタ認知の深さとの関連を考察していく。

5. 調査2（質的分析）の概要と結果

5.1 調査対象と方法

対象は調査1と同じである（4.1参照）。調査2では、19名の振り返りレポートをテーマ分析を用いて文章レベルで調査し、その後グループAとグループCの学生の記述内容をメタ認知の変化に焦点を当てて比較した。

テーマ分析とは、質的内容分析（qualitative content analysis）^{注3}とも呼ばれ、質的研究で広く用いられている方法である。テキストデータの中から重要なものとして浮かび上がってくるテーマ

を探求することを目的としている。この分析方法により、学生の振り返りレポートを詳細に読み込み、履修生の記述内容からテーマを探索的に見出し、そのつながりのパターンを確認することができる。

5.2 結果と考察

学生は、「英語科教育法I」の授業で初めての模擬授業を経験して課題を発見し、振り返りレポートで解決方法を考える。続く「英語科教育法II」では、前回考えた解決策を実践し、その成果について振り返る。そこで新たな課題、あるいはより良い改善策を考えるというサイクルが、最も望ましい深化の型である（図10）。

振り返りシートを利用して、授業後に児童生徒の理解度や認知レベルの変容を調査した研究には、メタ認知を高める最後の段階として「一般化」（特定の問題からの類推）を含めているものもある（重松・吉岡，2012）が、本稿の分析では前述した4段階で考察を進めていく。

図10 メタ認知の段階

メタ認知の段階		I	II	III
A	課題発見	↓		
B	課題の解決法や改善策の発見	↓		↓
C	課題解決と自己分析		↓	↓
D	新たな課題の発見		↓	↓

* 図中のI～IIIは「英語科教育法I」～「英語科教育法III」を示す（図11～13も同様）

振り返りレポートをテーマ分析し、それぞれのテーマのつながりを探索した結果、大きく3つの型があることが明らかになった。これらを「成長型」「独立型」「深化型」と名付けた。振り返り記述文の多くは独立型に属しており、深化型に属する記述は最も少なかった。

まず「成長型」であるが、図11に示したように、文型指導とその定着というテーマに関して、課題発見→継続→解決方法という流れで、3つの授業の振り返り内容がつながっている。1年半という長期間での模擬授業体験があったからこそその振り

返り内容であり、記述内容には各段階を経ての成長が示されている。「一度聞いただけで身につく生徒はいない」の部分では、経験から意味を取り出すことができている。また、課題解決においては、パターン・プラクティス^{注4}の導入が解決の理由であるという自己分析ができている。

図11 成長型：課題発見→課題継続→解決方法

I	課題発見	基本構文を繰り返し、生徒に定着させることが必要だと思った。
II	課題継続	一度聞いただけで身につく生徒はいないので、何度も繰り返し聞かせる、言わせることで定着させなければいけないと思った。
III	解決方法	文型指導の際、パターン・プラクティスを取り入れることにより、授業をテンポよく進めることができるようになった。生徒に何度も問いかけたり、クイズ形式にするのも良いと思う。

2つ目は「独立型」である(図12)。それぞれの授業において、自らの経験や他の学生からのアドバイスに基づいて課題を発見し、改善策を提示できている。しかしながら、テーマには継続性が見られず、改善策の達成結果についての自己分析は全く行われていない。メタ認知レベルのさらなる向上を図るためには、テーマを設定して継続的に取り組むことと同時に、結果とその理由についても自己分析するよう指導していく必要がある。

図12 独立型：課題発見→解決方法

I	課題発見 解決方法	今回の授業では、説明のために黒板に絵を描いたが、生徒にノートを取らせてしまった。それは時間を要するほか、ノートを見直しても絵だけでは意味がわからない。見直した時に重要な点がわかるよう、英文と解説を板書する必要があると考える。
II	課題発見 解決方法	黒板の使用方法についての意見が多かった。黒板を使用した答え合わせにおいて、重要構文に下線を引くなどの工夫をすべきだと思った。

III	課題発見 解決方法	今回はパワーポイント(以下PPT)を使用した。PPTはその場で簡単に修正ができないため、間違いがないかどうかを事前に十分確認する必要があったが、やはり見逃しがあった。間違った部分は板書するなど、生徒が間違っても覚えやすいようにする必要がある。
-----	--------------	---

3つ目は「深化型」である(図13)。他の学生の模擬授業に参加してパワーポイントの有用性に気づき、自分の授業への導入を試みている。さらに、自らの授業実践に基づいた課題を発見し、次回の授業での改善につなげている。3つの学期にまたがる模擬授業の体験において、継続的に一つの課題について省察し、活動を個々の目的意識的な「行為」に細分化して自己分析と自己評価ができている。メタ認知の深化として理想的なパターンと言える。

図13 深化型：課題発見→解決方法→新課題発見

I	課題発見 解決方法	他の学生の模擬授業を受けていてパワーポイント(以下PPT)の効果に気づいた。PPTを使った授業の方が生徒の興味関心を集めており、授業に積極的な姿勢を見せる生徒が多かった。次回からはPPTを積極的に取り入れたい。
II	解決方法 結果 課題発見	PPTを使用し、黒板は使用しない授業に挑戦した。事前にPPTを作成することにより授業全体の見通しが立ち、進行がスムーズになった。授業内で焦った時でも、スライドを見て精神的に立て直すことができた。授業をするまでは気づかなかつたが、生徒の視線を一点に集めることができ、授業を進めやすかった。しかし、PPTを使用した授業の時間配分に慣れていないため、活動時間が予定通りにいかなかった。
III	解決方法 結果 課題発見	今回の目標の一つは、全員に発言の機会を設けることであった。PPTの使用によって20分の短い時間で全員を指名することができたのは成長できた点だと思う。しかし、

	解決方法	答えがわからない生徒への対応について指摘されたので、生徒にプレッシャーを与えないようにしながらヒントを出して考えさせる指導を工夫していきたい。
--	------	---

振り返りレポートの質的分析の結果、3つの型の存在が明らかになったが、これらの型について模擬授業の成績で比較したところ非常に興味深い傾向が見られた。模擬授業の成績上位グループでは「深化型」が多用されていたのに対し、他のグループ（中位と下位）では「成長型」と「独立型」が混在し、「深化型」に分類される記述が全く見られなかったのである。この結果だけで単純に結論を導くことはできないが、振り返り記述に見られる一つの傾向として特筆すべき点であり、今後の指導への示唆を含んでいると言えるだろう。

6. おわりに

本論文の目的は、教職課程履修学生が自分の模擬授業についてまとめた振り返りレポートを分析し、今後の振り返り活動指導への知見を得ることであった。量的調査と質的調査の2種類の調査を実施し、さらにその結果を成績上位グループと下位グループでも比較した。

まずテキストマイニングを用いた量的調査では、2つのグループ間で大きな違いは見られなかった。ワードクラスターや共起ネットワークは、学生が自らの経験について概観することに対しては有効かもしれないが、その経験を次の模擬授業でどのように活かしていくかという点に関しての有用性は低いと思われる。言語の曖昧さの影響、すなわち言葉の前後関係を考慮して書き手の意図を分析することが困難だからである。しかしながら、この分析手法は、中学校や高等学校の生徒が授業内容をどのように理解しているかを把握するには大いに役立つのではないだろうか。データの全体像を統計的にかつ客観的に提示できるため、授業担当者として生徒の学習の状況や変容を把握し、次の授業に反映させることが容易になる。この意味で、教職課程履修中の学生がこの分析方法に慣れ

親しむことは貴重な経験になると思われる。

次に、質的内容分析を用いた質的調査では、記述内容において「成長型」「独立型」「深化型」の3つのパターンが存在することが分かり、模擬授業の評価が高いグループのみに「深化型」が見られることが明らかになった。

振り返りレポートを書くことは、模擬授業の課題を発見し、その改善方法を考え、課題解決に結びつけるという振り返りの内在化を促すことができる。しかしながら、メタ認知能力をさらに深化させるためには教員の積極的な支援が必要となる。そこで、今回の調査結果に基づき以下の3点を提案したい。

1) メタ認知を働かせることの良さに気づかせる

新学習指導要領では自律的な学びの実現には「見通し」と「振り返り」が重要だとされている。学習内容を振り返り、学習内容を自らとつなげて自己変容を自覚する振り返りの効果に気づかせることが大切である。教員は、実例を示しながら言語化して具体的に指導していくことが求められる。「模擬授業後に振り返りレポートを書くことで、具体的にどの項目がどういう理由で良くなったのかを自覚することができた」という記述に見られるような認知活動を促すことが大切である。

2) メタ認知は長期的に指導する必要がある

半年間の「英語科教育法」の授業で達成できることは限られている。「英語科教育法I～IV」の2年間の授業を通じての長期的指導が肝要となる。そのためには、教職課程に携わる教員の共通認識と連携がますます重要となるだろう。

3) 新たな振り返りシートの策定

言語教師のための省察ツールである「言語教師のポートフォリオ」(J-POSTL)^{注5}では、指導技術の項目ごとに数字で変化を表す仕組みを導入している。振り返りにおいては、数字に加えて、各自の課題やテーマ別に、改善方法、結果、その理由という記述ができる振り返りシートを作成することを提案したい。学生は同じシートを卒業時まで継続して使用でき、自らの変化を確認できると同時に、メタ認知の深化を促す効果もあると考えられる。デジタル化して保存しておけば、自己分析も容易になるだろう。

本調査では分析対象者が少なく、模擬授業の成績別グループ間における差異が明確に示せなかった。また、質的分析についても仮説立てに留まるものであり、今後さらに対象者を増やして分析を続ける必要がある。新しい振り返りシートを用いた指導を始め、振り返り活動が実際の模擬授業の改善にどのような影響を及ぼすかという点についても継続的に観察していく必要があると思われる。

注

- 1 模擬授業の評価は、授業構成、授業内容（運営、学習言語への焦点など）、学習者の活動、教材の項目について指導者が評価し総合点を算出した。
- 2 テキストマイニングでは、与えられた文書の中でその単語がどれだけ特徴的であるかによってスコアが与えられる。その単語の出現回数に連動することが多いが、「言う」「思う」「考える」など、どのような種類の文書にも現れやすいような単語についてはスコアが低めになる。図5の例では、「生徒」の出現回数は72回でスコアは114.12と最も高く、「授業」の出現回数は87回と多いが、スコアは69.78となっているため、スコアに応じた大きさになっている。ワードクラウドでは、それぞれの単語のスコアに応じて単語の大きさが決まる。
- 3 この用語はMarryingによって1980年代に使用され始め、質的研究では広く用いられている分析方法である。広義では、コミュニケーションの言語メッセージに関する分析全般を指すと考えることもできる。研究者によって大きく定義が異なり、テーマと同じ意味でパターンやカテゴリーをいう用語を用いることもある。この分析方法は、ある状況やそれを経験しているプロセスにいる対象者（本稿では英語教職履修課程の学生）の自由記述から、対象者がそのテキストに込めた意味や経験の解釈を探求するのに適している（竹内・水本、2012）。
- 4 目標となる文型や文法事項を反復練習した後で、文をさまざまに言い換えることにより、

目標の文型や文法事項を正確に表出できるようにする練習方法。

- 5 JACET教育問題研究会によって開発された、授業力自己評価記述文を含んだ振り返りのためのツールである。全7分野（1教育環境、2教授法、3教授資料の入手先、4授業計画、5授業実践、6自立学習、7評価）に関する記述文で計96項目に及ぶ。例えば授業内容に関する項目には、「言語や文化の関りを理解できるような活動を立案できる。」があり、5段階で継続的な自己評価を実施するように設計されている。英語教職課程の学生には96項目が、現役英語教師には115項目が用意されている。

参考文献

- 重松敬一・吉岡睦美 (2012) 「中学生のメタ認知育成のための振り返りシート活用の実践的研究」『奈良教育大学紀要』第61巻第1号（人文・社会），121-133.
- 竹内理・水本篤 (2012) 『外国語教育研究ハンドブック：研究手法のより良い理解のために』松柏社，東京.
- 三宅なほみ (1997) 『インターネットの子どもたち—今ここに生きる子ども』岩波書店，東京.
- 三宅なほみ，白水始 (2002) 『内省』日本認知科学会（編）認知科学辞典，共立出版，東京.
- 文部科学省 (2012) 「新たな未来を築くための大学教育の質的変換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」中央教育審議会答申.
- 山本成代・白倉美里 (2018) 「学生のコメント分析から見たディクトグロスの有効性」言語教育エキスポ2018，口頭発表.
- 和栗百恵 (2010) 「『ふりかえり』と学習—大学教育におけるふりかえり支援のために—」『国立教育政策研究所紀要』第139集，85-100.
- Fink, L.D. (2013) *Creating Significant Learning Experiences – An integrated Approach to Designing College Courses*, San Francisco: Jossey-Bass.
- Moon, Jennifer (2004) *A Handbook of Reflective and*

Experiential Learning: Theory and Practice,
London: Routledge.

Nelson, T.O. (1996) Consciousness and meta-cognition. *American Psychologist*, 51, 102-116.

Schön, D.A. (1983) *The Reflective Practitioner: How Professionals think in action*. New York: Basic Books.

本稿には、国際文化表現学会2018東京研究会における口頭発表の一部が含まれている。

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図—1、表—1、写真—1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, *73 Columbia Law Review* [または *Colum. L. Rev.*] 555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels”, *Archiv des öffentlichen Rechts* [または *AoR*] 91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l’étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit* [または *APD*] 13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

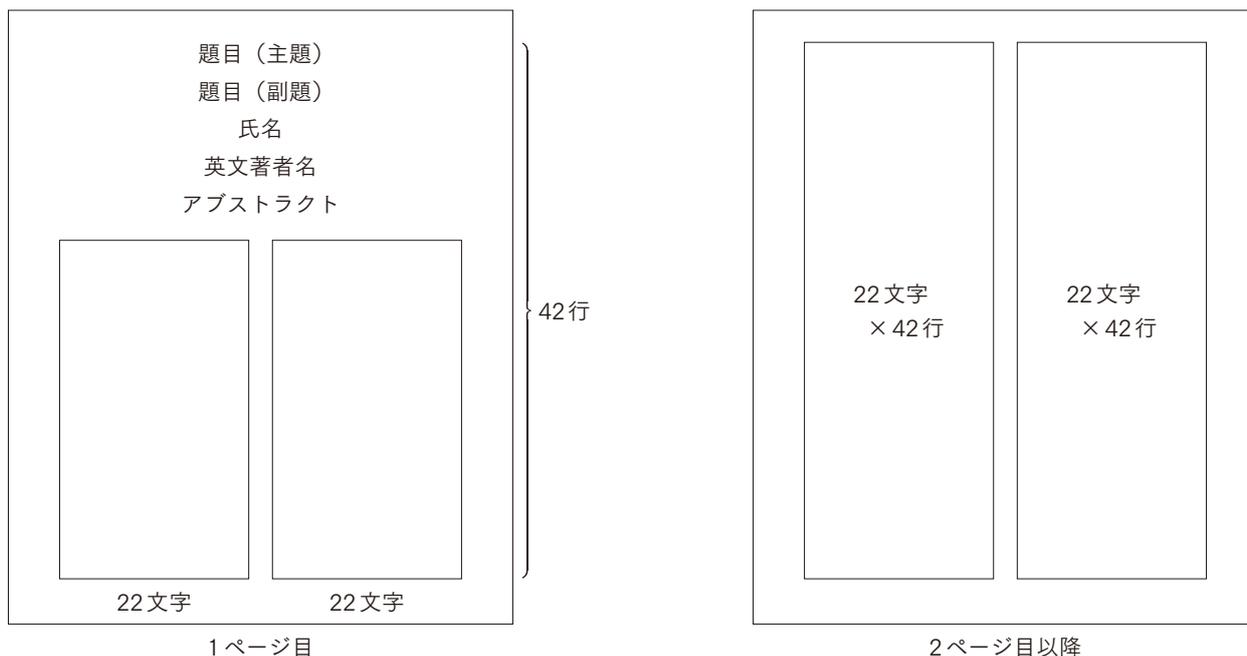
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以 上

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS
Vol.42, Consolidated Edition February 2022
CONTENTS

ARTICLES

- Impact of the dissolution of the Soviet Union and the response of the Chinese Communist Party
..... Akira ISHII ... 1
- A Study about disclosure in English on eligible companies to be listed on the coming Prime Market
..... Tsutomu TATEMIYA ... 11
- Global Governance for Safety and Sustainability of Space Activities: Efforts in Private Sector
..... Yuichiro NAGAI ... 21
- Analyses on the Publication of *Mujinzo-Ban*
—Language Textbooks by Ichiro Watanabe for *Numazu Heigakko*— Michio ASAKAWA ... 35
- Two Considerations of Technology and Atomic Energy
—Centering around Heidegger and Jaspers— Akihiko HIRANO ... 47
- A study on Fumiko Kaneko —Acceptance of Max Stirner— Takako YASUMOTO ... 61
- The Actual Conditions and Background of Recreational Activities during the Period of Rapid Economic
Growth as Seen in the National Recreation Conferences Shuji KATO ... 71
- Reconstruction of memory in Dora Bruder of Patrick Modiano Mariko BANDO ... 81
- A Study of the Background of the Kanchazu Island Incident and the Initial Action of the Kwantung Army
—Focusing on Issues up to the Sinking of a Soviet Gunboat Kota KASAHARA ... 93

RESEARCH NOTES

- Peace conditions of Ministry of Foreign Affairs of Japan in the Sino – Japanese War
—About “Draft Agreements” of 1938— Kenji KISHIDA ... 103
- Practical Research on ‘Reflection’ for Fostering Metacognition in Pre-service English Teacher Education
..... Hiroko HAENOUCHE ... 115

執筆者一覧

〈掲載順〉

石井 明	日本大学国際関係学部	客員教授
建宮 努	日本大学国際関係学部	教授
永井雄一郎	日本大学国際関係学部	助教
浅川 道夫	日本大学国際関係学部	教授
平野 明彦	日本大学国際関係学部	教授
安元 隆子	日本大学国際関係学部	教授
加藤 秀治	日本大学国際関係学部	助教
坂東真理子	日本大学国際関係学部	非常勤講師
笠原 孝太	日本大学国際関係学部	助教
岸田 健司	日本大学国際関係学部	非常勤講師
生内 裕子	日本大学国際関係学部	教授

国際関係研究

第42巻 合併号

令和4年2月28日 発行

編集者 渡 邊 武 一 郎
発行所 日本大学国際関係学部
国際関係研究所
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
電話 055-980-0808
FAX 055-980-0879
印刷所 みどり美術印刷株式会社
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.42, Consolidated Edition February 2022

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<https://www.ir.nihon-u.ac.jp/>